

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 令和元年7月31日
【計算期間】 第4期(自 平成30年2月1日 至 平成31年1月31日)
【ファンド名】 ジャパン・オフショア・ファンド・シリーズ-NM世界投資適格社債ファンド
(Japan Offshore Fund Series -
NM Global Investment Grade Corporate Bond Fund)
【発行者名】 BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド
(BNY Mellon International Management Limited)
【代表者の役職氏名】 取締役 スコット・レノン
(Scott Lennon, Director)
【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1-9008、グランド・ケイマン、
ジョージ・タウン、ホスピタル・ロード27、
ケイマン・コーポレート・センター、
ウォーカーズ・コーポレート・リミテッド気付
(c/o Walkers Corporate Limited, Cayman Corporate Centre,
27 Hospital Road, George Town,
Grand Cayman, KY1-9008, Cayman Islands)
【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健
【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健
同 廣本文晴
【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
【電話番号】 03(6212)8316
【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

(注1) 米ドルの円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、令和元年5月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=109.36円)によります。以下、米ドルの円金額表示はすべてこれによります。

(注2) ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されていますが、ファンド証券は、円建てまたは米ドル建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り、円または米ドルをもって行います。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、適宜の単位に四捨五入している場合があります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(注4) 本書の中で、計算期間(以下「会計年度」ともいいます。)とは、2月1日に始まり翌年の1月31日に終了する1年をいいます。ただし、第1会計年度は、2015年7月30日から2016年1月31日までの期間をいいます。

(注5) 用語の定義については、本書別紙「定義」を参照のこと。

(注6) 本報告書は、下記のファンドを統合し、作成しています。

	ファンド名	EDINETコード
1	ジャパン・オフショア・ファンド・シリーズ - NM世界投資適格社債ファン ド(旧名称 B NYメロン・ジャパン・オフショア・ファンド・シリーズ - NM世界投資適格社債ファンド 円投資型1507 / 米ドル投資型1507)	G11197
2	B NYメロン・ジャパン・オフショア・ファンド・シリーズ - NM世界投資 適格社債ファンド 円投資型1510 / 米ドル投資型1510	G11328
3	B NYメロン・ジャパン・オフショア・ファンド・シリーズ - NM世界投資 適格社債ファンド 円投資型1601 / 米ドル投資型1601	G11495
4	B NYメロン・ジャパン・オフショア・ファンド・シリーズ - NM世界投資 適格社債ファンド 円投資型1605 / 米ドル投資型1605	G11681
5	ジャパン・オフショア・ファンド・シリーズ - NM世界投資適格社債ファン ド 円投資型1609 / 米ドル投資型1609	G12182
6	ジャパン・オフショア・ファンド・シリーズ - NM世界投資適格社債ファン ド 円投資型1611 / 米ドル投資型1611	G12309
7	ジャパン・オフショア・ファンド・シリーズ - NM世界投資適格社債ファン ド 円投資型1701 / 米ドル投資型1701	G12375
8	ジャパン・オフショア・ファンド・シリーズ - NM世界投資適格社債ファン ド 円投資型1703 / 米ドル投資型1703	G12448
9	ジャパン・オフショア・ファンド・シリーズ - NM世界投資適格社債ファン ド 円投資型1706 / 米ドル投資型1706	G12529
10	ジャパン・オフショア・ファンド・シリーズ - NM世界投資適格社債ファン ド 円投資型1709 / 米ドル投資型1709	G12660
11	ジャパン・オフショア・ファンド・シリーズ - NM世界投資適格社債ファン ド 円投資型1712 / 米ドル投資型1712	G12799
12	ジャパン・オフショア・ファンド・シリーズ - NM世界投資適格社債ファン ド 円投資型1802 / 米ドル投資型1802	G12854
13	ジャパン・オフショア・ファンド・シリーズ - NM世界投資適格社債ファン ド 円投資型1803 / 米ドル投資型1803	G12900
14	ジャパン・オフショア・ファンド・シリーズ - NM世界投資適格社債ファン ド 円投資型1806 / 米ドル投資型1806	G13006
15	ジャパン・オフショア・ファンド・シリーズ - NM世界投資適格社債ファン ド 円投資型1809 / 米ドル投資型1809	G13094
16	ジャパン・オフショア・ファンド・シリーズ - NM世界投資適格社債ファン ド 円投資型1812 / 米ドル投資型1812	G13196

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

NM世界投資適格社債ファンド（以下「ファンド」といいます。）は、アンブレラ・ファンドであるジャパン・オフショア・ファンド・シリーズ（以下「トラスト」といいます。）のシリーズ・トラストです。なお、アンブレラとは、一つの投資信託の下で一つまたは複数の投資信託（シリーズ・トラスト）を設定できる仕組みです。2019年7月31日現在、トラストはファンドを含め5本のシリーズ・トラストにより構成されています。シリーズ・トラストは一つまたは複数のクラスで構成されます。2019年7月31日現在のファンドのクラスは、円投資型1507、米ドル投資型1507、円投資型1510、米ドル投資型1510、円投資型1601、米ドル投資型1601、円投資型1605、米ドル投資型1605、円投資型1609、米ドル投資型1609、円投資型1611、米ドル投資型1611、円投資型1701、米ドル投資型1701、円投資型1703、米ドル投資型1703、円投資型1706、米ドル投資型1706、円投資型1709、米ドル投資型1709、円投資型1712、米ドル投資型1712、円投資型1802、米ドル投資型1802、円投資型1803、米ドル投資型1803、円投資型1806、米ドル投資型1806、円投資型1809、米ドル投資型1809、円投資型1812、米ドル投資型1812、円投資型1903および米ドル投資型1903の各クラスです。

（注）日本において、ファンドの名称について「ジャパン・オフショア・ファンド・シリーズ」を省略することがあります。

トラストは、2010年6月22日に受託会社と管理会社との間で締結された基本信託証書（変更済み。以下「基本信託証書」といいます。）により、ケイマン諸島法に基づき設定された、オープン・エンド型アンブレラ型ユニット・トラストであり、別個のポートフォリオまたはシリーズ・トラストがトラストの勘定の中に設定され、これに、関係するシリーズ・トラストに帰属する資産および負債が充当されます。各シリーズ・トラストごとに受益証券が発行されます。

ファンドの円投資型1507受益証券（以下「円投資型1507」といいます。）、円投資型1510受益証券（以下「円投資型1510」といいます。）、円投資型1601受益証券（以下「円投資型1601」といいます。）、円投資型1605受益証券（以下「円投資型1605」といいます。）、円投資型1609受益証券（以下「円投資型1609」といいます。）、円投資型1611受益証券（以下「円投資型1611」といいます。）、円投資型1701受益証券（以下「円投資型1701」といいます。）、円投資型1703受益証券（以下「円投資型1703」といいます。）、円投資型1706受益証券（以下「円投資型1706」といいます。）、円投資型1709受益証券（以下「円投資型1709」といいます。）、円投資型1712受益証券（以下「円投資型1712」といいます。）、円投資型1802受益証券（以下「円投資型1802」といいます。）、円投資型1803受益証券（以下「円投資型1803」といいます。）、円投資型1806受益証券（以下「円投資型1806」といいます。）、円投資型1809受益証券（以下「円投資型1809」といいます。）および円投資型1812受益証券（以下「円投資型1812」といいます。）（以下、円投資型1507、円投資型1510、円投資型1601、円投資型1605、円投資型1609、円投資型1611、円投資型1701、円投資型1703、円投資型1706、円投資型1709、円投資型1712、円投資型1802、円投資型1803、円投資型1806、円投資型1809および円投資型1812を総称して「円投資型受益証券」といいます。）は円建て、米ドル投資型1507受益証券（以下「米ドル投資型1507」といいます。）、米ドル投資型1510受益証券（以下「米ドル投資型1510」といいます。）、米ドル投資型1601受益証券（以下「米ドル投資型1601」といいます。）、米ドル投資型1605受益証券（以下「米ドル投資型1605」といいます。）、米ドル投資型1609受益証券（以下「米ドル投資型1609」といいます。）、米ドル投資型1611受益証券（以下「米ドル投資型1611」といいます。）、米ドル投資型1701受益証券（以下「米ドル投資型1701」といいます。）、米ドル投資型1703受益証券（以下「米ドル投資型1703」といいます。）、米ドル投資型1706受益証券（以下「米ドル投資型1706」といいます。）、米ドル投資型1709受益証券（以下「米ドル投資型1709」といいます。）、米ドル投資型1712受益証券（以下「米ドル投資型1712」といいます。）

ます。)、米ドル投資型1802受益証券（以下「米ドル投資型1802」といいます。）、米ドル投資型1803受益証券（以下「米ドル投資型1803」といいます。）、米ドル投資型1806受益証券（以下「米ドル投資型1806」といいます。）、米ドル投資型1809受益証券（以下「米ドル投資型1809」といいます。）および米ドル投資型1812受益証券（以下「米ドル投資型1812」といいます。）（以下、米ドル投資型1507、米ドル投資型1510、米ドル投資型1601、米ドル投資型1605、米ドル投資型1609、米ドル投資型1611、米ドル投資型1701、米ドル投資型1703、米ドル投資型1706、米ドル投資型1709、米ドル投資型1712、米ドル投資型1802、米ドル投資型1803、米ドル投資型1806、米ドル投資型1809および米ドル投資型1812を総称して「米ドル投資型受益証券」といいます。）は米ドル建てです（以下、円投資型受益証券および米ドル投資型受益証券を個別にまたは総称して「ファンド証券」または「受益証券」といいます。）。

円で受領した申込金額は米ドルに転換され、米ドルで受領した申込金額と合わせて副投資運用会社は投資ポートフォリオを米ドルで運用します。また、投資ポートフォリオの会計通貨も米ドルです。

ファンドの投資目的は、主に、米ドル、ユーロ、英ポンド、豪ドルその他の通貨建てで、発行体の実質的な国が経済協力開発機構（O E C D）加盟国などである社債への投資を通じて、債券市場のリターンと概ね一致する範囲でファンドの資産価値を中長期的に維持したまま成長させることを目指しつつ、安定したインカムの獲得を追求することです。

（注）「発行体の実質的な国」とは、経営の本拠地、発行体の収益の大部分を生み出す国等の要素を考慮して判断されます。

ファンド証券の存続期間は7年間であり、発行日から7年目の日または当該日が営業日でない場合には直前の営業日に、当該日の評価時点で決定される1口当たり純資産価格で償還されます。ただしファンドは、一定の状況下で早期に償還するか、適用法令によって償還するか、ファンドの純資産総額が1,000万米ドル以下となり、管理会社がファンドの償還を決定した旨を書面により受託会社に対して通知した場合には償還する予定です。

各クラスの発行日ならびに発行日から7年目の日（当該日が営業日でない場合には直前の営業日）は以下のとおりです。

クラス	発行日	発行日から7年目の日（当該日が営業日でない場合には直前の営業日）
円投資型1507、米ドル投資型1507	2015年7月30日	2022年7月29日
円投資型1510、米ドル投資型1510	2015年10月29日	2022年10月28日
円投資型1601、米ドル投資型1601	2016年1月28日	2023年1月27日
円投資型1605、米ドル投資型1605	2016年5月27日	2023年5月26日
円投資型1609、米ドル投資型1609	2016年9月29日	2023年9月29日
円投資型1611、米ドル投資型1611	2016年11月29日	2023年11月29日
円投資型1701、米ドル投資型1701	2017年1月30日	2024年1月30日
円投資型1703、米ドル投資型1703	2017年3月30日	2024年3月29日
円投資型1706、米ドル投資型1706	2017年6月29日	2024年6月28日
円投資型1709、米ドル投資型1709	2017年9月28日	2024年9月27日
円投資型1712、米ドル投資型1712	2017年12月21日	2024年12月20日
円投資型1802、米ドル投資型1802	2018年2月22日	2025年2月21日
円投資型1803、米ドル投資型1803	2018年3月29日	2025年3月28日
円投資型1806、米ドル投資型1806	2018年6月28日	2025年6月27日
円投資型1809、米ドル投資型1809	2018年9月27日	2025年9月26日
円投資型1812、米ドル投資型1812	2018年12月20日	2025年12月19日

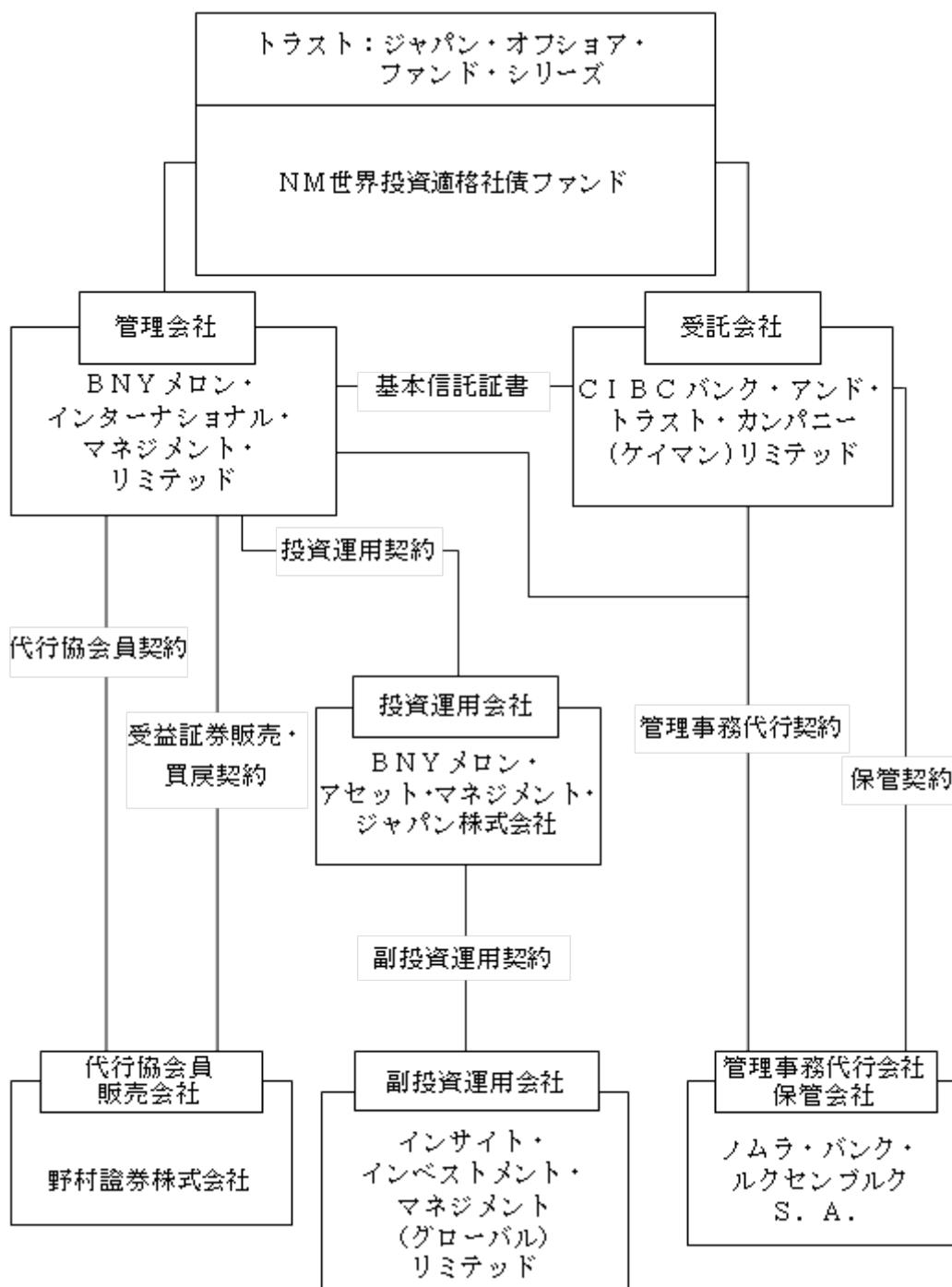
ファンドにおける信託金の限度額の定めはありません。

(2) 【ファンドの沿革】

1979年12月21日	管理会社の設立
2010年 6月22日	基本信託証書締結
2010年 8月 2日	基本信託証書を変更する補足信託証書締結
2012年12月10日	基本信託証書を変更する補足信託証書締結
2015年 6月 2日	ファンドに係る補足信託証書締結
2015年 7月30日	円投資型1507および米ドル投資型1507の運用開始
2015年10月29日	円投資型1510および米ドル投資型1510の運用開始
2016年 1月28日	円投資型1601および米ドル投資型1601の運用開始
2016年 5月23日	トラストの名称変更
2016年 5月27日	円投資型1605および米ドル投資型1605の運用開始
2016年 7月29日	「B N Y メロン・ジャパン・オフショア・ファンド・シリーズ - NM世界投資適格社債ファンド 円投資型1507 / 米ドル投資型1507」から「ジャパン・オフショア・ファンド・シリーズ - NM世界投資適格社債ファンド」に名称を変更
2016年 9月29日	円投資型1609および米ドル投資型1609の運用開始
2016年11月29日	円投資型1611および米ドル投資型1611の運用開始
2017年 1月30日	円投資型1701および米ドル投資型1701の運用開始
2017年 3月30日	円投資型1703および米ドル投資型1703の運用開始
2017年 6月29日	円投資型1706および米ドル投資型1706の運用開始
2017年 9月28日	円投資型1709および米ドル投資型1709の運用開始
2017年12月21日	円投資型1712および米ドル投資型1712の運用開始
2018年 2月22日	円投資型1802および米ドル投資型1802の運用開始
2018年 3月29日	円投資型1803および米ドル投資型1803の運用開始
2018年 6月28日	円投資型1806および米ドル投資型1806の運用開始
2018年 9月27日	円投資型1809および米ドル投資型1809の運用開始
2018年12月20日	円投資型1812および米ドル投資型1812の運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
B NYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド	管理会社	2010年6月22日付で基本信託証書(改訂済み)および2015年6月2日付でファンドに係る補足信託証書(以下、「基本信託証書」と合わせて「信託証書」といいます。)を受託会社と締結。ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しならびにファンドの償還について規定しています。
CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド	受託会社	信託証書を管理会社と締結。上記に加え、ファンドの資産の受託会社としての業務について規定しています。
ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.	管理事務代行会社 保管会社	2015年6月2日に管理会社および受託会社との間で管理事務代行契約(注1)を締結。ファンドの管理事務代行業務について規定しています。また、2015年6月2日に受託会社との間で保管契約(注2)を締結。ファンドに対する保管業務の提供について規定しています。
B NYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社	投資運用会社	2015年6月2日に管理会社との間で投資運用契約(注3)を締結。ファンド資産の投資および再投資に関する投資運用業務の提供について規定しています。
インサイト・インベストメント・マネジメント(グローバル)リミテッド	副投資運用会社	投資運用会社との間で、副投資運用契約(注4)を締結。ファンド資産の投資および再投資に関する副投資運用業務の提供について規定しています。
野村證券株式会社	代行協会員 販売会社	2015年6月4日付で管理会社との間で代行協会員契約(注5)および受益証券販売・買戻契約(注6)を締結。代行協会員業務およびファンド証券の販売業務・買戻しの取次業務についてそれぞれ規定しています。

(注1) 管理事務代行契約とは、管理会社および受託会社によって任命された管理事務代行会社が計算および評価ならびにその他の管理事務代行業務をファンドに提供することを約する契約です。

(注2) 保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し保管業務を提供することを約する契約です。

(注3) 投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、ファンド資産の投資および再投資に関する投資運用業務を提供することを約する契約です。

(注4) 副投資運用契約とは、副投資運用会社が、投資運用会社に対し、ファンド資産の投資および再投資に関する投資運用業務につき再委任を受けて、かかる再委任に基づき副投資運用業務を提供することを約する契約です。

(注5) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンド証券に関する目論見書の配布、ファンド証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約です。

(注6) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約です。

管理会社の概況

() 設立準拠法

管理会社は、ケイマン諸島において設立された有限責任会社です。

() 事業の目的

管理会社の事業の目的は、あらゆる種類の金融、商取引およびトレーディング業務ならびに銀行および信託業務を遂行し、引受け、また、これらの目的のいずれかに関連して差支えなく行うことのできるその他の業務を営むことを含みます。

() 資本金の額

2018年12月末日現在、管理会社の資本金の額は246,310円（全額払込済）、発行済株式数は、普通株式1,000株および償還可能優先株式1,000株です。

定款およびケイマン諸島会社法（2018年改訂）に定める以外に、管理会社が発行する株式数の上限に関する制限はありません。

() 会社の沿革

1979年12月21日設立

2008年10月1日社名を「メロン・インターナショナル・インベストメント・コーポレーション」から「B NYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド」に変更

() 大株主の状況

(2018年12月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
エムピーシー・インベストメント・メンツ・コーポレーション	アメリカ合衆国、デラウェア州、 ウィルミントン、 ベルビューパークウェイ301	2,000株(注)	100%

(注) 内訳は、普通株式1,000株および償還可能優先株式1,000株です。

(4)【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

トラストには、ケイマン諸島の信託法（2018年改訂）（以下「信託法」といいます。）が適用されるほか、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2019年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。）の規制も受けます。

準拠法の内容

(a) 信託法

ケイマン諸島の信託法は、基本的には英國の信託法に従っており、英國における信託法および信託に関する判例法のほとんどの部分を採用しています。さらに、ケイマン諸島の信託法は、英國の1925年受託者法を実質的に基礎としています。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託会社は、一般的に保管者としてこれを保持します。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務を負います。その職務、義務および責任の詳細は、信託証書に記載されます。

大部分のユニット・トラストは、また、免除信託として登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除きます。）受益者としない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免除信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さない旨の保証を取得することができます。

信託は、150年まで存続することができ、場合により、無期限に存続できます。

免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

(b) ミューチュアル・ファンド法

後記「(6)監督官庁の概要」を参照のこと。

(c) 一般投資家向け投資信託（日本）規則

一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改正）（以下「ミューチュアル・ファンド規則」といいます。）は、日本で公衆に向けて販売されるケイマン諸島の一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものです。

ミューチュアル・ファンド規則は、新たな一般投資家向け投資信託に対し、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」といいます。）への投資信託免許の申請を義務づけています。かかる投資信託免許の交付には、CIMAが適当とみなす条件の適用があります。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は、ミューチュアル・ファンド規則に従って事業を行わねばなりません。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託の設立文書に、証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、純資産総額ならびに証券の発行価格および買戻価格の計算方法、証券の発行条件（証券に付隨する権利および制限の変更にかかる条件および状況（もしあれば）を含みます。）、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しまたは買戻しの中止の条件ならびに監査人の任命の条項を入れることを義務づけています。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託に対し、ミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAが承認した管理事務代行会社を任命し、維持することを義務づけています。管理事務代行会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資家および管理事務代行会社以外の業務提供者に対し、当該変更の1か月前までに書面で通知しなければなりません。一般投資家向け投資信託は、CIMAの事前承認を得ない限り、管理事務代行会社を変更することができません。

また、管理事務代行会社は、投資家名簿の写しを通常の営業時間中に投資家が閲覧できるようにし、かつ、請求に応じて証券の最新の発行価格、償還価格および買戻価格を無料で提供しなければなりません。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、同等の法域（以下に定義します。）またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社（もしくはプライムプローカー）を任命し、維持しなければなりません。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は、当該変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家および保管会社以外の業務提供者に通知しなければなりません。「同等の法域」とは、犯罪収益に関する法律（2019年改訂）の下でケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止対策グループにより承認された法域をいいます。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、同等の法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければなりません。投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家および投資顧問会社以外の業務提供者に当該変更について通知しなければなりません。さらに、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者の事前の承認を要します。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求されます。

一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家に配付しなければなりません。また、中間財務諸表については当該投資信託の英文目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すればよいものとされています。

（5）【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

（a）ケイマン諸島金融庁への開示

トラストは英文目論見書を発行しなければなりません。英文目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資しようとする者がトラストに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなしうるために必要なその他の情報を記載し、また規則の要求する情報を記載しなければなりません。英文目論見書は、トラストについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければなりません。

トラストは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。監査人は、監査の過程においてトラストに以下に掲げるいずれかの事由があると信すべき理由があることを知ったときは、CIMAに報告する法的義務を負います。

- ・弁済期に義務を履行できないか、または履行できないことが見込まれること。
- ・投資者または債権者の利益を害する方法でその事業を遂行している、もしくは遂行することを意図している、または任意解散を行おうとしていること。
- ・会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行している、または遂行することを意図していること。
- ・詐欺的または犯罪的な方法で事業を遂行している、または遂行しようとしたこと。
- ・ミューチュアル・ファンド法もしくはそれに基づいて定められた規則、金融庁法（2018年改訂）、マネー・ロンダリング防止規則（2018年改訂）または免許の条件を遵守せずに、事業を遂行している、または遂行しようと意図していること。

ファンドの監査人は、プライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島です。

管理事務代行会社は、ファンド資産の一部または全部が目論見書に記載された投資目的および投資制限に従った投資がされていないこと、または受託会社もしくは管理会社がその設立文書または目論見書に定める規定に従うファンドの業務および投資活動を実質的に遂行していないことを認識した場合、かかる認識後速やかに、当該事実を受託会社に書面で報告し、当該報告書の写しありと報告に該当する詳細をCIMAに提出し、その報告書または適切な概要については、ファンドの次回の年次報告書、および次回の半期報告書または定期報告書が次回の年次報告書に先立ち交付される場合には半期報告書または定期報告書にも記載されなければなりません。

管理事務代行会社は、ファンドの募集または償還もしくは買戻しの停止および当該停止理由、ならびにファンドを清算する意向および当該清算理由について、実務上速やかに書面でCIMAに通知しなければなりません。

受託会社は、各会計年度末の6か月後から20日以内にCIMAにファンドの事業について書面で報告書を提出するか、または提出するよう手配しなければなりません。当該報告書には、ファンドに関する以下の事項を記載しなくてはなりません。

- ()すべての旧名称を含むファンドの名称
- ()投資者により保有されている各組入証券の純資産総額
- ()前報告期間からの純資産総額および各組入証券の変動率
- ()純資産総額
- ()当該報告期間の新規募集口数および価額
- ()当該報告期間の償還または買戻しの口数および価額
- ()報告期間末における発行済有価証券総数

受託会社は、受託会社が知る限り、ファンドの投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびにファンドが投資者または債権者の利益を損なうような運営をしていないことを確認する旨の受託会社により署名された宣誓書を、毎年、CIMAに提出するか、または提出するよう手配しなければなりません。

ファンドは、管理事務代行会社を変更する場合、CIMA、投資者および管理事務代行会社以外の業務提供者に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければなりません。

ファンドは、保管会社を変更する場合、CIMA、投資者および保管会社以外の業務提供者に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければなりません。

ファンドは、管理会社を変更する場合、CIMA、投資者およびその他の業務提供者に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければなりません。

(b) 受益者に対する開示

ファンドの会計年度は毎年1月31日に終了します。ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に基づき、監査済決算書が作成され、原則として、各会計年度の末日から120暦日以内に受益者に送付されます。ファンドの未監査の決算書も作成され、原則として、各半期の末日から60暦日以内に受益者に送付されます。

日本における開示

(a) 監督官庁に対する開示

- ()金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができます。

受益証券の販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。）を交付します。

管理会社は、財務状況等を開示するために、ファンドの各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、ファンドの各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ、財務省関東財務局長に提出します。投資家およびその他希望する者は、かかる書類をEDINET等において閲覧することができます。なお、代行協会員は、日本証券業協会に外国証券の選別基準に関する確認書を提出しています。

() 投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に従い、ファンドに係る一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、遅滞なく金融庁長官に提出しなければなりません。

(b) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、販売会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は代行協会員のホームページにおいて提供されます。

(6) 【監督官庁の概要】

トラストは、ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドとして規制されています。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法の遵守を確保するための監督権限および執行権限を有します。ミューチュアル・ファンド法に基づく規則により、法定の事項および監査済決算書を毎年CIMAに対して提出しなければなりません。

規制されたミューチュアル・ファンドであることから、CIMAはいつでも受託会社にトラストの決算書の監査を行い、これをCIMAが定める期限内に提出するよう指示することができます。かかる指示に従わない場合、受託会社に相当額の罰金が科されることがあるほか、CIMAは裁判所にトラストの解散を請求することができます。

CIMAは、以下の場合には、一定の措置を講じることができます。

- ・規制されたミューチュアル・ファンドがその義務を履行できなくなる可能性がある場合、また投資者や債権者の利益を害する方法で事業を遂行している、もしくは遂行することを意図している、または任意解散を行おうとしている場合
- ・規制されたミューチュアル・ファンド（トラストのように認可されたミューチュアル・ファンドの場合）がミューチュアル・ファンド法に反して、その認可の条件を遵守することなく事業を遂行している、もしくは遂行することを意図している場合
- ・規制されたミューチュアル・ファンドの監督および運営が適切な方法で行われていない場合
- ・規制されたミューチュアル・ファンドのマネジャーの地位を有する者が、当該地位に不適切な者である場合

CIMAの権限には、受託会社の交代を要求すること、トラストの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、または、トラストの業務監督者を任命すること等が含まれます。CIMAは、その他の権限（その他の措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。）も行使することができます。

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

投資目的および投資方針

ファンドの投資目的は、主に、米ドル、ユーロ、英ポンド、豪ドルその他の通貨建てで、発行体の実質的な国が経済協力開発機構（O E C D）加盟国などである社債への投資を通じて、債券市場のリターンと概ね一致する範囲でファンドの資産価値を中長期的に維持したまま成長させることを目指しつつ、安定したインカムの獲得を追求することです。

（注）「発行体の実質的な国」とは、経営の本拠地、発行体の収益の大部分を生み出す国等の要素を考慮して判断されます。

ファンドは、国債、政府機関債、地方債、国際機関債、上場債券先物、店頭金利スワップ、店頭直物為替取引および為替先渡契約ならびに現金および現金同等物（短期金融商品、定期預金および無担保コール翌日物等）等にも投資することができます。ファンドが投資する債券は、変動金利型（インフレ連動クーポン付等）または固定金利型です。

ファンドのために副投資運用会社が投資する債券は、投資時点において、S & Pの格付がB B B - 以上またはムーディーズもしくはその他の認知された格付業者の格付がこれと同等以上のものとします。投資時点において、同一銘柄に対しこれらの格付業者が異なる格付を付与している場合、副投資運用会社は、その中で最も高い格付を用いて、最低格付けの要件を満たしているかを判断します。

管理会社は、ファンドの投資目的を達成するために、デリバティブ商品（取引所で取引される国債先物およびオプション、通貨先渡しおよびスワップ等）を利用することができます。このようなデリバティブ取引は、ファンドの投資目的を達成するためのヘッジ目的でのみ行う予定です。

管理会社および／またはその委託先は、他の集団投資スキーム（管理会社、投資運用会社、副投資運用会社および／またはザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの関連会社が運用する集団投資スキームを含みます。）への投資を通じて、上記のいずれかの投資対象に対するエクスポージャーを取得することができます。

為替取引および為替ヘッジ

<投資対象資産に係る為替取引>

管理会社および／またはその委託先は、米ドル（ファンドの表示通貨）とファンドが投資している米ドル以外の通貨建て資産の投資対象通貨との間における為替変動に対するエクスポージャーをヘッジするため、投資対象通貨売り、米ドル買いの為替取引を行う予定です。管理会社および／またはその委託先は、その通貨エクスポージャーを完全にヘッジすることを目指しますが、米ドル以外の通貨建て資産の価格が今後変動することなどにより、当該エクスポージャーを常に100%ヘッジできるとは限りません。

<円投資型受益証券に係る為替ヘッジ>

円投資型受益証券については米ドル売り、円買いの為替ヘッジを行うことで為替変動リスクを軽減しますが、当該投資対象資産の価格が今後変動することなどにより、当該為替リスクを100%回避できるものではありません。

（注）為替取引のうち、取引対象通貨が円であるものを「為替ヘッジ」といいます。

投資者は、為替ヘッジを利用した場合、米ドルが円に対して上昇しても、円投資型受益証券の純資産価格が上昇するものではないことに留意する必要があります。また、円の金利が米ドルの金利を下回る場合、これらの金利差は、円投資型受益証券の受益者のヘッジコストとなります。円の金利が米ドルの金利を上回る場合、これらの金利差は、円投資型受益証券の受益者のヘッジ差益となることが期待されます。

投資運用会社は隨時、その裁量において、他の、もしくは追加の副投資運用会社または投資顧問会社を選任することができます。

ファンドの投資目的が達成される保証はありません。

(2) 【投資対象】

前記「(1) 投資方針」を参照のこと。

(3) 【運用体制】

投資運用会社

管理会社は、ファンド資産の投資および再投資の運用に関する業務を、投資運用契約に基づき、投資運用会社であるB NYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に委託しています。

投資運用会社は、ファンドのポートフォリオの投資および再投資の運用に関する業務を副投資運用会社に委任しています。

副投資運用会社

投資運用会社は、ファンド資産の運用業務を副投資運用会社であるインサイト・インベストメント・マネジメント（グローバル）リミテッドに委託しています。

副投資運用会社は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの子会社であり、英国金融行為規制機構による認可および規制を受けています。

副投資運用会社は、2002年に英国で設立された運用会社で、その前身は英國で最も古い資産運用会社の一つであるクレリカル・メディカル（1824年創業）です。2009年11月にB NYメロン・グループに加わり、同グループ傘下の運用会社となりました。同社は、特に、債券のアクティブ運用、絶対収益型運用（絶対収益型運用とは、市場の変動に左右されないで収益を追求することを目的とした運用を指します。投資元本に対する収益を追求することを目標とした運用を行いますが、「必ず収益を得ることができる運用」という意味ではありません。）において専門性がある運用会社です。

副投資運用会社の運用資産は2018年12月末時点で約7,907億米ドル（約86兆円）です。

<ボルカー・ルール>

ドッド・フランク・ウォールストリート改革および消費者保護法（以下「DFA」といいます。）は、2010年7月に米国議会により制定されました。DFAが定める規定を履行するため、金融規制機関は多数の規則を発議し、採択する必要があります。規定の一つは一般に「ボルカー・ルール」と呼ばれており、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション（以下「B NYメロン」といいます。）のような金融組織に対し、多数の制約を課しています。2013年12月に、米国連邦金融規制当局のグループが、最終ボルカー・ルールを共同で採択しました。B NYメロンは、当該ルールを、規制に応じて、下記に記載するものを除き一般的に2015年7月21日までに履行しなければなりません。本項目は、ボルカー・ルールのうち、ファンドと投資者に関する規定につき要約するものです。

ボルカー・ルールに基づき、B NYメロンおよびその支配下にある子会社または関係会社（以下「B NYメロン支配事業体」といいます。）のような「銀行事業体」は、一定の対象ファンド（カバード・ファンド）のスポンサーとなることまたはこれに投資することについて、一定の条件および制約に従う必要があります。ファンド、管理会社、投資運用会社および副投資運用会社は、ボルカー・ルールの適用対象です。

ボルカー・ルールにより、管理会社によるファンドの運営および募集の方法に影響が生じます。また、ボルカー・ルールは、B NYメロン支配事業体がファンドに投資できる額およびB NY支配事業体の従業員および取締役のうちファンドに投資できる者について規制しています。

B NYメロン支配事業体のファンド投資への規制

B NYメロン支配事業体は、ファンドの設立時（投資運用会社がファンドのための運用を開始した時をいいます。）から1年経過後に当該事業体の保有持分の合計がファンドの発行済保有持分総額の3%以下となる限度で、シード資本の投資その他の方法で、ファンド内に持分を保有することができます（以下「3%ファンド制限」といいます。）。さらに、B NYメロン支配事業体全体によるファンドおよびその他のすべてのカバード・ファンドへの投資総額は、B NYメロンのTier 1資本の3%を超えることはできません（以下「3%総額制限」といいます。）。B NYメロン支配事業体がファンドに投資する場合には、管理会社は、十分なファンド持分を外部の投資家に取得してもらうことで3%ファンド制限を遵守する方針です。上記措置を取らない場合、B NYメロン支配事業体は、3%ファンド規制を遵守するため、十分な保有持分の売却が必要となる場合があります。

3%ファンド制限または3%総額制限を満たすための、B NYメロン支配事業体によるファンドの保有持分の売却は、ファンドおよびその投資家に対して重大な影響を与えることがあります。ファンドは、時間的制約のもとで、換金のためポートフォリオ持分を売却することを強制される結果となることがあります。これは、より流動的なポートフォリオ持分の売却を生じさせることがあり、その結果、より流動的でない持分の割合を増加させるか、または時期を逸してもしくは市場価格以下でポートフォリオ持分を売却する結果となることがあります。また、ファンドは、制限されたポートフォリオ持分の売却または譲渡を第三者に対して行うことができない状況に陥り、その結果、認められた買い手（例えば、発行体）が支払いに応じる額がどのようなものであってもこれに応じなくてはならないことがあります。加えて、ポートフォリオ持分の強制的な売却は、プローカーフィーおよび譲渡費用および経費を増加させ、投資機会を失う結果となり、税金負担を生じさせ、また、ファンドの保有資産がより小さく、流動的でなく、評価の困難なポートフォリオとなる結果となることがあります。これらの措置は、ファンドがその投資目的を満たすための運用力に重大な障害となる可能性もあります。かかる売却は、残りのファンドの投資家に悪影響を与え、それらの投資家はB NYメロン支配事業体と同様のタイミングでファンドの保有持分を換金することができない可能性があります。管理会社／投資運用会社／副投資運用会社がボルカー・ルールを遵守するために取る措置は、ファンドおよびその投資家に悪影響を与える結果となる可能性があります。これは、かかる売却の潜在的な影響またはリスクを網羅的に列挙するものではありません。

B NYメロン支配事業体の従業員および取締役によるファンドへの投資の制限

ボルカー・ルールに従い、ファンドは、ファンドに対し直接投資助言または投資サービスを提供している者でない限り、B NYメロン支配事業体の取締役および従業員によるファンドの持分の取得を許可しないこととします。

名称の変更

ボルカー・ルールにより、トラストおよびファンドは、会社の目的、マーケティング目的、販売促進目的その他の目的において、B NYメロン支配事業体（管理会社、投資運用会社および副投資運用会社を含みます。）と同一の名称またはそれを変形させた名称を共有することが禁止されています。このため、トラストは、より広範囲なブランド構築についての決定の一環として、2017年7月21日までに名称の変更が必要とされる場合があります。追加情報は、入手可能となった時に提供される予定です。

(注) 2016年5月23日付で、トラストはその名称をB NY・メロン・ジャパン・オフショア・ファンド・シリーズ (BNY Mellon Japan Offshore Fund Series) からジャパン・オフショア・ファンド・シリーズ (Japan Offshore Fund Series) に変更しています。

一定の取引の禁止

ボルカー・ルールは、ファンドとB NYメロン支配事業体の間での、ファンドへの貸付、ファンドに対する信用供与、ファンドからの資産の購入およびファンドへの保証または信用状の発行といった一定の「対象取引（カバード取引）」を禁止しています。さらに、ボルカー・ルールは、ファンドとB NYメロン支配事業体との間の売買取引およびサービス契約が、市場条件に則ったものであることを求めています。

保証を行わないことおよびその他の開示

いかなるB NYメロン支配事業体（本項で定義したものならびに管理会社、投資運用会社および副投資運用会社を含みます。）も、直接または間接的に、ファンドまたはファンドの投資先である対象ファンド（カバード・ファンド）の債務または運用成果について、保証、引受け、またその他の約束をすることができません。

ファンドの持分は、米国連邦預金保険公社の保証を受けておらず、いかなる意味においても、B NYメロン支配事業体の預金または債務にあたらず、あるいはその保証も受けていません。

いかなるファンドの損失も、B NYメロン支配事業体ではなく、投資者が単独で負います。したがって、B NYメロン支配事業体が負う損失は、当該事業体が、当該ファンドの投資者としての資格、またはB NYメロン支配事業体が保有する制限付利益持分（たとえばキャリード・インタレスト）の受益者としての資格において保有するファンドの持分に帰属する損失に限定されます。

投資者は、ファンドに投資する前に、ファンドの開示書類を読む必要があります。

(4)【分配方針】

管理会社は、受託会社（または受託会社の代理としての管理事務代行会社）に対して、各分配期間（以下に定義します。）に関して、管理会社が決定した金額をファンド証券の保有者に分配するよう指図することができます。分配金は、ファンドのインカム、実現／未実現キャピタル・ゲインおよび／またはファンド証券に帰属する分配可能な資金の中から支払われます。分配は、分配期間の最終日である分配基準日においてファンドの受益者名簿に登録されている受益者に対して、円投資型受益証券は1円、米ドル投資型受益証券は0.01米ドル未満の端数を切り捨てて行われます。

各クラスの分配基準日とは下表の日、またはクラス受益証券に関して管理会社が決定するその他の日をいいます。また、分配基準日の翌日から次の分配基準日までの期間を分配期間といいます。

円投資型1507、米ドル投資型1507	毎年の1月、4月、7月、10月の5日（同日が営業日でない場合は直前の営業日）
円投資型1510、米ドル投資型1510	
円投資型1601、米ドル投資型1601	
円投資型1701、米ドル投資型1701	
円投資型1605、米ドル投資型1605	毎年の2月、5月、8月、11月の5日（同日が営業日でない場合は直前の営業日）
円投資型1611、米ドル投資型1611	
円投資型1802、米ドル投資型1802	
円投資型1609、米ドル投資型1609	毎年の3月、6月、9月、12月の5日（同日が営業日でない場合は直前の営業日）
円投資型1703、米ドル投資型1703	
円投資型1706、米ドル投資型1706	
円投資型1709、米ドル投資型1709	
円投資型1712、米ドル投資型1712	
円投資型1803、米ドル投資型1803	
円投資型1806、米ドル投資型1806	
円投資型1809、米ドル投資型1809	
円投資型1812、米ドル投資型1812	

投資者は、ファンド証券に関する分配金の支払いが完全に管理会社の裁量に基づくものであり、各分配期間において分配が行われることは保証されていない点に留意する必要があります。

ファンドの分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、純資産価格は下がります。

分配金は、分配計算期間中に発生した収益（インカムおよび実現キャピタル・ゲイン）を超えて支払われる場合があります。その場合、分配基準日翌日の純資産価格は前回の分配基準日翌日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金の一部またはすべてが、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より純資産価格の値上がりが小さかった場合も同様です。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（5）【投資制限】

管理会社、投資運用会社および副投資運用会社は、ファンドに関して以下の行為を行わないものとします。

- (a) 証券取引所に上場されておらず、または容易に換金できない投資対象を取得した結果、ファンドが保有するすべての当該投資対象の価値が、純資産総額の15%を超える場合、その投資対象を取得すること。
ただし、本書においてその投資対象の評価方法が明示されている資産に関しては、この制限は適用されません。
- (b) ある一つの会社の株式を取得した結果、管理会社または投資運用会社もしくは副投資運用会社が運用を行うすべての投資信託が保有する当該会社の株式数が当該会社の発行済み株式数の50%を超える場合、その会社の株式を取得すること。
- (c) ある一つの会社の株式を取得した結果、ファンドが保有する当該会社の株式数が当該会社の発行済み株式数の50%を超える場合、その会社の株式を取得すること。
- (d) ある一つの会社の株式を取得した結果、管理会社または投資運用会社もしくは副投資運用会社が運用を行う当ファンドを含む外国投資信託受益証券の全体において、当該会社の議決権の総数の50%を超える場合、その会社の株式を取得すること。この制限は他の投資信託への投資には適用されません。上記の比率の計算は、管理会社の裁量により、当該資産の買付時点基準または時価基準のいずれかで行うことができます。
- (e) 私募株式、非上場株式および不動産等、流動性に欠けるものにその純資産総額の15%を超えて投資すること。ただし、日本証券業協会の外国投資信託受益証券の選別基準（外国証券の取引に関する規則第16条）（適宜改正されます。）に規定された価格の透明性を確保するために適切な措置が講じられている場合を除きます。上記の比率の計算は、管理会社の裁量により、当該資産の買付時点基準または時価基準のいずれかで行うことができます。
- (f) ファンドの純資産総額を超える空売りを行うこと。
- (g) 投資対象の取得または追加取得の結果、ファンドの純資産額の50%超が　日本の金融商品取引法第2条第1項に規定される「有価証券」（同法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）の定義に該当しない、または　「有価証券」に関連するデリバティブの定義に該当しない資産で構成される場合に、その投資対象の取得または追加取得を行うこと。
- (h) 管理会社または第三者の利益をはかる目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、もしくは投資信託財産の運用の適正を害する取引を行うこと。
- (i) 自己取引または自社の取締役と取引を行うこと。
- (j) ファンドの勘定において後述の借入れ制限の項目において記載される借入れ方針に従わない借入れを行うこと。

管理会社は、投資制限に関連して適用される法律または規制が変更または廃止され、かつ、管理会社が投資制限を適用される法律および規制に違反することなく変更することができるときには、受益者の同意を得ることなく上記のいずれかの投資制限を修正または削除することができます（ただし、かかる修正または削除を21日前までに受益者に対して通知することを条件とします。）。

ファンドは、日本証券業協会および一般社団法人投資信託協会の規則に従い、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ管理会社または投資運用会社が定めた合理的かつ適切な方法に反する取引を行いません。

投資運用会社は、一の者に係るエクスポートの純資産総額に対する比率が、エクスポートの区分（以下に定義します。）ごとにそれぞれ10%、合計で20%（以下「基準比率」といいます。）を超えないように運用することを決定しています。投資運用会社は、基準比率を超えることとなった場合、定められた比率を超えることが判明した日から1か月以内に基準比率以内となるよう調整を行い、通常の対応で1か月以内に調整を行うことが困難な場合には、その事跡を明確にした上で、出来る限り速やかに基準比率以内に調整を行います。ただし、投資信託の設定当初、買戻し及び償還への対応並びに投資環境等の運用上やむを得ない事情がある場合は、このような調整を行わないことができます。

上記において、エクスポートの区分とは、以下を意味します。

- （ ）株式及び投資信託証券の保有により生じるエクスポート（株式等エクスポート）
- （ ）有価証券（（ ）に定めるものを除きます。）、金銭債権（（ ）に該当するものを除きます。）及び匿名組合出資持分の保有により生じるエクスポート（債券等エクスポート）
- （ ）デリバティブ取引その他の取引により生じるエクスポート（デリバティブ等エクスポート）

金融商品取引法第2条第20項に定める取引（以下「デリバティブ取引」といいます。）については、ヘッジ目的でのみ行うものとします。日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則第16条（外国投資信託受益証券の選別基準）の定めに従い、デリバティブ取引等（デリバティブ取引、新株予約権証券、外国新株予約権証券、新投資口予約権証券、外国新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引を含みます。）の残高に係る、金融商品取引業者に対する自己資本比率規制における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式（VaR方式）の市場リスク相当額の算出方法を参考に用いたリスク量は、投資信託財産の純資産総額の80%以内とします。

ファンドの投資対象の価格の変動、再編もしくは合併、ファンドの資産からの支払い、ファンド証券の買戻しまたは管理会社、投資運用会社もしくは副投資運用会社の合理的な支配の及ばないその他の理由などの結果としてファンドに適用される投資制限に違反した場合、管理会社、投資運用会社もしくは副投資運用会社は、直ちに投資対象を売却する義務を負うものではありません。ただし、管理会社、投資運用会社または副投資運用会社は、違反が確認された後、合理的な期間内に、ファンドに適用される投資制限を遵守するために、受益者の利益を考慮した上で実務上合理的に可能な措置を講じます。

借入制限

借入総額が借入時のファンドの純資産総額の10%を超えない借入れを行うことができます。ただし、他の投資ファンドまたは他の種類の集団投資スキームとの合併等の特別な場合には、一時的に10%を超えることができますが、いかなる場合であってもこの期間は12か月を超えることはできません。

3 【投資リスク】

リスク要因

ファンド証券の価格は上昇する場合もあれば下落する場合もあります。ファンドへの投資には、大きなリスクが伴います。ファンド証券に関して流通市場ができる見込みはありません。投資者は、ファンドへの投資の全部または大部分を失う可能性があります。したがって、各投資者はファンドに投資するリスクを負担できるか否かを慎重に考慮する必要があります。リスク要因に関する以下の記述は、ファンドへの投資に伴うすべてのリスクを網羅するものではありません。

ファンドの信託財産に生じた損益は、すべて受益者のみなさまに帰属します。ファンドは、投資元本が保証されているものではありません。

金利の変動リスク

債券は、市場金利の変動により価格が変動します。一般的に金利低下時には価格が上昇し、逆に金利上昇時には価格が下落する傾向があります。その価格変動は、残存期間・発行の条件等により異なります。

また、金利の変動は、副投資運用会社がファンドの勘定で購入するか、または空売りするデリバティブの価値および価格設定にも影響を与えることがあります。

債券のリスク

債券は、発行体が債務の元利金を支払うことができないリスク（信用リスク）を伴うほか、金利感応度、発行体の信用力の市場における認識、一般的な市場流動性等により価格が変動する可能性（市場リスク）があります。

発行体が適時に元利金を支払うことができない場合（またはそれが予想される場合）、当該債券の価値を決定することは困難です。したがって、評価は概算となり、評価者によって異なる可能性があります。流動性のある売買市場がない場合、その債券の適正価格を決定できないことがあります。

ムーディーズ、S & P またはその他の認知された格付業者が付与した格付には、債券の市場価格の変動性または流動性の評価は織り込まれていません。債券の格付が投資時点よりも下がった場合は、換金できない可能性があります。

外国為替市場のリスク

円投資型受益証券は円建てであり、その1口当たり純資産価格も円で表示されます。また、米ドル投資型受益証券は米ドル建てであり、その1口当たり純資産価格も米ドルで表示されます。また、投資対象資産は米ドル、ユーロ、英ポンド、豪ドルその他の通貨建ての資産です。

<円投資型受益証券に係る為替ヘッジ>

円投資型受益証券については米ドル売り、円買いの為替ヘッジを行うことで為替変動リスクを軽減しますが、当該投資対象資産の価格が今後変動することなどにより、当該為替リスクを100%回避できるわけではありません。また、為替ヘッジを利用した場合、米ドルが円に対して上昇しても、円投資型受益証券の純資産価格は上昇するものではありません。また、円の金利が米ドルの金利を下回る場合、これらの金利の差は、円投資型受益証券の受益者のヘッジコストとなります。円の金利が米ドルの金利を上回る場合、これらの金利の差は、円投資型受益証券の受益者のヘッジ差益となることが期待されます。

<投資対象資産に係る為替取引>

管理会社および／またはその委託先は、米ドルと米ドル以外の通貨の間の変動に対する米ドル以外の通貨建て資産の通貨エクスポージャーを完全にヘッジすることを目指しますが、米ドル以外の通貨建ての資産の価格が今後変動することなどにより、当該エクスポージャーを常に100%ヘッジできるとは限りません。

外国為替取引市場は、変動性が極めて高く、高度な専門的技術を要します。これらの市場では、流動性や価格の激変等が極めて短時間に発生することがあります（数分の間に発生することも少なくありません。）。外

国為替取引リスクには、為替リスク、金利リスク、および為替市場、外国資本による投資または特定の外貨取引の規制を通じた外国政府の介入の可能性などがあります。

管理会社および／またはその委託先は、かかる為替リスクを回避するために、先渡契約、オプション、先物およびスワップ等の金融商品を利用することができます。ポートフォリオのポジションの価値が下落した場合、その価値の下落に対して為替取引を行うことは、ポジションの価値の変動を排除したり、損失を回避するものではなく、市場と同じ動きで収益を得るように設計された別のポジションを建てることで為替取引を行ったポートフォリオのポジションの価値の下落を緩和することです。ただし、為替取引により、ポートフォリオのポジションの価値が上昇しても収益の機会が制限されることがあります。

ヘッジ戦略の効果は、為替や金利の動向により変化することがあります。ヘッジ戦略に使用される先渡契約等とヘッジ対象となる米ドル建てポートフォリオの値動きにおいて、その相関性に変化が生じることがあり、管理会社またはその委託先は、こうした相関性を完全に保つことができない場合があります。こうした不完全な相関性によって、管理会社またはその委託先が意図するヘッジを達成できない、またはファンドが損失を被る可能性があります。

流通市場の欠如

ファンド証券に関して流通市場は予定されていません。その結果、保有するファンド証券の売却を希望する受益者は、多くの場合、後記「第2 管理及び運営 2 買戻し手続等」記載の手続および制限に従った買戻しによらざるをえません。買戻しを請求した日から買戻日までの期間に買戻しを請求したファンド証券の純資産総額が下落するリスクは、買戻しを請求した受益者が負うものとします。

投資目的未達成のリスク

どのような投資期間であっても（短い期間の場合は特に）、ファンドのポートフォリオが投資元本の成長を達成する保証はありません。投資者は、ファンド証券の価格は上昇する場合もあれば下落する場合もあることを認識しておく必要があります。ファンドへの投資には、大きなリスクが伴います。副投資運用会社は、損失のリスクを最小限に抑えられると同社が考える投資戦略を実行する予定ですが、その戦略が成功する保証はありません。

買戻しの影響

受益者によって大量のファンド証券の買戻しが行われる場合、副投資運用会社は買戻しに必要な資金を調達するために早急にファンドの投資対象を清算し、その結果小さくなったファンド資産に見合ったマーケット・ポジションを構築せざるを得ない可能性があります。

買戻しの制限

受託会社は、後記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 純資産総額の計算の停止」記載の一定の状況の下においては、純資産総額の決定およびファンド証券の買戻しを停止し、ならびに／または買戻しを請求している受益者に対する買戻代金の支払期限を延期することができます。かかる状況には、ファンドの投資対象の重要な部分が上場、値付け、取引もしくは取り扱われている証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が閉鎖されており（通例の週末および休日の休場を除きます。）、またはかかる取引所もしくは市場での取引が制限もしくは停止されている期間の全部または一部が含まれます。さらに、管理会社は、後記「第2 管理及び運営 2 買戻し手続等 (1) 海外における買戻し手続等 買戻しの繰越し」に記載されるように、受託会社と協議の上で、特定の買戻日に買い戻すことができるファンド証券の口数を決定、または管理会社が決定した方法で制限することができます。

短期的な運用実績

ファンドは、円投資型1507受益証券および米ドル投資型1507受益証券の運用を2015年7月30日に、円投資型1510受益証券および米ドル投資型1510受益証券の運用を2015年10月29日に、円投資型1601および米ドル投資型1601の運用を2016年1月28日に、円投資型1605および米ドル投資型1605の運用を2016年5月27日に、円投資型1609および米ドル投資型1609の運用を2016年9月29日に、円投資型1611および米ドル投資型1611の運用を2016年11月29日に、円投資型1701および米ドル投資型1701の運用を2017年1月30日に、円投資型1703および米ドル投資型1703の運用を2017年3月30日に、円投資型1706および米ドル投資型1706の運用を2017年6月29日に、円投資型1709および米ドル投資型1709の運用を2017年9月28日に、円投資型1712および米ドル投資型1712の運用を2017年12月21日に、円投資型1802および米ドル投資型1802の運用を2018年2月22日に、円投資型1803および米ドル投資型1803の運用を2018年3月29日に、円投資型1806および米ドル投資型1806の運用を2018年6月28日に、円投資型1809および米ドル投資型1809の運用を2018年9月27日に、円投資型1812および米ドル投資型1812の運用を2018年12月20日に開始しておりますが、その運用履歴および運用実績は短期的です。管理会社、投資運用会社および副投資運用会社が運用する他の投資ファンドの過去の運用実績は、必ずしもファンドの将来の実績を示唆するものではありません。

政治および／または規制のリスク

ファンドの資産の価値は、国際的な政治情勢、政府の政策の変化、税制の変更、海外投資および通貨の本国送金の制限、為替変動、ならびに投資先の国における法規制の変更などの不確定要因によって影響を受ける可能性があります。

ソブリン債のリスク

ファンドは、対外債務の返済が困難になる可能性のある政府または政府機関が発行する債券（ソブリン債）に投資する可能性があります。

このような国は債務に対する元利金の返済期限の変更および負債の再編を余儀なくされことがあります。これは、新たなもしくは修正された融資契約を取り決めるか、または残存投資元本および未払利息を「プレイディ債」等の証券に転換した上で、利息の支払いのための新たな信用供与を得ることにより、元利金の支払いの減額および返済繰延べを行うことなどを意味します。

集団投資スキーム

副投資運用会社は、集団投資スキームに投資することができます。ある集団投資スキームのマネジャーが採用した戦略または当該ファンドの特性（流動性およびリスクプロファイルを含みます。）は、時間の経過とともに変化することがあり、これによって当該ファンドの投資対象の収益または商品性が悪影響を受けることがあります。副投資運用会社が投資する集団投資スキームについてパフォーマンスが低いか、または副投資運用会社が予期したようなパフォーマンスが上がらない可能性があります。

先物取引

先物の価格は、変動します。先物取引に通常必要とされる証拠金は少額であるため、先物取引には極めて大きなレバレッジがかかっています。その結果として、先物市場における比較的小規模な値動きによって投資者が直ちに大きな損失を被ることがあります。先物取引の結果、投資額を超える損失を被ることがあります。例えば、取引開始時点で、証拠金として先物契約の10%が預託される場合、先物契約で10%の価格下落が生じ、その時点で先物契約が手仕舞われた場合、仲介手数料が控除される前に証拠金全額に相当する損失を被ることになります。

先物取引は、流動性に欠けることがあります。一部の取引所は、特定の先物について一日の取引中の価格の変動幅が一定の制限を超える取引を許可していないため、副投資運用会社は、不利なポジションを迅速に清算できなくなり、ファンドが多額の損失を被ることがあります。また一部の法域の取引所および規制当局は、特定の先物において個人または一グループが保有し、または支配することのできる先物ポジションの数に対し投機的ポジションの制限を課しています。投機的ポジション制限を遵守するために、ファンドの先物ポジションを副投資運用会社もしくはその委託先が所有し、または支配するすべての先物ポジションまたは副投資運用会社もしくはその委託先の投資元本と合計することが求められます。その結果、副投資運用会社またはその委託先は、特定の先物の先物ポジションを取ることができないか、またはファンドのポートフォリオで特定の先物のポジションを清算せざるを得なくなる可能性があります。

投資ポートフォリオの流動性

流動性は、副投資運用会社がファンドのポートフォリオで適時に投資対象を売却できるかどうか、を左右します。比較的流動性が低い証券の市場は、流動性が高い証券の市場に比べて価格変動が激しい傾向があります。比較的流動性が低い証券にファンドの資産を投資した場合、副投資運用会社は、その希望する価格で、かつ、希望する時に、ファンドの投資対象を売却できないことがあります。上記のとおり、先物のポジションは、例えば一部の取引所が一日当たりの「価格変動幅」または「値幅制限」と称する規制によって特定の先物契約の価格の一日の値動きの幅を制限しているため、流動性を欠く場合があります。特定の先物契約の価格が値幅制限に相当する額まで上昇または下落した場合、トレーダーが制限の範囲内で取引を実行する意思がない限り、先物のポジションを取ることも清算することもできません。このような場合、副投資運用会社は、不利なポジションを迅速に清算できない場合があり、ファンドが多額の損失を被ることがあります。さらに、取引所が特定の契約の取引を中止し、即時の清算および決済を命じ、または特定の契約の取引を清算目的に限定する可能性があります。流動性不足のリスクは、店頭取引においても発生します。店頭取引のための規制された市場はなく、買呼値と売呼値を設定するのは店頭取引の相手方の業者のみです。市場取引ができる証券への投資には流動性リスクが伴います。さらに、そのような証券は評価が困難であり、また投資者保護のための規制市場の規則が、発行体に適用されません。

デリバティブのリスク

管理会社および／またはその委託先は、ファンドの投資戦略を実現するために、先物などの広範囲なデリバティブ商品を利用することができます。

デリバティブには、価値が一つまたは複数の原証券、金融ベンチマークまたはインデックスにリンクした商品および契約が含まれます。デリバティブによって投資者は、原資産に投資する場合に比べてごくわずかなコスト負担で特定の証券、当該ベンチマークまたは当該インデックスの値動きをヘッジし、またはかかる値動きについて投機的取引をすることができます。デリバティブの価値は、原資産の価格変動に大幅に依存しています。したがって、原資産の取引に伴うリスクは、多くの場合デリバティブ取引にも当てはまりますが、その他にもデリバティブ取引には数多くのリスクがあります。一例として、デリバティブでは取引を実行する際に支払う、または預託する金額に比べて市場のエクスポージャーが極めて大きい場合が多いため、不利な市場変動が比較的小規模であっても、投資元本全額を失うばかりでなく、当初の投資額を上回る損失を被ることがあります。さらに、管理会社および／またはその委託先がファンドの勘定で取得を希望するデリバティブを、満足

のいく条件で特定の時点において入手できるという保証はなく、そもそも入手できるか否かも保証されていません。

ファンドの証拠金取引口座を担保するためにブローカーに差し入れた証券の価値が目減りした場合、ファンドには追加証拠金が発生し、ブローカーに追加の資金を預託するか、または目減り分を補填するために担保として差し入れた証券の換金を強いられことがあります。ファンドの資産価値が急落した場合、管理会社および／またはその委託先は、ファンドの追加証拠金の支払いに十分な資産を迅速に換金できない可能性があります。

さらに、管理会社および／またはその委託先は、ファンドの勘定で上場先物契約、店頭外国為替先渡契約およびオプションを売ることができます。これによってファンドは、追加的なリスクにさらされることがあります。

当ファンドにおいて、デリバティブ取引は、ヘッジ目的のためにのみ行う予定です。

仲介およびその他の取決め

ポートフォリオ取引を実行するブローカーまたはディーラーを選定する際、副投資運用会社は、競争入札により業者を募集する必要はなく、最も手数料が低廉な業者を探す義務も負いません。副投資運用会社は、リサーチまたはサービスを提供するブローカーまたはディーラーに対し、同様の取引について他のブローカーまたはディーラーよりも高い手数料を支払う場合があります。

決済ブローカーの支払不能リスク

ファンドの勘定において、上場先物取引および上場証券取引の決済を行う複数のブローカーのサービスを利用することができます。適用される規則および規制により顧客資産に保護が与えられる場合があるものの、ファンドのブローカーのうちの一社が支払不能に陥った場合、当該ブローカーの下で保有されるファンドの資産がリスクにさらされる可能性があります。

保管リスク

ファンドは、直接的または間接的に、保管制度および／または決済制度が十分に整備されていない市場に投資する場合があります。かかる市場で取引され、かつ、当該副保管業者の利用が必要となる状況下では副保管業者に委託されたファンドの資産は、一定のリスクにさらされることがあります。かかるリスクには、現物有価証券の取引代金決済と引換えに引渡しが行われないこと、その結果、偽造有価証券の流通、コーポレート・アクションに関する情報の不足、有価証券の取得可能性に影響を及ぼす登録手続、法律・財務に関する適切な制度の欠如、および中央預託機関の補償制度／賠償基金が存在しないことなどが含まれます。

経済環境

経済環境（例えば、インフレ率、景気、企業間競争、技術開発、政治および外交上の事象および今後の動向、税法およびその他のさまざまな要因を含みます。）の変化は、ファンドのリターンに重大な悪影響を及ぼす可能性があります。これらの変化は、副投資運用会社には制御不能です。ファンドが直接的または間接的にポジションを保有する市場の予期しない変動または流動性によって、ファンドの資産の投資および再投資を管理する副投資運用会社の運用に支障をきたし、ファンドが損失のリスクにさらされることがあります。

為替先渡契約および為替取引のリスク

管理会社および／またはその委託先は、為替リスクを軽減する目的で、様々な国の通貨および多国通貨の間で店頭為替先渡契約および通貨オプション取引または通貨先物オプションを取引することができます。店頭為替先渡契約は、ある指定された通貨を将来の指定された日に、契約開始時に定められた価格で購入または売却して別の通貨と交換するという契約上の合意に基づいて実行されます。

管理会社および／またはその委託先が店頭為替先渡契約を行う場合、契約の満期時に対象通貨を引き渡す、または引渡しを受ける取引相手に依存することになります。為替先渡契約または店頭為替先渡契約の日々の値動きに制限はなく、取引相手は、こうした取引のマーケット・メークを継続する義務を負いません。これまでも店頭為替先渡契約の取引相手が取引の値付けを拒絶したり、買呼値と売呼値の間に異常に広いスプレッドがある値付けをした時期があります。取引相手方は、こうした取引の値付けをいつでも拒絶することができます。

管理会社および／またはその委託先は、ファンドの勘定で店頭為替先渡契約をする際に、取引相手の信用破綻または取引の不履行のリスクにさらされます。取引が不履行となった場合、取引から期待された利益が得られない結果となります。

店頭為替先渡契約は、（例えば、ISDAマスター・アグリーメント等の）取引条件を規定するネットティング契約を活用せずに行われることがあります。取引相手が債務不履行に陥った場合、店頭為替先渡契約に関連する債務は相殺されません。さらに、取引相手の信用リスクを軽減するための証拠金や担保の差入れは行われません。

店頭取引における規制の欠如と取引相手のリスク

管理会社および／またはその委託先は、ファンドの勘定で店頭取引を行います。一般論として、店頭市場は、組織化された取引所における取引と比べて政府の規制および監督が行き届いていません。さらに、組織化された取引所の参加者に与えられる取引所決済機関の履行保証などの保護の多くが店頭取引には与えられていません。このため、ファンドは、信用や流動性の問題または契約条件に関する解釈の相違を理由に取引相手が取引を決済しないリスクにさらされます。管理会社および／またはその委託先が特定の取引相手との間で集中的に取引を行うことについて制限はないため、管理会社および／またはその委託先がファンドの取引を規制取引所だけで行う場合に比べて、ファンドは、デフォルトによる大きな損失リスクにさらされることになります。

ファンドは、支払不能、破産、政府による制限等の原因により取引相手が取引を履行できないリスクにさらされ、その結果、ファンドに多額の損失が発生する危険性があります。

取引相手のリスク

ファンドは、契約の条件に関する解釈の相違（正当な主張であるとは限りません。）を理由として、または信用もしくは流動性の問題から取引相手が条件に従って取引を決済しないリスクにさらされ、その結果、ファンドが損失を被ることになる場合があります。かかる「取引相手のリスク」は、決済を妨げる事象が生じた場合、または取引が單一もしくは少数グループの取引相手との間で行われた場合に、満期がより長い契約について増大します。受託会社、管理会社、投資運用会社、副投資運用会社および／またはこれらの委託先は、ファンドに関して、取引を特定の取引相手に限ることまたは取引の一部もしくは全部を特定の取引相手に集中させることを制限されていません。さらに、受託会社、管理会社、投資運用会社および副投資運用会社は、取引相手の信用度を評価する内部信用評価機能がない場合もあります。内部評価制度が利用される場合でもその評価は参考情報にとどまり、かかる制度が実際の信用度の変化を適時かつ正確に反映するものではありません。受託会社、管理会社、投資運用会社および副投資運用会社が一もしくは複数の取引相手と取引することができ、利用される内部評価制度に限界があり、かつ、その取引相手の財務力についての外部の評価が欠如していることで、ファンドが損失を被る可能性が増大する場合があります。

ファンドは、非上場デリバティブに関して取引を行う取引相手の信用リスクにさらされる場合がありますが、これは、取引所決済機関の履行保証等組織化された取引所におけるデリバティブの取引参加者に適用されるのと同様の保護が、それらの非上場デリバティブの取引には与えられないことによります。非上場デリバティブ取引の取引相手は、公認取引所ではなく取引に従事する特定の会社または企業であり、よって、受託会社、管理会社、投資運用会社、副投資運用会社および／またはこれらの委託先がファンドに関してかかる商品の取引を行う取引相手が破綻または債務不履行となった場合、ファンドに多額の損失が発生する可能性があります。

ます。受託会社、管理会社、投資運用会社、副投資運用会社またはこれらの委託先は、ファンドに関して、特定のデリバティブ取引に関する契約に基づく債務不履行に関して契約上の救済を得られることがあります。ただし、当該救済は、提供される担保またはその他の資産が十分でない場合、うまく機能しない可能性があります。

近年、複数の大手金融市場参加者（店頭取引およびブローカー間取引の取引相手を含みます。）が契約上の義務を期日に履行することが不可能、または不履行寸前の状態になり、金融市場における不確実性が高まりました。そのため、前例のない規模の政府の介入、信用および流動性の収縮、取引および融資取決めの早期解約、ならびに支払い・引渡しの停止および不履行が起こりました。かかる混乱の結果、支払能力のあるプライムブローカーおよびレンダーさえ、新たな投資への融資を希望せずもしくは消極的な態度を示し、または従前の取引に比べて借り手に著しく不利な条件で融資を行いました。取引相手が債務不履行に陥らないとの保証はなく、ファンドが結果として取引に基づく損失を被らないとの保証もありません。

ポートフォリオ構築に要する期間

ファンドには、募集による購入資金でポートフォリオを構築する期間に、一定のリスクが伴う可能性があります。さらにこの期間には、ファンドの一つまたは複数のポートフォリオの分散投資のレベルが、すでにポートフォリオの構築が完成したファンドと比べて低くなるという一定のリスクもあります。副投資運用会社は、様々な方法でポートフォリオを構築する場合があります。これは、市況に対する判断によるものもあり、これらの手法が成功するという保証はありません。

将来の規制の変更が予測不能であること

証券市場およびデリバティブ市場には包括的な法律、規則および証拠金要件が適用されます。さらに、米国の証券取引委員会や証券取引所は、市場の緊急事態に際して、例えば投機的ポジション制限の遡及的実施、証拠金の引上げ、値幅制限の設定、取引停止などの特別措置を講じる権限を有します。証券およびデリバティブの規制は米国内外において急速に進展しつつある法律分野であり、政府および司法機関によって変更される場合があります。将来の規制の変更がファンドに及ぼす影響は予測不能ですが、重大な悪影響となる可能性があります。

FATCA

米国外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」といいます。）により、ファンドがFATCAに関連する要件または義務を遵守しない場合、ファンドはFATCAに基づく源泉徴収税の対象になる可能性があり、これにより、ファンドの純資産価額が減少することになります。

販売会社においてFATCAに関連する法令、規制又はガイダンスの違反があった場合、販売会社名義の受益証券が強制的に買い戻される可能性があります。

クラス間債務

あるクラスの受益証券保有者は、他のクラスの資産に関する権利も有しません。しかし、特定のクラス受益証券の債務が当該クラスに帰属する資産を超過した場合、ファンドの債権者は他のクラス受益証券に帰属する資産に遡求することができます。

ボルカー・ルール

ボルカー・ルールは、一般に、B NYメロンおよびその関連会社と、B NYメロンおよび／またはその関連会社により運営される一定の合同運用ビークル（ファンドを含みます。）との間における信用供与を伴う一定の取引を禁止しています。B NYメロン関連会社は、世界各国において証券清算・決済サービスをプロバイダー・ディーラーに提供しています。証券清算・決済プロセスの運用構造上、証券清算機関とファンドとの間に意図しない日中信用供与が生じる可能性があります。その結果、管理会社、投資運用会社および副投資運用会社は、B NYメロン関連会社を証券清算機関として利用するプロバイダー・ディーラーを通じてファンドのために取引を遂行する際に制限を受けます。当該制限を受けた場合、管理会社、投資運用会社および副投資運用会社は、当該制限を受けなければ最良執行義務を履行する際に利用したであろうプロバイダー・ディーラーを通じて取引を遂行することを妨げられる可能性があります。

リスクに対する管理体制

リスク管理については、副投資運用会社の運用プロセスの中でも重要な位置を占めています。副投資運用会社では、リスクマネジメント部門が、運用部門から独立した立場で、様々な観点からリスク管理を行っています。さらに、適切なリスク管理方針の構築や承認、リスク管理基準の設定などの役割を担うリスクマネジメント委員会において、あらゆるリスク管理に関する事項を監視しています。このような副投資運用会社におけるリスク管理とは別に、投資運用会社でも投資ガイドラインの遵守状況などについて日々のモニタリングを行うほか、副投資運用会社のリスク管理が適切に行われているか、定期的にモニターします。

デリバティブ取引については、ファンドの投資目的を達成するためのヘッジ目的でのみ行うものとします。デリバティブ取引等の残高に係る、内部管理モデル方式（VaR方式）の市場リスク相当額の算出方法を参考に用いたリスク量は、ファンドの純資産総額の80%以内とします。

4 【手数料等及び税金】**(1) 【申込手数料】**

海外における申込手数料

ファンド証券は現在、受益証券購入の申込みを受け付けていないため、該当事項はありません。

日本国内における申込手数料

ファンド証券は現在、受益証券購入の申込みを受け付けていないため、該当事項はありません。

(2) 【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

購入後6年末満で買い戻すファンド証券（任意の買戻し、または後記「第2 管理及び運営 2 買戻し手続等 (1) 海外における買戻し手続等 強制買戻し」記載の規定に従い行われる強制的な買戻しかを問い合わせ。）については、管理会社に支払われる以下の買戻し手数料が課せられます。

<円投資型1507 / 米ドル投資型1507>

買戻日	買戻手数料	買戻手数料
2015年7月30日から2016年7月29日まで	1口当たり200円	1口当たり2.00米ドル
2016年7月30日から2017年7月29日まで	同 175円	同 1.75米ドル
2017年7月30日から2018年7月29日まで	同 150円	同 1.50米ドル
2018年7月30日から2019年7月29日まで	同 125円	同 1.25米ドル
2019年7月30日から2020年7月29日まで	同 100円	同 1.00米ドル
2020年7月30日から2021年7月29日まで	同 50円	同 0.50米ドル
2021年7月30日以降	かかりません	かかりません

<円投資型1510 / 米ドル投資型1510>

買戻日	買戻手数料	買戻手数料
2015年10月29日から2016年10月28日まで	1口当たり200円	1口当たり2.00米ドル
2016年10月29日から2017年10月28日まで	同 175円	同 1.75米ドル
2017年10月29日から2018年10月28日まで	同 150円	同 1.50米ドル
2018年10月29日から2019年10月28日まで	同 125円	同 1.25米ドル
2019年10月29日から2020年10月28日まで	同 100円	同 1.00米ドル
2020年10月29日から2021年10月28日まで	同 50円	同 0.50米ドル
2021年10月29日以降	かかりません	かかりません

<円投資型1601 / 米ドル投資型1601>

買戻日	買戻手数料	買戻手数料
2016年1月28日から2017年1月27日まで	1口当たり200円	1口当たり2.00米ドル
2017年1月28日から2018年1月27日まで	同 175円	同 1.75米ドル
2018年1月28日から2019年1月27日まで	同 150円	同 1.50米ドル
2019年1月28日から2020年1月27日まで	同 125円	同 1.25米ドル
2020年1月28日から2021年1月27日まで	同 100円	同 1.00米ドル
2021年1月28日から2022年1月27日まで	同 50円	同 0.50米ドル
2022年1月28日以降	かかりません	かかりません

<円投資型1605 / 米ドル投資型1605>

買戻日

2016年5月27日から2017年5月26日まで
 2017年5月27日から2018年5月26日まで
 2018年5月27日から2019年5月26日まで
 2019年5月27日から2020年5月26日まで
 2020年5月27日から2021年5月26日まで
 2021年5月27日から2022年5月26日まで
 2022年5月27日以降

買戻手数料

1口当たり200円
 同 175円
 同 150円
 同 125円
 同 100円
 同 50円
 かかりません

買戻手数料

1口当たり2.00米ドル
 同 1.75米ドル
 同 1.50米ドル
 同 1.25米ドル
 同 1.00米ドル
 同 0.50米ドル
 かかりません

<円投資型1609 / 米ドル投資型1609>

買戻日

2016年9月29日から2017年9月28日まで
 2017年9月29日から2018年9月28日まで
 2018年9月29日から2019年9月28日まで
 2019年9月29日から2020年9月28日まで
 2020年9月29日から2021年9月28日まで
 2021年9月29日から2022年9月28日まで
 2022年9月29日以降

買戻手数料

1口当たり200円
 同 175円
 同 150円
 同 125円
 同 100円
 同 50円
 かかりません

買戻手数料

1口当たり2.00米ドル
 同 1.75米ドル
 同 1.50米ドル
 同 1.25米ドル
 同 1.00米ドル
 同 0.50米ドル
 かかりません

<円投資型1611 / 米ドル投資型1611>

買戻日

2016年11月29日から2017年11月28日まで
 2017年11月29日から2018年11月28日まで
 2018年11月29日から2019年11月28日まで
 2019年11月29日から2020年11月28日まで
 2020年11月29日から2021年11月28日まで
 2021年11月29日から2022年11月28日まで
 2022年11月29日以降

買戻手数料

1口当たり200円
 同 175円
 同 150円
 同 125円
 同 100円
 同 50円
 かかりません

買戻手数料

1口当たり2.00米ドル
 同 1.75米ドル
 同 1.50米ドル
 同 1.25米ドル
 同 1.00米ドル
 同 0.50米ドル
 かかりません

<円投資型1701 / 米ドル投資型1701>

買戻日

2017年1月30日から2018年1月29日まで
 2018年1月30日から2019年1月29日まで
 2019年1月30日から2020年1月29日まで
 2020年1月30日から2021年1月29日まで
 2021年1月30日から2022年1月29日まで
 2022年1月30日から2023年1月29日まで
 2023年1月30日以降

買戻手数料

1口当たり200円
 同 175円
 同 150円
 同 125円
 同 100円
 同 50円
 かかりません

買戻手数料

1口当たり2.00米ドル
 同 1.75米ドル
 同 1.50米ドル
 同 1.25米ドル
 同 1.00米ドル
 同 0.50米ドル
 かかりません

<円投資型1703 / 米ドル投資型1703>

買戻日

2017年3月30日から2018年3月29日まで
 2018年3月30日から2019年3月29日まで
 2019年3月30日から2020年3月29日まで
 2020年3月30日から2021年3月29日まで
 2021年3月30日から2022年3月29日まで
 2022年3月30日から2023年3月29日まで
 2023年3月30日以降

買戻手数料

1口当たり200円
 同 175円
 同 150円
 同 125円
 同 100円
 同 50円
 かかりません

買戻手数料

1口当たり2.00米ドル
 同 1.75米ドル
 同 1.50米ドル
 同 1.25米ドル
 同 1.00米ドル
 同 0.50米ドル
 かかりません

<円投資型1706 / 米ドル投資型1706>

買戻日

2017年6月29日から2018年6月28日まで
 2018年6月29日から2019年6月28日まで
 2019年6月29日から2020年6月28日まで
 2020年6月29日から2021年6月28日まで
 2021年6月29日から2022年6月28日まで
 2022年6月29日から2023年6月28日まで
 2023年6月29日以降

買戻手数料

1口当たり200円
 同 175円
 同 150円
 同 125円
 同 100円
 同 50円
 かかりません

買戻手数料

1口当たり2.00米ドル
 同 1.75米ドル
 同 1.50米ドル
 同 1.25米ドル
 同 1.00米ドル
 同 0.50米ドル
 かかりません

<円投資型1709 / 米ドル投資型1709>

買戻日

2017年9月28日から2018年9月27日まで
 2018年9月28日から2019年9月27日まで
 2019年9月28日から2020年9月27日まで
 2020年9月28日から2021年9月27日まで
 2021年9月28日から2022年9月27日まで
 2022年9月28日から2023年9月27日まで
 2023年9月28日以降

買戻手数料

1口当たり200円
 同 175円
 同 150円
 同 125円
 同 100円
 同 50円
 かかりません

買戻手数料

1口当たり2.00米ドル
 同 1.75米ドル
 同 1.50米ドル
 同 1.25米ドル
 同 1.00米ドル
 同 0.50米ドル
 かかりません

<円投資型1712 / 米ドル投資型1712>

買戻日

2017年12月21日から2018年12月20日まで
 2018年12月21日から2019年12月20日まで
 2019年12月21日から2020年12月20日まで
 2020年12月21日から2021年12月20日まで
 2021年12月21日から2022年12月20日まで
 2022年12月21日から2023年12月20日まで
 2023年12月21日以降

買戻手数料

1口当たり200円
 同 175円
 同 150円
 同 125円
 同 100円
 同 50円
 かかりません

買戻手数料

1口当たり2.00米ドル
 同 1.75米ドル
 同 1.50米ドル
 同 1.25米ドル
 同 1.00米ドル
 同 0.50米ドル
 かかりません

<円投資型1802 / 米ドル投資型1802>

買戻日

2018年2月22日から2019年2月21日まで
 2019年2月22日から2020年2月21日まで
 2020年2月22日から2021年2月21日まで
 2021年2月22日から2022年2月21日まで
 2022年2月22日から2023年2月21日まで
 2023年2月22日から2024年2月21日まで
 2024年2月22日以降

買戻手数料

1口当たり200円
 同 175円
 同 150円
 同 125円
 同 100円
 同 50円
 かかりません

買戻手数料

1口当たり2.00米ドル
 同 1.75米ドル
 同 1.50米ドル
 同 1.25米ドル
 同 1.00米ドル
 同 0.50米ドル
 かかりません

<円投資型1803 / 米ドル投資型1803>

買戻日

2018年3月29日から2019年3月28日まで
 2019年3月29日から2020年3月28日まで
 2020年3月29日から2021年3月28日まで
 2021年3月29日から2022年3月28日まで
 2022年3月29日から2023年3月28日まで
 2023年3月29日から2024年3月28日まで
 2024年3月29日以降

買戻手数料

1口当たり200円
 同 175円
 同 150円
 同 125円
 同 100円
 同 50円
 かかりません

買戻手数料

1口当たり2.00米ドル
 同 1.75米ドル
 同 1.50米ドル
 同 1.25米ドル
 同 1.00米ドル
 同 0.50米ドル
 かかりません

<円投資型1806 / 米ドル投資型1806>

買戻日

2018年6月28日から2019年6月27日まで
 2019年6月28日から2020年6月27日まで
 2020年6月28日から2021年6月27日まで
 2021年6月28日から2022年6月27日まで
 2022年6月28日から2023年6月27日まで
 2023年6月28日から2024年6月27日まで
 2024年6月28日以降

買戻手数料

1口当たり200円
 同 175円
 同 150円
 同 125円
 同 100円
 同 50円
 かかりません

買戻手数料

1口当たり2.00米ドル
 同 1.75米ドル
 同 1.50米ドル
 同 1.25米ドル
 同 1.00米ドル
 同 0.50米ドル
 かかりません

<円投資型1809 / 米ドル投資型1809>

買戻日

2018年9月27日から2019年9月26日まで
 2019年9月27日から2020年9月26日まで
 2020年9月27日から2021年9月26日まで
 2021年9月27日から2022年9月26日まで
 2022年9月27日から2023年9月26日まで
 2023年9月27日から2024年9月26日まで
 2024年9月27日以降

買戻手数料

1口当たり200円
 同 175円
 同 150円
 同 125円
 同 100円
 同 50円
 かかりません

買戻手数料

1口当たり2.00米ドル
 同 1.75米ドル
 同 1.50米ドル
 同 1.25米ドル
 同 1.00米ドル
 同 0.50米ドル
 かかりません

<円投資型1812 / 米ドル投資型1812>

買戻日	買戻手数料	買戻手数料
2018年12月20日から2019年12月19日まで	1口当たり200円	1口当たり2.00米ドル
2019年12月20日から2020年12月19日まで	同 175円	同 1.75米ドル
2020年12月20日から2021年12月19日まで	同 150円	同 1.50米ドル
2021年12月20日から2022年12月19日まで	同 125円	同 1.25米ドル
2022年12月20日から2023年12月19日まで	同 100円	同 1.00米ドル
2023年12月20日から2024年12月19日まで	同 50円	同 0.50米ドル
2024年12月20日以降	かかりません	かかりません

(注) シリーズ・トラスト受益者決議によりファンドが償還する場合についても、管理会社がその裁量において異なる決定を行わない限り、残存するすべてのファンド証券(ファンドの償還について反対した受益者が保有するものを含みます。)についてファンドの償還時に買戻しが行われたものとみなされて、買戻手数料が課されます。

日本国内における買戻手数料

上記「海外における買戻手数料」に記載の通りです。ご負担いただく買戻手数料は、ファンド証券の保有期間が長期に及ぶほど、次第に減っていきます。買戻手数料は、換金(買戻し)時に頂戴するもので、管理報酬・販売管理報酬と合わせて、ファンド設定・継続開示にかかる手続き、ファンドについての資料作成・情報提供、ファンドの運用状況の監督、ファンドのリスク管理、ファンドの販売の管理・促進、その他ファンド運営管理全般にかかる業務(ファンド資産に関する投資運用業務・副投資運用業務を含みます。)の対価となります。

なお、買戻手数料には消費税は課せられません。

(3) 【管理報酬等】

管理報酬

管理会社は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.45パーセントの管理報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われます。また、管理会社は、ファンドの資産から、円投資型受益証券については円投資型受益証券に帰属する純資産総額に対して年率0.32パーセント、米ドル投資型受益証券については米ドル投資型受益証券に帰属する純資産総額に対して年率0.34パーセントの販売管理報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われます。

更に、管理会社は、ファンドの資産から、基本信託証書に基づき認められる自らの権限および職務の適切な遂行において管理会社が負担した費用の払戻しを受ける権利も有します。

毎月の報酬は、各月の最終営業日から60暦日以内に支払われます。

管理会社は、ファンドのために負担したすべての経費および費用について、ファンドの資産から払戻しを受けます。

管理会社は、自らの報酬から投資運用会社の報酬を支払います。投資運用会社は、副投資運用会社の報酬を支払う責任を負います。

管理報酬および販売管理報酬は、ファンド設定・継続開示にかかる手続き、ファンドについての資料作成・情報提供、ファンドの運用状況の監督、ファンドのリスク管理、ファンドの販売の管理・促進、その他ファンド運営管理全般にかかる業務(ファンド資産に関する投資運用業務・副投資運用業務を含みます。)の対価として管理会社に支払われます。

管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.10パーセントの報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われます。

毎月の報酬は、各月の最終営業日から60暦日以内に支払われます。

管理事務代行会社は、ファンドのために負担したすべての経費および費用について、ファンドの資産から払戻しを受けます。

管理事務代行報酬は、ファンドの購入・換金（買戻し）等受付け業務、ファンド信託財産の評価業務、ファンド純資産価格の計算業務、ファンドの会計書類作成業務、およびこれらに付随する業務の対価として管理事務代行会社に支払われます。

保管報酬

保管会社は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.05パーセントの報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、評価日に発生し、計算され、取引手数料および諸費用とともに毎月後払いにて支払われます。

毎月の報酬は、各月の最終営業日から60暦日以内に支払われます。

保管会社は、ファンドのために負担したすべての経費および費用について、ファンドの資産から払戻しを受けます。

保管報酬は、ファンド信託財産の保管・管理業務、ファンド信託財産にかかる入出金の処理業務、ファンド信託財産の取引にかかる決済業務、およびこれらに付随する業務の対価として、保管会社に支払われます。

受託報酬

受託会社は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.01パーセントの報酬（ただし、ファンド全体で最低年間報酬額を10,000米ドルとします。）を受領する権利を有します。かかる報酬は、評価日に発生し、計算され、毎月後払いにて支払われます。

毎月の報酬は、各月の最終営業日から60暦日以内に支払われます。

受託会社は、ファンドのために負担したすべての経費および費用について、ファンドの資産から払戻しを受けます。

受託報酬は、ファンドの受託業務およびこれに付随する業務の対価として受託会社に支払われます。

販売報酬

販売会社は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.52パーセントの報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、評価日に発生し、計算され、毎月後払いにて支払われます。

毎月の報酬は、各月の最終営業日から60暦日以内に支払われます。

販売会社は、ファンドのために負担したすべての経費および費用について、ファンドの資産から払戻しを受けます。

販売報酬は、ファンド証券の販売業務・買戻しの取次業務、運用報告書の交付業務、購入後の投資環境等の情報提供業務、およびこれらに付随する業務の対価として販売会社に支払われます。

代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.05パーセントの報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、評価日に発生し、計算され、毎月後払いにて支払われます。

毎月の報酬は、各月の最終営業日から60暦日以内に支払われます。

代行協会員は、ファンドのために負担したすべての経費および費用について、ファンドの資産から払戻しを受けます。

代行協会員報酬は、運用報告書（全体版）の電磁的方法による提供業務、ファンド証券1口当たり純資産価格の公表業務、およびこれらに付随する業務の対価として代行協会員に支払われます。

(4)【その他の手数料等】

ファンドは、さらに、(a)ファンドのために実行されたすべての取引、ならびに(b)()法律および税務顧問および監査人の報酬および費用、()仲介手数料(もしあれば)および証券取引に関する課税される発行または譲渡に対する税金、()副保管会社の報酬および費用、()政府および政府機関に支払うすべての税金および手数料、()借入利息、()投資サービスにかかる通信費、ファンドの受益者集会にかかる費用ならびに財務およびその他の報告書、委任状、目論見書および類似書類の作成、印刷、配付および翻訳にかかる費用、()保険料(もしあれば)、()訴訟および賠償費用および通常の業務以外で被った臨時の費用、()登録業務の提供、(x)財務書類の作成および純資産総額の計算、(xi)ファンドの構築に関するコーポレート・ファイナンスまたはコンサルティング費用、通知、小切手、ステートメントの送付を含むその他すべての組織上および業務運営上の費用、(x)管理会社、受託会社その他の業務提供者に対して、またはこれらの者により提供される業務に関して支払われる公租公課、物品・売上税、登録手数料、(x)

()基本信託証書に基づき、受託会社、会計監査人、管理会社(およびそれらにより適法に選任された委託先)に対する補償に必要な費用、(x)基本信託証書に基づく義務の適正な履行の結果、管理会社もしくは受託会社またはこれらの委託先が適切かつ合理的に負担したその他のすべての費用、手数料および報酬、ならびに(x)基本信託証書にファンドの資産から支払われることが明記されている他の報酬、費用および手数料を含め、ファンドの管理に係るすべての原価および費用を負担します。当該原価および費用が直接特定のファンドに帰属しない場合、各ファンドはそれぞれの純資産総額に応じて当該原価および費用を負担します。

ファンドの設立ならびに円投資型1507および米ドル投資型1507のクラスの募集に関する費用は70,000米ドルとなりました。かかる費用は、管理会社がその他の方法を適用することを決定しない限り、ファンドの最初の5会計年度以内に償却されます。

円投資型1510および米ドル投資型1510の各クラスの設定および募集に関する費用は16,000米ドルとなりました。かかる費用は、管理会社がその他の方法を適用することを決定しない限り、ファンドの最初の5会計年度以内に償却されます。

円投資型1601および米ドル投資型1601の各クラスの設定および募集に関する費用は14,000米ドルとなりました。かかる費用は、管理会社がその他の方法を適用することを決定しない限り、ファンドの最初の5会計年度以内に償却されます。

円投資型1605および米ドル投資型1605の各クラスの設定および募集に関する費用は14,000米ドルとなりました。かかる費用は、管理会社がその他の方法を適用することを決定しない限り、ファンドの最初の5会計年度以内に償却されます。

円投資型1609および米ドル投資型1609の各クラスの設定および募集に関する費用は13,000米ドルとなりました。かかる費用は、管理会社がその他の方法を適用することを決定しない限り、ファンドの最初の5会計年度以内に償却されます。

円投資型1611および米ドル投資型1611の各クラスの設定および募集に関する費用は12,000米ドルとなりました。かかる費用は、管理会社がその他の方法を適用することを決定しない限り、ファンドの最初の5会計年度以内に償却されます。

円投資型1701および米ドル投資型1701の各クラスの設定および募集に関する費用は12,000米ドルとなりました。かかる費用は、管理会社がその他の方法を適用することを決定しない限り、ファンドの最初の5会計年度以内に償却されます。

円投資型1703および米ドル投資型1703の各クラスの設定および募集に関する費用は12,000米ドルとなりました。かかる費用は、管理会社がその他の方法を適用することを決定しない限り、ファンドの最初の5会計年度以内に償却されます。

円投資型1706および米ドル投資型1706の各クラスの設定および募集に関する費用は12,000米ドルとなりました。かかる費用は、管理会社がその他の方法を適用することを決定しない限り、ファンドの最初の5会計年度以内に償却されます。

円投資型1709および米ドル投資型1709の各クラスの設定および募集に関する費用は12,000米ドルとなりました。かかる費用は、管理会社がその他の方法を適用することを決定しない限り、ファンドの最初の5会計年度以内に償却されます。

円投資型1712および米ドル投資型1712の各クラスの設定および募集に関する費用は12,000米ドルとなりました。かかる費用は、管理会社がその他の方法を適用することを決定しない限り、ファンドの最初の5会計年度以内に償却されます。

円投資型1802および米ドル投資型1802の各クラスの設定および募集に関する費用は13,000米ドルとなりました。かかる費用は、管理会社がその他の方法を適用することを決定しない限り、ファンドの最初の5会計年度以内に償却されます。

円投資型1803および米ドル投資型1803の各クラスの設定および募集に関する費用は13,000米ドルとなりました。かかる費用は、管理会社がその他の方法を適用することを決定しない限り、ファンドの最初の5会計年度以内に償却されます。

円投資型1806および米ドル投資型1806の各クラスの設定および募集に関する費用は13,000米ドルとなりました。かかる費用は、管理会社がその他の方法を適用することを決定しない限り、ファンドの最初の5会計年度以内に償却されます。

円投資型1809および米ドル投資型1809の各クラスの設定および募集に関する費用は12,000米ドルとなりました。かかる費用は、管理会社がその他の方法を適用することを決定しない限り、ファンドの最初の5会計年度以内に償却されます。

円投資型1812および米ドル投資型1812の各クラスの設定および募集に関する費用は約12,000米ドルとなりました。かかる費用は、管理会社がその他の方法を適用することを決定しない限り、ファンドの最初の5会計年度以内に償却されます。

(注)弁護士費用は、ファンドにかかる契約書類の作成業務、目論見書等の開示・届出資料作成業務、監督当局への届出に関する業務、およびこれらに付随する業務の対価として支払われます。監査費用は、ファンド会計書類を監査し、年次監査報告書を作成する業務の対価として支払われます。

(5)【課税上の取扱い】

(A)日本

ファンドは、日本の税制上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。したがって、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- (2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- (3) 日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、以下の税率による源泉徴収が行われます。

	2014年 1月1日以後	2038年 1月1日以後
所得税	15.315%（注）	15%
住民税	5%	5%
合計	20.315%	20%

（注）復興特別所得税を含みます。以下同じです。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。）の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。

- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、所得税のみ以下の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいいます。）を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

	2014年 1月1日以後	2038年 1月1日以後
所得税	15.315%	15%

- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいいます。以下同じです。）に対して、源泉徴収選択口座において、以下の税率による源泉徴収が行われます。

	2014年 1月1日以後	2038年 1月1日以後
所得税	15.315%	15%
住民税	5%	5%
合計	20.315%	20%

受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越しも可能です。

- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（5）と同様の取扱いとなります。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることはありません。

(B) ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、現行法上、トラスト、ファンドまたは受益者に対して、いかなる所得税、法人税または資本利得税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税も課せられません。ケイマン諸島は、トラストに関するあらゆる支払いに適用される二重課税防止条約をいかなる国とも締結していません。

トラストは、信託法第81条に従い、トラストに関連し、ケイマン諸島総督に保証書の交付を受けています。かかる保証書には、トラストの設立日から50年の間、ケイマン諸島で制定された所得、資本資産、資本利得もしくはキャピタル・ゲインに対する課税の根拠となる法律または遺産税もしくは相続税と同種の税の課税根拠となる法律のいずれも、トラストを構成する財産もしくはトラストから生じる収益に対してまたはかかる財産もしくは収益に係る受託会社もしくは受益者に対して適用されないことが明記されています。ケイマン諸島において、受益証券の譲渡または買戻しに対し印紙税は課せられません。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

本表は、ファンドの2019年5月末日時点で運用している全クラス（円投資型1507、米ドル投資型1507、円投資型1510、米ドル投資型1510、円投資型1601、米ドル投資型1601、円投資型1605、米ドル投資型1605、円投資型1609、米ドル投資型1609、円投資型1611、米ドル投資型1611、円投資型1701、米ドル投資型1701、円投資型1703、米ドル投資型1703、円投資型1706、米ドル投資型1706、円投資型1709、米ドル投資型1709、円投資型1712、米ドル投資型1712、円投資型1802、米ドル投資型1802、円投資型1803、米ドル投資型1803、円投資型1806、米ドル投資型1806、円投資型1809、米ドル投資型1809、円投資型1812、米ドル投資型1812、円投資型1903および米ドル投資型1903）の資産を合計したシリーズ・トラストの資産を表示したものです。

(2019年5月末日現在)

資産の種類	国名 (発行地)	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
固定利付債	アメリカ合衆国	138,859,854	53.49
	イギリス	28,992,987	11.17
	オランダ	6,812,814	2.62
	ジャージー	6,622,124	2.55
	ドイツ	2,617,317	1.01
	スペイン	2,078,204	0.80
	オーストラリア	1,886,095	0.73
	ベルギー	1,819,301	0.70
	フランス	1,223,329	0.47
	パミューダ	804,587	0.31
変動利付債	小計	191,716,612	73.85
	イギリス	16,980,815	6.54
	オランダ	7,587,434	2.92
	アメリカ合衆国	6,301,025	2.43
	フランス	3,129,407	1.21
	イタリア	2,064,128	0.80
	スペイン	1,785,267	0.69
	オーストラリア	1,452,487	0.56
ステップ・アップ／ダウン債	小計	39,300,563	15.14
	アメリカ合衆国	5,526,945	2.13
	オーストラリア	440,093	0.17
その他の債券	小計	5,967,038	2.30
	イギリス	9,048,227	3.49
	小計	9,048,227	3.49
小計		246,032,440	94.77
現金、預金およびその他の資産 (負債控除後)		13,565,220	5.23
合計 (純資産総額)		259,597,660 (約28,390百万円)	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

本表は、ファンドの2019年5月末日時点で運用している全クラス（円投資型1507、米ドル投資型1507、円投資型1510、米ドル投資型1510、円投資型1601、米ドル投資型1601、円投資型1605、米ドル投資型1605、円投資型1609、米ドル投資型1609、円投資型1611、米ドル投資型1611、円投資型1701、米ドル投資型1701、円投資型1703、米ドル投資型1703、円投資型1706、米ドル投資型1706、円投資型1709、米ドル投資型1709、円投資型1712、米ドル投資型1712、円投資型1802、米ドル投資型1802、円投資型1803、米ドル投資型1803、円投資型1806、米ドル投資型1806、円投資型1809、米ドル投資型1809、円投資型1812、米ドル投資型1812、円投資型1903および米ドル投資型1903）の投資有価証券の銘柄を合計したシリーズ・トラストの主要銘柄を表示したものです。

(2019年5月末日現在)

順位	銘柄	国名 (発行地)	種類	通貨	額面価額	利率 (%)	償還日	取得金額 (米ドル)	時価 (米ドル)	投資 比率 (%)
1	CELGENE CORP 3.55% 15/08/22	アメリカ 合衆国	固定利付債	米ドル	4,000,000	3.55	2022/ 8 / 15	3,997,960.00	4,111,328.00	1.58
2	GENERAL MILLS IN 3.7000% 17/10/23	アメリカ 合衆国	固定利付債	米ドル	3,950,000	3.7	2023/10/17	3,973,226.00	4,075,997.10	1.57
3	GOODMAN US 3.7000% 15/03/28	アメリカ 合衆国	固定利付債	米ドル	3,800,000	3.7	2028/ 3 / 15	3,752,715.00	3,784,108.40	1.46
4	ALLERGAN FUNDING 3.8500% 15/06/24	アメリカ 合衆国	固定利付債	米ドル	3,400,000	3.85	2024/ 6 / 15	3,431,726.00	3,450,184.00	1.33
5	TESORO LOGISTICS 5.25% 15/01/25	アメリカ 合衆国	固定利付債	米ドル	3,100,000	5.25	2025/ 1 / 15	3,185,250.00	3,254,634.20	1.25
6	NOBLE ENERGY INC 3.8500% 15/01/28	アメリカ 合衆国	固定利付債	米ドル	3,200,000	3.85	2028/ 1 / 15	3,147,456.00	3,208,640.00	1.24
7	AT & T INC 4.25% 01/03/27	アメリカ 合衆国	固定利付債	米ドル	3,000,000	4.25	2027/ 3 / 1	3,088,740.00	3,127,746.00	1.20
8	DEMETER ZURICH FRN 01/10/46	オランダ	変動利付債	ユーロ	2,500,000	3.5	2046/10/1	3,405,320.10	3,102,563.56	1.20
9	GATWICK FND L 4.6250% 27/03/34	ジャー ジー	固定利付債	英ポンド	2,000,000	4.625	2034/ 3 / 27	3,290,685.80	3,094,302.90	1.19
10	ANNINGTON FND 2.6460% 12/07/25	イギリス	固定利付債	英ポンド	2,410,000	2.646	2025/ 7 / 12	3,191,689.93	3,031,939.09	1.17
11	TELEFONICA EUROPE 8.25% 15/09/30	アメリカ 合衆国	固定利付債	米ドル	2,113,000	8.25	2030/ 9 / 15	2,900,191.80	2,888,361.12	1.11
12	GLENCORE FDG 4.1250% 30/05/23	アメリカ 合衆国	固定利付債	米ドル	2,800,000	4.125	2023/ 5 / 30	2,919,224.00	2,858,539.60	1.10
13	AXA SA FRN 16/01/54	イギリス	変動利付債	英ポンド	2,020,000	5.625	2054/ 1 / 16	3,074,660.27	2,813,434.19	1.08
14	AMERICAN INTL GP 6.25% 01/05/36	アメリカ 合衆国	固定利付債	米ドル	2,320,000	6.25	2036/ 5 / 1	2,680,810.10	2,770,434.96	1.07
15	GREENE KING FIN 5.1060% 15/03/34	イギリス	その他の債券	英ポンド	1,900,000	5.106	2034/ 3 / 15	3,091,956.67	2,747,127.00	1.06
16	RSA INSURANCE FRN 10/10/45	イギリス	変動利付債	英ポンド	2,000,000	5.125	2045/10/10	2,961,009.89	2,712,823.01	1.05
17	INNOGY FIN BV 6.25% 03/06/30	イギリス	固定利付債	英ポンド	1,600,000	6.25	2030/ 6 / 3	2,964,304.14	2,701,003.73	1.04
18	SOLVAY FINANCE 4.45% 03/12/25	アメリカ 合衆国	固定利付債	米ドル	2,550,000	4.45	2025/12/3	2,677,508.00	2,686,032.30	1.03
19	NATIONWIDE BLDG FRN 18/10/32	アメリカ 合衆国	変動利付債	米ドル	2,845,000	4.125	2032/10/18	2,625,129.75	2,674,274.40	1.03
20	ING GROEP NV FRN 22/03/28	オランダ	変動利付債	米ドル	2,610,000	4.7	2028/ 3 / 22	2,616,812.10	2,668,197.78	1.03
21	CVS HEALTH CORP 3.875% 20/07/25	アメリカ 合衆国	固定利付債	米ドル	2,600,000	3.875	2025/ 7 / 20	2,678,208.00	2,661,804.60	1.03
22	YORKSHIRE BLD SOC FRN 13/09/28	イギリス	変動利付債	英ポンド	2,200,000	3.375	2028/ 9 / 13	3,053,866.23	2,632,124.15	1.01
23	VOLKSWAGEN IN 3.3000% 22/03/33	オランダ	固定利付債	ユーロ	2,200,000	3.3	2033/ 3 / 22	3,122,975.37	2,630,697.20	1.01
24	KROGER CO 3.7000% 01/08/27	アメリカ 合衆国	固定利付債	米ドル	2,600,000	3.7	2027/ 8 / 1	2,610,270.00	2,627,133.60	1.01
25	CIMAREX ENERGY 3.9% 15/05/27	アメリカ 合衆国	固定利付債	米ドル	2,576,000	3.9	2027/ 5 / 15	2,596,742.52	2,624,078.46	1.01
26	VONOVIA BV 2.1250% 22/03/30	ドイツ	固定利付債	ユーロ	2,200,000	2.125	2030/ 3 / 22	2,600,105.55	2,617,317.12	1.01
27	NOTTING HILL 3.2500% 12/10/48	イギリス	固定利付債	英ポンド	2,000,000	3.25	2048/10/12	2,770,769.51	2,534,627.58	0.98
28	NEWELL RUBBERMAID INC 4.2% 01/04/26	アメリカ 合衆国	固定利付債	米ドル	2,600,000	4.2	2026/ 4 / 1	2,791,576.00	2,530,112.00	0.97
29	OMNICOM GROUP INC 3.6% 15/04/26	アメリカ 合衆国	固定利付債	米ドル	2,500,000	3.6	2026/ 4 / 15	2,531,350.00	2,516,287.50	0.97
30	CNP ASSURANCES FRN 10/06/47	フランス	変動利付債	ユーロ	2,000,000	4.5	2047/ 6 / 10	2,142,538.12	2,509,961.85	0.97

【投資不動産物件】

該当事項ありません（2019年5月末日現在）。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項ありません（2019年5月末日現在）。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末および設定日から2019年5月末日までの期間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりです。

（円投資型1507）

	純資産総額	1口当たりの純資産価格
	円	円
第1会計年度末 (2016年1月末日)	876,148,902	9,725
第2会計年度末 (2017年1月末日)	477,651,084	10,100
第3会計年度末 (2018年1月末日)	257,087,745	10,554
第4会計年度末 (2019年1月末日)	215,677,154	9,889
2018年6月末日	228,645,100	9,980
7月末日	229,532,094	10,019
8月末日	219,947,878	10,039
9月末日	217,027,829	9,951
10月末日	213,235,827	9,777
11月末日	210,181,977	9,637
12月末日	211,197,424	9,684
2019年1月末日	215,677,154	9,889
2月末日	216,119,953	9,909
3月末日	221,570,238	10,159
4月末日	222,757,436	10,214
5月末日	223,386,449	10,242

(米ドル投資型1507)

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第1会計年度末 (2016年1月末日)	4,105,023.91	448,925,415	97.58	10,671
第2会計年度末 (2017年1月末日)	4,253,666.00	465,180,914	103.07	11,272
第3会計年度末 (2018年1月末日)	4,181,150.26	457,250,592	108.78	11,896
第4会計年度末 (2019年1月末日)	3,889,321.67	425,336,218	103.89	11,361
2018年6月末日	3,985,905.38	435,898,612	103.70	11,341
7月末日	4,000,605.76	437,506,246	104.08	11,382
8月末日	4,017,215.50	439,322,687	104.52	11,430
9月末日	3,989,040.91	436,241,514	103.78	11,349
10月末日	3,819,259.25	417,674,192	102.02	11,157
11月末日	3,774,439.61	412,772,716	100.82	11,026
12月末日	3,804,274.03	416,035,408	101.62	11,113
2019年1月末日	3,889,321.67	425,336,218	103.89	11,361
2月末日	3,905,385.19	427,092,924	104.32	11,408
3月末日	4,010,419.46	438,579,472	107.13	11,716
4月末日	4,033,602.84	441,114,807	107.75	11,784
5月末日	4,057,446.30	443,722,327	108.38	11,852

(円投資型1510)

	純資産総額	1口当たりの純資産価格
	円	円
第1会計年度末 (2016年1月末日)	914,977,975	9,754
第2会計年度末 (2017年1月末日)	917,710,879	10,134
第3会計年度末 (2018年1月末日)	902,329,533	10,590
第4会計年度末 (2019年1月末日)	319,030,198	9,923
2018年6月末日	842,285,501	10,015
7月末日	333,823,232	10,054
8月末日	334,483,676	10,074
9月末日	329,509,277	9,985
10月末日	323,755,396	9,811
11月末日	317,668,116	9,671
12月末日	312,400,405	9,717
2019年1月末日	319,030,198	9,923
2月末日	319,685,188	9,944
3月末日	327,747,263	10,195
4月末日	329,506,786	10,249
5月末日	330,437,235	10,278

(米ドル投資型1510)

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第1会計年度末 (2016年1月末日)	2,445,677.85	267,459,330	97.75	10,690
第2会計年度末 (2017年1月末日)	2,015,564.92	220,422,180	103.26	11,293
第3会計年度末 (2018年1月末日)	2,083,715.98	227,875,180	108.98	11,918
第4会計年度末 (2019年1月末日)	1,990,124.80	217,640,048	104.09	11,383
2018年6月末日	1,986,431.06	217,236,101	103.89	11,361
7月末日	1,993,774.86	218,039,219	104.28	11,404
8月末日	2,002,052.62	218,944,475	104.71	11,451
9月末日	1,988,011.30	217,408,916	103.98	11,371
10月末日	1,954,256.75	213,717,518	102.21	11,178
11月末日	1,931,323.22	211,209,507	101.01	11,046
12月末日	1,946,589.04	212,878,977	101.81	11,134
2019年1月末日	1,990,124.80	217,640,048	104.09	11,383
2月末日	1,998,344.33	218,538,936	104.52	11,430
3月末日	2,052,089.26	224,416,481	107.33	11,738
4月末日	1,946,312.31	212,848,714	107.95	11,805
5月末日	1,957,817.36	214,106,906	108.59	11,875

(円投資型1601)

	純資産総額	1口当たりの純資産価格
	円	円
第2会計年度末 (2017年1月末日)	744,087,475	10,437
第3会計年度末 (2018年1月末日)	764,286,368	10,910
第4会計年度末 (2019年1月末日)	638,400,358	10,227
2018年6月末日	666,590,587	10,318
7月末日	669,242,488	10,359
8月末日	667,452,635	10,379
9月末日	661,611,127	10,289
10月末日	650,116,740	10,110
11月末日	622,569,461	9,965
12月末日	625,076,618	10,013
2019年1月末日	638,400,358	10,227
2月末日	603,332,046	10,248
3月末日	612,243,729	10,506
4月末日	607,133,838	10,563
5月末日	608,848,239	10,593

(米ドル投資型1601)

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第2会計年度末 (2017年1月末日)	1,424,223.08	155,753,036	106.11	11,604
第3会計年度末 (2018年1月末日)	1,010,941.07	110,556,515	112.05	12,254
第4会計年度末 (2019年1月末日)	955,342.92	104,476,302	107.08	11,710
2018年6月末日	953,183.69	104,240,168	106.84	11,684
7月末日	956,834.71	104,639,444	107.24	11,728
8月末日	960,807.30	105,073,886	107.69	11,777
9月末日	954,068.72	104,336,955	106.93	11,694
10月末日	937,996.26	102,579,271	105.13	11,497
11月末日	926,988.72	101,375,486	103.90	11,363
12月末日	934,315.94	102,176,791	104.72	11,452
2019年1月末日	955,342.92	104,476,302	107.08	11,710
2月末日	959,288.64	104,907,806	107.52	11,758
3月末日	985,088.45	107,729,273	110.41	12,074
4月末日	990,921.49	108,367,174	111.06	12,146
5月末日	996,779.04	109,007,756	111.72	12,218

(円投資型1605)

	純資産総額	1口当たりの純資産価格
	円	円
第2会計年度末 (2017年1月末日)	3,850,573,187	9,878
第3会計年度末 (2018年1月末日)	3,116,308,399	10,317
第4会計年度末 (2019年1月末日)	2,682,101,885	9,666
2018年6月末日	2,826,450,820	9,727
7月末日	2,839,245,623	9,794
8月末日	2,833,664,717	9,783
9月末日	2,781,401,631	9,697
10月末日	2,691,052,996	9,557
11月末日	2,636,663,702	9,390
12月末日	2,631,474,893	9,436
2019年1月末日	2,682,101,885	9,666
2月末日	2,647,570,880	9,656
3月末日	2,703,044,638	9,899
4月末日	2,696,669,814	9,982
5月末日	2,656,162,375	9,979

(米ドル投資型1605)

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第2会計年度末 (2017年1月末日)	2,544,646.93	278,282,588	100.18	10,956
第3会計年度末 (2018年1月末日)	2,603,349.00	284,702,247	105.65	11,554
第4会計年度末 (2019年1月末日)	1,786,486.89	195,370,206	100.86	11,030
2018年6月末日	1,795,071.04	196,308,969	100.22	10,960
7月末日	1,810,399.42	197,985,281	101.07	11,053
8月末日	1,788,727.82	195,615,274	100.99	11,044
9月末日	1,776,182.64	194,243,334	100.28	10,967
10月末日	1,754,551.03	191,877,701	99.06	10,833
11月末日	1,725,200.70	188,667,949	97.40	10,652
12月末日	1,738,837.25	190,159,242	98.17	10,736
2019年1月末日	1,786,486.89	195,370,206	100.86	11,030
2月末日	1,784,971.75	195,204,511	100.78	11,021
3月末日	1,808,140.45	197,738,240	103.49	11,318
4月末日	1,684,497.33	184,216,628	104.58	11,437
5月末日	1,686,353.13	184,419,578	104.69	11,449

(円投資型1609)

	純資産総額	1口当たりの純資産価格
	円	円
第2会計年度末 (2017年1月末日)	3,529,434,864	9,525
第3会計年度末 (2018年1月末日)	3,435,729,072	9,945
第4会計年度末 (2019年1月末日)	2,833,717,287	9,309
2018年6月末日	3,178,430,955	9,373
7月末日	3,154,498,170	9,435
8月末日	3,125,684,220	9,454
9月末日	2,992,126,602	9,341
10月末日	2,910,674,188	9,206
11月末日	2,847,665,125	9,074
12月末日	2,830,805,046	9,088
2019年1月末日	2,833,717,287	9,309
2月末日	2,825,635,703	9,328
3月末日	2,818,007,148	9,533
4月末日	2,841,538,464	9,613
5月末日	2,777,555,452	9,640

(米ドル投資型1609)

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第2会計年度末 (2017年1月末日)	6,629,776.36	725,032,343	95.75	10,471
第3会計年度末 (2018年1月末日)	5,866,806.66	641,593,976	100.91	11,036
第4会計年度末 (2019年1月末日)	5,442,299.68	595,169,893	96.23	10,524
2018年6月末日	5,410,252.23	591,665,184	95.67	10,462
7月末日	5,456,451.18	596,717,501	96.48	10,551
8月末日	5,479,105.31	599,194,957	96.88	10,595
9月末日	5,412,457.50	591,906,352	95.71	10,467
10月末日	5,346,540.76	584,697,698	94.54	10,339
11月末日	5,283,798.21	577,836,172	93.43	10,218
12月末日	5,297,141.27	579,295,369	93.67	10,244
2019年1月末日	5,442,299.68	595,169,893	96.23	10,524
2月末日	5,464,777.24	597,628,039	96.63	10,567
3月末日	5,582,808.23	610,535,908	98.72	10,796
4月末日	5,611,537.89	613,677,784	99.76	10,910
5月末日	5,644,708.85	617,305,360	100.35	10,974

(円投資型1611)

	純資産総額	1口当たりの純資産価格
	円	円
第2会計年度末 (2017年1月末日)	3,411,407,979	10,119
第3会計年度末 (2018年1月末日)	3,409,129,008	10,572
第4会計年度末 (2019年1月末日)	2,830,978,133	9,908
2018年6月末日	3,106,061,012	9,968
7月末日	3,127,499,027	10,037
8月末日	3,083,572,796	10,027
9月末日	3,052,113,020	9,939
10月末日	2,904,461,735	9,795
11月末日	2,757,828,243	9,625
12月末日	2,771,152,064	9,672
2019年1月末日	2,830,978,133	9,908
2月末日	2,822,729,234	9,898
3月末日	2,875,142,282	10,148
4月末日	2,894,341,403	10,232
5月末日	2,863,745,156	10,231

(米ドル投資型1611)

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第2会計年度末 (2017年1月末日)	1,738,988.90	190,175,826	101.40	11,089
第3会計年度末 (2018年1月末日)	1,834,412.14	200,611,312	106.97	11,698
第4会計年度末 (2019年1月末日)	1,751,718.45	191,567,930	102.15	11,171
2018年6月末日	1,740,263.44	190,315,210	101.48	11,098
7月末日	1,755,123.81	191,940,340	102.35	11,193
8月末日	1,753,804.39	191,796,048	102.27	11,184
9月末日	1,741,504.14	190,450,893	101.55	11,106
10月末日	1,720,294.87	188,131,447	100.31	10,970
11月末日	1,691,625.00	184,996,110	98.64	10,787
12月末日	1,704,996.16	186,458,380	99.42	10,873
2019年1月末日	1,751,718.45	191,567,930	102.15	11,171
2月末日	1,750,342.40	191,417,445	102.07	11,162
3月末日	1,209,087.56	132,225,816	104.81	11,462
4月末日	1,221,790.97	133,615,060	105.91	11,582
5月末日	1,053,561.29	115,217,463	106.03	11,595

[次へ](#)

(円投資型1701)

	純資産総額	1口当たりの純資産価格
	円	円
第3会計年度末 (2018年1月末日)	560,330,191	10,464
第4会計年度末 (2019年1月末日)	463,213,478	9,804
2018年6月末日	480,388,512	9,896
7月末日	482,239,691	9,934
8月末日	483,193,765	9,953
9月末日	467,125,654	9,866
10月末日	458,951,742	9,694
11月末日	452,378,879	9,555
12月末日	454,564,445	9,601
2019年1月末日	463,213,478	9,804
2月末日	455,519,134	9,824
3月末日	467,006,778	10,072
4月末日	467,066,835	10,126
5月末日	461,683,732	10,154

(米ドル投資型1701)

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第3会計年度末 (2018年1月末日)	1,365,403.99	149,320,580	105.64	11,553
第4会計年度末 (2019年1月末日)	1,303,271.25	142,525,744	100.83	11,027
2018年6月末日	1,301,460.53	142,327,724	100.69	11,011
7月末日	1,306,071.76	142,832,008	101.05	11,051
8月末日	1,311,494.32	143,425,019	101.47	11,097
9月末日	1,302,296.20	142,419,112	100.76	11,019
10月末日	1,279,984.82	139,979,140	99.03	10,830
11月末日	1,264,963.98	138,336,461	97.87	10,703
12月末日	1,274,962.68	139,429,919	98.64	10,787
2019年1月末日	1,303,271.25	142,525,744	100.83	11,027
2月末日	1,308,653.97	143,114,398	101.25	11,073
3月末日	1,343,849.87	146,963,422	103.97	11,370
4月末日	1,351,425.70	147,791,915	104.56	11,435
5月末日	1,359,414.25	148,665,542	105.18	11,502

(円投資型1703)

	純資産総額	1口当たりの純資産価格
	円	円
第3会計年度末 (2018年1月末日)	639,467,209	10,380
第4会計年度末 (2019年1月末日)	583,071,478	9,725
2018年6月末日	593,084,232	9,786
7月末日	597,177,696	9,854
8月末日	594,903,586	9,873
9月末日	586,917,728	9,757
10月末日	576,511,027	9,616
11月末日	568,254,543	9,478
12月末日	569,195,880	9,494
2019年1月末日	583,071,478	9,725
2月末日	584,268,562	9,745
3月末日	592,182,678	9,961
4月末日	574,435,466	10,042
5月末日	572,029,566	10,070

(米ドル投資型1703)

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第3会計年度末 (2018年1月末日)	3,132,830.89	342,606,386	104.73	11,453
第4会計年度末 (2019年1月末日)	1,290,726.65	141,153,866	99.96	10,932
2018年6月末日	2,971,174.25	324,927,616	99.33	10,863
7月末日	2,996,545.56	327,702,222	100.18	10,956
8月末日	1,298,947.80	142,052,931	100.59	11,001
9月末日	1,283,394.01	140,351,969	99.39	10,869
10月末日	1,267,763.93	138,642,663	98.18	10,737
11月末日	1,252,886.51	137,015,669	97.03	10,611
12月末日	1,256,300.06	137,388,975	97.29	10,640
2019年1月末日	1,290,726.65	141,153,866	99.96	10,932
2月末日	1,296,057.55	141,736,854	100.37	10,976
3月末日	1,324,306.05	144,826,110	102.56	11,216
4月末日	1,338,220.02	146,347,741	103.63	11,333
5月末日	1,270,237.51	138,913,174	104.25	11,401

(円投資型1706)

	純資産総額	1口当たりの純資産価格
	円	円
第3会計年度末 (2018年1月末日)	1,867,000,572	10,037
第4会計年度末 (2019年1月末日)	1,643,237,888	9,400
2018年6月末日	1,736,129,119	9,461
7月末日	1,712,864,893	9,526
8月末日	1,711,004,532	9,545
9月末日	1,670,387,254	9,431
10月末日	1,640,201,237	9,295
11月末日	1,611,763,956	9,162
12月末日	1,605,968,166	9,176
2019年1月末日	1,643,237,888	9,400
2月末日	1,644,256,666	9,419
3月末日	1,659,186,867	9,626
4月末日	1,673,041,640	9,706
5月末日	1,659,758,829	9,734

(米ドル投資型1706)

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第3会計年度末 (2018年1月末日)	4,084,344.66	446,663,932	101.07	11,053
第4会計年度末 (2019年1月末日)	3,761,014.97	411,304,597	96.39	10,541
2018年6月末日	3,872,194.27	423,463,165	95.82	10,479
7月末日	3,905,259.51	427,079,180	96.64	10,569
8月末日	3,921,473.40	428,852,331	97.04	10,612
9月末日	3,852,907.65	421,353,981	95.86	10,483
10月末日	3,805,984.20	416,222,432	94.70	10,356
11月末日	3,651,447.24	399,322,270	93.58	10,234
12月末日	3,660,700.22	400,334,176	93.82	10,260
2019年1月末日	3,761,014.97	411,304,597	96.39	10,541
2月末日	3,776,548.56	413,003,351	96.79	10,585
3月末日	3,858,149.16	421,927,192	98.88	10,814
4月末日	3,898,685.23	426,360,217	99.92	10,927
5月末日	3,921,731.17	428,880,521	100.51	10,992

(円投資型1709)

	純資産総額	1口当たりの純資産価格
	円	円
第3会計年度末 (2018年1月末日)	2,428,369,671	10,022
第4会計年度末 (2019年1月末日)	2,098,757,625	9,385
2018年6月末日	2,255,841,090	9,446
7月末日	2,271,410,892	9,511
8月末日	2,270,663,284	9,530
9月末日	2,210,699,274	9,417
10月末日	2,142,105,574	9,281
11月末日	2,068,069,183	9,148
12月末日	2,052,019,196	9,162
2019年1月末日	2,098,757,625	9,385
2月末日	2,090,840,653	9,404
3月末日	2,116,577,540	9,611
4月末日	2,129,406,166	9,691
5月末日	2,130,559,926	9,719

(米ドル投資型1709)

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第3会計年度末 (2018年1月末日)	4,681,235.73	511,939,939	100.68	11,010
第4会計年度末 (2019年1月末日)	4,134,764.95	452,177,895	96.01	10,500
2018年6月末日	4,437,902.16	485,328,980	95.44	10,437
7月末日	4,475,798.07	489,473,277	96.26	10,527
8月末日	4,494,380.72	491,505,476	96.66	10,571
9月末日	4,439,657.24	485,520,916	95.48	10,442
10月末日	4,297,867.23	470,014,760	94.32	10,315
11月末日	4,200,823.45	459,402,052	93.21	10,193
12月末日	4,211,378.83	460,556,389	93.45	10,220
2019年1月末日	4,134,764.95	452,177,895	96.01	10,500
2月末日	4,151,842.18	454,045,461	96.40	10,542
3月末日	4,241,464.01	463,846,504	98.49	10,771
4月末日	1,897,432.31	207,503,197	99.51	10,882
5月末日	1,908,648.43	208,729,792	100.10	10,947

(円投資型1712)

	純資産総額	1口当たりの純資産価格
	円	円
第3会計年度末 (2018年1月末日)	2,311,272,655	9,961
第4会計年度末 (2019年1月末日)	1,783,848,704	9,327
2018年6月末日	2,174,222,671	9,388
7月末日	2,183,084,877	9,453
8月末日	2,186,542,001	9,472
9月末日	2,141,889,532	9,359
10月末日	2,110,930,357	9,224
11月末日	2,080,153,245	9,092
12月末日	1,752,779,164	9,105
2019年1月末日	1,783,848,704	9,327
2月末日	1,785,922,162	9,347
3月末日	1,815,017,879	9,552
4月末日	1,774,312,226	9,631
5月末日	1,779,322,460	9,658

(米ドル投資型1712)

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第3会計年度末 (2018年1月末日)	1,873,398.14	204,874,821	99.98	10,934
第4会計年度末 (2018年1月末日)	1,786,230.10	195,342,124	95.33	10,425
2018年6月末日	1,775,889.06	194,211,228	94.77	10,364
7月末日	1,791,053.65	195,869,627	95.58	10,453
8月末日	1,798,489.75	196,682,839	95.98	10,496
9月末日	1,776,525.73	194,280,854	94.81	10,368
10月末日	1,754,889.94	191,914,764	93.65	10,242
11月末日	1,734,296.02	189,662,613	92.56	10,122
12月末日	1,738,587.31	190,131,908	92.78	10,146
2019年1月末日	1,786,230.10	195,342,124	95.33	10,425
2月末日	1,793,607.51	196,148,917	95.72	10,468
3月末日	1,832,256.36	200,375,556	97.78	10,693
4月末日	1,851,507.16	202,480,823	98.81	10,806
5月末日	1,822,694.65	199,329,887	99.39	10,869

(円投資型1802)

	純資産総額	1口当たりの純資産価格
	円	円
第4会計年度末 (2019年1月末日)	4,562,049,267	9,614
2018年6月末日	4,747,990,881	9,674
7月末日	4,756,407,928	9,741
8月末日	4,751,076,936	9,730
9月末日	4,709,495,778	9,645
10月末日	4,641,424,059	9,506
11月末日	4,515,662,550	9,340
12月末日	4,469,907,494	9,385
2019年1月末日	4,562,049,267	9,614
2月末日	4,517,442,171	9,603
3月末日	4,452,136,171	9,846
4月末日	4,483,316,495	9,928
5月末日	4,450,483,322	9,926

(米ドル投資型1802)

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第4会計年度末 (2019年1月末日)	2,718,699.21	297,316,946	98.06	10,724
2018年6月末日	2,702,028.55	295,493,842	97.46	10,658
7月末日	2,725,101.58	298,017,109	98.29	10,749
8月末日	2,722,502.18	297,732,838	98.20	10,739
9月末日	2,703,408.01	295,644,700	97.51	10,664
10月末日	2,670,483.99	292,044,129	96.32	10,534
11月末日	2,625,433.08	287,117,362	94.70	10,356
12月末日	2,646,185.37	289,386,832	95.45	10,438
2019年1月末日	2,718,699.21	297,316,946	98.06	10,724
2月末日	2,716,006.99	297,022,524	97.97	10,714
3月末日	2,738,754.34	299,510,175	100.60	11,002
4月末日	2,625,209.61	287,092,923	101.66	11,118
5月末日	2,627,739.44	287,369,585	101.76	11,128

(円投資型1803)

	純資産総額	1口当たりの純資産価格
	円	円
第4会計年度末 (2019年1月末日)	927,065,697	9,675
2018年6月末日	955,878,322	9,736
7月末日	952,672,507	9,803
8月末日	954,557,297	9,822
9月末日	940,382,109	9,706
10月末日	926,789,692	9,566
11月末日	904,087,975	9,429
12月末日	905,003,923	9,445
2019年1月末日	927,065,697	9,675
2月末日	900,078,920	9,695
3月末日	915,270,935	9,908
4月末日	902,932,160	9,991
5月末日	903,478,061	10,019

(米ドル投資型1803)

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第4会計年度末 (2019年1月末日)	1,129,218.07	123,491,288	98.44	10,765
2018年6月末日	1,122,304.35	122,735,204	97.84	10,700
7月末日	1,131,887.88	123,783,259	98.67	10,791
8月末日	1,136,587.26	124,297,183	99.08	10,835
9月末日	1,122,891.74	122,799,441	97.89	10,705
10月末日	1,109,216.37	121,303,902	96.70	10,575
11月末日	1,096,199.53	119,880,381	95.56	10,450
12月末日	1,099,099.28	120,197,497	95.82	10,479
2019年1月末日	1,129,218.07	123,491,288	98.44	10,765
2月末日	1,133,881.92	124,001,327	98.85	10,810
3月末日	1,158,506.73	126,694,296	100.99	11,044
4月末日	1,170,678.71	128,025,424	102.06	11,161
5月末日	1,177,598.84	128,782,209	102.66	11,227

(円投資型1806)

	純資産総額	1口当たりの純資産価格
	円	円
第4会計年度末 (2019年1月末日)	978,253,467	9,928
2018年6月末日	984,555,053	9,989
7月末日	991,350,446	10,058
8月末日	993,311,758	10,077
9月末日	981,667,992	9,959
10月末日	967,478,824	9,815
11月末日	953,623,108	9,675
12月末日	955,264,293	9,691
2019年1月末日	978,253,467	9,928
2月末日	980,261,885	9,948
3月末日	1,000,432,652	10,168
4月末日	999,046,800	10,253
5月末日	1,001,867,870	10,282

(米ドル投資型1806)

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第4会計年度末 (2019年1月末日)	1,895,366.56	207,277,287	100.51	10,992
2018年6月末日	1,883,363.60	205,964,643	99.88	10,923
7月末日	1,899,445.92	207,723,406	100.73	11,016
8月末日	1,907,332.05	208,585,833	101.15	11,062
9月末日	1,884,545.29	206,093,873	99.94	10,929
10月末日	1,861,593.96	203,583,915	98.72	10,796
11月末日	1,839,747.85	201,194,825	97.56	10,669
12月末日	1,844,812.86	201,748,734	97.83	10,699
2019年1月末日	1,895,366.56	207,277,287	100.51	10,992
2月末日	1,903,194.73	208,133,376	100.93	11,038
3月末日	1,944,729.99	212,675,672	103.13	11,278
4月末日	1,965,162.51	214,910,172	104.21	11,396
5月末日	1,976,778.99	216,180,550	104.83	11,464

(円投資型1809)

	純資産総額	1口当たりの純資産価格
	円	円
第4会計年度末 (2019年1月末日)	467,226,001	10,006
2018年9月末日	468,702,717	10,038
10月末日	461,928,022	9,893
11月末日	455,312,535	9,751
12月末日	456,107,227	9,768
2019年1月末日	467,226,001	10,006
2月末日	468,185,247	10,027
3月末日	478,558,883	10,249
4月末日	472,219,847	10,335
5月末日	473,553,283	10,364

(米ドル投資型1809)

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第4会計年度末 (2019年1月末日)	1,628,095.67	178,048,542	100.94	11,039
2018年9月末日	1,618,765.64	177,028,210	100.36	10,975
10月末日	1,599,051.17	174,872,236	99.14	10,842
11月末日	1,580,286.04	172,820,081	97.97	10,714
12月末日	1,584,670.69	173,299,587	98.24	10,744
2019年1月末日	1,628,095.67	178,048,542	100.94	11,039
2月末日	1,634,819.97	178,783,912	101.35	11,084
3月末日	1,670,532.99	182,689,488	103.57	11,326
4月末日	1,688,084.63	184,608,935	104.65	11,445
5月末日	1,698,063.24	185,700,196	105.27	11,512

(円投資型1812)

	純資産総額	1口当たりの純資産価格
	円	円
第4会計年度末 (2019年1月末日)	225,235,172	10,210
2018年12月末日	219,875,155	9,967
2019年1月末日	225,235,172	10,210
2月末日	225,697,594	10,231
3月末日	230,712,164	10,458
4月末日	232,638,689	10,545
5月末日	228,008,170	10,575

(米ドル投資型1812)

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第4会計年度末 (2019年1月末日)	2,767,170.43	302,617,758	102.51	11,210
2018年12月末日	2,693,363.75	294,546,260	99.78	10,912
2019年1月末日	2,767,170.43	302,617,758	102.51	11,210
2月末日	2,778,599.28	303,867,617	102.93	11,256
3月末日	2,839,513.96	310,529,247	105.19	11,504
4月末日	2,869,347.62	313,791,856	106.30	11,625
5月末日	2,886,308.93	315,646,745	106.92	11,693

【分配の推移】

(円投資型1507)

会計年度	1口当たりの支払分配金
	円
第1会計年度(2015年7月30日 - 2016年1月末日)	100
第2会計年度(2016年2月1日 - 2017年1月末日)	160
第3会計年度(2017年2月1日 - 2018年1月末日)	120
第4会計年度(2018年2月1日 - 2019年1月末日)	120

(米ドル投資型1507)

会計年度	1口当たりの支払分配金	
	米ドル	円
第1会計年度(2015年7月30日 - 2016年1月末日)	1.0	109
第2会計年度(2016年2月1日 - 2017年1月末日)	2.0	219
第3会計年度(2017年2月1日 - 2018年1月末日)	2.0	219
第4会計年度(2018年2月1日 - 2019年1月末日)	2.0	219

(円投資型1510)

会計年度	1口当たりの支払分配金	
	円	円
第1会計年度(2015年10月29日 - 2016年1月末日)	50	50
第2会計年度(2016年2月1日 - 2017年1月末日)	160	160
第3会計年度(2017年2月1日 - 2018年1月末日)	120	120
第4会計年度(2018年2月1日 - 2019年1月末日)	120	120

(米ドル投資型1510)

会計年度	1口当たりの支払分配金	
	米ドル	円
第1会計年度(2015年10月29日 - 2016年1月末日)	0.5	55
第2会計年度(2016年2月1日 - 2017年1月末日)	2.0	219
第3会計年度(2017年2月1日 - 2018年1月末日)	2.0	219
第4会計年度(2018年2月1日 - 2019年1月末日)	2.0	219

(円投資型1601)

会計年度	1口当たりの支払分配金	
	円	
第2会計年度(2016年1月28日 - 2017年1月末日)	160	
第3会計年度(2017年2月1日 - 2018年1月末日)	120	
第4会計年度(2018年2月1日 - 2019年1月末日)	120	

(米ドル投資型1601)

会計年度	1口当たりの支払分配金	
	米ドル	円
第2会計年度(2016年1月28日 - 2017年1月末日)	2.0	219
第3会計年度(2017年2月1日 - 2018年1月末日)	2.0	219
第4会計年度(2018年2月1日 - 2019年1月末日)	2.0	219

(円投資型1605)

会計年度	1口当たりの支払分配金	
	円	
第2会計年度(2016年5月27日 - 2017年1月末日)	80	
第3会計年度(2017年2月1日 - 2018年1月末日)	120	
第4会計年度(2018年2月1日 - 2019年1月末日)	120	

(米ドル投資型1605)

会計年度	1口当たりの支払分配金	
	米ドル	円
第2会計年度(2016年5月27日 - 2017年1月末日)	1.0	109
第3会計年度(2017年2月1日 - 2018年1月末日)	2.0	219
第4会計年度(2018年2月1日 - 2019年1月末日)	2.0	219

(円投資型1609)

会計年度	1口当たりの支払分配金	
	円	
第2会計年度(2016年9月29日 - 2017年1月末日)	30	
第3会計年度(2017年2月1日 - 2018年1月末日)	120	
第4会計年度(2018年2月1日 - 2019年1月末日)	120	

(米ドル投資型1609)

会計年度	1口当たりの支払分配金	
	米ドル	円
第2会計年度(2016年9月29日 - 2017年1月末日)	0.5	55
第3会計年度(2017年2月1日 - 2018年1月末日)	2.0	219
第4会計年度(2018年2月1日 - 2019年1月末日)	2.0	219

(円投資型1611)

会計年度	1口当たりの支払分配金	
	円	
第2会計年度(2016年11月29日 - 2017年1月末日)	0	
第3会計年度(2017年2月1日 - 2018年1月末日)	120	
第4会計年度(2018年2月1日 - 2019年1月末日)	120	

(米ドル投資型1611)

会計年度	1口当たりの支払分配金	
	米ドル	円
第2会計年度(2016年11月29日 - 2017年1月末日)	0	0
第3会計年度(2017年2月1日 - 2018年1月末日)	2.0	219
第4会計年度(2018年2月1日 - 2019年1月末日)	2.0	219

(円投資型1701)

会計年度	1口当たりの支払分配金	
	円	
第3会計年度(2017年1月30日 - 2018年1月末日)	120	
第4会計年度(2018年2月1日 - 2019年1月末日)	120	

(米ドル投資型1701)

会計年度	1口当たりの支払分配金	
	米ドル	円
第3会計年度(2017年1月30日 - 2018年1月末日)	2.0	219
第4会計年度(2018年2月1日 - 2019年1月末日)	2.0	219

(円投資型1703)

会計年度	1口当たりの支払分配金	
	円	円
第3会計年度(2017年3月30日 - 2018年1月末日)	90	90
第4会計年度(2018年2月1日 - 2019年1月末日)	120	120

(米ドル投資型1703)

会計年度	1口当たりの支払分配金	
	米ドル	円
第3会計年度(2017年3月30日 - 2018年1月末日)	1.5	164
第4会計年度(2018年2月1日 - 2019年1月末日)	2.0	219

(円投資型1706)

会計年度	1口当たりの支払分配金	
	円	円
第3会計年度(2017年6月29日 - 2018年1月末日)	60	60
第4会計年度(2018年2月1日 - 2019年1月末日)	120	120

(米ドル投資型1706)

会計年度	1口当たりの支払分配金	
	米ドル	円
第3会計年度(2017年6月29日 - 2018年1月末日)	1.0	109
第4会計年度(2018年2月1日 - 2019年1月末日)	2.0	219

(円投資型1709)

会計年度	1口当たりの支払分配金	
	円	円
第3会計年度(2017年9月28日 - 2018年1月末日)	30	30
第4会計年度(2018年2月1日 - 2019年1月末日)	120	120

(米ドル投資型1709)

会計年度	1口当たりの支払分配金	
	米ドル	円
第3会計年度(2017年9月28日 - 2018年1月末日)	0.5	55
第4会計年度(2018年2月1日 - 2019年1月末日)	2.0	219

(円投資型1712)

会計年度	1口当たりの支払分配金	
	円	
第3会計年度(2017年12月21日 - 2018年1月末日)	0	
第4会計年度(2018年2月1日 - 2019年1月末日)	120	

(米ドル投資型1712)

会計年度	1口当たりの支払分配金	
	米ドル	円
第3会計年度(2017年12月21日 - 2018年1月末日)	0	0
第4会計年度(2018年2月1日 - 2019年1月末日)	2.0	219

(円投資型1802)

会計年度	1口当たりの支払分配金	
	円	
第4会計年度(2018年2月22日 - 2019年1月末日)	90	

(米ドル投資型1802)

会計年度	1口当たりの支払分配金	
	米ドル	円
第4会計年度(2018年2月22日 - 2019年1月末日)	1.5	164

(円投資型1803)

会計年度	1口当たりの支払分配金	
	円	
第4会計年度(2018年3月29日 - 2019年1月末日)	90	

(米ドル投資型1803)

会計年度	1口当たりの支払分配金	
	米ドル	円
第4会計年度(2018年3月29日 - 2019年1月末日)	1.5	164

(円投資型1806)

会計年度	1口当たりの支払分配金	
	円	
第4会計年度(2018年6月28日 - 2019年1月末日)	60	

(米ドル投資型1806)

会計年度	1口当たりの支払分配金	
	米ドル	円
第4会計年度(2018年6月28日 - 2019年1月末日)	1.0	109

(円投資型1809)

会計年度	1口当たりの支払分配金	
	円	円
第4会計年度(2018年9月27日 - 2019年1月末日)		30

(米ドル投資型1809)

会計年度	1口当たりの支払分配金	
	米ドル	円
第4会計年度(2018年9月27日 - 2019年1月末日)	0.5	55

(円投資型1812)

会計年度	1口当たりの支払分配金	
	円	円
第4会計年度(2018年12月20日 - 2019年1月末日)		0

(米ドル投資型1812)

会計年度	1口当たりの支払分配金	
	米ドル	円
第4会計年度(2018年12月20日 - 2019年1月末日)	0	0

【收益率の推移】

(円投資型1507)

会計年度	收益率(注)
第1会計年度(2015年7月30日 - 2016年1月末日)	- 1.75%
第2会計年度(2016年2月1日 - 2017年1月末日)	5.50%
第3会計年度(2017年2月1日 - 2018年1月末日)	5.68%
第4会計年度(2018年2月1日 - 2019年1月末日)	- 5.16%

(米ドル投資型1507)

会計年度	收益率(注)
第1会計年度(2015年7月30日 - 2016年1月末日)	- 1.42%
第2会計年度(2016年2月1日 - 2017年1月末日)	7.68%
第3会計年度(2017年2月1日 - 2018年1月末日)	7.48%
第4会計年度(2018年2月1日 - 2019年1月末日)	- 2.66%

(円投資型1510)

会計年度	收益率(注)
第1会計年度(2015年10月29日 - 2016年1月末日)	- 1.96%
第2会計年度(2016年2月1日 - 2017年1月末日)	5.54%
第3会計年度(2017年2月1日 - 2018年1月末日)	5.68%
第4会計年度(2018年2月1日 - 2019年1月末日)	- 5.17%

(米ドル投資型1510)

会計年度	收益率(注)
第1会計年度(2015年10月29日 - 2016年1月末日)	- 1.75%
第2会計年度(2016年2月1日 - 2017年1月末日)	7.68%
第3会計年度(2017年2月1日 - 2018年1月末日)	7.48%
第4会計年度(2018年2月1日 - 2019年1月末日)	- 2.65%

(円投資型1601)

会計年度	收益率(注)
第2会計年度(2016年1月28日 - 2017年1月末日)	5.54%
第3会計年度(2017年2月1日 - 2018年1月末日)	5.68%
第4会計年度(2018年2月1日 - 2019年1月末日)	- 5.16%

(米ドル投資型1601)

会計年度	收益率(注)
第2会計年度(2016年1月28日 - 2017年1月末日)	7.68%
第3会計年度(2017年2月1日 - 2018年1月末日)	7.48%
第4会計年度(2018年2月1日 - 2019年1月末日)	- 2.65%

(円投資型1605)

会計年度	收益率(注)
第2会計年度(2016年5月27日 - 2017年1月末日)	- 0.42%
第3会計年度(2017年2月1日 - 2018年1月末日)	5.66%
第4会計年度(2018年2月1日 - 2019年1月末日)	- 5.15%

(米ドル投資型1605)

会計年度	收益率(注)
第2会計年度(2016年5月27日 - 2017年1月末日)	1.18%
第3会計年度(2017年2月1日 - 2018年1月末日)	7.46%
第4会計年度(2018年2月1日 - 2019年1月末日)	- 2.64%

(円投資型1609)

会計年度	收益率(注)
第2会計年度(2016年9月29日 - 2017年1月末日)	- 4.45%
第3会計年度(2017年2月1日 - 2018年1月末日)	5.67%
第4会計年度(2018年2月1日 - 2019年1月末日)	- 5.19%

(米ドル投資型1609)

会計年度	收益率(注)
第2会計年度(2016年9月29日 - 2017年1月末日)	- 3.75%
第3会計年度(2017年2月1日 - 2018年1月末日)	7.48%
第4会計年度(2018年2月1日 - 2019年1月末日)	- 2.66%

(円投資型1611)

会計年度	收益率(注)
第2会計年度(2016年11月29日 - 2017年1月末日)	1.19%
第3会計年度(2017年2月1日 - 2018年1月末日)	5.66%
第4会計年度(2018年2月1日 - 2019年1月末日)	- 5.15%

(米ドル投資型1611)

会計年度	收益率(注)
第2会計年度(2016年11月29日 - 2017年1月末日)	1.40%
第3会計年度(2017年2月1日 - 2018年1月末日)	7.47%
第4会計年度(2018年2月1日 - 2019年1月末日)	- 2.64%

(円投資型1701)

会計年度	收益率(注)
第3会計年度(2017年1月30日 - 2018年1月末日)	5.67%
第4会計年度(2018年2月1日 - 2019年1月末日)	- 5.16%

(米ドル投資型1701)

会計年度	收益率(注)
第3会計年度(2017年1月30日 - 2018年1月末日)	7.48%
第4会計年度(2018年2月1日 - 2019年1月末日)	- 2.66%

(円投資型1703)

会計年度	收益率(注)
第3会計年度(2017年3月30日 - 2018年1月末日)	4.70%
第4会計年度(2018年2月1日 - 2019年1月末日)	- 5.15%

(米ドル投資型1703)

会計年度	收益率(注)
第3会計年度(2017年3月30日 - 2018年1月末日)	6.23%
第4会計年度(2018年2月1日 - 2019年1月末日)	- 2.64%

(円投資型1706)

会計年度	收益率(注)
第3会計年度(2017年6月29日 - 2018年1月末日)	0.97%
第4会計年度(2018年2月1日 - 2019年1月末日)	- 5.15%

(米ドル投資型1706)

会計年度	收益率(注)
第3会計年度(2017年6月29日 - 2018年1月末日)	2.07%
第4会計年度(2018年2月1日 - 2019年1月末日)	- 2.65%

(円投資型1709)

会計年度	收益率(注)
第3会計年度(2017年9月28日 - 2018年1月末日)	0.52%
第4会計年度(2018年2月1日 - 2019年1月末日)	- 5.16%

(米ドル投資型1709)

会計年度	收益率(注)
第3会計年度(2017年9月28日 - 2018年1月末日)	1.18%
第4会計年度(2018年2月1日 - 2019年1月末日)	- 2.65%

(円投資型1712)

会計年度	收益率(注)
第3会計年度(2017年12月21日 - 2018年1月末日)	- 0.39%
第4会計年度(2018年2月1日 - 2019年1月末日)	- 5.16%

(米ドル投資型1712)

会計年度	收益率(注)
第3会計年度(2017年12月21日 - 2018年1月末日)	- 0.02%
第4会計年度(2018年2月1日 - 2019年1月末日)	- 2.65%

(円投資型1802)

会計年度	收益率(注)
第4会計年度(2018年2月22日 - 2019年1月末日)	- 2.96%

(米ドル投資型1802)

会計年度	收益率(注)
第4会計年度(2018年2月22日 - 2019年1月末日)	- 0.44%

(円投資型1803)

会計年度	收益率(注)
第4会計年度(2018年3月29日 - 2019年1月末日)	- 2.35%

(米ドル投資型1803)

会計年度	收益率(注)
第4会計年度(2018年3月29日 - 2019年1月末日)	- 0.06%

(円投資型1806)

会計年度	收益率(注)
第4会計年度(2018年6月28日 - 2019年1月末日)	- 0.12%

(米ドル投資型1806)

会計年度	收益率(注)
第4会計年度(2018年6月28日 - 2019年1月末日)	1.51%

(円投資型1809)

会計年度	收益率(注)
第4会計年度(2018年9月27日 - 2019年1月末日)	0.36%

(米ドル投資型1809)

会計年度	收益率(注)
第4会計年度(2018年9月27日 - 2019年1月末日)	1.44%

(円投資型1812)

会計年度	收益率(注)
第4会計年度(2018年12月20日 - 2019年1月末日)	2.10%

(米ドル投資型1812)

会計年度	收益率(注)
第4会計年度(2018年12月20日 - 2019年1月末日)	2.51%

(注)收益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該会計年度末の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配落の額)

ただし、設定日の属する会計年度については、b = 当初発行価格(円投資型受益証券の場合は10,000円、米ドル投資型受益証券の場合は100米ドル)

(4)【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度中における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は、以下のとおりです。

(円投資型1507)

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度 (2015年7月30日 - 2016年1月末日)	150,390 (150,390)	60,300 (60,300)	90,090 (90,090)
第2会計年度 (2016年2月1日 - 2017年1月末日)	0 (0)	42,800 (42,800)	47,290 (47,290)
第3会計年度 (2017年2月1日 - 2018年1月末日)	0 (0)	22,930 (22,930)	24,360 (24,360)
第4会計年度 (2018年2月1日 - 2019年1月末日)	0 (0)	2,550 (2,550)	21,810 (21,810)

(米ドル投資型1507)

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度 (2015年7月30日 - 2016年1月末日)	42,069 (42,069)	0 (0)	42,069 (42,069)
第2会計年度 (2016年2月1日 - 2017年1月末日)	0 (0)	800 (800)	41,269 (41,269)
第3会計年度 (2017年2月1日 - 2018年1月末日)	0 (0)	2,833 (2,833)	38,436 (38,436)
第4会計年度 (2018年2月1日 - 2019年1月末日)	0 (0)	1,000 (1,000)	37,436 (37,436)

(円投資型1510)

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度 (2015年10月29日 - 2016年1月末日)	93,804 (93,804)	0 (0)	93,804 (93,804)
第2会計年度 (2016年2月1日 - 2017年1月末日)	0 (0)	3,250 (3,250)	90,554 (90,554)
第3会計年度 (2017年2月1日 - 2018年1月末日)	0 (0)	5,350 (5,350)	85,204 (85,204)
第4会計年度 (2018年2月1日 - 2019年1月末日)	0 (0)	53,055 (53,055)	32,149 (32,149)

(米ドル投資型1510)

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度 (2015年10月29日 - 2016年1月末日)	25,220 (25,220)	200 (200)	25,020 (25,020)
第2会計年度 (2016年2月1日 - 2017年1月末日)	0 (0)	5,500 (5,500)	19,520 (19,520)
第3会計年度 (2017年2月1日 - 2018年1月末日)	0 (0)	400 (400)	19,120 (19,120)
第4会計年度 (2018年2月1日 - 2019年1月末日)	0 (0)	0 (0)	19,120 (19,120)

(円投資型1601)

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第2会計年度 (2016年1月28日 - 2017年1月末日)	74,985 (74,985)	3,690 (3,690)	71,295 (71,295)
第3会計年度 (2017年2月1日 - 2018年1月末日)	0 (0)	1,240 (1,240)	70,055 (70,055)
第4会計年度 (2018年2月1日 - 2019年1月末日)	0 (0)	7,630 (7,630)	62,425 (62,425)

(米ドル投資型1601)

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第2会計年度 (2016年1月28日 - 2017年1月末日)	21,822 (21,822)	8,400 (8,400)	13,422 (13,422)
第3会計年度 (2017年2月1日 - 2018年1月末日)	0 (0)	4,400 (4,400)	9,022 (9,022)
第4会計年度 (2018年2月1日 - 2019年1月末日)	0 (0)	100 (100)	8,922 (8,922)

(円投資型1605)

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第2会計年度 (2016年5月27日 - 2017年1月末日)	398,777 (398,777)	8,950 (8,950)	389,827 (389,827)
第3会計年度 (2017年2月1日 - 2018年1月末日)	0 (0)	87,781 (87,781)	302,046 (302,046)
第4会計年度 (2018年2月1日 - 2019年1月末日)	0 (0)	24,563 (24,563)	277,483 (277,483)

(米ドル投資型1605)

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第2会計年度 (2016年5月27日 - 2017年1月末日)	25,651 (25,651)	250 (250)	25,401 (25,401)
第3会計年度 (2017年2月1日 - 2018年1月末日)	0 (0)	760 (760)	24,641 (24,641)
第4会計年度 (2018年2月1日 - 2019年1月末日)	0 (0)	6,929 (6,929)	17,712 (17,712)

(円投資型1609)

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第2会計年度 (2016年9月29日 - 2017年1月末日)	371,521 (371,521)	980 (980)	370,541 (370,541)
第3会計年度 (2017年2月1日 - 2018年1月末日)	0 (0)	25,066 (25,066)	345,475 (345,475)
第4会計年度 (2018年2月1日 - 2019年1月末日)	0 (0)	41,080 (41,080)	304,395 (304,395)

(米ドル投資型1609)

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第2会計年度 (2016年9月29日 - 2017年1月末日)	69,239 (69,239)	0 (0)	69,239 (69,239)
第3会計年度 (2017年2月1日 - 2018年1月末日)	0 (0)	11,100 (11,100)	58,139 (58,139)
第4会計年度 (2018年2月1日 - 2019年1月末日)	0 (0)	1,586 (1,586)	56,553 (56,553)

(円投資型1611)

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第2会計年度 (2016年11月29日 - 2017年1月末日)	337,135 (337,135)	0 (0)	337,135 (337,135)
第3会計年度 (2017年2月1日 - 2018年1月末日)	0 (0)	14,675 (14,675)	322,460 (322,460)
第4会計年度 (2018年2月1日 - 2019年1月末日)	0 (0)	36,727 (36,727)	285,733 (285,733)

(米ドル投資型1611)

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第2会計年度 (2016年11月29日 - 2017年1月末日)	17,149 (17,149)	0 (0)	17,149 (17,149)
第3会計年度 (2017年2月1日 - 2018年1月末日)	0 (0)	0 (0)	17,149 (17,149)
第4会計年度 (2018年2月1日 - 2019年1月末日)	0 (0)	0 (0)	17,149 (17,149)

(円投資型1701)

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第3会計年度 (2017年1月30日 - 2018年1月末日)	0 (0)	22,714 (22,714)	53,546 (53,546)
第4会計年度 (2018年2月1日 - 2019年1月末日)	0 (0)	6,300 (6,300)	47,246 (47,246)

(米ドル投資型1701)

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第3会計年度 (2017年1月30日 - 2018年1月末日)	0 (0)	0 (0)	12,925 (12,925)
第4会計年度 (2018年2月1日 - 2019年1月末日)	0 (0)	0 (0)	12,925 (12,925)

(円投資型1703)

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第3会計年度 (2017年3月30日 - 2018年1月末日)	66,343 (66,343)	4,740 (4,740)	61,603 (61,603)
第4会計年度 (2018年2月1日 - 2019年1月末日)	0 (0)	1,650 (1,650)	59,953 (59,953)

(米ドル投資型1703)

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第3会計年度 (2017年3月30日 - 2018年1月末日)	29,913 (29,913)	0 (0)	29,913 (29,913)
第4会計年度 (2018年2月1日 - 2019年1月末日)	0 (0)	17,000 (17,000)	12,913 (12,913)

(円投資型1706)

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第3会計年度 (2017年6月29日 - 2018年1月末日)	186,008 (186,008)	0 (0)	186,008 (186,008)
第4会計年度 (2018年2月1日 - 2019年1月末日)	0 (0)	11,190 (11,190)	174,818 (174,818)

(米ドル投資型1706)

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第3会計年度 (2017年6月29日 - 2018年1月末日)	40,410 (40,410)	0 (0)	40,410 (40,410)
第4会計年度 (2018年2月1日 - 2019年1月末日)	0 (0)	1,392 (1,392)	39,018 (39,018)

(円投資型1709)

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第3会計年度 (2017年9月28日 - 2018年1月末日)	242,324 (242,324)	10 (10)	242,314 (242,314)
第4会計年度 (2018年2月1日 - 2019年1月末日)	0 (0)	18,688 (18,688)	223,626 (223,626)

(米ドル投資型1709)

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第3会計年度 (2017年9月28日 - 2018年1月末日)	46,497 (46,497)	0 (0)	46,497 (46,497)
第4会計年度 (2018年2月1日 - 2019年1月末日)	0 (0)	3,430 (3,430)	43,067 (43,067)

(円投資型1712)

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第3会計年度 (2017年12月21日 - 2018年1月末日)	232,038 (232,038)	0 (0)	232,038 (232,038)
第4会計年度 (2018年2月1日 - 2019年1月末日)	0 (0)	40,789 (40,789)	191,249 (191,249)

(米ドル投資型1712)

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第3会計年度 (2017年12月21日 - 2018年1月末日)	18,738 (18,738)	0 (0)	18,738 (18,738)
第4会計年度 (2018年2月1日 - 2019年1月末日)	0 (0)	0 (0)	18,738 (18,738)

(円投資型1802)

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第4会計年度 (2018年2月22日 - 2019年1月末日)	492,336 (492,336)	17,810 (17,810)	474,526 (474,526)

(米ドル投資型1802)

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第4会計年度 (2018年2月22日 - 2019年1月末日)	27,724 (27,724)	0 (0)	27,724 (27,724)

(円投資型1803)

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第4会計年度 (2018年3月29日 - 2019年1月末日)	98,183 (98,183)	2,360 (2,360)	95,823 (95,823)

(米ドル投資型1803)

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第4会計年度 (2018年3月29日 - 2019年1月末日)	11,471 (11,471)	0 (0)	11,471 (11,471)

(円投資型1806)

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第4会計年度 (2018年6月28日 - 2019年1月末日)	98,568 (98,568)	30 (30)	98,538 (98,538)

(米ドル投資型1806)

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第4会計年度 (2018年6月28日 - 2019年1月末日)	18,857 (18,857)	0 (0)	18,857 (18,857)

(円投資型1809)

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第4会計年度 (2018年9月27日 - 2019年1月末日)	46,693 (46,693)	0 (0)	46,693 (46,693)

(米ドル投資型1809)

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第4会計年度 (2018年9月27日 - 2019年1月末日)	16,130 (16,130)	0 (0)	16,130 (16,130)

(円投資型1812)

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第4会計年度 (2018年12月20日 - 2019年1月末日)	22,061 (22,061)	0 (0)	22,061 (22,061)

(米ドル投資型1812)

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第4会計年度 (2018年12月20日 - 2019年1月末日)	26,994 (26,994)	0 (0)	26,994 (26,994)

(注1) ()内の数字は、本邦内における販売口数、買戻し口数および発行済口数です。

(注2) 設定日の属する会計年度の販売口数は、当初募集期間に販売された販売口数を含みます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

ファンド証券は現在、受益証券購入の申込みを受け付けていないため、該当事項はありません。

2【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し手続等

各受益者の最低買戻口数は、1口です。

ファンド証券の買戻しを希望する受益者は、記入済みの買戻請求を、管理事務代行会社から要求されることがあるその他の情報と共に、買戻日の午後5時（東京時間）、または管理会社が受託会社と協議の上、一定の場合に決定するその他の時間までに管理事務代行会社に送付しなければなりません。期限を過ぎてから到着した買戻請求は、次の買戻日まで繰り越され、ファンド証券は、当該買戻日に適用される買戻価格で買い戻されます。

管理会社が、受託会社と協議の上、別段の定めを行った場合を除き、買戻請求は撤回することができません。

適用ある法域におけるマネー・ロンダリングの防止を目的とする規制を遵守するため、管理事務代行会社は、買戻請求を処理するために必要と考える情報を請求することができます。管理事務代行会社は、買戻しを申し込んでいる受益者が、管理事務代行会社が要求する情報の提出を遅滞する、もしくは提出しない場合、または受託会社、管理事務代行会社もしくは管理会社がいずれかの法域においてマネー・ロンダリング対策のための法令を遵守するために必要である場合には、買戻請求の処理を拒絶し、または買戻代金の支払いを延期することができます。

買戻価格

ファンド証券1口当たり買戻価格は、当該買戻日の評価時点における純資産総額を、当該評価日における発行済受益証券口数で除して得られた金額を円投資型受益証券は1円、米ドル投資型受益証券は0.01米ドル単位まで四捨五入することにより算出されます。ファンド証券の買戻価格を計算する目的上、管理会社は、受託会社と協議の上、ファンド証券1口当たり純資産価格から、買戻請求を充足する資金を調達するために資産を売却したりポジションを手仕舞いする際にファンドの勘定で負担することが予想される会計上の負担額および売却手数料を反映するのに適切と判断する引当金に相当する金額を控除することができます。買戻請求を行った受益者に支払われる買戻代金は、円投資型受益証券は1円、米ドル投資型受益証券は0.01米ドル単位まで四捨五入されます。四捨五入により生じた端数額はファンドに帰属します。

買戻手数料

購入後6年未満で買い戻すファンド証券（任意の買戻し、または後記「強制買戻し」記載の規定に従い行われる強制的な買戻しかを問いません。）については、管理会社に支払われる以下の買戻手数料が課せられます。

<円投資型1507 / 米ドル投資型1507>

買戻日	買戻手数料	買戻手数料
2015年7月30日から2016年7月29日まで	1口当たり200円	1口当たり2.00米ドル
2016年7月30日から2017年7月29日まで	同 175円	同 1.75米ドル
2017年7月30日から2018年7月29日まで	同 150円	同 1.50米ドル
2018年7月30日から2019年7月29日まで	同 125円	同 1.25米ドル
2019年7月30日から2020年7月29日まで	同 100円	同 1.00米ドル
2020年7月30日から2021年7月29日まで	同 50円	同 0.50米ドル
2021年7月30日以降	かかりません	かかりません

<円投資型1510 / 米ドル投資型1510>

買戻日	買戻手数料	買戻手数料
2015年10月29日から2016年10月28日まで	1口当たり200円	1口当たり2.00米ドル
2016年10月29日から2017年10月28日まで	同 175円	同 1.75米ドル
2017年10月29日から2018年10月28日まで	同 150円	同 1.50米ドル
2018年10月29日から2019年10月28日まで	同 125円	同 1.25米ドル
2019年10月29日から2020年10月28日まで	同 100円	同 1.00米ドル
2020年10月29日から2021年10月28日まで	同 50円	同 0.50米ドル
2021年10月29日以降	かかりません	かかりません

<円投資型1601 / 米ドル投資型1601>

買戻日	買戻手数料	買戻手数料
2016年1月28日から2017年1月27日まで	1口当たり200円	1口当たり2.00米ドル
2017年1月28日から2018年1月27日まで	同 175円	同 1.75米ドル
2018年1月28日から2019年1月27日まで	同 150円	同 1.50米ドル
2019年1月28日から2020年1月27日まで	同 125円	同 1.25米ドル
2020年1月28日から2021年1月27日まで	同 100円	同 1.00米ドル
2021年1月28日から2022年1月27日まで	同 50円	同 0.50米ドル
2022年1月28日以降	かかりません	かかりません

<円投資型1605 / 米ドル投資型1605>

買戻日	買戻手数料	買戻手数料
2016年5月27日から2017年5月26日まで	1口当たり200円	1口当たり2.00米ドル
2017年5月27日から2018年5月26日まで	同 175円	同 1.75米ドル
2018年5月27日から2019年5月26日まで	同 150円	同 1.50米ドル
2019年5月27日から2020年5月26日まで	同 125円	同 1.25米ドル
2020年5月27日から2021年5月26日まで	同 100円	同 1.00米ドル
2021年5月27日から2022年5月26日まで	同 50円	同 0.50米ドル
2022年5月27日以降	かかりません	かかりません

<円投資型1609 / 米ドル投資型1609>

買戻日

2016年9月29日から2017年9月28日まで
 2017年9月29日から2018年9月28日まで
 2018年9月29日から2019年9月28日まで
 2019年9月29日から2020年9月28日まで
 2020年9月29日から2021年9月28日まで
 2021年9月29日から2022年9月28日まで
 2022年9月29日以降

買戻手数料

1口当たり200円
 同 175円
 同 150円
 同 125円
 同 100円
 同 50円
 かかりません

買戻手数料

1口当たり2.00米ドル
 同 1.75米ドル
 同 1.50米ドル
 同 1.25米ドル
 同 1.00米ドル
 同 0.50米ドル
 かかりません

<円投資型1611 / 米ドル投資型1611>

買戻日

2016年11月29日から2017年11月28日まで
 2017年11月29日から2018年11月28日まで
 2018年11月29日から2019年11月28日まで
 2019年11月29日から2020年11月28日まで
 2020年11月29日から2021年11月28日まで
 2021年11月29日から2022年11月28日まで
 2022年11月29日以降

買戻手数料

1口当たり200円
 同 175円
 同 150円
 同 125円
 同 100円
 同 50円
 かかりません

買戻手数料

1口当たり2.00米ドル
 同 1.75米ドル
 同 1.50米ドル
 同 1.25米ドル
 同 1.00米ドル
 同 0.50米ドル
 かかりません

<円投資型1701 / 米ドル投資型1701>

買戻日

2017年1月30日から2018年1月29日まで
 2018年1月30日から2019年1月29日まで
 2019年1月30日から2020年1月29日まで
 2020年1月30日から2021年1月29日まで
 2021年1月30日から2022年1月29日まで
 2022年1月30日から2023年1月29日まで
 2023年1月30日以降

買戻手数料

1口当たり200円
 同 175円
 同 150円
 同 125円
 同 100円
 同 50円
 かかりません

買戻手数料

1口当たり2.00米ドル
 同 1.75米ドル
 同 1.50米ドル
 同 1.25米ドル
 同 1.00米ドル
 同 0.50米ドル
 かかりません

<円投資型1703 / 米ドル投資型1703>

買戻日

2017年3月30日から2018年3月29日まで
 2018年3月30日から2019年3月29日まで
 2019年3月30日から2020年3月29日まで
 2020年3月30日から2021年3月29日まで
 2021年3月30日から2022年3月29日まで
 2022年3月30日から2023年3月29日まで
 2023年3月30日以降

買戻手数料

1口当たり200円
 同 175円
 同 150円
 同 125円
 同 100円
 同 50円
 かかりません

買戻手数料

1口当たり2.00米ドル
 同 1.75米ドル
 同 1.50米ドル
 同 1.25米ドル
 同 1.00米ドル
 同 0.50米ドル
 かかりません

<円投資型1706 / 米ドル投資型1706>

買戻日

2017年6月29日から2018年6月28日まで
 2018年6月29日から2019年6月28日まで
 2019年6月29日から2020年6月28日まで
 2020年6月29日から2021年6月28日まで
 2021年6月29日から2022年6月28日まで
 2022年6月29日から2023年6月28日まで
 2023年6月29日以降

買戻手数料

1口当たり200円	1口当たり2.00米ドル
同 175円	同 1.75米ドル
同 150円	同 1.50米ドル
同 125円	同 1.25米ドル
同 100円	同 1.00米ドル
同 50円	同 0.50米ドル
かかりません	かかりません

買戻手数料

<円投資型1709 / 米ドル投資型1709>

買戻日

2017年9月28日から2018年9月27日まで
 2018年9月28日から2019年9月27日まで
 2019年9月28日から2020年9月27日まで
 2020年9月28日から2021年9月27日まで
 2021年9月28日から2022年9月27日まで
 2022年9月28日から2023年9月27日まで
 2023年9月28日以降

買戻手数料

1口当たり200円	1口当たり2.00米ドル
同 175円	同 1.75米ドル
同 150円	同 1.50米ドル
同 125円	同 1.25米ドル
同 100円	同 1.00米ドル
同 50円	同 0.50米ドル
かかりません	かかりません

買戻手数料

<円投資型1712 / 米ドル投資型1712>

買戻日

2017年12月21日から2018年12月20日まで
 2018年12月21日から2019年12月20日まで
 2019年12月21日から2020年12月20日まで
 2020年12月21日から2021年12月20日まで
 2021年12月21日から2022年12月20日まで
 2022年12月21日から2023年12月20日まで
 2023年12月21日以降

買戻手数料

1口当たり200円	1口当たり2.00米ドル
同 175円	同 1.75米ドル
同 150円	同 1.50米ドル
同 125円	同 1.25米ドル
同 100円	同 1.00米ドル
同 50円	同 0.50米ドル
かかりません	かかりません

買戻手数料

<円投資型1802 / 米ドル投資型1802>

買戻日

2018年2月22日から2019年2月21日まで
 2019年2月22日から2020年2月21日まで
 2020年2月22日から2021年2月21日まで
 2021年2月22日から2022年2月21日まで
 2022年2月22日から2023年2月21日まで
 2023年2月22日から2024年2月21日まで
 2024年2月22日以降

買戻手数料

1口当たり200円	1口当たり2.00米ドル
同 175円	同 1.75米ドル
同 150円	同 1.50米ドル
同 125円	同 1.25米ドル
同 100円	同 1.00米ドル
同 50円	同 0.50米ドル
かかりません	かかりません

買戻手数料

<円投資型1803 / 米ドル投資型1803>

買戻日	買戻日	買戻日
2018年3月29日から2019年3月28日まで	1口当たり200円	1口当たり2.00米ドル
2019年3月29日から2020年3月28日まで	同 175円	同 1.75米ドル
2020年3月29日から2021年3月28日まで	同 150円	同 1.50米ドル
2021年3月29日から2022年3月28日まで	同 125円	同 1.25米ドル
2022年3月29日から2023年3月28日まで	同 100円	同 1.00米ドル
2023年3月29日から2024年3月28日まで	同 50円	同 0.50米ドル
2024年3月29日以降	かかりません	かかりません

<円投資型1806 / 米ドル投資型1806>

買戻日	買戻手数料	買戻手数料
2018年6月28日から2019年6月27日まで	1口当たり200円	1口当たり2.00米ドル
2019年6月28日から2020年6月27日まで	同 175円	同 1.75米ドル
2020年6月28日から2021年6月27日まで	同 150円	同 1.50米ドル
2021年6月28日から2022年6月27日まで	同 125円	同 1.25米ドル
2022年6月28日から2023年6月27日まで	同 100円	同 1.00米ドル
2023年6月28日から2024年6月27日まで	同 50円	同 0.50米ドル
2024年6月28日以降	かかりません	かかりません

<円投資型1809 / 米ドル投資型1809>

買戻日	買戻手数料	買戻手数料
2018年9月27日から2019年9月26日まで	1口当たり200円	1口当たり2.00米ドル
2019年9月27日から2020年9月26日まで	同 175円	同 1.75米ドル
2020年9月27日から2021年9月26日まで	同 150円	同 1.50米ドル
2021年9月27日から2022年9月26日まで	同 125円	同 1.25米ドル
2022年9月27日から2023年9月26日まで	同 100円	同 1.00米ドル
2023年9月27日から2024年9月26日まで	同 50円	同 0.50米ドル
2024年9月27日以降	かかりません	かかりません

<円投資型1812 / 米ドル投資型1812>

買戻日	買戻手数料	買戻手数料
2018年12月20日から2019年12月19日まで	1口当たり200円	1口当たり2.00米ドル
2019年12月20日から2020年12月19日まで	同 175円	同 1.75米ドル
2020年12月20日から2021年12月19日まで	同 150円	同 1.50米ドル
2021年12月20日から2022年12月19日まで	同 125円	同 1.25米ドル
2022年12月20日から2023年12月19日まで	同 100円	同 1.00米ドル
2023年12月20日から2024年12月19日まで	同 50円	同 0.50米ドル
2024年12月20日以降	かかりません	かかりません

(注)シリーズ・トラスト受益者決議によりファンドが償還する場合についても、管理会社がその裁量において異なる決定を行わない限り、残存するすべてのファンド証券(ファンドの償還について反対した受益者が保有するものを含みます。)についてファンドの償還時に買戻しが行われたものとみなされて、買戻手数料が課されます。

決済

英文目論見書の記載に従い、また、記入済みの買戻請求および上記の必要な情報が管理事務代行会社に受領されることを前提として、買戻代金は、原則として、当該買戻日の後4営業日以内に支払われます。買戻代金

は、該当するファンド証券の買戻しを請求している登録済みの受益者の銀行口座宛てに直接、円投資型受益証券は円、米ドル投資型受益証券は米ドルで支払われ、第三者に対する支払いは認められません。

買戻しの停止

管理会社は、受託会社と協議の上、買戻しを執行する前に、後記「3 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 純資産総額の計算の停止」記載の特定の状況において、ファンド証券の買戻しの停止を宣言することができます。当該期間中は、ファンド証券の買戻しは行われません。

買戻しの繰越し

受益者の利益を保護するために、管理会社は、受託会社と協議の上、各買戻日に買い戻すことができるファンド証券の口数を決定、または管理会社が決定した方法で制限することができます。買い戻すことができるファンド証券の数を制限するか否かを決定する際、管理会社は、純資産総額および／またはクラスに関する純資産総額ならびにファンドまたは特定のクラスに帰属する投資対象に関する市場流動性等の事項を考慮することができます。

強制買戻し

受託会社または管理会社が、ファンド証券が適格投資家でない者により、もしくはかかる者のために保有されている、またはかかる保有によりトラストもしくはファンドが登録を要求され、税金の負担に服し、もしくはいずれかの法域の法律に違反することになると判断し、受託会社もしくは管理会社がかかるファンド証券の申込みもしくは購入のための資金源の適法性に疑義を有する場合、または受託会社もしくは管理会社が単独の裁量により、当該クラスの受益者もしくはファンドの受益者全体の利益を考慮して適切であると判断する何らかの理由（受託会社または管理会社は受益者に開示しないことがあります。）がある場合、管理会社は、受託会社と協議の上、その保有者に対し、受託会社または管理会社が決定する期限内にかかるファンド証券を（後記「(3) 受益証券の譲渡」記載の規定に従い）売却し、かかる売却の証拠を受託会社および管理会社に提出することを指示することができ、これに従わない場合には、かかるファンド証券は強制買戻しされます。かかる強制買戻しに関して支払われる1口当たりの買戻価格は、かかる強制買戻しの日（当該日が評価日でない場合、直前の評価日）の評価時点現在で決定された当該クラス受益証券の1口当たり純資産価格です。クラス受益証券の買戻価格を計算する目的において、管理会社は、受託会社と協議の上、当該クラス受益証券の1口当たり純資産価格から、当該クラス受益証券の買戻しに必要な資金を調達するために資産を換価し、またはポジションを手仕舞いする際にファンドの勘定で負担することが予想される会計上の負担額および売却手数料を反映するのに適切と判断する引当金に相当する金額を控除することができます。

(2) 日本における買戻し手続等

日本における受益者は、買戻日に、販売会社を通じ、管理会社に対し、ファンド証券の買戻しを請求することができます。買戻日の午後3時までに買戻しの請求が行われ、かつ、販売会社所定の事務手続が完了したものを当該買戻日の請求として取扱います。買戻価格は、原則として、管理会社が買戻請求を受領した日に計算されるファンド証券の1口当たり純資産価格とし、買戻代金は口座約款の定めるところにしたがって販売会社を通じて支払われます。

買戻代金の支払いは、原則として、約定日（販売会社が注文の成立を確認した日）から起算して4国内営業日目から行われます。通常、約定日は、受益証券の買戻請求が行われた翌国内営業日となります。受益証券の買戻しは1口単位とします。米ドル投資型受益証券の買戻代金が円貨で支払われる場合、米ドルとの換算レートは、約定日の東京外国為替市場の相場に基づいて販売会社が決定します。また、米ドルでお受け取りいただくこともできます。詳細は販売会社にお問い合わせください。

購入後 6 年未満で買い戻されるファンド証券については、上記「(1) 海外における買戻し手続等 買戻手数料」記載の買戻手数料が課せられます。ご負担いただく買戻手数料は、ファンド証券の保有期間が長期に及ぶほど、次第に減っていきます。

なお、買戻手数料には消費税は課せられません。

(3) 受益証券の譲渡

海外においては、各受益者は、受託会社および管理会社の事前の書面による同意に従い、自らの保有するファンド証券を、受託会社が隨時承認する様式の書面による証書をもって譲渡することができます。ただし、譲受人は、最初に、当該時点で有効なもしくは受託会社が別途要求する関連するまたは適用ある法域の法規または政府もしくはその他の要件もしくは規制、または受託会社の方針に従うため、受託会社もしくはその適法な代理人により要求される情報を提供しなければなりません。また、譲受人は、受託会社に対して、(a) ファンド証券の譲渡が関連する適格投資家に対するものであること、(b) 譲受人が投資目的で自らの勘定でファンド証券を取得すること、また(c) 受託会社または管理会社がその裁量で要求するその他の事項に関することを書面により表明しなければなりません。

譲渡に関するすべての証書は、受託会社または管理会社が自らまたは譲渡人および譲受人に代わり署名することを要求されることがあります。譲渡人は、当該譲渡が登録され、かつ譲受人の氏名が受益者としてトラストの関係する受益者名簿に記載されるまでは引き続き受益者であるものとみなされ、また、当該譲渡対象のファンド証券に対する権利を有するものとみなされます。譲渡の登録は、管理事務代行会社が譲渡証書の原本および上記の情報を受領するまで行われません。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

純資産総額の計算

ファンドの純資産総額は、各評価日の評価時点におけるファンドの通貨建てで、かつ、基本信託証書に記載されている原則に従い管理事務代行会社により計算されます。ファンドの純資産総額は、ファンドの全資産の価額を確定し、そこからファンドの全負債を控除することにより計算されます。ファンド証券1口当たり純資産価格は、ファンドの純資産総額を発行済みのファンド証券の口数で除することにより計算されます。ファンド証券の1口当たり純資産価格は、管理会社が受託会社と協議した上で決定した方法で四捨五入されます。

ファンドの資産は、特に、以下の規定に従い、計算されます。

- (a) 手元現金または預金、為替手形、一覧払約束手形、債権、前払費用、宣言されまたは発生済みかつ未受領の現金配当および利息は、管理会社が、当該預金、為替手形、一覧払約束手形または債権がその全額の価値がないと決定する場合を除いて、その全額とみなされ、全額の価値がないと決定する場合には、管理会社が合理的とみなす価額となります。
- (b) 以下の(c)項が適用されるマネージド・ファンドの持分の場合を除き、かつ、以下の(d)項、(e)項および(f)項に規定されるところに従い、金融商品取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場において上場され、値付けされ、取引されまたは取り扱われている投資対象の価額に基づくすべての計算は、当該投資対象についての主な取引所もしくは市場における当該計算を行う日の営業終了時点における規則および慣習に基づく最終取引価格または公式終値を参照して行われ、金融商品取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場がない場合は、当該投資対象の価格の計算は、マーケット・マイクを行う個人または法人（および当該マーケット・メーカーが複数存在する場合には、管理会社が指定することのできる特定のマーケット・メーカー）により値付けされた投資対象の価額を参照して行われます。ただし、常に、管理会社がその裁量により、主要な取引所または市場以外の取引所または市場における価格がすべての状況において当該投資対象に関する価額のより公正な基準を示すと考える場合には、管理会社は、当該価格を採用することができます。
- (c) 以下の(d)項、(e)項および(f)項に規定されるところに従い、ファンドと同じ日付で評価されるマネージド・ファンドの各持分の価額は、当該日付で計算される当該マネージド・ファンドの受益証券1口当たり、1株当たり、もしくはその他の持分当たりの純資産価格であり、または管理会社がそのように決定もししくは当該マネージド・ファンドがファンドと同じ日付で評価されない場合、当該マネージド・ファンドの受益証券1口当たり、1株当たり、もしくはその他の持分当たりの最新の公表純資産価格（入手可能である場合）、または（入手できない場合）当該受益証券、株式もしくはその他の持分の最終の公表償還価格もしくは買呼価とします。特に、マネージド・ファンドの価格の呼価が入手できない場合は、当該マネージド・ファンドによりもしくはそのために関係する評価日現在で公表され、もしくは文書でファンドに報告された価格に基づいて計算され、マネージド・ファンドが関係する評価日現在で価格が算定されていない場合は、最新の公表もしくは報告価格とします。管理会社の単独の裁量により、価格が事後的に調整されることがあります。計算を実施する際、管理会社は、マネージド・ファンド、その管理事務代行者、代理人、投資運用者、投資顧問その他の取引を行う子会社を含む第三者から受領した未監査の評価および報告書ならびに評価の見積もりに依拠することができるものとし、管理会社は、かかる評価および報告書の内容または正確性について検証を行う責任・義務を負いません。
- (d) 純資産総額、償還価格、買呼価、取引価格および終値または建値が、上記(b)項または(c)項に規定されるとおりに入手できない場合、該当する資産の価額は、管理会社が決定する方法により隨時決定されます。
- (e) 上記(b)項に基づく投資対象の値付けされ、上場され、取引され、または市場で取り扱われている価格を確認する目的において、受託会社は、価格データおよび／または価格を送信する機械的もしく

は電子的システムを使用し、かつ、これに依拠することができ、当該システムにより提供された価格は、上記（b）項の目的において最終取引価格または公式終値であるとみなされます。

（f）上記にかかわらず、管理会社は、別の方法が投資対象の公正価格をより反映すると考える場合には、その単独の裁量により、当該方法の使用を許可することができます。

（g）ファンドの表示通貨以外の通貨建ての投資対象（証券であるか現金であるかを問いません。）の価額は、関連する可能性のあるプレミアム分またはディスカウント分および為替の費用を考慮する状況において管理会社（または管理会社のために行行為する管理事務代行会社）が適切とみなすレート（公式のものか否かを問いません。）により、ファンドの表示通貨に換算されます。

上記にかかわらず、上記（f）項に規定されるところに従い、上記（c）項が適用されるマネージド・ファンドの持分の場合を除き、非上場または一般に市場で取引されていない投資対象の価額は、当該投資対象の取得価額とします。ただし、管理会社は、管理会社が投資対象の評価を行うために適格と認める専門家による資産の再評価を行うことができ、また、受託会社の請求によりこれを行います。

ファンドのアニュアル・レポートおよび財務書類はルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に従って作成されます。

受託会社および管理事務代行会社は、ファンドの純資産総額を計算する際、独自の調査を行うことなく上記に従って提供された価格および評価に依拠することができ、かかる依拠について、ファンド、受益者またはその他の者に対して責任を負わないものとします。

純資産総額の計算の停止

受託会社は、管理会社と協議の上、以下の期間の全部または一部において、ファンドの純資産価格の決定の停止、購入および買戻し申込受付の停止、ならびにファンド証券の買戻しを請求した者に対する買戻代金の支払期限の延期をすることができます。

（a）ファンドの投資対象の重要な部分が上場、値付け、取引もしくは取扱われている証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場が閉鎖（通例の週末および休日の休場を除きます。）、またはこれらの取引所もしくは市場での取引が制限もしくは停止されている期間、

（b）ファンドがその投資対象を売却することが合理的に実行可能でなくなるか、その売却がファンドの受益者に対し著しい損害を及ぼすことになると受託会社または管理会社が判断する期間、

（c）投資対象の価値もしくはファンドの純資産価格を確認するために通常用いられる手段に故障が発生した場合か、またはその他の理由からファンドの投資対象もしくはその他の資産の価値または純資産価格を合理的にもしくは公正に確認することができないと受託会社または管理会社が判断した場合、

（d）ファンドの投資対象の償還もしくは現金化またはその償還もしくは現金化に伴う資金の移動を、通常の価格または為替レートで行うことができないと管理会社が判断する期間、

（e）管理会社が、その単独の裁量に基づき、純資産価格の決定の停止、ファンド証券の購入および買戻し申込受付の停止、ならびに買戻代金の支払期限の延期をするのが賢明であると判断した期間

ファンドの受益者名簿に記載されているすべての受益者は、純資産総額の計算が停止された場合、速やかに書面で通知を受け、また、かかる停止措置が終了した場合、速やかに通知されます。

この場合の「受益者」とは、日本における販売会社を意味します。

（2）【保管】

ファンド証券が販売される海外においては、ファンド証券の確認書は受益者の責任において保管されます。日本の投資者に販売されるファンド証券の確認書は、販売会社の保管者名義で保管されます。ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

（3）【信託期間】

信託期間は、トラスト設立日に開始し、原則として、基本信託証書の締結日（2010年6月22日）から150年間存続しますが、後記「（5）その他 ファンドの解散」記載の事由が発生した場合は、それ以前に償還することがあります。

ただし、ファンド証券の存続期間は7年間であり、発行日から7年目の日または当該日が営業日でない場合には直前の営業日に、当該日の評価時点で決定される1口当たり純資産価格で償還されます。

各クラスの発行日ならびに発行日から7年目の日（当該日が営業日でない場合には直前の営業日）は以下のとおりです。

クラス	発行日	発行日から7年目の日（当該日が営業日でない場合には直前の営業日）
円投資型1507、米ドル投資型1507	2015年7月30日	2022年7月29日
円投資型1510、米ドル投資型1510	2015年10月29日	2022年10月28日
円投資型1601、米ドル投資型1601	2016年1月28日	2023年1月27日
円投資型1605、米ドル投資型1605	2016年5月27日	2023年5月26日
円投資型1609、米ドル投資型1609	2016年9月29日	2023年9月29日
円投資型1611、米ドル投資型1611	2016年11月29日	2023年11月29日
円投資型1701、米ドル投資型1701	2017年1月30日	2024年1月30日
円投資型1703、米ドル投資型1703	2017年3月30日	2024年3月29日
円投資型1706、米ドル投資型1706	2017年6月29日	2024年6月28日
円投資型1709、米ドル投資型1709	2017年9月28日	2024年9月27日
円投資型1712、米ドル投資型1712	2017年12月21日	2024年12月20日
円投資型1802、米ドル投資型1802	2018年2月22日	2025年2月21日
円投資型1803、米ドル投資型1803	2018年3月29日	2025年3月28日
円投資型1806、米ドル投資型1806	2018年6月28日	2025年6月27日
円投資型1809、米ドル投資型1809	2018年9月27日	2025年9月26日
円投資型1812、米ドル投資型1812	2018年12月20日	2025年12月19日

(4) 【計算期間】

ファンドの計算期間は毎年1月31日に終了します。

(5) 【その他】

発行限度額

ファンドが発行することができる受益証券の口数に上限はありません。

ファンドの解散

ファンドは、以下のいずれかの事由が生じた場合には、信託期間の満了前に償還します。

- (a) ファンドを継続すること、または別の法域に移転することが違法となるか、または実行不可能である
かもしくは得策ではなく、またはファンドの受益者の利益に反すると受託会社が判断した場合、
- (b) ファンドの受益者が、シリーズ・トラスト受益者決議により当該ファンドの償還を決定した場合、
- (c) 受託会社が辞任の意図を書面により通知したか、または受託会社について強制清算または任意清算が
開始された場合で、管理会社が、当該通知または当該清算開始から90暦日以内に、受託会社の後任の
受託者の地位を承継する意思がある他の法人を選任する、または選任させることができなかった場合、
- (d) 管理会社が辞任の意図を書面により通知したか、または管理会社について強制清算または任意清算が
開始された場合で、受託会社が、当該通知または当該清算開始後90暦日以内に、管理会社の後任の管
理会社の地位を承継する意思がある他の法人を選任する、または選任させることができなかった場合、
- (e) 適用される法律により償還が要求される場合、
- (f) いずれかの評価日においてファンドの純資産総額が1,000万米ドル以下となり、管理会社がファンド
の償還を決定した旨を書面により受託者に対して通知した場合。

ファンドが償還した場合、受託会社は、ファンドの受益者名簿に記載されている全受益者に対しかかる償
還を通知するものとします。

受益者への償還金のお支払いには、信託期間終了日から半年程度、または監査手続等の進捗によってはさ
らに時間を要する場合があります。

信託証書の変更等

受託会社および管理会社は、受益者に対する10暦日以上前の書面による通知（場合によって、トラスト受
益者決議またはシリーズ・トラスト受益者決議のいずれかにより放棄することができます。）により、場合
によって、受益者または影響を受けるすべてのシリーズ・トラストの受益者のいずれかの最善の利益になる
と受託会社および管理会社が、誠実に、かつ、商業上合理的に判断する方法および範囲において、信託証書
の補足証書に基づき、信託証書の条項または規定を修正、変更、改訂または追加することができます。ただ
し、かかる修正、変更、改訂または追加が、

- (a) その時点の受益者の利益を著しく侵害せず、かつ、実質的な範囲において受託会社および管理会社
の、場合によって、受益者もしくは影響を受けるすべてのシリーズ・トラストの受益者のいずれかに
対する責任を免除することとならないこと
 - (b) 財務上、法的な、もしくは公的な要件（法的拘束力を有するか否かを問いません。）を遵守するため
に必要であること
 - (c) 明白な誤りを修正するために必要であること
- のいずれかに該当すると受託会社が判断する旨を書面により証明する場合を除いて、かかる修正、変更、
改訂または追加は、まず受託会社が当該修正、変更、改訂または追加を承認するために、場合によって、ト
ラスト受益者決議またはシリーズ・トラスト受益者決議のいずれかを取得しなければ行うことのできないも

のとし、また当該修正、変更、改訂または追加により受益者がファンド証券に関する追加支払義務またはファンド証券に関して責任を引き受ける義務を負わないものとします。

関係法人との契約の更改等に関する手続

管理事務代行契約

管理事務代行契約および同契約に基づく管理事務代行会社の任命は、受託会社または管理会社または管理事務代行会社が相手方当事者に対し、60日以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、ケイマン諸島法に準拠し、これに従って解釈されるものとします。

投資運用契約

投資運用契約は、管理会社が投資運用会社に対して30日以上前の書面による通知をすることにより、または、投資運用会社が管理会社に対して90日以上前の書面による通知をすることにより、終了することができます。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

副投資運用契約

副投資運用契約は、投資運用会社が副投資運用会社に対して30日以上前の書面による通知をすることにより、または、副投資運用会社が投資運用会社に対して90日以上前の書面による通知をすることにより、終了することができます。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

保管契約

保管契約は、一方当事者が他方当事者に対し、60日以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、ケイマン諸島法に準拠し、これに従って解釈されるものとします。

代行協会員契約書

代行協会員契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

受益証券販売・買戻契約書

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者が他方の当事者に対し、3か月以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

マナー・ロンダリング防止オフィサー

投資者は、受託会社にEメール(Maylyn.Phillips@cibcfcib.com(本書の日付現在))で照会することにより、ファンドの現在のマナー・ロンダリング防止コンプライアンス・オフィサー、マナー・ロンダリング・リポーティング・オフィサーおよび副マナー・ロンダリング・リポーティング・オフィサーの詳細(連絡先を含みます。)を取得することができます。

4 【受益者の権利等】

(1) 【受益者の権利等】

受益者がトラストに関し、自己の受益権を直接行使するためには、登録名義人となっているかまたはファンド証券を保持していなければなりません。したがって、販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、登録名義人ではなく、また、ファンド証券も保持していないため、トラストに関する受益権を行使することはできません。日本の投資者は、販売会社との間の口座契約に基づき、販売会社をして、自らのため

に受益権を行使させることができます。ファンド証券の保管を販売会社に委託していない日本の投資者は、自己が決める方法により権利行使を行うことができます。

投資者の有する主な権利は次のとおりです。

() 分配金請求権

受益者は、管理会社の決定したトラストの分配金を請求する権利を有します。受益者は、ファンド決議により、隨時受託会社に対して中間分配を行うよう指示することができます。

() 買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを、信託証書の規定および本書の記載に従って請求する権利を有します。

() 残余財産分配請求権

ファンドの償還日における当該ファンドの登録名義人は、当該ファンドの資産を換金することにより得られるすべての純手取金および当該ファンドの当該クラスの受益証券に属しており、資産の一部を構成している分配可能なその他の金銭を、自らが保有しているまたは保有しているものとみなされる当該ファンドのファンド証券の口数に応じて分配するよう請求する権利を有します。

() 損害賠償請求権

基本信託証書の規定に基づき、受益者は、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有します。

() 議決権

受託会社は、基本信託証書の規定により要求された場合、またはトラスト受益者決議の場合 1 口当たり純資産価格の総額がトラストの全シリーズ・トラストの純資産総額の10分の 1 以上となる受益証券の保有者として登録された受益者により、もしくはシリーズ・トラスト受益者決議の場合は特定のシリーズ・トラストの受益証券の総口数の10分の 1 以上の保有者として登録された受益者により書面で要請された場合、招集通知に記載される時間および場所において、適宜、全受益者またはファンドの受益者の集会を招集します。各集会について集会の場所、日時および当該集会で提案される決議の概要を記載した書面による通知は、受託会社により、全受益者の集会の場合は各受益者に対し、またはファンドの受益者の集会の場合はファンドの受益者に対し、15暦日前までに郵送されるものとします。集会の基準日は、当該集会の招集通知に明記される日付の21暦日以上前とします。不注意から集会の招集通知を受益者に送付しなかった場合、または受益者がかかる通知を受け取らなかった場合でも、当該集会の議事は無効とならないものとします。受託会社または管理会社の取締役その他の授権された役員は、集会に出席し、かつ、発言することができます。

定足数は受益者 2 名としますが、受益者が 1 名しか存在しない場合は、定足数は当該受益者 1 名とします。いずれの集会においても、集会の議決に付される決議は、書面で行われる投票により決定されるものとし、トラスト受益者決議の場合 1 口当たり純資産価格の総額が全シリーズ・トラストの純資産総額の50%以上となる受益証券を保有する受益者により、またはシリーズ・トラスト受益者決議の場合特定のシリーズ・トラストの受益証券の総口数の過半数を保有する受益者により承認された場合、投票の結果は当該集会の決議とみなされます。トラスト受益者決議に関する純資産総額の計算は、当該集会の直前の評価日における評価時点で行われます。投票の際、議決権は本人または代理人により行使することができます。

文書の提供および閲覧

基本信託証書、基本信託証書の補足信託証書、管理事務代行契約、保管契約、受託会社および / または管理会社間で締結されたファンドに関する業務提供者を任命する契約、ファンド証券の販売会社を任命する契約ならびに一切の年次報告書および半期報告書の写しは、あらゆる日（土曜、日曜および祝日を除きます。）の通常の営業時間に受託会社の事務所において無料で閲覧可能であり、合理的な料金を支払った上でその写しを入手することができます。

(2) 【為替管理上の取扱い】

本書提出日現在、日本の受益者に対するファンド証券の分配金、買戻代金等の送金について、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

（3）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- () 管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、
- () 日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 三 浦 健

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

です。

（4）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の法令に従って行われます。

第3【ファンドの経理状況】

- a . ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b . ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c . ファンドの原文の財務書類は原則として米ドルで表示され、一部について日本円で表示されています。日本文の財務書類には、米ドル表示のうち主要な金額について円換算額が併記されています。日本円への換算には、株式会社三菱UFJ銀行の2019年5月31日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=109.36円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

1 【財務諸表】

(1) 【2019年1月31日終了年度】

【貸借対照表】

NM世界投資適格社債ファンド
純資産計算書
2019年1月31日現在
(米ドルで表示)

	注記	米ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 時価 (取得価額 : 259,148,970米ドル)	2	248,198,571	27,142,996
銀行預金		4,710,836	515,177
未収収益		3,274,873	358,140
現金および現金等価物にかかる利息		241	26
設立費用	2	97,899	10,706
資産合計		256,282,420	28,027,045
負債			
先渡為替予約にかかる未実現損失	13	3,538,140	386,931
買戻し未払金		278,690	30,478
未払費用	9	386,157	42,230
負債合計		4,202,987	459,639
純資産		252,079,433	27,567,407

添付の注記は当財務書類の一部である。

受益証券は以下のとおり表象される。

	1口当たり 純資産価格	発行済 受益証券口数	純資産
円投資型1507受益証券(日本円で表示)	9,889	21,810	215,677,154
米ドル投資型1507受益証券(米ドルで表示)	103.89	37,436	3,889,322
円投資型1510受益証券(日本円で表示)	9,923	32,149	319,030,198
米ドル投資型1510受益証券(米ドルで表示)	104.09	19,120	1,990,125
円投資型1601受益証券(日本円で表示)	10,227	62,425	638,400,358
米ドル投資型1601受益証券(米ドルで表示)	107.08	8,922	955,343
円投資型1605受益証券(日本円で表示)	9,666	277,483	2,682,101,885
米ドル投資型1605受益証券(米ドルで表示)	100.86	17,712	1,786,487
円投資型1609受益証券(日本円で表示)	9,309	304,395	2,833,717,287
米ドル投資型1609受益証券(米ドルで表示)	96.23	56,553	5,442,300
円投資型1611受益証券(日本円で表示)	9,908	285,733	2,830,978,133
米ドル投資型1611受益証券(米ドルで表示)	102.15	17,149	1,751,718
円投資型1701受益証券(日本円で表示)	9,804	47,246	463,213,478
米ドル投資型1701受益証券(米ドルで表示)	100.83	12,925	1,303,271
円投資型1703受益証券(日本円で表示)	9,725	59,953	583,071,478
米ドル投資型1703受益証券(米ドルで表示)	99.96	12,913	1,290,727
円投資型1706受益証券(日本円で表示)	9,400	174,818	1,643,237,888
米ドル投資型1706受益証券(米ドルで表示)	96.39	39,018	3,761,015
円投資型1709受益証券(日本円で表示)	9,385	223,626	2,098,757,625
米ドル投資型1709受益証券(米ドルで表示)	96.01	43,067	4,134,765
円投資型1712受益証券(日本円で表示)	9,327	191,249	1,783,848,704
米ドル投資型1712受益証券(米ドルで表示)	95.33	18,738	1,786,230
円投資型1802受益証券(日本円で表示)	9,614	474,526	4,562,049,267
米ドル投資型1802受益証券(米ドルで表示)	98.06	27,724	2,718,699
円投資型1803受益証券(日本円で表示)	9,675	95,823	927,065,697
米ドル投資型1803受益証券(米ドルで表示)	98.44	11,471	1,129,218
円投資型1806受益証券(日本円で表示)	9,928	98,538	978,253,467
米ドル投資型1806受益証券(米ドルで表示)	100.51	18,857	1,895,367
円投資型1809受益証券(日本円で表示)	10,006	46,693	467,226,001
米ドル投資型1809受益証券(米ドルで表示)	100.94	16,130	1,628,096
円投資型1812受益証券(日本円で表示)	10,210	22,061	225,235,172

米ドル投資型1812受益証券（米ドルで表示）	102.51	26,994	2,767,170
------------------------	--------	--------	-----------

添付の注記は当財務書類の一部である。

【損益計算書】

N M世界投資適格社債ファンド
運用計算書
2019年1月31日に終了した年度
(米ドルで表示)

	注記	米ドル	千円
収益			
銀行預金利息		86,936	9,507
債券利息(源泉税控除後)		10,762,301	1,176,965
その他の収益		628	69
収益合計		10,849,865	1,186,541
費用			
管理報酬	4	1,929,865	211,050
販売報酬および代行協会員報酬	7, 8	1,423,369	155,660
管理事務代行報酬	5	249,725	27,310
保管報酬	6	125,179	13,690
銀行預金にかかる支払利息		1,613	176
コルレス銀行報酬		14,415	1,576
銀行手数料		9,580	1,048
受託報酬	3	24,972	2,731
弁護士報酬		4,619	505
海外登録費用		64,364	7,039
立替費用		24,967	2,730
専門家報酬		23,618	2,583
印刷および公告費用		3,562	390
設立費用償却	2	80,302	8,782
その他の費用		5,048	552
費用合計		3,985,198	435,821
純投資収益		6,864,667	750,720
投資対象証券にかかる実現純損失		(1,815,179)	(198,508)
外貨取引および先渡為替予約にかかる実現純利益		9,831,173	1,075,137
当期実現純利益		8,015,994	876,629
投資対象証券にかかる未実現純損益の変動		(17,857,721)	(1,952,920)
先渡為替予約にかかる未実現純損益の変動		(10,093,006)	(1,103,771)
当期末実現純損失		(27,950,727)	(3,056,692)
運用の結果による純資産の純減少		(13,070,066)	(1,429,342)

添付の注記は当財務書類の一部である。

N M世界投資適格社債ファンド
 純資産変動計算書
 2019年1月31日に終了した年度
 (米ドルで表示)

	注記	米ドル	千円
期首現在純資産		213,762,075	23,377,021
純投資収益		6,864,667	750,720
当期実現純利益		8,015,994	876,629
当期末実現純損失		(27,950,727)	(3,056,692)
運用の結果による純資産の純減少		(13,070,066)	(1,429,342)
受益証券の発行手取金	12	80,635,622	8,818,312
受益証券の買戻支払額	12	(26,016,265)	(2,845,139)
		54,619,357	5,973,173
受益者への支払分配金	10	(3,231,933)	(353,444)
期末現在純資産		252,079,433	27,567,407

添付の注記は当財務書類の一部である。

N M 世界投資適格社債ファンド
 発行済受益証券変動計算書
 2019年1月31日に終了した年度
 (無監査)

円投資型1507受益証券

期首現在発行済受益証券口数	24,360
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(2,550)
期末現在発行済受益証券口数	21,810

米ドル投資型1507受益証券

期首現在発行済受益証券口数	38,436
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(1,000)
期末現在発行済受益証券口数	37,436

円投資型1510受益証券

期首現在発行済受益証券口数	85,204
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(53,055)
期末現在発行済受益証券口数	32,149

米ドル投資型1510受益証券

期首現在発行済受益証券口数	19,120
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	0
期末現在発行済受益証券口数	19,120

円投資型1601受益証券

期首現在発行済受益証券口数	70,055
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(7,630)
期末現在発行済受益証券口数	62,425

米ドル投資型1601受益証券

期首現在発行済受益証券口数	9,022
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(100)
期末現在発行済受益証券口数	8,922

N M 世界投資適格社債ファンド
 発行済受益証券変動計算書
 2019年1月31日に終了した年度
 (無監査)

円投資型1605受益証券

期首現在発行済受益証券口数	302,046
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(24,563)
期末現在発行済受益証券口数	277,483

米ドル投資型1605受益証券

期首現在発行済受益証券口数	24,641
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(6,929)
期末現在発行済受益証券口数	17,712

円投資型1609受益証券

期首現在発行済受益証券口数	345,475
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(41,080)
期末現在発行済受益証券口数	304,395

米ドル投資型1609受益証券

期首現在発行済受益証券口数	58,139
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(1,586)
期末現在発行済受益証券口数	56,553

円投資型1611受益証券

期首現在発行済受益証券口数	322,460
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(36,727)
期末現在発行済受益証券口数	285,733

米ドル投資型1611受益証券

期首現在発行済受益証券口数	17,149
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	0
期末現在発行済受益証券口数	17,149

N M世界投資適格社債ファンド
 発行済受益証券変動計算書
 2019年1月31日に終了した年度
 (無監査)

円投資型1701受益証券

期首現在発行済受益証券口数	53,546
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(6,300)
期末現在発行済受益証券口数	47,246

米ドル投資型1701受益証券

期首現在発行済受益証券口数	12,925
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	0
期末現在発行済受益証券口数	12,925

円投資型1703受益証券

期首現在発行済受益証券口数	61,603
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(1,650)
期末現在発行済受益証券口数	59,953

米ドル投資型1703受益証券

期首現在発行済受益証券口数	29,913
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(17,000)
期末現在発行済受益証券口数	12,913

円投資型1706受益証券

期首現在発行済受益証券口数	186,008
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(11,190)
期末現在発行済受益証券口数	174,818

米ドル投資型1706受益証券

期首現在発行済受益証券口数	40,410
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(1,392)
期末現在発行済受益証券口数	39,018

N M 世界投資適格社債ファンド
 発行済受益証券変動計算書
 2019年1月31日に終了した年度
 (無監査)

円投資型1709受益証券

期首現在発行済受益証券口数	242,314
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(18,688)
期末現在発行済受益証券口数	223,626

米ドル投資型1709受益証券

期首現在発行済受益証券口数	46,497
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(3,430)
期末現在発行済受益証券口数	43,067

円投資型1712受益証券

期首現在発行済受益証券口数	232,038
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(40,789)
期末現在発行済受益証券口数	191,249

米ドル投資型1712受益証券

期首現在発行済受益証券口数	18,738
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	0
期末現在発行済受益証券口数	18,738

円投資型1802受益証券

期首現在発行済受益証券口数	-
受益証券発行口数	492,336
受益証券買戻口数	(17,810)
期末現在発行済受益証券口数	474,526

米ドル投資型1802受益証券

期首現在発行済受益証券口数	-
受益証券発行口数	27,724
受益証券買戻口数	0
期末現在発行済受益証券口数	27,724

N M 世界投資適格社債ファンド
 発行済受益証券変動計算書
 2019年1月31日に終了した年度
 (無監査)

円投資型1803受益証券

期首現在発行済受益証券口数	-
受益証券発行口数	98,183
受益証券買戻口数	(2,360)
期末現在発行済受益証券口数	95,823

米ドル投資型1803受益証券

期首現在発行済受益証券口数	-
受益証券発行口数	11,471
受益証券買戻口数	0
期末現在発行済受益証券口数	11,471

円投資型1806受益証券

期首現在発行済受益証券口数	-
受益証券発行口数	98,568
受益証券買戻口数	(30)
期末現在発行済受益証券口数	98,538

米ドル投資型1806受益証券

期首現在発行済受益証券口数	-
受益証券発行口数	18,857
受益証券買戻口数	0
期末現在発行済受益証券口数	18,857

円投資型1809受益証券

期首現在発行済受益証券口数	-
受益証券発行口数	46,693
受益証券買戻口数	0
期末現在発行済受益証券口数	46,693

米ドル投資型1809受益証券

期首現在発行済受益証券口数	-
受益証券発行口数	16,130
受益証券買戻口数	0
期末現在発行済受益証券口数	16,130

N M 世界投資適格社債ファンド
 発行済受益証券変動計算書
 2019年1月31日に終了した年度

(無監査)

円投資型1812受益証券

期首現在発行済受益証券口数	-
受益証券発行口数	22,061
受益証券買戻口数	0
期末現在発行済受益証券口数	<u>22,061</u>
	<u>22,061</u>

米ドル投資型1812受益証券

期首現在発行済受益証券口数	-
受益証券発行口数	26,994
受益証券買戻口数	0
期末現在発行済受益証券口数	<u>26,994</u>
	<u>26,994</u>

N M世界投資適格社債ファンド

統計情報

2019年1月31日現在

(無監査)

	2019年	2018年	2017年
期末現在純資産（米ドルで表示）	252,079,433	213,762,075	140,103,505
円投資型1507受益証券（日本円で表示）			
期末現在純資産	215,677,154	257,087,745	477,651,084
期末現在1口当たり純資産価格	9,889	10,554	10,100
米ドル投資型1507受益証券（米ドルで表示）			
期末現在純資産	3,889,322	4,181,150	4,253,666
期末現在1口当たり純資産価格	103.89	108.78	103.07
円投資型1510受益証券（日本円で表示）			
期末現在純資産	319,030,198	902,329,533	917,710,879
期末現在1口当たり純資産価格	9,923	10,590	10,134
米ドル投資型1510受益証券（米ドルで表示）			
期末現在純資産	1,990,125	2,083,716	2,015,565
期末現在1口当たり純資産価格	104.09	108.98	103.26
円投資型1601受益証券（日本円で表示）			
期末現在純資産	638,400,358	764,286,368	744,087,475
期末現在1口当たり純資産価格	10,227	10,910	10,437
米ドル投資型1601受益証券（米ドルで表示）			
期末現在純資産	955,343	1,010,941	1,424,223
期末現在1口当たり純資産価格	107.08	112.05	106.11
円投資型1605受益証券（日本円で表示）			
期末現在純資産	2,682,101,885	3,116,308,399	3,850,573,187
期末現在1口当たり純資産価格	9,666	10,317	9,878
米ドル投資型1605受益証券（米ドルで表示）			
期末現在純資産	1,786,487	2,603,349	2,544,647
期末現在1口当たり純資産価格	100.86	105.65	100.18
円投資型1609受益証券（日本円で表示）			
期末現在純資産	2,833,717,287	3,435,729,072	3,529,434,864
期末現在1口当たり純資産価格	9,309	9,945	9,525

NM世界投資適格社債ファンド

統計情報

2019年1月31日現在

(無監査)

	2019年	2018年	2017年
米ドル投資型1609受益証券(米ドルで表示)			
期末現在純資産	5,442,300	5,866,807	6,629,776
期末現在1口当たり純資産価格	96.23	100.91	95.75
円投資型1611受益証券(日本円で表示)			
期末現在純資産	2,830,978,133	3,409,129,008	3,411,407,979
期末現在1口当たり純資産価格	9,908	10,572	10,119
米ドル投資型1611受益証券(米ドルで表示)			
期末現在純資産	1,751,718	1,834,412	1,738,989
期末現在1口当たり純資産価格	102.15	106.97	101.40
円投資型1701受益証券(日本円で表示)			
期末現在純資産	463,213,478	560,330,191	763,785,325
期末現在1口当たり純資産価格	9,804	10,464	10,016
米ドル投資型1701受益証券(米ドルで表示)			
期末現在純資産	1,303,271	1,365,404	1,294,434
期末現在1口当たり純資産価格	100.83	105.64	100.15
円投資型1703受益証券(日本円で表示)			
期末現在純資産	583,071,478	639,467,209	-
期末現在1口当たり純資産価格	9,725	10,380	-
米ドル投資型1703受益証券(米ドルで表示)			
期末現在純資産	1,290,727	3,132,831	-
期末現在1口当たり純資産価格	99.96	104.73	-
円投資型1706受益証券(日本円で表示)			
期末現在純資産	1,643,237,888	1,867,000,572	-
期末現在1口当たり純資産価格	9,400	10,037	-
米ドル投資型1706受益証券(米ドルで表示)			
期末現在純資産	3,761,015	4,084,345	-
期末現在1口当たり純資産価格	96.39	101.07	-

NM世界投資適格社債ファンド

統計情報

2019年1月31日現在

(無監査)

	2019年	2018年	2017年
円投資型1709受益証券(日本円で表示)			
期末現在純資産	2,098,757,625	2,428,369,671	-
期末現在1口当たり純資産価格	9,385	10,022	-
米ドル投資型1709受益証券(米ドルで表示)			
期末現在純資産	4,134,765	4,681,236	-
期末現在1口当たり純資産価格	96.01	100.68	-
円投資型1712受益証券(日本円で表示)			
期末現在純資産	1,783,848,704	2,311,272,655	-
期末現在1口当たり純資産価格	9,327	9,961	-
米ドル投資型1712受益証券(米ドルで表示)			
期末現在純資産	1,786,230	1,873,398	-
期末現在1口当たり純資産価格	95.33	99.98	-
円投資型1802受益証券(日本円で表示)			
期末現在純資産	4,562,049,267	-	-
期末現在1口当たり純資産価格	9,614	-	-
米ドル投資型1802受益証券(米ドルで表示)			
期末現在純資産	2,718,699	-	-
期末現在1口当たり純資産価格	98.06	-	-
円投資型1803受益証券(日本円で表示)			
期末現在純資産	927,065,697	-	-
期末現在1口当たり純資産価格	9,675	-	-
米ドル投資型1803受益証券(米ドルで表示)			
期末現在純資産	1,129,218	-	-
期末現在1口当たり純資産価格	98.44	-	-
円投資型1806受益証券(日本円で表示)			
期末現在純資産	978,253,467	-	-
期末現在1口当たり純資産価格	9,928	-	-

N M世界投資適格社債ファンド
統計情報
2019年1月31日現在
(無監査)

	2019年	2018年	2017年
米ドル投資型1806受益証券（米ドルで表示）			
期末現在純資産	1,895,367	-	-
期末現在1口当たり純資産価格	100.51	-	-
円投資型1809受益証券（日本円で表示）			
期末現在純資産	467,226,001	-	-
期末現在1口当たり純資産価格	10,006	-	-
米ドル投資型1809受益証券（米ドルで表示）			
期末現在純資産	1,628,096	-	-
期末現在1口当たり純資産価格	100.94	-	-
円投資型1812受益証券（日本円で表示）			
期末現在純資産	225,235,172	-	-
期末現在1口当たり純資産価格	10,210	-	-
米ドル投資型1812受益証券（米ドルで表示）			
期末現在純資産	2,767,170	-	-
期末現在1口当たり純資産価格	102.51	-	-

NM世界投資適格社債ファンド

財務書類に対する注記

2019年1月31日現在

注1. 組織

ジャパン・オフショア・ファンド・シリーズ(以下「トラスト」という。)のシリーズ・トラストであるNM世界投資適格社債ファンド(以下「ファンド」という。)は、CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(以下「受託会社」という。)とファンドの管理会社であるBNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッドの間で締結された2010年6月22日付の基本信託証書(修正および補足済)(以下「基本信託証書」という。)および2015年6月2日付の補足信託証書に基づいて設立された。トラストは、ケイマン諸島の信託法(改訂済み)に基づき運営されるユニット・トラストである。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(改訂済み)に基づくミューチュアル・ファンドとして規制されている。また、ケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」という。)に登録され、目論見書および監査済み年次財務書類をCIMAに提出する必要がある。

受託会社は、補足信託証書により、シリーズ・トラストの追加設定を承認することができる。本財務書類日現在、トラストは、NM世界投資適格社債ファンドを含めて、それぞれの有価証券、現金およびその他の資産からなる、5つのシリーズ・トラストにより構成される。

CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッドは、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(改訂済み)に基づき適法に設立され、存続しており、信託業務を遂行する認可を受けている信託会社である。

財務書類日現在、円投資型1507受益証券、米ドル投資型1507受益証券、円投資型1510受益証券、米ドル投資型1510受益証券、円投資型1601受益証券、米ドル投資型1601受益証券、円投資型1605受益証券、米ドル投資型1605受益証券、円投資型1609受益証券、米ドル投資型1609受益証券、円投資型1611受益証券、米ドル投資型1611受益証券、円投資型1701受益証券、米ドル投資型1701受益証券、円投資型1703受益証券、米ドル投資型1703受益証券、円投資型1706受益証券、米ドル投資型1706受益証券、円投資型1709受益証券、米ドル投資型1709受益証券、円投資型1712受益証券、米ドル投資型1712受益証券、円投資型1802受益証券、米ドル投資型1802受益証券、円投資型1803受益証券、米ドル投資型1803受益証券、円投資型1806受益証券、米ドル投資型1806受益証券、円投資型1809受益証券、米ドル投資型1809受益証券、円投資型1812受益証券および米ドル投資型1812受益証券の32のクラスが設定されている。

ファンドの投資目的は、主に、米ドル、ユーロ、英ポンド、豪ドルその他の通貨建てで、(経営の本拠地および収益を生み出す国等の要素を考慮して副投資運用会社により判断される)発行体の実質的な国が経済協力開発機構(OECD)加盟国などである社債への投資を通じて、債券市場のリターンと概ね一致する範囲でファンドの資産価値を中長期的に維持または成長させることを目指しつつ、安定したインカムの獲得を追求することである。

管理会社および/またはその委託先は、(ファンドの表示通貨である)米ドルとファンドが投資している米ドル以外の通貨建て資産との間における為替変動に対するエクスポートジャーをヘッジするため、為替取引を行う予定である。管理会社および/またはその委託先は、その通貨エクスポートジャーを完全にヘッジすることを目指すが、米ドル以外の通貨建て資産の価格が今後変動することなどにより、当該エクスポートジャーを常に100%ヘッジできるとは限らない。

管理会社および/またはその委託先は、米ドルと円との間における為替変動に対する円投資型受益証券の保有者のエクスポートジャーをヘッジする目的で、為替ヘッジ取引を用いることができる。管理会社および/またはその委託先は、円投資型受益証券の米ドルと円との間における変動による通貨エクスポートジャーを完全にヘッジすることを目指すが、当該投資対象証券の価格が今後変動することなどにより、当該エクスポートジャーを常に100%ヘッジできるとは限らない。投資者は、かかる為替ヘッジ取引により、米ドルが円に対して上昇しても、円投資型受益証券の1口当たり純資産価格が上昇するものではない点に留意する必要がある。また、円の金利が米ドルの金利を下回る場合、これらの金利差は、円投資型受益証券

の受益者のヘッジコストとなる。円の金利が米ドルの金利を上回る場合、これらの金利差は、円投資型受益証券の受益者のヘッジ差益となることが期待される。

英文目論見書に定められた条項に従う早期終了を除いて、適用される法律により要求された場合、または、いずれかの評価日においてファンドの純資産総額が1,000万米ドル以下となり、管理会社がファンドの償還を決定した旨を書面により受託会社に対して通知した場合、ファンドは償還する。

注2. 重要な会計方針

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針を含む。

証券およびその他の資産への投資

- (a) 手元現金または預金、為替手形、一覧払約束手形、債権、前払費用、宣言または発生済みでかつ未受領の現金配当および利息は、管理会社が、当該預金、為替手形、一覧払約束手形または債権がその全額の価値がないと決定する場合を除いて、その全額とみなされ、全額の価値がないと決定する場合には、その価額は、管理会社が合理的な価額とみなす価額とみなされる。
- (b) 以下の(c)項が適用されるマネージド・ファンドの持分の場合を除き、かつ、以下の(d)項、(e)項および(f)項に規定されるところに従い、金融商品取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場において上場され、値付けされ、取引されまたは取り扱われている投資対象の価額に基づくすべての計算は、当該投資対象についての主要な取引所もしくは市場における当該計算を行う日の営業終了時点における規則および慣習に基づく最終取引価格または公式終値を参照して行われ、金融商品取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場がない場合は、当該投資対象の価格の計算は、マーケット・マイクを行う個人、法人または機関（および当該マーケット・メーカーが複数存在する場合には、管理会社が指定することのできる特定のマーケット・メーカー）により値付けされた投資対象の価額を参照して行われる。ただし、常に、管理会社がその裁量により、主要な取引所または市場以外の取引所または市場における価格がすべての状況において当該投資対象に関する価額のより公正な基準を示すと考える場合には、管理会社は、当該価格を採用することができる。
- (c) 以下の(d)項、(e)項および(f)項に規定されるところに従い、ファンドと同じ日付で評価されるマネージド・ファンドの各持分の価額は、当該日付現在で計算される当該マネージド・ファンドの受益証券1口当たり、1株当たり、もしくはその他の持分当たりの純資産価格であり、または管理会社がそのように決定しもしくは当該マネージド・ファンドがファンドと同じ日付現在で評価されない場合、当該マネージド・ファンドの受益証券1口当たり、1株当たり、もしくはその他の持分当たりの最終の公表純資産価格（入手可能である場合）、または（入手できない場合）当該受益証券、株式もしくはその他の持分の最終の公表償還価格もしくは買呼値とする。特に、マネージド・ファンドの価格の呼値が入手できない場合は、当該マネージド・ファンドによりもしくはそのために関係する評価日現在で公表され、もしくは文書でファンドに報告された価格に基づいて計算され、マネージド・ファンドが関係する評価日現在で価格が計算されていない場合は、最終の公表もしくは報告価格とする。管理会社の単独の裁量により、価格が事後的に調整されることがある。計算を行う際、管理会社は、マネージド・ファンド、その管理事務代行者、代理人、投資運用者、投資顧問またはその他の取引を行う子会社を含む第三者から受領した未監査の評価および報告書ならびに評価の見積もりに依拠することができるものとし、管理会社は、かかる評価および報告書の内容または正確性について検証を行う責任・義務を負わない。
- (d) 純資産価額、償還価格、買呼値、取引値および終値または建値が、上記(b)項または(c)項に規定されるとおりに入手できない場合、関連する資産の価額は、管理会社が決定する方法により隨時決定される。
- (e) 上記(b)項に基づく投資対象の上場され、値付けされ、取引され、または市場で取り扱われている価格を確認する目的において、受託会社は、価格データおよび／または価格を送信する機械的もしくは電子的システムを使用し、かつ、これに依拠することができ、当該システムにより提供された価格は、上記(b)項の目的において最終取引価格または公式終値であるとみなされる。

(f) 上記にかかわらず、管理会社は、別の方法が投資対象の公正価格をより反映すると考える場合には、その単独の裁量により、当該方法の使用を許可することができる。

(g) ファンドの表示通貨以外の通貨建ての投資対象（証券であるか現金であるかを問わない。）の価額は、関連する可能性のあるプレミアム分またはディスカウント分および為替の費用を考慮する状況において管理会社（または管理会社のために行為する管理事務代行会社）が適切とみなすレート（公式のものか否かを問わない。）により、ファンドの表示通貨に換算される。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日において計上される。利息収入は、発生主義ベースで認識される。配当金は、配当落ち日に計上される。証券取引にかかる実現利益または損失は、売却された証券の平均原価を基準に決定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を米ドルで記帳し、その財務書類は当該通貨建てで表示される。米ドル以外の通貨建てで表示される資産および負債は、年度末現在の実勢為替レートで米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建ての収益および費用は、取引日現在の実勢為替レートで米ドルに換算される。

米ドル以外の通貨建ての投資取引は、取引日現在適用される実勢為替レートで米ドルに換算される。

ファンドは、投資対象にかかる為替レートの変動による運用実績の部分と、保有証券の市場価格の値動きにより生じる変動を分離しない。これらの変動は、投資対象証券にかかる実現および未実現純損益に含まれる。

2019年1月31日現在の為替レートは以下のとおりである。

1米ドル = 0.87017ユーロ

1米ドル = 0.76185英ポンド

1米ドル = 108.73000日本円

設立費用

ファンドの設立時に発生した費用は、最初の5会計年度中に償却される。

先渡為替予約

先渡為替予約は、満期日までの残存期間に関して、年度末現在で適用される先渡為替レートで評価される。先渡為替予約により生じる損益は、運用計算書において認識される。純資産計算書において、未実現純利益は資産として、未実現純損失は負債として計上される。

注3. 受託報酬

受託会社は、ファンドの資産から純資産総額に対して年率0.01パーセントの報酬（ただし、最低年間報酬額を10,000米ドルとする。）を受領する権利を有する。かかる報酬は、評価日に発生し、計算され、毎月後払いにて支払われる。

毎月の報酬は、各月の最終営業日から60暦日以内に支払われる。

受託会社は、ファンドのために負担したすべての経費および費用について、ファンドの資産から払戻しを受ける。

注4. 管理報酬

管理会社は、ファンドの資産から、該当するクラス受益証券に帰属する純資産総額に対して、下記の表に記載される年率の管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、評価日に発生し、計算され、毎月後払いにて支払われる。

円投資型1507受益証券および米ドル投資型1507受益証券	
円投資型1510受益証券および米ドル投資型1510受益証券	
円投資型1601受益証券および米ドル投資型1601受益証券	
円投資型1605受益証券および米ドル投資型1605受益証券	
円投資型1609受益証券および米ドル投資型1609受益証券	
円投資型1611受益証券および米ドル投資型1611受益証券	
円投資型1701受益証券および米ドル投資型1701受益証券	
円投資型1703受益証券および米ドル投資型1703受益証券	
円投資型1706受益証券および米ドル投資型1706受益証券	
円投資型1709受益証券および米ドル投資型1709受益証券	
円投資型1712受益証券および米ドル投資型1712受益証券	
円投資型1802受益証券および米ドル投資型1802受益証券	
円投資型1803受益証券および米ドル投資型1803受益証券	
円投資型1806受益証券および米ドル投資型1806受益証券	
円投資型1809受益証券および米ドル投資型1809受益証券	
円投資型1812受益証券および米ドル投資型1812受益証券	0.45%

また、管理会社は、ファンドの資産から、該当するクラス受益証券に帰属する純資産総額に対して、下記の表に記載される年率の販売管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、評価日に発生し、計算され、毎月後払いにて支払われる。

円投資型1507受益証券	
円投資型1510受益証券	
円投資型1601受益証券	
円投資型1605受益証券	
円投資型1609受益証券	
円投資型1611受益証券	
円投資型1701受益証券	
円投資型1703受益証券	
円投資型1706受益証券	
円投資型1709受益証券	
円投資型1712受益証券	
円投資型1802受益証券	
円投資型1803受益証券	
円投資型1806受益証券	
円投資型1809受益証券	
円投資型1812受益証券	0.32%

米ドル投資型1507受益証券	
米ドル投資型1510受益証券	
米ドル投資型1601受益証券	
米ドル投資型1605受益証券	
米ドル投資型1609受益証券	
米ドル投資型1611受益証券	
米ドル投資型1701受益証券	
米ドル投資型1703受益証券	
米ドル投資型1706受益証券	
米ドル投資型1709受益証券	
米ドル投資型1712受益証券	
米ドル投資型1802受益証券	
米ドル投資型1803受益証券	
米ドル投資型1806受益証券	
米ドル投資型1809受益証券	
米ドル投資型1812受益証券	0.34%

さらに、管理会社は、ファンドの資産から、基本信託証書に基づき認められる自らの権限および職務の適切な遂行において管理会社が負担した費用の払戻しを受ける権利も有する。

毎月の報酬は、各月の最終営業日から60暦日以内に支払われる。

管理会社は、ファンドのために負担したすべての経費および費用について、ファンドの資産から払戻しを受ける。

管理会社は、自らの報酬から投資運用会社の報酬を支払う。投資運用会社は、副投資運用会社の報酬を支払う責任を負う。

注5. 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.10パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、評価日に発生し、計算され、毎月後払いにて支払われる。

毎月の報酬は、各月の最終営業日から60暦日以内に支払われる。

管理事務代行会社は、ファンドのために負担したすべての経費および費用について、ファンドの資産から払戻しを受ける。

注6. 保管報酬

保管会社は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.05パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、評価日に発生し、計算され、取引手数料および諸費用とともに毎月後払いにて支払われる。

毎月の報酬は、各月の最終営業日から60暦日以内に支払われる。

保管会社は、ファンドのために負担したすべての経費および費用について、ファンドの資産から払戻しを受ける。

注7. 販売報酬

販売会社は、ファンドの資産から、該当するクラス受益証券に帰属する純資産総額に対して、下記の表に記載される年率の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、評価日に発生し、計算され、毎月後払いにて支払われる。

円投資型1507受益証券および米ドル投資型1507受益証券	
円投資型1510受益証券および米ドル投資型1510受益証券	
円投資型1601受益証券および米ドル投資型1601受益証券	
円投資型1605受益証券および米ドル投資型1605受益証券	
円投資型1609受益証券および米ドル投資型1609受益証券	
円投資型1611受益証券および米ドル投資型1611受益証券	
円投資型1701受益証券および米ドル投資型1701受益証券	
円投資型1703受益証券および米ドル投資型1703受益証券	
円投資型1706受益証券および米ドル投資型1706受益証券	
円投資型1709受益証券および米ドル投資型1709受益証券	
円投資型1712受益証券および米ドル投資型1712受益証券	
円投資型1802受益証券および米ドル投資型1802受益証券	
円投資型1803受益証券および米ドル投資型1803受益証券	
円投資型1806受益証券および米ドル投資型1806受益証券	
円投資型1809受益証券および米ドル投資型1809受益証券	
円投資型1812受益証券および米ドル投資型1812受益証券	0.52%

毎月の報酬は、各月の最終営業日から60暦日以内に支払われる。

販売会社は、ファンドのために負担したすべての経費および費用について、ファンドの資産から払戻しを受ける。

注8 . 代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.05パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、評価日に発生し、計算され、毎月後払いにて支払われる。

毎月の報酬は、各月の最終営業日から60暦日以内に支払われる。

代行協会員は、ファンドのために負担したすべての経費および費用について、ファンドの資産から払戻しを受ける。

注9 . 未払費用

(米ドル)

管理報酬	179,137
販売報酬および代行協会員報酬	131,994
管理事務代行報酬	22,992
保管報酬	11,497
受託報酬	2,299
立替費用	2,298
専門家報酬	10,089
設立費用	4,596
その他の費用	21,255
未払費用	386,157

注10 . 分配方針

管理会社は、受託会社（または受託会社の代理としての管理事務代行会社）に対して、受益証券の保有者に、各分配期間に関して、管理会社が決定した金額を分配するよう指図することができる。かかる分配金は、ファンドのインカム、実現 / 未実現キャピタル・ゲインおよび / または各クラスに帰属する分配可能な資金の中から支払われる。分配期間に関する分配は、分配期間の終了日である分配基準日において

ファンドの受益者名簿に登録されている受益者に対して、該当する通貨の最小単位未満の端数を切り捨てて行われる。

2019年1月31日に終了した年度において、ファンドは、合計3,231,933米ドルを分配した。

分配金は、それぞれ、以下のとおり各クラスの受益者に支払われた。

円投資型1507受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (日本円)	分配金合計 (日本円)
2018年4月6日	2018年4月12日	30	691,800
2018年7月6日	2018年7月12日	30	687,300
2018年10月9日	2018年10月15日	30	654,300
2019年1月7日	2019年1月11日	30	654,300
			2,687,700

米ドル投資型1507受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (米ドル)	分配金合計 (米ドル)
2018年4月6日	2018年4月12日	0.50	19,218
2018年7月6日	2018年7月12日	0.50	19,218
2018年10月9日	2018年10月15日	0.50	19,218
2019年1月7日	2019年1月11日	0.50	18,718
			76,372

円投資型1510受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (日本円)	分配金合計 (日本円)
2018年4月6日	2018年4月12日	30	2,529,120
2018年7月6日	2018年7月12日	30	2,496,120
2018年10月9日	2018年10月15日	30	989,970
2019年1月7日	2019年1月11日	30	964,470
			6,979,680

米ドル投資型1510受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (米ドル)	分配金合計 (米ドル)
2018年4月6日	2018年4月12日	0.50	9,560
2018年7月6日	2018年7月12日	0.50	9,560
2018年10月9日	2018年10月15日	0.50	9,560
2019年1月7日	2019年1月11日	0.50	9,560
			38,240

円投資型1601受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (日本円)	分配金合計 (日本円)
2018年4月6日	2018年4月12日	30	2,016,150
2018年7月6日	2018年7月12日	30	1,938,150

2018年10月9日	2018年10月15日	30	1,929,150
2019年1月7日	2019年1月11日	30	1,872,750
			7,756,200

米ドル投資型1601受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (米ドル)	分配金合計 (米ドル)
2018年4月6日	2018年4月12日	0.50	4,511
2018年7月6日	2018年7月12日	0.50	4,461
2018年10月9日	2018年10月15日	0.50	4,461
2019年1月7日	2019年1月11日	0.50	4,461
			17,894

円投資型1605受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (日本円)	分配金合計 (日本円)
2018年2月6日	2018年2月13日	30	9,061,380
2018年5月8日	2018年5月11日	30	8,986,980
2018年8月6日	2018年8月10日	30	8,697,330
2018年11月6日	2018年11月13日	30	8,447,460
			35,193,150

米ドル投資型1605受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (米ドル)	分配金合計 (米ドル)
2018年2月6日	2018年2月13日	0.50	12,321
2018年5月8日	2018年5月11日	0.50	11,932
2018年8月6日	2018年8月10日	0.50	8,856
2018年11月6日	2018年11月13日	0.50	8,856
			41,965

円投資型1609受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (日本円)	分配金合計 (日本円)
2018年3月6日	2018年3月12日	30	10,355,250
2018年6月6日	2018年6月12日	30	10,259,790
2018年9月6日	2018年9月12日	30	9,918,750
2018年12月6日	2018年12月12日	30	9,369,750
			39,903,540

米ドル投資型1609受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (米ドル)	分配金合計 (米ドル)
2018年3月6日	2018年3月12日	0.50	29,070
2018年6月6日	2018年6月12日	0.50	28,527
2018年9月6日	2018年9月12日	0.50	28,277

2018年12月6日	2018年12月12日	0.50	28,277
			114,151

円投資型1611受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (日本円)	分配金合計 (日本円)
2018年2月6日	2018年2月13日	30	9,673,800
2018年5月8日	2018年5月11日	30	9,535,800
2018年8月6日	2018年8月10日	30	9,338,790
2018年11月6日	2018年11月13日	30	8,895,390
			37,443,780

米ドル投資型1611受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (米ドル)	分配金合計 (米ドル)
2018年2月6日	2018年2月13日	0.50	8,575
2018年5月8日	2018年5月11日	0.50	8,575
2018年8月6日	2018年8月10日	0.50	8,575
2018年11月6日	2018年11月13日	0.50	8,575
			34,300

円投資型1701受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (日本円)	分配金合計 (日本円)
2018年4月6日	2018年4月12日	30	1,516,380
2018年7月6日	2018年7月12日	30	1,456,380
2018年10月9日	2018年10月15日	30	1,420,380
2019年1月7日	2019年1月11日	30	1,420,380
			5,813,520

米ドル投資型1701受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (米ドル)	分配金合計 (米ドル)
2018年4月6日	2018年4月12日	0.50	6,463
2018年7月6日	2018年7月12日	0.50	6,463
2018年10月9日	2018年10月15日	0.50	6,463
2019年1月7日	2019年1月11日	0.50	6,463
			25,852

円投資型1703受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (日本円)	分配金合計 (日本円)
2018年3月6日	2018年3月12日	30	1,833,090
2018年6月6日	2018年6月12日	30	1,833,090
2018年9月6日	2018年9月12日	30	1,807,590
2018年12月6日	2018年12月12日	30	1,798,590

7,272,360

米ドル投資型1703受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (米ドル)	分配金合計 (米ドル)
2018年3月6日	2018年3月12日	0.50	14,957
2018年6月6日	2018年6月12日	0.50	14,957
2018年9月6日	2018年9月12日	0.50	6,457
2018年12月6日	2018年12月12日	0.50	6,457
			<u>42,828</u>
			<u><u>42,828</u></u>

円投資型1706受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (日本円)	分配金合計 (日本円)
2018年3月6日	2018年3月12日	30	5,520,240
2018年6月6日	2018年6月12日	30	5,520,240
2018年9月6日	2018年9月12日	30	5,377,740
2018年12月6日	2018年12月12日	30	5,277,540
			<u>21,695,760</u>
			<u><u>21,695,760</u></u>

米ドル投資型1706受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (米ドル)	分配金合計 (米ドル)
2018年3月6日	2018年3月12日	0.50	20,205
2018年6月6日	2018年6月12日	0.50	20,205
2018年9月6日	2018年9月12日	0.50	20,205
2018年12月6日	2018年12月12日	0.50	19,509
			<u>80,124</u>
			<u><u>80,124</u></u>

円投資型1709受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (日本円)	分配金合計 (日本円)
2018年3月6日	2018年3月12日	30	7,269,420
2018年6月6日	2018年6月12日	30	7,164,420
2018年9月6日	2018年9月12日	30	7,147,920
2018年12月6日	2018年12月12日	30	6,776,280
			<u>28,358,040</u>
			<u><u>28,358,040</u></u>

米ドル投資型1709受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (米ドル)	分配金合計 (米ドル)
2018年3月6日	2018年3月12日	0.50	23,249
2018年6月6日	2018年6月12日	0.50	23,249
2018年9月6日	2018年9月12日	0.50	23,249
2018年12月6日	2018年12月12日	0.50	22,534
			<u>92,281</u>
			<u><u>92,281</u></u>

円投資型1712受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (日本円)	分配金合計 (日本円)
2018年3月6日	2018年3月12日	30	6,961,140
2018年6月6日	2018年6月12日	30	6,947,640
2018年9月6日	2018年9月12日	30	6,925,410
2018年12月6日	2018年12月12日	30	6,863,970
			<u>27,698,160</u>
			<u>27,698,160</u>

米ドル投資型1712受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (米ドル)	分配金合計 (米ドル)
2018年3月6日	2018年3月12日	0.50	9,369
2018年6月6日	2018年6月12日	0.50	9,369
2018年9月6日	2018年9月12日	0.50	9,369
2018年12月6日	2018年12月12日	0.50	9,369
			<u>37,476</u>
			<u>37,476</u>

円投資型1802受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (日本円)	分配金合計 (日本円)
2018年5月8日	2018年5月11日	30	14,761,080
2018年8月6日	2018年8月10日	30	14,648,280
2018年11月6日	2018年11月13日	30	14,633,280
			<u>44,042,640</u>
			<u>44,042,640</u>

米ドル投資型1802受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (米ドル)	分配金合計 (米ドル)
2018年5月8日	2018年5月11日	0.50	13,862
2018年8月6日	2018年8月10日	0.50	13,862
2018年11月6日	2018年11月13日	0.50	13,862
			<u>41,586</u>
			<u>41,586</u>

円投資型1803受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (日本円)	分配金合計 (日本円)
2018年6月6日	2018年6月12日	30	2,945,490
2018年9月6日	2018年9月12日	30	2,915,490
2018年12月6日	2018年12月12日	30	2,876,490
			<u>8,737,470</u>
			<u>8,737,470</u>

米ドル投資型1803受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (米ドル)	分配金合計 (米ドル)

2018年6月6日	2018年6月12日	0.50	5,736
2018年9月6日	2018年9月12日	0.50	5,736
2018年12月6日	2018年12月12日	0.50	5,736
			5,736
			17,208
			17,208

円投資型1806受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (日本円)	分配金合計 (日本円)
2018年9月6日	2018年9月12日	30	2,957,040
2018年12月6日	2018年12月12日	30	2,957,040
			5,914,080

米ドル投資型1806受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (米ドル)	分配金合計 (米ドル)
2018年9月6日	2018年9月12日	0.50	9,429
2018年12月6日	2018年12月12日	0.50	9,429
			18,858

円投資型1809受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (日本円)	分配金合計 (日本円)
2018年12月6日	2018年12月12日	30	1,400,790
			1,400,790

米ドル投資型1809受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (米ドル)	分配金合計 (米ドル)
2018年12月6日	2018年12月12日	0.50	8,065
			8,065

注11. 税金

ケイマン諸島の現在の法律において、ファンドが支払う所得税、相続税、譲渡税、売却税もしくはその他の税金、またはファンドによる受益者に対する支払もしくは受益証券の買戻しの際の純資産価額の支払に対して適用される源泉税はない。

ファンドは、一定の利息、配当金およびキャピタル・ゲインに対して外国の源泉税を課せられることがある。

注12. 申込みおよび買戻し**申込み**

適格投資家は、申込期間中に、日本円で表示されるすべてのクラスについては1口当たり10,000円の発行価格で、および米ドルで表示されるすべてのクラスについては1口当たり100米ドルの発行価格で各受益証券の取得の申込みをすることができた。

円投資型1507受益証券および米ドル投資型1507受益証券

申込期間は、2015年7月1日から2015年7月30日まで。申込期間中に申し込まれた受益証券は、2015年7月30日に発行された。

円投資型1510受益証券および米ドル投資型1510受益証券

申込期間は、2015年10月1日から2015年10月29日まで。申込期間中に申し込まれた受益証券は、2015年10月29日に発行された。

円投資型1601受益証券および米ドル投資型1601受益証券

申込期間は、2016年1月4日から2016年1月28日まで。申込期間中に申し込まれた受益証券は、2016年1月28日に発行された。

円投資型1605受益証券および米ドル投資型1605受益証券

申込期間は、2016年5月2日から2016年5月27日まで。申込期間中に申し込まれた受益証券は、2016年5月27日に発行された。

円投資型1609受益証券および米ドル投資型1609受益証券

申込期間は、2016年9月1日から2016年9月29日まで。申込期間中に申し込まれた受益証券は、2016年9月29日に発行された。

円投資型1611受益証券および米ドル投資型1611受益証券

申込期間は、2016年11月1日から2016年11月29日まで。申込期間中に申し込まれた受益証券は、2016年11月29日に発行された。

円投資型1701受益証券および米ドル投資型1701受益証券

申込期間は、2017年1月4日から2017年1月30日まで。申込期間中に申し込まれた受益証券は、2017年1月30日に発行された。

円投資型1703受益証券および米ドル投資型1703受益証券

申込期間は、2017年3月1日から2017年3月30日まで。申込期間中に申し込まれた受益証券は、2017年3月30日に発行された。

円投資型1706受益証券および米ドル投資型1706受益証券

申込期間は、2017年6月1日から2017年6月29日まで。申込期間中に申し込まれた受益証券は、2017年6月29日に発行された。

円投資型1709受益証券および米ドル投資型1709受益証券

申込期間は、2017年9月1日から2017年9月28日まで。申込期間中に申し込まれた受益証券は、2018年9月28日に発行された。

円投資型1712受益証券および米ドル投資型1712受益証券

申込期間は、2017年12月1日から2017年12月21日まで。申込期間中に申し込まれた受益証券は、2017年12月21日に発行された。

円投資型1802受益証券および米ドル投資型1802受益証券

申込期間は、2018年1月15日から2018年2月22日まで。申込期間中に申し込まれた受益証券は、2018年2月22日に発行された。

円投資型1803受益証券および米ドル投資型1803受益証券

申込期間は、2018年3月8日に開始し、2018年3月29日に終了した。申込期間中に申し込まれた受益証券は、2018年3月29日に発行された。

円投資型1806受益証券および米ドル投資型1806受益証券

申込期間は、2018年6月1日に開始し、2018年6月28日に終了した。申込期間中に申し込まれた受益証券は、2018年6月28日に発行された。

円投資型1809受益証券および米ドル投資型1809受益証券

申込期間は、2018年9月3日に開始し、2018年9月27日に終了した。申込期間中に申し込まれた受益証券は、2018年9月27日に発行された。

円投資型1812受益証券および米ドル投資型1812受益証券

申込期間は、2018年12月3日に開始し、2018年12月20日に終了した。申込期間中に申し込まれた受益証券は、2018年12月20日に発行された。

受益証券の買戻し

各受益者の最低買戻口数は、1口である。

受益証券の買戻しを希望する受益者は、記入済みの買戻請求を、管理事務代行会社から要求されることがあるその他の情報と共に、買戻日の午後5時（東京時間）、または管理会社が受託会社と協議の上決定するその他の時間までに管理事務代行会社に送付しなければならない。期限を過ぎてから到着した買戻請求は、次の買戻日まで繰り越され、受益証券は、当該買戻日に適用される買戻価格で買い戻される。

管理会社が、受託会社と協議の上、一般的または特定の場合について別途定めた場合を除き、買戻請求は撤回することができない。

適用ある法域におけるマネー・ロンダリングの防止を目的とする規制を遵守するため、管理事務代行会社は、買戻請求を実行するために必要と考える情報を請求することができる。管理事務代行会社は、買戻しのために受益証券を提出している受益者が、管理事務代行会社が要求する情報の提出を遅滞もしくは提出しない場合、または受託会社、管理事務代行会社もしくは管理会社がいずれかの法域においてマネー・ロンダリング対策のための法令を遵守するために必要である場合には、買戻請求の実行を拒絶、または買戻代金の支払を延期することができる。

買戻手数料

各クラスの存続期間は7年間であり、発行日から7年目の日（当該日が営業日でない場合には直前の営業日）に当該強制買戻日の評価時点（当該日が評価日でない場合、直前の評価日）で決定される1口当たり純資産価格で強制買戻しされる。

発行日から6年未満で買い戻されるクラス（任意の買戻し、または強制買戻しかを問わない。）については、申込み時の購入価格に対する割合で計算され、以下の基準で管理会社に支払われる買戻手数料が課せられる。

買戻日	買戻手数料	
	円投資型1507受益証券	米ドル投資型1507受益証券
2017年7月30日から2018年7月29日まで	1口当たり150円	1口当たり1.50米ドル
2018年7月30日から2019年7月29日まで	1口当たり125円	1口当たり1.25米ドル
2019年7月30日から2020年7月29日まで	1口当たり100円	1口当たり1.00米ドル
2020年7月30日から2021年7月29日まで	1口当たり50円	1口当たり0.50米ドル
2021年7月30日以降	該当なし	該当なし
		円投資型1510受益証券
2017年10月29日から2018年10月28日まで	1口当たり150円	1口当たり1.50米ドル
2018年10月29日から2019年10月28日まで	1口当たり125円	1口当たり1.25米ドル

2019年10月29日から2020年10月28日まで	1 口当たり100円	1 口当たり1.00米ドル
2020年10月29日から2021年10月28日まで	1 口当たり50円	1 口当たり0.50米ドル
2021年10月29日以降	該当なし	該当なし
	円投資型1601受益証券	米ドル投資型1601受益証券
2018年1月28日から2019年1月27日まで	1 口当たり150円	1 口当たり1.50米ドル
2019年1月28日から2020年1月27日まで	1 口当たり125円	1 口当たり1.25米ドル
2020年1月28日から2021年1月27日まで	1 口当たり100円	1 口当たり1.00米ドル
2021年1月28日から2022年1月27日まで	1 口当たり50円	1 口当たり0.50米ドル
2022年1月28日以降	該当なし	該当なし

貢戻日	貢戻手数料	
	円投資型1605受益証券	米ドル投資型1605受益証券
2017年5月27日から2018年5月26日まで	1口当たり175円	1口当たり1.75米ドル
2018年5月27日から2019年5月26日まで	1口当たり150円	1口当たり1.50米ドル
2019年5月27日から2020年5月26日まで	1口当たり125円	1口当たり1.25米ドル
2020年5月27日から2021年5月26日まで	1口当たり100円	1口当たり1.00米ドル
2021年5月27日から2022年5月26日まで	1口当たり50円	1口当たり0.50米ドル
2022年5月27日以降	該当なし	該当なし
	円投資型1609受益証券	米ドル投資型1609受益証券
	1口当たり175円	1口当たり1.75米ドル
2017年9月29日から2018年9月28日まで	1口当たり150円	1口当たり1.50米ドル
2019年9月29日から2020年9月28日まで	1口当たり125円	1口当たり1.25米ドル
2020年9月29日から2021年9月28日まで	1口当たり100円	1口当たり1.00米ドル
2021年9月29日から2022年9月28日まで	1口当たり50円	1口当たり0.50米ドル
2022年9月29日以降	該当なし	該当なし
	円投資型1611受益証券	米ドル投資型1611受益証券
	1口当たり175円	1口当たり1.75米ドル
2017年11月29日から2018年11月28日まで	1口当たり150円	1口当たり1.50米ドル
2019年11月29日から2020年11月28日まで	1口当たり125円	1口当たり1.25米ドル
2020年11月29日から2021年11月28日まで	1口当たり100円	1口当たり1.00米ドル
2021年11月29日から2022年11月28日まで	1口当たり50円	1口当たり0.50米ドル
2022年11月29日以降	該当なし	該当なし
	円投資型1701受益証券	米ドル投資型1701受益証券
	1口当たり175円	1口当たり1.75米ドル
2018年1月30日から2019年1月29日まで	1口当たり150円	1口当たり1.50米ドル
2020年1月30日から2021年1月29日まで	1口当たり125円	1口当たり1.25米ドル
2021年1月30日から2022年1月29日まで	1口当たり100円	1口当たり1.00米ドル
2022年1月30日から2023年1月29日まで	1口当たり50円	1口当たり0.50米ドル
2023年1月30日以降	該当なし	該当なし
	円投資型1703受益証券	米ドル投資型1703受益証券
	1口当たり200円	1口当たり2.00米ドル
2018年3月29日まで	1口当たり175円	1口当たり1.75米ドル
2019年3月30日から2020年3月29日まで	1口当たり150円	1口当たり1.50米ドル
2020年3月30日から2021年3月29日まで	1口当たり125円	1口当たり1.25米ドル
2021年3月30日から2022年3月29日まで	1口当たり100円	1口当たり1.00米ドル
2022年3月30日から2023年3月29日まで	1口当たり50円	1口当たり0.50米ドル
2023年3月30日以降	該当なし	該当なし

貢戻日	貢戻手数料	
	円投資型1706受益証券	米ドル投資型1706受益証券
2018年6月28日まで	1口当たり200円	1口当たり2.00米ドル
2018年6月29日から2019年6月28日まで	1口当たり175円	1口当たり1.75米ドル
2019年6月29日から2020年6月28日まで	1口当たり150円	1口当たり1.50米ドル
2020年6月29日から2021年6月28日まで	1口当たり125円	1口当たり1.25米ドル
2021年6月29日から2022年6月28日まで	1口当たり100円	1口当たり1.00米ドル
2022年6月29日から2023年6月28日まで	1口当たり50円	1口当たり0.50米ドル
2023年6月29日以降	該当なし	該当なし
円投資型1709受益証券		米ドル投資型1709受益証券
2018年9月27日まで	1口当たり200円	1口当たり2.00米ドル
2018年9月28日から2019年9月27日まで	1口当たり175円	1口当たり1.75米ドル
2019年9月28日から2020年9月27日まで	1口当たり150円	1口当たり1.50米ドル
2020年9月28日から2021年9月27日まで	1口当たり125円	1口当たり1.25米ドル
2021年9月28日から2022年9月27日まで	1口当たり100円	1口当たり1.00米ドル
2022年9月28日から2023年9月27日まで	1口当たり50円	1口当たり0.50米ドル
2023年9月28日以降	該当なし	該当なし
円投資型1712受益証券		米ドル投資型1712受益証券
2018年12月20日まで	1口当たり200円	1口当たり2.00米ドル
2018年12月21日から2019年12月20日まで	1口当たり175円	1口当たり1.75米ドル
2019年12月21日から2020年12月20日まで	1口当たり150円	1口当たり1.50米ドル
2020年12月21日から2021年12月20日まで	1口当たり125円	1口当たり1.25米ドル
2021年12月21日から2022年12月20日まで	1口当たり100円	1口当たり1.00米ドル
2022年12月21日から2023年12月20日まで	1口当たり50円	1口当たり0.50米ドル
2023年12月21日以降	該当なし	該当なし
円投資型1802受益証券		米ドル投資型1802受益証券
2019年2月21日まで	1口当たり200円	1口当たり2.00米ドル
2019年2月22日から2020年2月21日まで	1口当たり175円	1口当たり1.75米ドル
2020年2月22日から2021年2月21日まで	1口当たり150円	1口当たり1.50米ドル
2021年2月22日から2022年2月21日まで	1口当たり125円	1口当たり1.25米ドル
2022年2月22日から2023年2月21日まで	1口当たり100円	1口当たり1.00米ドル
2023年2月22日から2024年2月21日まで	1口当たり50円	1口当たり0.50米ドル
2024年2月22日以降	該当なし	該当なし
円投資型1803受益証券		米ドル投資型1803受益証券
2019年3月28日まで	1口当たり200円	1口当たり2.00米ドル
2019年3月29日から2020年3月28日まで	1口当たり175円	1口当たり1.75米ドル
2020年3月29日から2021年3月28日まで	1口当たり150円	1口当たり1.50米ドル
2021年3月29日から2022年3月28日まで	1口当たり125円	1口当たり1.25米ドル
2022年3月29日から2023年3月28日まで	1口当たり100円	1口当たり1.00米ドル
2023年3月29日から2024年3月28日まで	1口当たり50円	1口当たり0.50米ドル
2024年3月29日以降	該当なし	該当なし

買戻日	買戻手数料	
	円投資型1806受益証券	米ドル投資型1806受益証券
2019年6月27日まで	1口当たり200円	1口当たり2.00米ドル
2019年6月28日から2020年6月27日まで	1口当たり175円	1口当たり1.75米ドル
2020年6月28日から2021年6月27日まで	1口当たり150円	1口当たり1.50米ドル
2021年6月28日から2022年6月27日まで	1口当たり125円	1口当たり1.25米ドル
2022年6月28日から2023年6月27日まで	1口当たり100円	1口当たり1.00米ドル
2023年6月28日から2024年6月27日まで	1口当たり50円	1口当たり0.50米ドル
2024年6月28日以降	該当なし	該当なし
円投資型1809受益証券		米ドル投資型1809受益証券
2019年9月26日まで	1口当たり200円	1口当たり2.00米ドル
2019年9月27日から2020年9月26日まで	1口当たり175円	1口当たり1.75米ドル
2020年9月27日から2021年9月26日まで	1口当たり150円	1口当たり1.50米ドル
2021年9月27日から2022年9月26日まで	1口当たり125円	1口当たり1.25米ドル
2022年9月27日から2023年9月26日まで	1口当たり100円	1口当たり1.00米ドル
2023年9月27日から2024年9月26日まで	1口当たり50円	1口当たり0.50米ドル
2024年9月27日以降	該当なし	該当なし
円投資型1812受益証券		米ドル投資型1812受益証券
2019年12月19日まで	1口当たり200円	1口当たり2.00米ドル
2019年12月20日から2020年12月19日まで	1口当たり175円	1口当たり1.75米ドル
2020年12月20日から2021年12月19日まで	1口当たり150円	1口当たり1.50米ドル
2021年12月20日から2022年12月19日まで	1口当たり125円	1口当たり1.25米ドル
2022年12月20日から2023年12月19日まで	1口当たり100円	1口当たり1.00米ドル
2023年12月20日から2024年12月19日まで	1口当たり50円	1口当たり0.50米ドル
2024年12月20日以降	該当なし	該当なし

注13. 先渡為替予約

2019年1月31日現在、ファンドは、以下の未決済先渡為替予約を有していた。

購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日	未実現利益 / (損失) (米ドル)
日本円	22,633,876,765	米ドル	211,319,668	2019年4月18日	(1,814,980)
米ドル	969,316	英ポンド	750,000	2019年3月1日	(16,486)
米ドル	4,442,066	ユーロ	3,885,000	2019年2月6日	(24,678)
米ドル	19,208,565	ユーロ	16,695,000	2019年3月8日	(33,130)
米ドル	58,509,499	英ポンド	45,765,000	2019年3月1日	(1,644,164)
米ドル	41,695	日本円	4,469,000	2019年4月18日	329
米ドル	41,704	日本円	4,483,000	2019年4月18日	209
米ドル	29,141	日本円	3,143,000	2019年4月18日	49
米ドル	8,767	日本円	942,500	2019年4月18日	44
米ドル	12,568	日本円	1,355,550	2019年4月18日	21
米ドル	46,980	日本円	5,076,500	2019年4月18日	(8)
米ドル	2,656	日本円	288,960	2019年4月18日	(18)
米ドル	33,688	日本円	3,641,600	2019年4月18日	(19)
米ドル	70,048	日本円	7,572,000	2019年4月18日	(40)
米ドル	8,616	日本円	938,000	2019年4月18日	(65)
米ドル	16,814	日本円	1,828,400	2019年4月18日	(110)
米ドル	16,680	日本円	1,815,800	2019年4月18日	(127)
米ドル	24,742	日本円	2,693,320	2019年4月18日	(188)
米ドル	41,765	日本円	4,539,500	2019年4月18日	(253)
米ドル	41,404	日本円	4,512,500	2019年4月18日	(364)
米ドル	117,034	日本円	12,720,400	2019年4月18日	(709)
米ドル	102,042	日本円	11,109,600	2019年4月18日	(790)
米ドル	140,672	日本円	15,315,300	2019年4月18日	(1,090)
米ドル	207,363	日本円	22,572,500	2019年4月18日	(1,573)
					(3,538,140)

注14. 取引費用

取引費用は、ブローカーへの支払手数料、地方税、譲渡税および証券取引所税ならびに投資有価証券の売買に関連するその他的一切の手数料であると定義される。スプレッドの適用によるものまたは投資有価証券の価格から直接控除される取引費用については、当該取引費用から除外される。

投資対象証券または投資対象証券が取引される市場の性質により、2019年1月31日に終了した年度に、投資対象証券の売買に関して、ファンドが計上した取引費用はなかった。

【投資有価証券明細表等】

NM世界投資適格社債ファンド
投資有価証券明細表
2019年1月31日現在
(米ドルで表示)

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
オーストラリア					
変動利付債					
米ドル	2,200,000	WESTPAC BANKING FRN 23/11/31	2,232,342	2,134,075	0.85
ユーロ	1,300,000	COM BK AUSTRALIA FRN 03/10/29	1,610,282	1,442,180	0.57
			3,842,624	3,576,255	1.42
ステップ・アップ/ダウン債					
米ドル	435,000	SGSP AUSTRALI 3.3000% 09/04/23	427,018	427,383	0.17
			427,018	427,383	0.17
固定利付債					
米ドル	1,900,000	SGSP (AUST) ASSETS 3.25% 29/07/26	1,872,926	1,778,237	0.70
米ドル	1,640,000	SYDNEY AIRPORT 3.375% 30/04/25	1,646,530	1,585,504	0.63
米ドル	1,600,000	AUST & NZ BANKING 4.4% 19/05/26	1,668,160	1,579,886	0.63
米ドル	1,500,000	COM BK AUSTRA 4.5000% 09/12/25	1,573,665	1,511,268	0.60
米ドル	1,140,000	SCENTRE GRP TST 3.25% 28/10/25	1,125,486	1,095,126	0.43
米ドル	420,000	AUST & NZ BANK GP 4.5% 19/03/24	424,622	424,344	0.17
米ドル	300,000	SCENTRE GROUP 3.5000% 12/02/25	295,443	293,544	0.12
			8,606,832	8,267,909	3.28
		オーストラリア合計	12,876,474	12,271,547	4.87
ベルギー					
固定利付債					
ユーロ	1,500,000	ANHEUSER-BUSCH 2.75% 17/03/36	1,963,853	1,777,568	0.71
			1,963,853	1,777,568	0.71
		ベルギー合計	1,963,853	1,777,568	0.71
パミューダ					
変動利付債					
英ポンド	1,500,000	HISCOX LTD FRN 24/11/45	2,453,325	2,082,820	0.82
			2,453,325	2,082,820	0.82
固定利付債					
英ポンド	639,000	HISCOX LTD 2.0000% 14/12/22	882,175	821,099	0.33
			882,175	821,099	0.33
		パミューダ合計	3,335,500	2,903,919	1.15

(1) 額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

NM世界投資適格社債ファンド

投資有価証券明細表(続き)

2019年1月31日現在

(米ドルで表示)

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
カナダ					
固定利付債					
米ドル	2,000,000	ENBRIDGE INC 5.5% 01/12/46	2,139,920	2,262,692	0.89
米ドル	1,700,000	NUTRIEN LTD 3.3750% 15/03/25	1,605,837	1,627,636	0.65
米ドル	1,400,000	BANK OF NOVA SCOTIA 4.5% 16/12/25	1,475,796	1,431,423	0.57
米ドル	1,200,000	ENBRIDGE INC 4.25% 01/12/26	1,212,888	1,229,844	0.49
米ドル	880,000	TRANS-CANADA PIPE 7.625% 15/01/39	1,206,093	1,158,341	0.46
米ドル	1,100,000	NUTRIEN LTD 3.0000% 01/04/25	1,071,565	1,028,760	0.41
			<u>8,712,099</u>	<u>8,738,696</u>	<u>3.47</u>
		カナダ合計	8,712,099	8,738,696	3.47
フランス					
変動利付債					
ユーロ	2,000,000	CNP ASSURANCES FRN 10/06/47	2,142,538	2,508,614	1.00
米ドル	1,400,000	BNP PARIBAS FRN 01/03/33	1,329,174	1,323,316	0.52
ユーロ	600,000	CRDT AGR ASSR FRN 29/01/48	733,255	623,333	0.25
			<u>4,204,967</u>	<u>4,455,263</u>	<u>1.77</u>
ステップ・アップ／ダウン債					
米ドル	1,180,000	ORANGE SA 8.5% 01/03/31	1,805,826	1,660,905	0.66
			<u>1,805,826</u>	<u>1,660,905</u>	<u>0.66</u>
固定利付債					
米ドル	1,780,000	BPCE SA 4.625% 11/07/24	1,787,102	1,759,252	0.69
米ドル	1,700,000	CREDIT AGRICOLE 4.375% 17/03/25	1,698,070	1,682,757	0.67
米ドル	1,310,000	EDF 6.95% 26/01/39	1,729,892	1,562,044	0.62
米ドル	1,300,000	BNP PARIBAS 4.375% 28/09/25	1,339,206	1,299,232	0.52
英ポンド	700,000	EDF 5.5% 17/10/41	1,247,754	1,185,765	0.47
米ドル	1,150,000	SOCIETE GENERALE 5.625% 24/11/45	1,115,509	1,174,412	0.47
米ドル	600,000	PERNOD RICARD 4.25% 15/07/22	652,326	613,775	0.24
			<u>9,569,859</u>	<u>9,277,237</u>	<u>3.68</u>
		フランス合計	15,580,652	15,393,405	6.11
イタリア					
変動利付債					
ユーロ	1,700,000	ASSICURAZIONI GEN FRN 27/10/47	2,433,100	2,097,414	0.83
			<u>2,433,100</u>	<u>2,097,414</u>	<u>0.83</u>

(1) 額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

NM世界投資適格社債ファンド

投資有価証券明細表(続き)

2019年1月31日現在

(米ドルで表示)

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
イタリア(続き)					
固定利付債					
米ドル	2,500,000	UNICREDIT SPA 4.625% 12/04/27	2,643,125	2,332,567	0.93
			2,643,125	2,332,567	0.93
		イタリア合計	5,076,225	4,429,981	1.76
ジャージー					
固定利付債					
英ポンド	2,000,000	GATWICK FND L 4.6250% 27/03/34	3,290,685	3,109,023	1.24
英ポンド	1,300,000	BAA FUNDING L 7.1250% 14/02/24	2,190,767	2,053,833	0.81
米ドル	2,000,000	APTIV PLC 4.2500% 15/01/26	2,082,160	1,975,598	0.78
米ドル	1,820,000	CREDIT SUISSE GP 3.75% 26/03/25	1,797,701	1,768,609	0.70
英ポンド	836,000	CPUK FINANCE 3.6900% 28/08/28	1,076,662	1,126,448	0.45
英ポンド	321,000	CPUK FINANCE 3.5880% 28/08/25	426,526	441,216	0.18
			10,864,501	10,474,727	4.16
		ジャージー合計	10,864,501	10,474,727	4.16
ルクセンブルグ					
変動利付債					
英ポンド	2,020,000	AXA SA FRN 16/01/54	3,074,660	2,909,083	1.15
			3,074,660	2,909,083	1.15
固定利付債					
米ドル	3,400,000	ALLERGAN FUNDING 3.8500% 15/06/24	3,431,726	3,406,143	1.36
米ドル	1,000,000	ENEL FINANCE INTL 6% 07/10/39	1,214,920	991,310	0.39
			4,646,646	4,397,453	1.75
		ルクセンブルグ合計	7,721,306	7,306,536	2.90
オランダ					
変動利付債					
ユーロ	2,500,000	DEMETER ZURICH FRN 01/10/46	3,405,320	3,095,590	1.24
米ドル	2,610,000	ING GROEP NV FRN 22/03/28	2,616,812	2,608,293	1.03
ユーロ	1,500,000	NN GROUP NV FRN 13/01/48	1,847,088	1,826,457	0.72
			7,869,220	7,530,340	2.99
ステップ・アップ/ダウン債					
米ドル	1,180,000	DEUTSCHE TELEKOM 8.25% 15/06/30	1,747,673	1,584,490	0.63
			1,747,673	1,584,490	0.63

(1) 額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

NM世界投資適格社債ファンド

投資有価証券明細表(続き)

2019年1月31日現在

(米ドルで表示)

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
オランダ(続き)					
固定利付債					
米ドル	2,113,000	TELEFONICA EUROPE 8.25% 15/09/30	2,900,192	2,755,256	1.09
英ポンド	1,600,000	INNOGY FIN BV 6.25% 03/06/30	2,964,304	2,755,011	1.08
ユーロ	2,200,000	VOLKSWAGEN IN 3.3000% 22/03/33	3,122,975	2,551,198	1.01
ユーロ	2,200,000	VONOVIA BV 2.1250% 22/03/30	2,600,106	2,514,769	1.00
ユーロ	2,200,000	BAYER CAP CORPNV 2.1250% 15/12/29	2,582,051	2,508,670	1.00
米ドル	2,500,000	MONDELEZ INTL 2% 28/10/21	2,404,275	2,421,613	0.96
米ドル	1,674,000	KONINKLIJKE KPN NV 8.375% 01/10/30	2,318,920	2,195,687	0.87
米ドル	1,800,000	LYONDELLBASELL IND 5.75% 15/04/24	2,049,606	1,939,097	0.77
米ドル	1,600,000	ABN AMRO BK NV 4.8% 18/04/26	1,683,968	1,628,770	0.65
米ドル	1,241,000	IBERDROLA INTL BV 6.75% 15/07/36	1,626,589	1,459,539	0.58
英ポンド	700,000	KPN NV 5% 18/11/26	1,079,876	1,014,859	0.40
米ドル	1,100,000	ENEL FIN INTL 3.5000% 06/04/28	1,052,271	967,127	0.38
米ドル	400,000	ENEL FINANCE INTL 6.8% 15/09/37	526,200	441,564	0.18
			26,911,333	25,153,160	9.97
		オランダ合計	36,528,226	34,267,990	13.59
スペイン					
変動利付債					
ユーロ	1,500,000	MAPFRE SA FRN 31/03/47	1,834,216	1,824,785	0.72
			1,834,216	1,824,785	0.72
固定利付債					
米ドル	1,800,000	SANTANDER ISSUANCE 5.1790% 19/11/25	1,814,546	1,852,551	0.74
米ドル	500,000	TELEFONICA EMIS 7.045% 20/06/36	654,615	586,716	0.23
			2,469,161	2,439,267	0.97
		スペイン合計	4,303,377	4,264,052	1.69
イギリス					
変動利付債					
英ポンド	2,000,000	RSA INSURANCE FRN 10/10/45	2,961,010	2,803,279	1.12
英ポンド	2,200,000	YORKSHIRE BLD SOC FRN 13/09/28	3,053,866	2,597,741	1.03
米ドル	2,845,000	NATIONWIDE BLDG FRN 18/10/32	2,625,130	2,585,081	1.03
英ポンド	1,140,000	AVIVA PLC FRN 20/05/58	1,815,144	1,809,792	0.72
英ポンド	1,280,000	LEGAL&GENERAL GROUP 5.5% 27/06/64	1,728,506	1,721,469	0.68
英ポンド	981,000	PRUDENTIAL PLC FRN 20/10/51	1,287,098	1,342,801	0.53

(1) 額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

NM世界投資適格社債ファンド

投資有価証券明細表(続き)

2019年1月31日現在

(米ドルで表示)

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
イギリス(続き)					
変動利付債(続き)					
英ポンド	911,000	PRUDENTIAL PLC FRN 20/10/68	1,200,178	1,266,056	0.50
英ポンド	600,000	AVIVA PLC FRN 12/09/49	717,652	763,786	0.30
			15,388,584	14,890,005	5.91
その他の債券					
英ポンド	1,900,000	GREENE KING FIN 5.1060% 15/03/34	3,091,956	2,852,268	1.13
英ポンド	1,900,000	EVERSHOLT FUN 3.5290% 07/08/42	2,491,983	2,389,384	0.95
英ポンド	1,160,000	TELEREAL SECUR.6.1645% 10/12/31	1,722,123	1,721,504	0.68
英ポンド	1,100,000	MARSTONS ISSUER FRN 15/10/27	1,393,392	1,306,721	0.52
英ポンド	720,000	MARSTONS ISSUER FRN 15/07/32	1,077,289	1,016,525	0.40
			9,776,743	9,286,402	3.68
ステップ・アップ/ダウン債					
米ドル	1,469,000	BRITISH TELECOM PLC STUP 15/12/30	2,288,539	2,053,897	0.81
			2,288,539	2,053,897	0.81
固定利付債					
英ポンド	2,410,000	ANNINGTON FND 2.6460% 12/07/25	3,191,689	3,111,464	1.24
英ポンド	2,000,000	NOTTING HILL 3.2500% 12/10/48	2,770,769	2,529,656	1.00
英ポンド	2,000,000	INTU SGS FINA 4.2500% 17/09/30	3,119,188	2,433,592	0.97
米ドル	2,200,000	ROYAL BK SCOTLAND 4.8% 05/04/26	2,270,092	2,202,193	0.87
米ドル	2,120,000	LLOYDS BANK 4.5% 04/11/24	2,133,590	2,078,374	0.82
米ドル	1,800,000	BARCLAYS PLC 5.2% 12/05/26	1,892,250	1,800,092	0.71
英ポンド	1,050,000	SCOTTISH WINDOWS 7% 16/06/43	1,652,938	1,720,896	0.68
英ポンド	1,000,000	HSBC HOLDINGS 6% 29/03/40	1,418,152	1,657,779	0.66
英ポンド	1,261,000	LONDON & QUADRAN 2.6250% 28/02/28	1,740,197	1,653,184	0.66
英ポンド	1,100,000	HAMMERSON PLC 6% 23/02/26	1,828,337	1,642,246	0.65
英ポンド	800,000	HAMMERSON PLC 7.2500% 21/04/28	1,513,766	1,309,810	0.52
米ドル	1,190,000	SANTANDER UK GP 5.625% 15/09/45	1,193,808	1,199,959	0.48
米ドル	750,000	HSBC HOLDINGS PLC 6.5% 15/09/37	908,803	892,076	0.35
英ポンド	500,000	THAMES WATER 6.5000% 09/02/32	911,753	886,352	0.35
英ポンド	625,000	SOCIETY OF LLOYD'S 4.75% 30/10/24	872,704	876,725	0.35
米ドル	600,000	SANTANDER UK GP 4.75% 15/09/25	598,596	576,742	0.23
英ポンド	360,000	BARCLAYS PLC 3.2500% 17/01/33	420,819	435,359	0.17
英ポンド	100,000	BRITISH TELEC 6.3750% 23/06/37	183,461	177,519	0.07
			28,620,912	27,184,018	10.78
		イギリス合計	56,074,778	53,414,322	21.18

(1) 額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

NM世界投資適格社債ファンド

投資有価証券明細表(続き)

2019年1月31日現在

(米ドルで表示)

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
アメリカ合衆国					
固定利付債					
米ドル	4,000,000	CELGENE CORP 3.55% 15/08/22	3,997,959	4,021,536	1.59
米ドル	3,950,000	GENERAL MILLS IN 3.7000% 17/10/23	3,973,226	3,982,501	1.57
米ドル	3,800,000	GOODMAN US 3.7000% 15/03/28	3,752,715	3,603,491	1.42
米ドル	3,100,000	TESORO LOGISTICS 5.25% 15/01/25	3,185,250	3,132,779	1.23
米ドル	3,000,000	AT & T INC 4.25% 01/03/27	3,088,740	3,025,572	1.20
米ドル	3,200,000	NOBLE ENERGY INC 3.8500% 15/01/28	3,147,456	3,019,882	1.20
米ドル	2,800,000	GLENCORE FDG 4.1250% 30/05/23	2,919,224	2,806,250	1.11
米ドル	2,900,000	SPECTRA ENERGY PART 4.5% 15/03/45	2,956,057	2,773,685	1.10
米ドル	2,600,000	CVS HEALTH CORP 3.875% 20/07/25	2,678,208	2,605,065	1.03
米ドル	2,550,000	SOLVAY FINANCE 4.45% 03/12/25	2,677,508	2,560,613	1.02
米ドル	2,600,000	KROGER CO 3.7000% 01/08/27	2,610,270	2,495,956	0.99
米ドル	2,600,000	NEWELL RUBBERMAID INC 4.2% 01/04/26	2,791,576	2,491,497	0.99
米ドル	2,576,000	CIMAREX ENERGY 3.9% 15/05/27	2,596,743	2,482,775	0.98
米ドル	2,500,000	REED ELSEVR CPTL 3.1250% 15/10/22	2,448,500	2,457,975	0.98
米ドル	2,500,000	OMNICOM GROUP INC 3.6% 15/04/26	2,531,350	2,421,225	0.96
米ドル	1,500,000	METLIFE INC 10.75% 01/08/39	2,520,000	2,250,000	0.89
米ドル	2,000,000	WILLIAMS PART 6.3% 15/04/40	2,278,240	2,235,404	0.89
米ドル	2,100,000	CHARTER COMM 4.908% 23/07/25	2,206,890	2,153,819	0.85
米ドル	1,700,000	ERAC USA FIN 7% 15/10/37	2,135,027	2,097,438	0.83
米ドル	2,200,000	VALERO ENERGY CORP 3.4% 15/09/26	2,115,674	2,088,458	0.83
米ドル	2,099,000	BMW US CAP LL 2.7000% 06/04/22	2,044,613	2,070,550	0.82
米ドル	2,000,000	PIONEER NATURAL 4.45% 15/01/26	2,098,720	2,061,136	0.82
米ドル	2,100,000	CBS CORP 3.5000% 15/01/25	2,093,007	2,038,930	0.81
米ドル	2,000,000	INTERPUBLIC GRP 4.2000% 15/04/24	2,067,500	2,023,370	0.80
米ドル	2,000,000	DAIMLER FINAN 2.8500% 06/01/22	1,956,200	1,963,354	0.78
米ドル	1,940,000	TIME WARNER INC 3.6% 15/07/25	2,007,547	1,908,871	0.76
米ドル	1,570,000	KRAFT FOODS 6.875% 26/01/39	2,005,427	1,763,644	0.70
米ドル	1,720,000	KINDER MORGAN INC 4.3% 01/06/25	1,694,867	1,760,802	0.70
米ドル	1,600,000	ANADARKO PETRO CORP 5.55% 15/03/26	1,840,352	1,707,635	0.68
米ドル	1,630,000	SOUTHERN POWER CO 5.15% 15/09/41	1,735,845	1,603,416	0.64
米ドル	1,250,000	ENTERPRISE PROD 6.45% 01/09/40	1,412,880	1,488,668	0.59
英ポンド	800,000	GOLDMAN SACHS GP 6.875% 18/01/38	1,331,935	1,425,389	0.57
ユーロ	1,100,000	THERMO FISHER 2.8750% 24/07/37	1,336,019	1,331,635	0.53
米ドル	1,000,000	ANHEUSER-BUSCH INBEV 8.2% 15/01/39	1,566,229	1,326,349	0.53
米ドル	1,300,000	KINDER MORGAN ENER 3.45% 15/02/23	1,291,953	1,291,759	0.51

(1) 額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

NM世界投資適格社債ファンド

投資有価証券明細表(続き)

2019年1月31日現在

(米ドルで表示)

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
アメリカ合衆国(続き)					
固定利付債(続き)					
米ドル	1,200,000	COLUMBIA PIPELINE GP 5.8% 01/06/45	1,354,212	1,286,630	0.51
米ドル	1,300,000	CBS CORP 4.0000% 15/01/26	1,300,130	1,283,105	0.51
英ポンド	960,000	CITIGROUP INC 2.7500% 24/01/24	1,232,686	1,276,220	0.51
米ドル	1,110,000	FORD MOTOR CREDIT 4.375% 06/08/23	1,182,411	1,052,179	0.42
米ドル	1,050,000	CAPITAL ONE FINL 3.8000% 31/01/28	1,033,788	1,010,566	0.40
米ドル	1,100,000	FORD MOTOR CO 4.346% 08/12/26	1,144,847	976,307	0.39
米ドル	710,000	COLUMBIA PIPELINE 4.5% 01/06/25	674,818	722,942	0.29
米ドル	700,000	HJ HEINZ 4.875% 15/02/25	733,250	710,063	0.28
英ポンド	500,000	HJ HEINZ 4.125% 01/07/27	758,167	693,320	0.28
米ドル	530,000	GOLDMAN SACHS GRP 6.75% 01/10/37	620,782	640,343	0.25
英ポンド	360,000	TIME WARNER CABLE 5.75% 02/06/31	580,516	545,872	0.22
米ドル	500,000	FORD MOTOR CO 5.875% 02/08/21	569,200	511,018	0.20
米ドル	400,000	ENTERPRISE PROD 6.125% 15/10/39	466,924	460,715	0.18
米ドル	420,000	KRAFT HEINZ 3.5% 15/07/22	427,080	420,066	0.17
米ドル	300,000	GOLDMAN SACHS GP INC 6.45% 01/05/36	374,490	348,924	0.14
米ドル	205,000	ANDEAVOR LOG LP 4.2500% 01/12/27	202,060	199,095	0.08
米ドル	170,000	AMERICAN INTL GP 6.25% 01/05/36	204,677	192,811	0.08
米ドル	125,000	ERAC USA FINA 7.0000% 15/10/37	158,234	154,223	0.06
アメリカ合衆国合計			96,111,979	92,955,828	36.87
投資対象証券合計			96,111,979	92,955,828	36.87
			259,148,970	248,198,571	98.46

(1) 額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

次へ

NM Global Investment Grade Corporate Bond Fund

**Statement of Net Assets
as at January 31, 2019
(expressed in US Dollars)**

Notes

ASSETS

Investment in securities at market value (at cost: USD 259,148,970)	2	248,198,571
Cash at bank		4,710,836
Accrued income		3,274,873
Interest on cash and cash equivalents		241
Formation expenses	2	97,899
 Total Assets		256,282,420
 LIABILITIES		
Unrealised loss on forward foreign exchange contracts	13	3,538,140
Payable for repurchases		278,690
Accrued expenses	9	386,157
 Total Liabilities		4,202,987
 NET ASSETS		252,079,433

Represented by units as follows:

	Net Asset Value per Unit	Number of Units Outstanding	Net Assets
Yen Hedged Units 1507 (in JPY)	9,889	21,810	215,677,154
USD Units 1507 (in USD)	103.89	37,436	3,889,322
Yen Hedged Units 1510 (in JPY)	9,923	32,149	319,030,198
USD Units 1510 (in USD)	104.09	19,120	1,990,125
Yen Hedged Units 1601 (in JPY)	10,227	62,425	638,400,358
USD Units 1601 (in USD)	107.08	8,922	955,343
Yen Hedged Units 1605 (in JPY)	9,666	277,483	2,682,101,885
USD Units 1605 (in USD)	100.86	17,712	1,786,487
Yen Hedged Units 1609 (in JPY)	9,309	304,395	2,833,717,287
USD Units 1609 (in USD)	96.23	56,553	5,442,300

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Statement of Net Assets (continued)
as at January 31, 2019
(expressed in US Dollars)

Represented by units as follows (continued):

	Net Asset Value per Unit	Number of Units Outstanding	Net Assets
Yen Hedged Units 1611 (in JPY)	9,908	285,733	2,830,978,133
USD Units 1611 (in USD)	102.15	17,149	1,751,718
Yen Hedged Units 1701 (in JPY)	9,804	47,246	463,213,478
USD Units 1701 (in USD)	100.83	12,925	1,303,271
Yen Hedged Units 1703 (in JPY)	9,725	59,953	583,071,478
USD Units 1703 (in USD)	99.96	12,913	1,290,727
Yen Hedged Units 1706 (in JPY)	9,400	174,818	1,643,237,888
USD Units 1706 (in USD)	96.39	39,018	3,761,015
Yen Hedged Units 1709 (in JPY)	9,385	223,626	2,098,757,625
USD Units 1709 (in USD)	96.01	43,067	4,134,765
Yen Hedged Units 1712 (in JPY)	9,327	191,249	1,783,848,704
USD Units 1712 (in USD)	95.33	18,738	1,786,230
Yen Hedged Units 1802 (in JPY)	9,614	474,526	4,562,049,267
USD Units 1802 (in USD)	98.06	27,724	2,718,699
Yen Hedged Units 1803 (in JPY)	9,675	95,823	927,065,697
USD Units 1803 (in USD)	98.44	11,471	1,129,218
Yen Hedged Units 1806 (in JPY)	9,928	98,538	978,253,467
USD Units 1806 (in USD)	100.51	18,857	1,895,367
Yen Hedged Units 1809 (in JPY)	10,006	46,693	467,226,001
USD Units 1809 (in USD)	100.94	16,130	1,628,096
Yen Hedged Units 1812 (in JPY)	10,210	22,061	225,235,172
USD Units 1812 (in USD)	102.51	26,994	2,767,170

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Statement of Operations
for the year ended January 31, 2019
(expressed in US Dollars)

Notes

INCOME		
Interest on bank accounts		86,936
Interest on bonds (net of withholding tax)		10,762,301
Other income		628
Total Income		10,849,865
 EXPENSES		
Manager fees	4	1,929,865
Distributor and Agent Company fees	7, 8	1,423,369
Administrator fees	5	249,725
Custodian fees	6	125,179
Interest paid on bank accounts		1,613
Correspondent bank fees		14,415
Bank charges		9,580
Trustee fees	3	24,972
Legal fees		4,619
Overseas registration fees		64,364
Out-of-pocket expenses		24,967
Professional fees		23,618
Printing and publication fees		3,562
Amortisation of formation expenses	2	80,302
Other expenses		5,048
Total Expenses		3,985,198
NET INVESTMENT INCOME		6,864,667
 Net realised loss on investments		(1,815,179)
Net realised profit on foreign currencies and on forward foreign exchange contracts		9,831,173
 NET REALISED PROFIT FOR THE YEAR		8,015,994
Change in net unrealised result on investments		(17,857,721)
Change in net unrealised result on forward foreign exchange contracts		(10,093,006)
 NET UNREALISED LOSS FOR THE YEAR		(27,950,727)
 NET DECREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		(13,070,066)

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Statement of Changes in Net Assets
for the year ended January 31, 2019
(expressed in US Dollars)

Notes

Net assets at the beginning of the year		213,762,075
NET INVESTMENT INCOME		6,864,667
NET REALISED PROFIT FOR THE YEAR		8,015,994
NET UNREALISED LOSS FOR THE YEAR		(27,950,727)
NET DECREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		(13,070,066)
Proceeds from subscriptions of units	12	80,635,622
Payments for repurchase of units	12	(26,016,265)
		54,619,357
Dividend paid to unitholders	10	(3,231,933)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR		252,079,433

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Statement of Changes in Units Outstanding
for the year ended January 31, 2019
(Unaudited)

Yen Hedged Units 1507

Number of units outstanding at the beginning of the year	24,360
Number of units issued	0
Number of units repurchased	<u>(2,550)</u>
Number of units outstanding at the end of the year	<u>21,810</u>

USD Units 1507

Number of units outstanding at the beginning of the year	38,436
Number of units issued	0
Number of units repurchased	<u>(1,000)</u>
Number of units outstanding at the end of the year	<u>37,436</u>

Yen Hedged Units 1510

Number of units outstanding at the beginning of the year	85,204
Number of units issued	0
Number of units repurchased	<u>(53,055)</u>
Number of units outstanding at the end of the year	<u>32,149</u>

USD Units 1510

Number of units outstanding at the beginning of the year	19,120
Number of units issued	0
Number of units repurchased	<u>0</u>
Number of units outstanding at the end of the year	<u>19,120</u>

Yen Hedged Units 1601

Number of units outstanding at the beginning of the year	70,055
Number of units issued	0
Number of units repurchased	<u>(7,630)</u>
Number of units outstanding at the end of the year	<u>62,425</u>

Statement of Changes in Units Outstanding (continued)
for the year ended January 31, 2019
(Unaudited)

USD Units 1601

Number of units outstanding at the beginning of the year	9,022
Number of units issued	0
Number of units repurchased	<u>(100)</u>
Number of units outstanding at the end of the year	<u>8,922</u>

Yen Hedged Units 1605

Number of units outstanding at the beginning of the year	302,046
Number of units issued	0
Number of units repurchased	<u>(24,563)</u>
Number of units outstanding at the end of the year	<u>277,483</u>

USD Units 1605

Number of units outstanding at the beginning of the year	24,641
Number of units issued	0
Number of units repurchased	<u>(6,929)</u>
Number of units outstanding at the end of the year	<u>17,712</u>

Yen Hedged Units 1609

Number of units outstanding at the beginning of the year	345,475
Number of units issued	0
Number of units repurchased	<u>(41,080)</u>
Number of units outstanding at the end of the year	<u>304,395</u>

USD Units 1609

Number of units outstanding at the beginning of the year	58,139
Number of units issued	0
Number of units repurchased	<u>(1,586)</u>
Number of units outstanding at the end of the year	<u>56,553</u>

Statement of Changes in Units Outstanding (continued)
for the year ended January 31, 2019
(Unaudited)

Yen Hedged Units 1611

Number of units outstanding at the beginning of the year	322,460
Number of units issued	0
Number of units repurchased	<u>(36,727)</u>
Number of units outstanding at the end of the year	<u>285,733</u>

USD Units 1611

Number of units outstanding at the beginning of the year	17,149
Number of units issued	0
Number of units repurchased	<u>0</u>
Number of units outstanding at the end of the year	<u>17,149</u>

Yen Hedged Units 1701

Number of units outstanding at the beginning of the year	53,546
Number of units issued	0
Number of units repurchased	<u>(6,300)</u>
Number of units outstanding at the end of the year	<u>47,246</u>

USD Units 1701

Number of units outstanding at the beginning of the year	12,925
Number of units issued	0
Number of units repurchased	<u>0</u>
Number of units outstanding at the end of the year	<u>12,925</u>

Yen Hedged Units 1703

Number of units outstanding at the beginning of the year	61,603
Number of units issued	0
Number of units repurchased	<u>(1,650)</u>
Number of units outstanding at the end of the year	<u>59,953</u>

Statement of Changes in Units Outstanding (continued)
 for the year ended January 31, 2019
 (Unaudited)

USD Units 1703

Number of units outstanding at the beginning of the year	29,913
Number of units issued	0
Number of units repurchased	<u>(17,000)</u>
Number of units outstanding at the end of the year	<u>12,913</u>

Yen Hedged Units 1706

Number of units outstanding at the beginning of the year	186,008
Number of units issued	0
Number of units repurchased	<u>(11,190)</u>
Number of units outstanding at the end of the year	<u>174,818</u>

USD Units 1706

Number of units outstanding at the beginning of the year	40,410
Number of units issued	0
Number of units repurchased	<u>(1,392)</u>
Number of units outstanding at the end of the year	<u>39,018</u>

Yen Hedged Units 1709

Number of units outstanding at the beginning of the year	242,314
Number of units issued	0
Number of units repurchased	<u>(18,688)</u>
Number of units outstanding at the end of the year	<u>223,626</u>

USD Units 1709

Number of units outstanding at the beginning of the year	46,497
Number of units issued	0
Number of units repurchased	<u>(3,430)</u>
Number of units outstanding at the end of the year	<u>43,067</u>

Statement of Changes in Units Outstanding (continued)
 for the year ended January 31, 2019
 (Unaudited)

Yen Hedged Units 1712

Number of units outstanding at the beginning of the year	232,038
Number of units issued	0
Number of units repurchased	<u>(40,789)</u>
Number of units outstanding at the end of the year	<u>191,249</u>

USD Units 1712

Number of units outstanding at the beginning of the year	18,738
Number of units issued	0
Number of units repurchased	<u>0</u>
Number of units outstanding at the end of the year	<u>18,738</u>

Yen Hedged Units 1802

Number of units outstanding at the beginning of the year	--
Number of units issued	492,336
Number of units repurchased	<u>(17,810)</u>
Number of units outstanding at the end of the year	<u>474,526</u>

USD Units 1802

Number of units outstanding at the beginning of the year	--
Number of units issued	27,724
Number of units repurchased	<u>0</u>
Number of units outstanding at the end of the year	<u>27,724</u>

Yen Hedged Units 1803

Number of units outstanding at the beginning of the year	--
Number of units issued	98,183
Number of units repurchased	<u>(2,360)</u>
Number of units outstanding at the end of the year	<u>95,823</u>

Statement of Changes in Units Outstanding (continued)
 for the year ended January 31, 2019
 (Unaudited)

USD Units 1803

Number of units outstanding at the beginning of the year	--
Number of units issued	11,471
Number of units repurchased	0
Number of units outstanding at the end of the year	<u>11,471</u>

Yen Hedged Units 1806

Number of units outstanding at the beginning of the year	--
Number of units issued	98,568
Number of units repurchased	(30)
Number of units outstanding at the end of the year	<u>98,538</u>

USD Units 1806

Number of units outstanding at the beginning of the year	--
Number of units issued	18,857
Number of units repurchased	0
Number of units outstanding at the end of the year	<u>18,857</u>

Yen Hedged Units 1809

Number of units outstanding at the beginning of the year	--
Number of units issued	46,693
Number of units repurchased	0
Number of units outstanding at the end of the year	<u>46,693</u>

USD Units 1809

Number of units outstanding at the beginning of the year	--
Number of units issued	16,130
Number of units repurchased	0
Number of units outstanding at the end of the year	<u>16,130</u>

Statement of Changes in Units Outstanding (continued)
for the year ended January 31, 2019
(Unaudited)

Yen Hedged Units 1812

Number of units outstanding at the beginning of the year	--
Number of units issued	22,061
Number of units repurchased	0
Number of units outstanding at the end of the year	<u>22,061</u>

USD Units 1812

Number of units outstanding at the beginning of the year	--
Number of units issued	26,994
Number of units repurchased	0
Number of units outstanding at the end of the year	<u>26,994</u>

Statistical Information
as at January 31, 2019
(Unaudited)

	2019	2018	2017
Net Assets at the end of the year (in USD)	252,079,433	213,762,075	140,103,505
Yen Hedged Units 1507 (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	215,677,154	257,087,745	477,651,084
Net Asset Value per unit at the end of the year	9,889	10,554	10,100
USD Units 1507 (in USD)			
Net Assets at the end of the year	3,889,322	4,181,150	4,253,666
Net Asset Value per unit at the end of the year	103.89	108.78	103.07
Yen Hedged Units 1510 (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	319,030,198	902,329,533	917,710,879
Net Asset Value per unit at the end of the year	9,923	10,590	10,134
USD Units 1510 (in USD)			
Net Assets at the end of the year	1,990,125	2,083,716	2,015,565
Net Asset Value per unit at the end of the year	104.09	108.98	103.26
Yen Hedged Units 1601 (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	638,400,358	764,286,368	744,087,475
Net Asset Value per unit at the end of the year	10,227	10,910	10,437
USD Units 1601 (in USD)			
Net Assets at the end of the year	955,343	1,010,941	1,424,223
Net Asset Value per unit at the end of the year	107.08	112.05	106.11
Yen Hedged Units 1605 (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	2,682,101,885	3,116,308,399	3,850,573,187
Net Asset Value per unit at the end of the year	9,666	10,317	9,878
USD Units 1605 (in USD)			
Net Assets at the end of the year	1,786,487	2,603,349	2,544,647
Net Asset Value per unit at the end of the year	100.86	105.65	100.18

Statistical Information (continued)
as at January 31, 2019
(Unaudited)

	2019	2018	2017
Yen Hedged Units 1609 (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	2,833,717,287	3,435,729,072	3,529,434,864
Net Asset Value per unit at the end of the year	9,309	9,945	9,525
USD Units 1609 (in USD)			
Net Assets at the end of the year	5,442,300	5,866,807	6,629,776
Net Asset Value per unit at the end of the year	96.23	100.91	95.75
Yen Hedged Units 1611 (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	2,830,978,133	3,409,129,008	3,411,407,979
Net Asset Value per unit at the end of the year	9,908	10,572	10,119
USD Units 1611 (in USD)			
Net Assets at the end of the year	1,751,718	1,834,412	1,738,989
Net Asset Value per unit at the end of the year	102.15	106.97	101.40
Yen Hedged Units 1701 (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	463,213,478	560,330,191	763,785,325
Net Asset Value per unit at the end of the year	9,804	10,464	10,016
USD Units 1701 (in USD)			
Net Assets at the end of the year	1,303,271	1,365,404	1,294,434
Net Asset Value per unit at the end of the year	100.83	105.64	100.15
Yen Hedged Units 1703 (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	583,071,478	639,467,209	--
Net Asset Value per unit at the end of the year	9,725	10,380	--
USD Units 1703 (in USD)			
Net Assets at the end of the year	1,290,727	3,132,831	--
Net Asset Value per unit at the end of the year	99.96	104.73	--

Statistical Information (continued)
as at January 31, 2019
(Unaudited)

	2019	2018	2017
Yen Hedged Units 1706 (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	1,643,237,888	1,867,000,572	--
Net Asset Value per unit at the end of the year	9,400	10,037	--
USD Units 1706 (in USD)			
Net Assets at the end of the year	3,761,015	4,084,345	--
Net Asset Value per unit at the end of the year	96.39	101.07	--
Yen Hedged Units 1709 (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	2,098,757,625	2,428,369,671	--
Net Asset Value per unit at the end of the year	9,385	10,022	--
USD Units 1709 (in USD)			
Net Assets at the end of the year	4,134,765	4,681,236	--
Net Asset Value per unit at the end of the year	96.01	100.68	--
Yen Hedged Units 1712 (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	1,783,848,704	2,311,272,655	--
Net Asset Value per unit at the end of the year	9,327	9,961	--
USD Units 1712 (in USD)			
Net Assets at the end of the year	1,786,230	1,873,398	--
Net Asset Value per unit at the end of the year	95.33	99.98	--
Yen Hedged Units 1802 (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	4,562,049,267	--	--
Net Asset Value per unit at the end of the year	9,614	--	--
USD Units 1802 (in USD)			
Net Assets at the end of the year	2,718,699	--	--
Net Asset Value per unit at the end of the year	98.06	--	--

Statistical Information (continued)
as at January 31, 2019
(Unaudited)

	2019	2018	2017
Yen Hedged Units 1803 (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	927,065,697	--	--
Net Asset Value per unit at the end of the year	9,675	--	--
USD Units 1803 (in USD)			
Net Assets at the end of the year	1,129,218	--	--
Net Asset Value per unit at the end of the year	98.44	--	--
Yen Hedged Units 1806 (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	978,253,467	--	--
Net Asset Value per unit at the end of the year	9,928	--	--
USD Units 1806 (in USD)			
Net Assets at the end of the year	1,895,367	--	--
Net Asset Value per unit at the end of the year	100.51	--	--
Yen Hedged Units 1809 (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	467,226,001	--	--
Net Asset Value per unit at the end of the year	10,006	--	--
USD Units 1809 (in USD)			
Net Assets at the end of the year	1,628,096	--	--
Net Asset Value per unit at the end of the year	100.94	--	--
Yen Hedged Units 1812 (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	225,235,172	--	--
Net Asset Value per unit at the end of the year	10,210	--	--
USD Units 1812 (in USD)			
Net Assets at the end of the year	2,767,170	--	--
Net Asset Value per unit at the end of the year	102.51	--	--

[次へ](#)

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2019

Note 1 - Organisation

NM Global Investment Grade Corporate Bond Fund (the "Series Trust"), a series trust of Japan Offshore Fund Series (the "Trust"), was established by a Master Trust Deed dated June 22, 2010, as amended and supplemented (the "Master Trust Deed") and the Supplement Trust Deed dated June 2, 2015 respectively entered by CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited (the "Trustee") and BNY Mellon International Management Limited as the Series Trust's Manager. The Trust is a unit trust governed under the Trusts Law (Revised) of the Cayman Islands.

The Trust is regulated as a mutual fund under the Mutual Funds Law (Revised) of the Cayman Islands and registered with the Cayman Islands Monetary Authority (CIMA) which entails the filing of the Offering Circular and audited accounts annually with CIMA.

The Trustee may authorise the establishment of additional Series Trust by Supplemental Trust Deed. At the date of these financial statements, the Trust comprises five Series Trusts including NM Global Investment Grade Corporate Bond Fund, each relating to a separate investment portfolio of securities, cash and other assets.

CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited is a trust company duly incorporated, validly existing and licensed to undertake trust business pursuant to the provisions of the Banks and Trust Companies Law (Revised) of the Cayman Islands.

At the date of this financial statements, thirty two classes of Units, Yen Hedged Units 1507, USD Units 1507, Yen Hedged Units 1510, USD Units 1510, Yen Hedged Units 1601, USD Units 1601, Yen Hedged Units 1605, USD Units 1605, Yen Hedged Units 1609, USD Units 1609, Yen Hedged Units 1611, USD Units 1611, Yen Hedged Units 1701, USD Units 1701, Yen Hedged Units 1703, USD Units 1703, Yen Hedged Units 1706, USD Units 1706, Yen Hedged Units 1709, USD Units 1709, Yen Hedged Units 1712, USD Units 1712, Yen Hedged Units 1802, USD Units 1802, Yen Hedged Units 1803, USD Units 1803, Yen Hedged Units 1806, USD Units 1806, Yen Hedged Units 1809, USD Units 1809, Yen Hedged Units 1812 and USD Units 1812 were created.

The investment objective of the Series Trust is to seek to provide stable income by investing primarily in corporate bonds denominated in US dollar, Euro, British pound, Australian dollars and other currencies whose functional countries of issuers (which are determined by the Sub-Investment Manager taking into account factors such as management location and country of revenue) are member countries of the Organisation for Economic Co-Operation and Development (OECD) and others whilst seeking to maintain or grow the value of trust assets of the Series Trust over the medium to long term to an extent that is broadly consistent with returns on bond markets.

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2019 (continued)

Note 1 - Organisation (continued)

The Manager and/or its delegates intend to enter into currency hedging transactions to hedge the Series Trust's exposure to fluctuations in the currency exchange rate between US dollars (the currency in which the Series Trust is denominated) and the relevant non-US dollar currency in relation to the Series Trust's investment in non-US dollar denominated assets. While the Manager and/or its delegates will aim to hedge the currency exposure of the non-US dollar denominated assets to fluctuations between the non-US dollar and US dollar fully, the exposure will not always be 100% hedged mainly because the future value of the non-US dollar denominated assets will change.

The Manager and/or its delegates may use currency hedging transactions to hedge the exposure holders of Yen Hedged Units will have to fluctuations in the currency exchange rate between the US dollar and Yen. While the Manager and/or its delegates will aim to hedge the currency exposure of the Yen Hedged Units to fluctuations between the US dollar and Yen fully, the exposure will not always be 100% hedged mainly because the future value of the relevant Investments will change. Investors should note that by virtue of such currency hedging transactions, an appreciation of the US dollar against Yen will not provide a corresponding increase in the Net Asset Value per Unit of the Yen Hedged Units. Also, if the interest rate in Yen is lower than the interest rate in US dollars, the difference between those interest rates will be hedging costs for the Unitholders of Yen Hedged Units. If the interest rate in Yen is higher than the interest rate in US dollars, the difference between those interest rates is expected to be hedging income for the Unitholders of Yen Hedged Units.

Unless previously terminated in accordance with the provisions described in the section of the Offering Memorandum, the Series Trust will terminate if required by applicable law or in the event that on any Valuation Day the Net Asset Value is USD 10 million or less and the Manager by written notice to the Trustee determines that the Series Trust should be terminated.

Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds and include the following significant accounting policies:

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2019 (continued)

Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)

INVESTMENTS IN SECURITIES AND OTHER ASSETS

- (a) the value of any cash on hand or on deposit, bills, demand notes, accounts receivable, prepaid expenses, cash dividends and interest declared or accrued and not yet received is deemed to be the full amount thereof unless the Manager determines that any such deposit, bill, demand note or account receivable is not worth the full amount thereof in which event the value thereof is deemed to be such value as the Manager deems to be the reasonable value thereof;
- (b) except in the case of an interest in a Managed Fund to which paragraph (c) below applies, and subject as provided in paragraphs (d), (e) and (f) below, all calculations based on the value of investments listed, quoted, traded or dealt in on any stock exchange, commodities exchange, futures exchange or over-the-counter market is made by reference to the last traded price or official closing price according with its local rules and customs on the principal exchange or market for such investments as at the close of business in such place on the day as of which such calculation is to be made and where there is no stock exchange, commodities exchange, futures exchange or over-the-counter market for a particular investment, the value of such investment is calculated by reference to the price of such investment quoted by any person, firm or institution making a market in that investment (and if there shall be more than one such market maker then such particular market maker as the Manager may designate); provided always that if the Manager in its discretion considers that the prices on an exchange or market other than the principal exchange or market provide in all the circumstances a fairer criterion of value in relation to any such investment, it may adopt such prices;

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2019 (continued)

Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)

INVESTMENTS IN SECURITIES AND OTHER ASSETS (CONTINUED)

(c) subject as provided in paragraphs (d), (e) and (f) below, the value of each interest in any Managed Fund which is valued as at the same day as the relevant Series Trust is the net asset value per unit, share or other interest in such Managed Fund calculated as at that day or, if the Manager so determines or if such Managed Fund is not valued as at the same day as such Series Trust, the last published net asset value per unit, share or other interest in such Managed Fund (where available) or (if the same is not available) the last published redemption or bid price for such unit, share or other interest. In particular if there are no price quotations available for the valuation of the Managed Fund, it shall be calculated in accordance with the values published, or reported in writing to the Series Trust as at the relevant Valuation Day, by or on behalf of the Managed Fund, or if the Managed Fund is not valued as at the relevant Valuation Day, shall be the latest published or reported value. Valuations may in the absolute discretion of the Manager be subject to later adjustment. In performing the calculations, the Manager shall be entitled to rely on the unaudited valuations and reports and estimated valuations received from third parties, including the Managed Fund and its administrator, agents, investment manager or advisor, or other dealing subsidiary and the Manager shall not be responsible for verifying nor shall they be required to verify either the contents or veracity of such valuations and reports;

(d) if no net asset value, redemption, bid, traded or closing prices or price quotations are available as provided in paragraphs (b) or (c) above, the value of the relevant asset is determined from time to time in such manner as the Manager determines;

(e) for the purpose of ascertaining the listed, quoted, traded or market dealing prices of any investment pursuant to paragraph (b) above, the Trustee is entitled to use and rely upon price data and/or information provided by any mechanised and/or electronic systems of price dissemination and the prices provided by any such system will be deemed to be the last traded prices or official closing price for the purpose of paragraph (b) above;

(f) notwithstanding the foregoing, the Manager may, at its absolute discretion, permit some other method of valuation to be used if it considers that such valuation better reflects the fair value of the relevant investment; and

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2019 (continued)

Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)

INVESTMENTS IN SECURITIES AND OTHER ASSETS (CONTINUED)

(g) the value of any investment (whether of a security or cash) denominated in a currency other than that in which such Series Trust is denominated shall be converted into the currency of denomination of such Series Trust at the rate (whether official or otherwise) which the Manager (or the Administrator on its behalf) deems appropriate in the circumstances having regard to any premium or discount which may be relevant and to costs of exchange.

INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Investment transactions are accounted for on the trade date. Interest income is recognised on an accrual basis. Dividends are recorded on the ex-dividend date. Realised gains or losses on security transactions are determined on the basis of the average cost of securities sold.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

The Series Trust maintains its accounting records in US Dollars ("USD") and its financial statements are expressed in this currency. Assets and liabilities expressed in currencies other than USD are translated into USD at applicable exchange rates at the year-end. Income and expenses in currencies other than USD are translated into USD at appropriate exchange rates ruling at the date of transaction.

Investment transactions in currencies other than USD are translated into USD at the exchange rate applicable at the transaction date.

The Series Trust does not isolate the portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realised and unrealised gain or loss from investments.

Currency rates as at January 31, 2019:

1 USD = 0.87017 EUR

1 USD = 0.76185 GBP

1 USD = 108.73000 JPY

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2019 (continued)

Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)

FORMATION EXPENSES

The cost incurred in the setting-up of the Series Trust are amortised during the first five financial years.

FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the year-end date for the remaining period until maturity. Gains or losses resulting from forward foreign exchange contracts are recognised in the Statement of Operations. Net unrealised gains are reported as an asset and net unrealised losses are reported as a liability in the Statement of Net Assets.

Note 3 - Trustee fees

The Trustee is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.01% per annum of the Net Asset Value accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrear, subject to a minimum annual fee of USD 10,000.

The fee payable for each month is paid within 60 calendar days from the last Business Day in that month.

All proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred on behalf of the Series Trust are also reimbursed to the Trustee out of the assets of the Series Trust.

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2019 (continued)

Note 4 - Manager fees

The Manager is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a management fee per annum of the Net Asset Value attributable to the relevant class of Units accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrear as set forth in the table below.

Yen Hedged Units 1507 and USD Units 1507	
Yen Hedged Units 1510 and USD Units 1510	
Yen Hedged Units 1601 and USD Units 1601	
Yen Hedged Units 1605 and USD Units 1605	
Yen Hedged Units 1609 and USD Units 1609	
Yen Hedged Units 1611 and USD Units 1611	
Yen Hedged Units 1701 and USD Units 1701	
Yen Hedged Units 1703 and USD Units 1703	
Yen Hedged Units 1706 and USD Units 1706	0.45%
Yen Hedged Units 1709 and USD Units 1709	
Yen Hedged Units 1712 and USD Units 1712	
Yen Hedged Units 1802 and USD Units 1802	
Yen Hedged Units 1803 and USD Units 1803	
Yen Hedged Units 1806 and USD Units 1806	
Yen Hedged Units 1809 and USD Units 1809	
Yen Hedged Units 1812 and USD Units 1812	

The Manager is also entitled to receive out of the assets of the Series Trust a marketing fee per annum of the Net Asset Value attributable to the relevant class of Units accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrear as set forth in the table below.

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2019 (continued)

Note 4 - Manager fees (continued)

Yen Hedged Units 1507		
Yen Hedged Units 1510		
Yen Hedged Units 1601		
Yen Hedged Units 1605		
Yen Hedged Units 1609		
Yen Hedged Units 1611		
Yen Hedged Units 1701		
Yen Hedged Units 1703		0.32%
Yen Hedged Units 1706		
Yen Hedged Units 1709		
Yen Hedged Units 1712		
Yen Hedged Units 1802		
Yen Hedged Units 1803		
Yen Hedged Units 1806		
Yen Hedged Units 1809		
Yen Hedged Units 1812		
USD Units 1507		
USD Units 1510		
USD Units 1601		
USD Units 1605		
USD Units 1609		
USD Units 1611		
USD Units 1701		
USD Units 1703		0.34%
USD Units 1706		
USD Units 1709		
USD Units 1712		
USD Units 1802		
USD Units 1803		
USD Units 1806		
USD Units 1809		
USD Units 1812		

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2019 (continued)

Note 4 - Manager fees (continued)

In addition, the Manager is also entitled to be reimbursed out of the assets of the Series Trust for any expenses incurred by it in the proper performance of its powers and duties as permitted under the Master Trust Deed.

The fee payable for each month is paid within 60 calendar days from the last Business Day in that month.

All proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred on behalf of the Series Trust are also reimbursed to the Manager out of the assets of the Series Trust.

The Manager pays the fees of the Investment Manager out of its fees. The Investment Manager is responsible for paying the fees of the Sub-Investment Manager.

Note 5 - Administrator fees

The Administrator is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.10% per annum of the Net Asset Value accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrear.

The fee payable for each month is paid within 60 calendar days from the last Business Day in that month.

All proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred on behalf of the Series Trust are also reimbursed to the Administrator out of the assets of the Series Trust.

Note 6 - Custodian fees

The Custodian is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.05% per annum of the Net Asset Value accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrear plus transaction fees and expenses.

The fee payable for each month is paid within 60 calendar days from the last Business Day in that month.

All proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred on behalf of the Series Trust are also reimbursed to the Custodian out of the assets of the Series Trust.

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2019 (continued)

Note 7 - Distributor fees

The Distributor is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee per annum of the Net Asset Value attributable to the relevant class of Units accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrear as set forth in the table below.

Yen Hedged Units 1507 and USD Units 1507	
Yen Hedged Units 1510 and USD Units 1510	
Yen Hedged Units 1601 and USD Units 1601	
Yen Hedged Units 1605 and USD Units 1605	
Yen Hedged Units 1609 and USD Units 1609	
Yen Hedged Units 1611 and USD Units 1611	
Yen Hedged Units 1701 and USD Units 1701	
Yen Hedged Units 1703 and USD Units 1703	
Yen Hedged Units 1706 and USD Units 1706	
Yen Hedged Units 1709 and USD Units 1709	
Yen Hedged Units 1712 and USD Units 1712	
Yen Hedged Units 1802 and USD Units 1802	
Yen Hedged Units 1803 and USD Units 1803	
Yen Hedged Units 1806 and USD Units 1806	
Yen Hedged Units 1809 and USD Units 1809	
Yen Hedged Units 1812 and USD Units 1812	
	0.52%

The fee payable for each month is paid within 60 calendar days from the last Business Day in that month.

All proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred on behalf of the Series Trust are also reimbursed to the Distributor out of the assets of the Series Trust.

Note 8 - Agent Company fees

The Agent Company is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.05% per annum of the Net Asset Value accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrear.

The fee payable for each month is paid within 60 calendar days from the last Business Day in that month.

All proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred on behalf of the Series Trust are also reimbursed to the Agent Company out of the assets of the Series Trust.

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2019 (continued)

Note 9 - Accrued expenses

	USD
Manager fees	179,137
Distributor and Agent Company fees	131,994
Administrator fees	22,992
Custodian fees	11,497
Trustee fees	2,299
Out-of-pocket expenses	2,298
Professional fees	10,089
Formation expenses	4,596
Other expenses	<u>21,255</u>
Accrued expenses	<u>386,157</u>

Note 10 - Distributions

The Manager may direct the Trustee (or the Administrator on its behalf) to make distributions to holders of any class of Units in respect of each Distribution Period (the "Current Distribution Period") of such amount as determined by the Manager, which are paid out of the income, realised and unrealised capital gains and/or any distributable funds of the Series Trust attributable to the relevant class of Units. Any distributions in respect of the Current Distribution Period are made to the person in whose name Units of the relevant class of Units are registered on the Register on the Distribution Record Date on which the Current Distribution Period ends and all such distributions are rounded down to the nearest whole smallest unit of denomination of the relevant currency.

For the year ended January 31, 2019, the Series Trust distributed a total amount of USD 3,231,933.

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2019 (continued)

Note 10 - Distributions (continued)

Distributions were done to relevant class Unitholders in the following respective manner:

Yen Hedged Units 1507

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit JPY	Total Dividend JPY
April 06, 2018	April 12, 2018	30	691,800
July 06, 2018	July 12, 2018	30	687,300
October 09, 2018	October 15, 2018	30	654,300
January 07, 2019	January 11, 2019	30	654,300
			<hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
			2,687,700
			<hr/> <hr/>

USD Units 1507

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit USD	Total Dividend USD
April 06, 2018	April 12, 2018	0.50	19,218
July 06, 2018	July 12, 2018	0.50	19,218
October 09, 2018	October 15, 2018	0.50	19,218
January 07, 2019	January 11, 2019	0.50	18,718
			<hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
			76,372
			<hr/> <hr/>

Yen Hedged Units 1510

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit JPY	Total Dividend JPY
April 06, 2018	April 12, 2018	30	2,529,120
July 06, 2018	July 12, 2018	30	2,496,120
October 09, 2018	October 15, 2018	30	989,970
January 07, 2019	January 11, 2019	30	964,470
			<hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
			6,979,680
			<hr/> <hr/>

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2019 (continued)

Note 10 - Distributions (continued)

USD Units 1510

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit USD	Total Dividend USD
April 06, 2018	April 12, 2018	0.50	9,560
July 06, 2018	July 12, 2018	0.50	9,560
October 09, 2018	October 15, 2018	0.50	9,560
January 07, 2019	January 11, 2019	0.50	9,560
			<hr/>
			38,240
			<hr/>

Yen Hedged Units 1601

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit JPY	Total Dividend JPY
April 06, 2018	April 12, 2018	30	2,016,150
July 06, 2018	July 12, 2018	30	1,938,150
October 09, 2018	October 15, 2018	30	1,929,150
January 07, 2019	January 11, 2019	30	1,872,750
			<hr/>
			7,756,200
			<hr/>

USD Units 1601

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit USD	Total Dividend USD
April 06, 2018	April 12, 2018	0.50	4,511
July 06, 2018	July 12, 2018	0.50	4,461
October 09, 2018	October 15, 2018	0.50	4,461
January 07, 2019	January 11, 2019	0.50	4,461
			<hr/>
			17,894
			<hr/>

Yen Hedged Units 1605

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit JPY	Total Dividend JPY
February 06, 2018	February 13, 2018	30	9,061,380
May 08, 2018	May 11, 2018	30	8,986,980
August 06, 2018	August 10, 2018	30	8,697,330
November 06, 2018	November 13, 2018	30	8,447,460
			<hr/>
			35,193,150
			<hr/>

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2019 (continued)

Note 10 - Distributions (continued)

USD Units 1605

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit USD	Total Dividend USD
February 06, 2018	February 13, 2018	0.50	12,321
May 08, 2018	May 11, 2018	0.50	11,932
August 06, 2018	August 10, 2018	0.50	8,856
November 06, 2018	November 13, 2018	0.50	8,856
			<u>41,965</u>
			<u>41,965</u>

Yen Hedged Units 1609

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit JPY	Total Dividend JPY
March 06, 2018	March 12, 2018	30	10,355,250
June 06, 2018	June 12, 2018	30	10,259,790
September 06, 2018	September 12, 2018	30	9,918,750
December 06, 2018	December 12, 2018	30	9,369,750
			<u>39,903,540</u>
			<u>39,903,540</u>

USD Units 1609

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit USD	Total Dividend USD
March 06, 2018	March 12, 2018	0.50	29,070
June 06, 2018	June 12, 2018	0.50	28,527
September 06, 2018	September 12, 2018	0.50	28,277
December 06, 2018	December 12, 2018	0.50	28,277
			<u>114,151</u>
			<u>114,151</u>

Yen Hedged Units 1611

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit JPY	Total Dividend JPY
February 06, 2018	February 13, 2018	30	9,673,800
May 08, 2018	May 11, 2018	30	9,535,800
August 06, 2018	August 10, 2018	30	9,338,790
November 06, 2018	November 13, 2018	30	8,895,390
			<u>37,443,780</u>
			<u>37,443,780</u>

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2019 (continued)

Note 10 - Distributions (continued)

USD Units 1611

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit USD	Total Dividend USD
February 06, 2018	February 13, 2018	0.50	8,575
May 08, 2018	May 11, 2018	0.50	8,575
August 06, 2018	August 10, 2018	0.50	8,575
November 06, 2018	November 13, 2018	0.50	8,575
			<hr/>
			34,300
			<hr/>

Yen Hedged Units 1701

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit JPY	Total Dividend JPY
April 06, 2018	April 12, 2018	30	1,516,380
July 06, 2018	July 12, 2018	30	1,456,380
October 09, 2018	October 15, 2018	30	1,420,380
January 07, 2019	January 11, 2019	30	1,420,380
			<hr/>
			5,813,520
			<hr/>

USD Units 1701

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit USD	Total Dividend USD
April 06, 2018	April 12, 2018	0.50	6,463
July 06, 2018	July 12, 2018	0.50	6,463
October 09, 2018	October 15, 2018	0.50	6,463
January 07, 2019	January 11, 2019	0.50	6,463
			<hr/>
			25,852
			<hr/>

Yen Hedged Units 1703

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit JPY	Total Dividend JPY
March 06, 2018	March 12, 2018	30	1,833,090
June 06, 2018	June 12, 2018	30	1,833,090
September 06, 2018	September 12, 2018	30	1,807,590
December 06, 2018	December 12, 2018	30	1,798,590
			<hr/>
			7,272,360
			<hr/>

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2019 (continued)

Note 10 - Distributions (continued)

USD Units 1703

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit USD	Total Dividend USD
March 06, 2018	March 12, 2018	0.50	14,957
June 06, 2018	June 12, 2018	0.50	14,957
September 06, 2018	September 12, 2018	0.50	6,457
December 06, 2018	December 12, 2018	0.50	6,457
			<hr/>
			42,828
			<hr/>

Yen Hedged Units 1706

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit JPY	Total Dividend JPY
March 06, 2018	March 12, 2018	30	5,520,240
June 06, 2018	June 12, 2018	30	5,520,240
September 06, 2018	September 12, 2018	30	5,377,740
December 06, 2018	December 12, 2018	30	5,277,540
			<hr/>
			21,695,760
			<hr/>

USD Units 1706

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit USD	Total Dividend USD
March 06, 2018	March 12, 2018	0.50	20,205
June 06, 2018	June 12, 2018	0.50	20,205
September 06, 2018	September 12, 2018	0.50	20,205
December 06, 2018	December 12, 2018	0.50	19,509
			<hr/>
			80,124
			<hr/>

Yen Hedged Units 1709

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit JPY	Total Dividend JPY
March 06, 2018	March 12, 2018	30	7,269,420
June 06, 2018	June 12, 2018	30	7,164,420
September 06, 2018	September 12, 2018	30	7,147,920
December 06, 2018	December 12, 2018	30	6,776,280
			<hr/>
			28,358,040
			<hr/>

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2019 (continued)

Note 10 - Distributions (continued)

USD Units 1709

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit USD	Total Dividend USD
March 06, 2018	March 12, 2018	0.50	23,249
June 06, 2018	June 12, 2018	0.50	23,249
September 06, 2018	September 12, 2018	0.50	23,249
December 06, 2018	December 12, 2018	0.50	22,534
			<hr/>
			92,281
			<hr/>

Yen Heded Units 1712

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit JPY	Total Dividend JPY
March 06, 2018	March 12, 2018	30	6,961,140
June 06, 2018	June 12, 2018	30	6,947,640
September 06, 2018	September 12, 2018	30	6,925,410
December 06, 2018	December 12, 2018	30	6,863,970
			<hr/>
			27,698,160
			<hr/>

USD Units 1712

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit USD	Total Dividend USD
March 06, 2018	March 12, 2018	0.50	9,369
June 06, 2018	June 12, 2018	0.50	9,369
September 06, 2018	September 12, 2018	0.50	9,369
December 06, 2018	December 12, 2018	0.50	9,369
			<hr/>
			37,476
			<hr/>

Yen Heded Units 1802

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit JPY	Total Dividend JPY
May 08, 2018	May 11, 2018	30	14,761,080
August 06, 2018	August 10, 2018	30	14,648,280
November 06, 2018	November 13, 2018	30	14,633,280
			<hr/>
			44,042,640
			<hr/>

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2019 (continued)

Note 10 - Distributions (continued)

USD Units 1802

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit USD	Total Dividend USD
May 08, 2018	May 11, 2018	0.50	13,862
August 06, 2018	August 10, 2018	0.50	13,862
November 06, 2018	November 13, 2018	0.50	13,862
			<u>41,586</u>
			<u>41,586</u>

Yen Hedged Units 1803

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit JPY	Total Dividend JPY
June 06, 2018	June 12, 2018	30	2,945,490
September 06, 2018	September 12, 2018	30	2,915,490
December 06, 2018	December 12, 2018	30	2,876,490
			<u>8,737,470</u>
			<u>8,737,470</u>

USD Units 1803

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit USD	Total Dividend USD
June 06, 2018	June 12, 2018	0.50	5,736
September 06, 2018	September 12, 2018	0.50	5,736
December 06, 2018	December 12, 2018	0.50	5,736
			<u>17,208</u>
			<u>17,208</u>

Yen Hedged Units 1806

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit JPY	Total Dividend JPY
September 06, 2018	September 12, 2018	30	2,957,040
December 06, 2018	December 12, 2018	30	2,957,040
			<u>5,914,080</u>
			<u>5,914,080</u>

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2019 (continued)

Note 10 - Distributions (continued)

USD Units 1806

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit USD	Total Dividend USD
September 06, 2018	September 12, 2018	0.50	9,429
December 06, 2018	December 12, 2018	0.50	9,429
			18,858

Yen Hedged Units 1809

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit JPY	Total Dividend JPY
December 06, 2018	December 12, 2018	30	1,400,790
			1,400,790

USD Units 1809

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit USD	Total Dividend USD
December 06, 2018	December 12, 2018	0.50	8,065
			8,065

Note 11 - Taxation

Under the current laws of the Cayman Islands, there are no income, estate, transfer, sales or other taxes payable by the Series Trust or withholding taxes applicable to the payment by the Series Trust to the Unitholders or to the payment of net asset value upon repurchase of Units.

The Series Trust may be subject to foreign withholding tax on certain interest, dividends and capital gains.

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2019 (continued)

Note 12 - Terms of subscriptions and repurchases

Subscriptions

Each class of units was subscribed for by Eligible Investors during the Initial Offer Period at the purchase prices of JPY 10,000 per Unit for all classes expressed in JPY and USD 100 per Unit for all classes expressed in USD.

Yen Hedged Units 1507 and USD Units 1507

The Initial Offer Period commenced on July 1, 2015 and closed on July 30, 2015. Units subscribed for during the Initial Offer Period were issued on July 30, 2015.

Yen Hedged Units 1510 and USD Units 1510

The Initial Offer Period commenced on October 1, 2015 and closed on October 29, 2015. Units subscribed for during the Initial Offer Period were issued on October 29, 2015.

Yen Hedged Units 1601 and USD Units 1601

The Initial Offer Period commenced on January 4, 2016 and closed on January 28, 2016. Units subscribed for during the Initial Offer Period were issued on January 28, 2016.

Yen Hedged Units 1605 and USD Units 1605

The Initial Offer Period commenced on May 2, 2016 and closed on May 27, 2016. Units subscribed for during the Initial Offer Period were issued on May 27, 2016.

Yen Hedged Units 1609 and USD Units 1609

The Initial Offer Period commenced on September 1, 2016 and closed on September 29, 2016. Units subscribed for during the Initial Offer Period were issued on September 29, 2016.

Yen Hedged Units 1611 and USD Units 1611

The Initial Offer Period commenced on November 1, 2016 and closed on November 29, 2016. Units subscribed for during the Initial Offer Period were issued on November 29, 2016.

Yen Hedged Units 1701 and USD Units 1701

The Initial Offer Period commenced on January 4, 2017 and closed on January 30, 2017. Units subscribed for during the Initial Offer Period were issued on January 30, 2017.

Yen Hedged Units 1703 and USD Units 1703

The Initial Offer Period commenced on March 1, 2017 and closed on March 30, 2017. Units subscribed for during the Initial Offer Period were issued on March 30, 2017.

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2019 (continued)

Note 12 - Terms of subscriptions and repurchases (continued)

Subscriptions (continued)

Yen Hedged Units 1706 and USD Units 1706

The Initial Offer Period commenced on June 1, 2017 and closed on June 29, 2017. Units subscribed for during the Initial Offer Period were issued on June 29, 2017.

Yen Hedged Units 1709 and USD Units 1709

The Initial Offer Period commenced on September 1, 2017 and closed on September 28, 2017. Units subscribed for during the Initial Offer Period were issued on September 28, 2017.

Yen Hedged Units 1712 and USD Units 1712

The Initial Offer Period commenced on December 1, 2017 and closed on December 21, 2017. Units subscribed for during the Initial Offer Period were issued on December 21, 2017.

Yen Hedged Units 1802 and USD Units 1802

The Initial Offer Period commenced on January 15, 2018 and closed on February 22, 2018. Units subscribed for during the Initial Offer Period were issued on February 22, 2018.

Yen Hedged Units 1803 and USD Units 1803

The Initial Offer Period commenced on March 8, 2018 and closed on March 29, 2018. Units subscribed for during the Initial Offer Period were issued on March 29, 2018.

Yen Hedged Units 1806 and USD Units 1806

The Initial Offer Period commenced on June 1, 2018 and closed on June 28, 2018. Units subscribed for during the Initial Offer Period were issued on June 28, 2018.

Yen Hedged Units 1809 and USD Units 1809

The Initial Offer Period commenced on September 3, 2018 and closed on September 27, 2018. Units subscribed for during the Initial Offer Period were issued on September 27, 2018.

Yen Hedged Units 1812 and USD Units 1812

The Initial Offer Period commenced on December 3, 2018 and closed on December 20, 2018. Units subscribed for during the Initial Offer Period were issued on December 20, 2018.

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2019 (continued)

Note 12 - Terms of subscriptions and repurchases (continued)

Repurchase of Units

The minimum repurchase for each Unitholder is 1 Unit.

Unitholders wishing to have Units repurchased should send a completed Repurchase Notice, together with such other information as may be required by the Administrator, to be received by the Administrator no later than 5.00 p.m. (Tokyo time) on the relevant Repurchase Day or such other time as the Manager, after consultation with the Trustee, may in any particular case determine, failing which the Repurchase Notice will be held over until the next following Repurchase Day and Units will be repurchased at the repurchase price applicable on that Repurchase Day.

A Repurchase Notice, once given, is irrevocable unless the Manager, after consultation with the Trustee, determines otherwise generally or in any particular case or cases.

In order to comply with regulations aimed at the prevention of money laundering in any applicable jurisdiction, the Administrator reserves the right to request such information as it considers necessary in order to process any Repurchase Notice. The Administrator may refuse to process any Repurchase Notice or delay payment of repurchase proceeds if a Unitholder submitting Units for repurchase delays in producing or fails to produce any information required by the Administrator or if such refusal is necessary to ensure the compliance by the Trustee, the Administrator or the Manager with any anti-money laundering law in any jurisdiction.

Repurchase fee

The each class has a fixed seven year life and will be compulsorily repurchased on the seventh anniversary of the date of their issue (or if such day is not a Business Day the immediately preceding Business Day) at a price per Unit equal to the Net Asset Value per Unit of such class of Units determined as at the Valuation Point on the date of such compulsory repurchase (or if that day is not also a Valuation Day on the immediately preceding Valuation Day).

If a class is repurchased (either voluntarily or by way of compulsory repurchase) prior to the sixth anniversary of the date of their issue a repurchase fee, calculated as a percentage of the purchase price at the time of subscription, will be charged in accordance with the following scale and paid to the Manager:

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2019 (continued)

Note 12 - Terms of subscriptions and repurchases (continued)

Repurchase fee (continued)

Repurchase day	Repurchase fee	
	Yen Hedged Units 1507	USD Units 1507
from July 30, 2017 to July 29, 2018	JPY 150 per Unit	USD 1.50 per Unit
from July 30, 2018 to July 29, 2019	JPY 125 per Unit	USD 1.25 per Unit
from July 30, 2019 to July 29, 2020	JPY 100 per Unit	USD 1.00 per Unit
from July 30, 2020 to July 29, 2021	JPY 50 per Unit	USD 0.50 per Unit
from July 30, 2021	Nil	Nil
	Yen Hedged Units 1510	USD Units 1510
from October 29, 2017 to October 28, 2018	JPY 150 per Unit	USD 1.50 per Unit
from October 29, 2018 to October 28, 2019	JPY 125 per Unit	USD 1.25 per Unit
from October 29, 2019 to October 28, 2020	JPY 100 per Unit	USD 1.00 per Unit
from October 29, 2020 to October 28, 2021	JPY 50 per Unit	USD 0.50 per Unit
from October 29, 2021	Nil	Nil
	Yen Hedged Units 1601	USD Units 1601
from January 28, 2018 to January 27, 2019	JPY 150 per Unit	USD 1.50 per Unit
from January 28, 2019 to January 27, 2020	JPY 125 per Unit	USD 1.25 per Unit
from January 28, 2020 to January 27, 2021	JPY 100 per Unit	USD 1.00 per Unit
from January 28, 2021 to January 27, 2022	JPY 50 per Unit	USD 0.50 per Unit
from January 28, 2022	Nil	Nil
	Yen Hedged Units 1605	USD Units 1605
from May 27, 2017 to May 26, 2018	JPY 175 per Unit	USD 1.75 per Unit
from May 27, 2018 to May 26, 2019	JPY 150 per Unit	USD 1.50 per Unit
from May 27, 2019 to May 26, 2020	JPY 125 per Unit	USD 1.25 per Unit
from May 27, 2020 to May 26, 2021	JPY 100 per Unit	USD 1.00 per Unit
from May 27, 2021 to May 26, 2022	JPY 50 per Unit	USD 0.50 per Unit
from May 27, 2022	Nil	Nil

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2019 (continued)

Note 12 - Terms of subscriptions and repurchases (continued)

Repurchase fee (continued)

Repurchase day	Repurchase fee	
	Yen Hedged Units 1609	USD Units 1609
from September 29, 2017 to September 28, 2018	JPY 175 per Unit	USD 1.75 per Unit
from September 29, 2018 to September 28, 2019	JPY 150 per Unit	USD 1.50 per Unit
from September 29, 2019 to September 28, 2020	JPY 125 per Unit	USD 1.25 per Unit
from September 29, 2020 to September 28, 2021	JPY 100 per Unit	USD 1.00 per Unit
from September 29, 2021 to September 28, 2022	JPY 50 per Unit	USD 0.50 per Unit
from September 29, 2022	Nil	Nil
	Yen Hedged Units 1611	USD Units 1611
from November 29, 2017 to November 28, 2018	JPY 175 per Unit	USD 1.75 per Unit
from November 29, 2018 to November 28, 2019	JPY 150 per Unit	USD 1.50 per Unit
from November 29, 2019 to November 28, 2020	JPY 125 per Unit	USD 1.25 per Unit
from November 29, 2020 to November 28, 2021	JPY 100 per Unit	USD 1.00 per Unit
from November 29, 2021 to November 28, 2022	JPY 50 per Unit	USD 0.50 per Unit
from November 29, 2022	Nil	Nil
	Yen Hedged Units 1701	USD Units 1701
from January 30, 2018 to January 29, 2019	JPY 175 per Unit	USD 1.75 per Unit
from January 30, 2019 to January 29, 2020	JPY 150 per Unit	USD 1.50 per Unit
from January 30, 2020 to January 29, 2021	JPY 125 per Unit	USD 1.25 per Unit
from January 30, 2021 to January 29, 2022	JPY 100 per Unit	USD 1.00 per Unit
from January 30, 2022 to January 29, 2023	JPY 50 per Unit	USD 0.50 per Unit
from January 30, 2023	Nil	Nil

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2019 (continued)

Note 12 - Terms of subscriptions and repurchases (continued)

Repurchase fee (continued)

Repurchase day	Repurchase fee	
	Yen Hedged Units 1703	USD Units 1703
to March 29, 2018	JPY 200 per Unit	USD 2.00 per Unit
from March 30, 2018 to March 29, 2019	JPY 175 per Unit	USD 1.75 per Unit
from March 30, 2019 to March 29, 2020	JPY 150 per Unit	USD 1.50 per Unit
from March 30, 2020 to March 29, 2021	JPY 125 per Unit	USD 1.25 per Unit
from March 30, 2021 to March 29, 2022	JPY 100 per Unit	USD 1.00 per Unit
from March 30, 2022 to March 29, 2023	JPY 50 per Unit	USD 0.50 per Unit
from March 30, 2023	Nil	Nil
	Yen Hedged Units 1706	USD Units 1706
to June 28, 2018	JPY 200 per Unit	USD 2.00 per Unit
from June 29, 2018 to June 28, 2019	JPY 175 per Unit	USD 1.75 per Unit
from June 29, 2019 to June 28, 2020	JPY 150 per Unit	USD 1.50 per Unit
from June 29, 2020 to June 28, 2021	JPY 125 per Unit	USD 1.25 per Unit
from June 29, 2021 to June 28, 2022	JPY 100 per Unit	USD 1.00 per Unit
from June 29, 2022 to June 28, 2023	JPY 50 per Unit	USD 0.50 per Unit
from June 29, 2023	Nil	Nil
	Yen Hedged Units 1709	USD Units 1709
to September 27, 2018	JPY 200 per Unit	USD 2.00 per Unit
from September 28, 2018 to September 27, 2019	JPY 175 per Unit	USD 1.75 per Unit
from September 28, 2019 to September 27, 2020	JPY 150 per Unit	USD 1.50 per Unit
from September 28, 2020 to September 27, 2021	JPY 125 per Unit	USD 1.25 per Unit
from September 28, 2021 to September 27, 2022	JPY 100 per Unit	USD 1.00 per Unit
from September 28, 2022 to September 27, 2023	JPY 50 per Unit	USD 0.50 per Unit
from September 28, 2023	Nil	Nil

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2019 (continued)

Note 12 - Terms of subscriptions and repurchases (continued)

Repurchase fee (continued)

Repurchase day	Repurchase fee	
	Yen Hedged Units 1712	USD Units 1712
to December 20, 2018	JPY 200 per Unit	USD 2.00 per Unit
from December 21, 2018 to December 20, 2019	JPY 175 per Unit	USD 1.75 per Unit
from December 21, 2019 to December 20, 2020	JPY 150 per Unit	USD 1.50 per Unit
from December 21, 2020 to December 20, 2021	JPY 125 per Unit	USD 1.25 per Unit
from December 21, 2021 to December 20, 2022	JPY 100 per Unit	USD 1.00 per Unit
from December 21, 2022 to December 20, 2023	JPY 50 per Unit	USD 0.50 per Unit
from December 21, 2023	Nil	Nil
	Yen Hedged Units 1802	USD Units 1802
to February 21, 2019	JPY 200 per Unit	USD 2.00 per Unit
from February 22, 2019 to February 21, 2020	JPY 175 per Unit	USD 1.75 per Unit
from February 22, 2020 to February 21, 2021	JPY 150 per Unit	USD 1.50 per Unit
from February 22, 2021 to February 21, 2022	JPY 125 per Unit	USD 1.25 per Unit
from February 22, 2022 to February 21, 2023	JPY 100 per Unit	USD 1.00 per Unit
from February 22, 2023 to February 21, 2024	JPY 50 per Unit	USD 0.50 per Unit
from February 22, 2024	Nil	Nil
	Yen Hedged Units 1803	USD Units 1803
to March 28, 2019	JPY 200 per Unit	USD 2.00 per Unit
from March 29, 2019 to March 28, 2020	JPY 175 per Unit	USD 1.75 per Unit
from March 29, 2020 to March 28, 2021	JPY 150 per Unit	USD 1.50 per Unit
from March 29, 2021 to March 28, 2022	JPY 125 per Unit	USD 1.25 per Unit
from March 29, 2022 to March 28, 2023	JPY 100 per Unit	USD 1.00 per Unit
from March 29, 2023 to March 28, 2024	JPY 50 per Unit	USD 0.50 per Unit
from March 29, 2024	Nil	Nil

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2019 (continued)

Note 12 - Terms of subscriptions and repurchases (continued)

Repurchase fee (continued)

Repurchase day	Repurchase fee	
	Yen Hedged Units 1806	USD Units 1806
to June 27, 2019	JPY 200 per Unit	USD 2.00 per Unit
from June 28, 2019 to June 27, 2020	JPY 175 per Unit	USD 1.75 per Unit
from June 28, 2020 to June 27, 2021	JPY 150 per Unit	USD 1.50 per Unit
from June 28, 2021 to June 27, 2022	JPY 125 per Unit	USD 1.25 per Unit
from June 28, 2022 to June 27, 2023	JPY 100 per Unit	USD 1.00 per Unit
from June 28, 2023 to June 27, 2024	JPY 50 per Unit	USD 0.50 per Unit
from June 28, 2024	Nil	Nil
	Yen Hedged Units 1809	USD Units 1809
to September 26, 2019	JPY 200 per Unit	USD 2.00 per Unit
from September 27, 2019 to September 26, 2020	JPY 175 per Unit	USD 1.75 per Unit
from September 27, 2020 to September 26, 2021	JPY 150 per Unit	USD 1.50 per Unit
from September 27, 2021 to September 26, 2022	JPY 125 per Unit	USD 1.25 per Unit
from September 27, 2022 to September 26, 2023	JPY 100 per Unit	USD 1.00 per Unit
from September 27, 2023 to September 26, 2024	JPY 50 per Unit	USD 0.50 per Unit
from September 27, 2024	Nil	Nil
	Yen Hedged Units 1812	USD Units 1812
to December 19, 2019	JPY 200 per Unit	USD 2.00 per Unit
from December 20, 2019 to December 19, 2020	JPY 175 per Unit	USD 1.75 per Unit
from December 20, 2020 to December 19, 2021	JPY 150 per Unit	USD 1.50 per Unit
from December 20, 2021 to December 19, 2022	JPY 125 per Unit	USD 1.25 per Unit
from December 20, 2022 to December 19, 2023	JPY 100 per Unit	USD 1.00 per Unit
from December 20, 2023 to December 19, 2024	JPY 50 per Unit	USD 0.50 per Unit
from December 20, 2024	Nil	Nil

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2019 (continued)

Note 13 - Forward foreign exchange contracts

As at January 31, 2019, the Series Trust had the following open forward foreign exchange contracts:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealised Gain / (Loss) in USD
JPY	22,633,876,765	USD	211,319,668	April 18, 2019	(1,814,980)
USD	969,316	GBP	750,000	March 01, 2019	(16,486)
USD	4,442,066	EUR	3,885,000	February 06, 2019	(24,678)
USD	19,208,565	EUR	16,695,000	March 08, 2019	(33,130)
USD	58,509,499	GBP	45,765,000	March 01, 2019	(1,644,164)
USD	41,695	JPY	4,469,000	April 18, 2019	329
USD	41,704	JPY	4,483,000	April 18, 2019	209
USD	29,141	JPY	3,143,000	April 18, 2019	49
USD	8,767	JPY	942,500	April 18, 2019	44
USD	12,568	JPY	1,355,550	April 18, 2019	21
USD	46,980	JPY	5,076,500	April 18, 2019	(8)
USD	2,656	JPY	288,960	April 18, 2019	(18)
USD	33,688	JPY	3,641,600	April 18, 2019	(19)
USD	70,048	JPY	7,572,000	April 18, 2019	(40)
USD	8,616	JPY	938,000	April 18, 2019	(65)
USD	16,814	JPY	1,828,400	April 18, 2019	(110)
USD	16,680	JPY	1,815,800	April 18, 2019	(127)
USD	24,742	JPY	2,693,320	April 18, 2019	(188)
USD	41,765	JPY	4,539,500	April 18, 2019	(253)
USD	41,404	JPY	4,512,500	April 18, 2019	(364)
USD	117,034	JPY	12,720,400	April 18, 2019	(709)
USD	102,042	JPY	11,109,600	April 18, 2019	(790)
USD	140,672	JPY	15,315,300	April 18, 2019	(1,090)
USD	207,363	JPY	22,572,500	April 18, 2019	<u>(1,573)</u>
					<u>(3,538,140)</u>

Note 14 - Transaction costs

Transaction costs are defined as any broker commission fees, local, transfer and stock exchanges taxes and any other charges and fees linked to the purchase and sale of investments. Transaction costs applied to a specific investment transaction through the use of spreads or directly deducted from the price of the investments are excluded from the transactions costs calculation.

The Series Trust did not record any transaction costs relating to the purchase or sale of its investments during the year ended January 31, 2019, due to the nature of its investments or the markets where these were traded.

[次へ](#)

NM Global Investment Grade Corporate Bond Fund

Statement of Investments
as at January 31, 2019
(expressed in US Dollars)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
AUSTRALIA					
FLOATING RATE NOTE					
USD	2,200,000	WESTPAC BANKING FRN 23/11/31	2,232,342	2,134,075	0.85
EUR	1,300,000	COM BK AUSTRALIA FRN 03/10/29	1,610,282	1,442,180	0.57
			3,842,624	3,576,255	1.42
STEP-UP/DOWN BOND					
USD	435,000	SGSP AUSTRALI 3.3000% 09/04/23	427,018	427,383	0.17
			427,018	427,383	0.17
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	1,900,000	SGSP (AUST) ASSETS 3.25% 29/07/26	1,872,926	1,778,237	0.70
USD	1,640,000	SYDNEY AIRPORT 3.375% 30/04/25	1,646,530	1,585,504	0.63
USD	1,600,000	AUST & NZ BANKING 4.4% 19/05/26	1,668,160	1,579,886	0.63
USD	1,500,000	COM BK AUSTRA 4.5000% 09/12/25	1,573,665	1,511,268	0.60
USD	1,140,000	SCENTRE GRP TST 3.25% 28/10/25	1,125,486	1,095,126	0.43
USD	420,000	AUST & NZ BANK GP 4.5% 19/03/24	424,622	424,344	0.17
USD	300,000	SCENTRE GROUP 3.5000% 12/02/25	295,443	293,544	0.12
			8,606,832	8,267,909	3.28
		Total AUSTRALIA	12,876,474	12,271,547	4.87
BELGIUM					
STRAIGHT FIXED BOND					
EUR	1,500,000	ANHEUSER-BUSCH 2.75% 17/03/36	1,963,853	1,777,568	0.71
			1,963,853	1,777,568	0.71
		Total BELGIUM	1,963,853	1,777,568	0.71
BERMUDA					
FLOATING RATE NOTE					
GBP	1,500,000	HISCOX LTD FRN 24/11/45	2,453,325	2,082,820	0.82
			2,453,325	2,082,820	0.82
STRAIGHT FIXED BOND					
GBP	639,000	HISCOX LTD 2.0000% 14/12/22	882,175	821,099	0.33
			882,175	821,099	0.33
		Total BERMUDA	3,335,500	2,903,919	1.15

(1) Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Statement of Investments (continued)
as at January 31, 2019
(expressed in US Dollars)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
CANADA					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	2,000,000	ENBRIDGE INC 5.5% 01/12/46	2,139,920	2,262,692	0.89
USD	1,700,000	NUTRIEN LTD 3.375% 15/03/25	1,605,837	1,627,636	0.65
USD	1,400,000	BANK OF NOVA SCOTIA 4.5% 16/12/25	1,475,796	1,431,423	0.57
USD	1,200,000	ENBRIDGE INC 4.25% 01/12/26	1,212,888	1,229,844	0.49
USD	880,000	TRANS-CANADA PIPE 7.625% 15/01/39	1,206,093	1,158,341	0.46
USD	1,100,000	NUTRIEN LTD 3.0000% 01/04/25	1,071,565	1,028,760	0.41
			8,712,099	8,738,696	3.47
		Total CANADA	8,712,099	8,738,696	3.47
FRANCE					
FLOATING RATE NOTE					
EUR	2,000,000	CNP ASSURANCES FRN 10/06/47	2,142,538	2,508,614	1.00
USD	1,400,000	BNP PARIBAS FRN 01/03/33	1,329,174	1,323,316	0.52
EUR	600,000	CRDT AGR ASSR FRN 29/01/48	733,255	623,333	0.25
			4,204,967	4,455,263	1.77
STEP-UP/DOWN BOND					
USD	1,180,000	ORANGE SA 8.5% 01/03/31	1,805,826	1,660,905	0.66
			1,805,826	1,660,905	0.66
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	1,780,000	BPCE SA 4.625% 11/07/24	1,787,102	1,759,252	0.69
USD	1,700,000	CREDIT AGRICOLE 4.375% 17/03/25	1,698,070	1,682,757	0.67
USD	1,310,000	EDF 6.95% 26/01/39	1,729,892	1,562,044	0.62
USD	1,300,000	BNP PARIBAS 4.375% 28/09/25	1,339,206	1,299,232	0.52
GBP	700,000	EDF 5.5% 17/10/41	1,247,754	1,185,765	0.47
USD	1,150,000	SOCIETE GENERALE 5.625% 24/11/45	1,115,509	1,174,412	0.47
USD	600,000	PERNOD RICARD 4.25% 15/07/22	652,326	613,775	0.24
			9,569,859	9,277,237	3.68
		Total FRANCE	15,580,652	15,393,405	6.11
ITALY					
FLOATING RATE NOTE					
EUR	1,700,000	ASSICURAZIONI GEN FRN 27/10/47	2,433,100	2,097,414	0.83
			2,433,100	2,097,414	0.83

(1) Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Statement of Investments (continued)
as at January 31, 2019
(expressed in US Dollars)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
ITALY (CONTINUED)					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	2,500,000	UNICREDIT SPA 4.625% 12/04/27	2,643,125	2,332,567	0.93
			2,643,125	2,332,567	0.93
		Total ITALY	5,076,225	4,429,981	1.76
JERSEY					
STRAIGHT FIXED BOND					
GBP	2,000,000	GATWICK FND L 4.6250% 27/03/34	3,290,685	3,109,023	1.24
GBP	1,300,000	BAA FUNDING L 7.1250% 14/02/24	2,190,767	2,053,833	0.81
USD	2,000,000	APTIV PLC 4.2500% 15/01/26	2,082,160	1,975,598	0.78
USD	1,820,000	CREDIT SUISSE GP 3.75% 26/03/25	1,797,701	1,768,609	0.70
GBP	836,000	CPUK FINANCE 3.6900% 28/08/28	1,076,662	1,126,448	0.45
GBP	321,000	CPUK FINANCE 3.5880% 28/08/25	426,526	441,216	0.18
			10,864,501	10,474,727	4.16
		Total JERSEY	10,864,501	10,474,727	4.16
LUXEMBOURG					
FLOATING RATE NOTE					
GBP	2,020,000	AXA SA FRN 16/01/54	3,074,660	2,909,083	1.15
			3,074,660	2,909,083	1.15
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	3,400,000	ALLERGAN FUNDING 3.8500% 15/06/24	3,431,726	3,406,143	1.36
USD	1,000,000	ENEL FINANCE INTL 6% 07/10/39	1,214,920	991,310	0.39
			4,646,646	4,397,453	1.75
		Total LUXEMBOURG	7,721,306	7,306,536	2.90
NETHERLANDS					
FLOATING RATE NOTE					
EUR	2,500,000	DEMETER ZURICH FRN 01/10/46	3,405,320	3,095,590	1.24
USD	2,610,000	ING GROEP NV FRN 22/03/28	2,616,812	2,608,293	1.03
EUR	1,500,000	NN GROUP NV FRN 13/01/48	1,847,088	1,826,457	0.72
			7,869,220	7,530,340	2.99

(1) Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Statement of Investments (continued)
as at January 31, 2019
(expressed in US Dollars)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
NETHERLANDS (CONTINUED)					
STEP-UP/DOWN BOND					
USD	1,180,000	DEUTSCHE TELEKOM 8.25% 15/06/30	1,747,673	1,584,490	0.63
			1,747,673	1,584,490	0.63
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	2,113,000	TELEFONICA EUROPE 8.25% 15/09/30	2,900,192	2,755,256	1.09
GBP	1,600,000	INNOGY FIN BV 6.25% 03/06/30	2,964,304	2,755,011	1.08
EUR	2,200,000	VOLKSWAGEN IN 3.3000% 22/03/33	3,122,975	2,551,198	1.01
EUR	2,200,000	VONOVIA BV 2.1250% 22/03/30	2,600,106	2,514,769	1.00
EUR	2,200,000	BAYER CAP CORPNV 2.1250% 15/12/29	2,582,051	2,508,670	1.00
USD	2,500,000	MONDELEZ INTL 2% 28/10/21	2,404,275	2,421,613	0.96
USD	1,674,000	KONINKLIJKE KPN NV 8.375% 01/10/30	2,318,920	2,195,687	0.87
USD	1,800,000	LYONDELLBASELL IND 5.75% 15/04/24	2,049,606	1,939,097	0.77
USD	1,600,000	ABN AMRO BK NV 4.8% 18/04/26	1,683,968	1,628,770	0.65
USD	1,241,000	IBERDROLA INTL BV 6.75% 15/07/36	1,626,589	1,459,539	0.58
GBP	700,000	KPN NV 5% 18/11/26	1,079,876	1,014,859	0.40
USD	1,100,000	ENEL FIN INTL 3.5000% 06/04/28	1,052,271	967,127	0.38
USD	400,000	ENEL FINANCE INTL 6.8% 15/09/37	526,200	441,564	0.18
			26,911,333	25,153,160	9.97
		Total NETHERLANDS	36,528,226	34,267,990	13.59
SPAIN					
FLOATING RATE NOTE					
EUR	1,500,000	MAPFRE SA FRN 31/03/47	1,834,216	1,824,785	0.72
			1,834,216	1,824,785	0.72
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	1,800,000	SANTANDER ISSUANCE 5.1790% 19/11/25	1,814,546	1,852,551	0.74
USD	500,000	TELEFONICA EMIS 7.045% 20/06/36	654,615	586,716	0.23
			2,469,161	2,439,267	0.97
		Total SPAIN	4,303,377	4,264,052	1.69
UNITED KINGDOM					
FLOATING RATE NOTE					
GBP	2,000,000	RSA INSURANCE FRN 10/10/45	2,961,010	2,803,279	1.12
GBP	2,200,000	YORKSHIRE BLD SOC FRN 13/09/28	3,053,866	2,597,741	1.03

(1) Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Statement of Investments (continued)
as at January 31, 2019
(expressed in US Dollars)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
UNITED KINGDOM (CONTINUED)					
FLOATING RATE NOTE (CONTINUED)					
USD	2,845,000	NATIONWIDE BLDG FRN 18/10/32	2,625,130	2,585,081	1.03
GBP	1,140,000	AVIVA PLC FRN 20/05/58	1,815,144	1,809,792	0.72
GBP	1,280,000	LEGAL&GENERAL GROUP 5.5% 27/06/64	1,728,506	1,721,469	0.68
GBP	981,000	PRUDENTIAL PLC FRN 20/10/51	1,287,098	1,342,801	0.53
GBP	911,000	PRUDENTIAL PLC FRN 20/10/68	1,200,178	1,266,056	0.50
GBP	600,000	AVIVA PLC FRN 12/09/49	717,652	763,786	0.30
			15,388,584	14,890,005	5.91
OTHER BOND					
GBP	1,900,000	GREENE KING FIN 5.1060% 15/03/34	3,091,956	2,852,268	1.13
GBP	1,900,000	EVERSHOLT FUN 3.5290% 07/08/42	2,491,983	2,389,384	0.95
GBP	1,160,000	TELEREAL SECUR. 6.1645% 10/12/31	1,722,123	1,721,504	0.68
GBP	1,100,000	MARSTONS ISSUER FRN 15/10/27	1,393,392	1,306,721	0.52
GBP	720,000	MARSTONS ISSUER FRN 15/07/32	1,077,289	1,016,525	0.40
			9,776,743	9,286,402	3.68
STEP-UP/DOWN BOND					
USD	1,469,000	BRITISH TELECOM PLC STUP 15/12/30	2,288,539	2,053,897	0.81
			2,288,539	2,053,897	0.81
STRAIGHT FIXED BOND					
GBP	2,410,000	ANNINGTON FND 2.6460% 12/07/25	3,191,689	3,111,464	1.24
GBP	2,000,000	NOTTING HILL 3.2500% 12/10/48	2,770,769	2,529,656	1.00
GBP	2,000,000	INTU SGS FINA 4.2500% 17/09/30	3,119,188	2,433,592	0.97
USD	2,200,000	ROYAL BK SCOTLAND 4.8% 05/04/26	2,270,092	2,202,193	0.87
USD	2,120,000	LLOYDS BANK 4.5% 04/11/24	2,133,590	2,078,374	0.82
USD	1,800,000	BARCLAYS PLC 5.2% 12/05/26	1,892,250	1,800,092	0.71
GBP	1,050,000	SCOTTISH WINDOWS 7% 16/06/43	1,652,938	1,720,896	0.68
GBP	1,000,000	HSBC HOLDINGS 6% 29/03/40	1,418,152	1,657,779	0.66
GBP	1,261,000	LONDON & QUADRAM 2.6250% 28/02/28	1,740,197	1,653,184	0.66
GBP	1,100,000	HAMMERSOHN PLC 6% 23/02/26	1,828,337	1,642,246	0.65
GBP	800,000	HAMMERSOHN PLC 7.2500% 21/04/28	1,513,766	1,309,810	0.52
USD	1,190,000	SANTANDER UK GP 5.625% 15/09/45	1,193,808	1,199,959	0.48
USD	750,000	HSBC HOLDINGS PLC 6.5% 15/09/37	908,803	892,076	0.35
GBP	500,000	THAMES WATER 6.5000% 09/02/32	911,753	886,352	0.35
GBP	625,000	SOCIETY OF LLOYD'S 4.75% 30/10/24	872,704	876,725	0.35

(1) Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Statement of Investments (continued)
as at January 31, 2019
(expressed in US Dollars)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
UNITED KINGDOM (CONTINUED)					
STRAIGHT FIXED BOND (CONTINUED)					
USD	600,000	SANTANDER UK GP 4.75% 15/09/25	598,596	576,742	0.23
GBP	360,000	BARCLAYS PLC 3.2500% 17/01/33	420,819	435,359	0.17
GBP	100,000	BRITISH TELEC 6.3750% 23/06/37	183,461	177,519	0.07
			<u>28,620,912</u>	<u>27,184,018</u>	<u>10.78</u>
		Total UNITED KINGDOM	<u>56,074,778</u>	<u>53,414,322</u>	<u>21.18</u>
UNITED STATES OF AMERICA					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	4,000,000	CELGENE CORP 3.55% 15/08/22	3,997,959	4,021,536	1.59
USD	3,950,000	GENERAL MILLS IN 3.7000% 17/10/23	3,973,226	3,982,501	1.57
USD	3,800,000	GOODMAN US 3.7000% 15/03/28	3,752,715	3,603,491	1.42
USD	3,100,000	TESORO LOGISTICS 5.25% 15/01/25	3,185,250	3,132,779	1.23
USD	3,000,000	AT & T INC 4.25% 01/03/27	3,088,740	3,025,572	1.20
USD	3,200,000	NOBLE ENERGY INC 3.8500% 15/01/28	3,147,456	3,019,882	1.20
USD	2,800,000	GLENCORE FDG 4.1250% 30/05/23	2,919,224	2,806,250	1.11
USD	2,900,000	SPECTRA ENERGY PART 4.5% 15/03/45	2,956,057	2,773,685	1.10
USD	2,600,000	CVS HEALTH CORP 3.875% 20/07/25	2,678,208	2,605,065	1.03
USD	2,550,000	SOLVAY FINANCE 4.45% 03/12/25	2,677,508	2,560,613	1.02
USD	2,600,000	KROGER CO 3.7000% 01/08/27	2,610,270	2,495,956	0.99
USD	2,600,000	NEWELL RUBBERMAID INC 4.2% 01/04/26	2,791,576	2,491,497	0.99
USD	2,576,000	CIMAREX ENERGY 3.9% 15/05/27	2,596,743	2,482,775	0.98
USD	2,500,000	REED ELSEVR CPTL 3.1250% 15/10/22	2,448,500	2,457,975	0.98
USD	2,500,000	OMNICOM GROUP INC 3.6% 15/04/26	2,531,350	2,421,225	0.96
USD	1,500,000	METLIFE INC 10.75% 01/08/39	2,520,000	2,250,000	0.89
USD	2,000,000	WILLIAMS PART 6.3% 15/04/40	2,278,240	2,235,404	0.89
USD	2,100,000	CHARTER COMM 4.908% 23/07/25	2,206,890	2,153,819	0.85
USD	1,700,000	ERAC USA FIN 7% 15/10/37	2,135,027	2,097,438	0.83
USD	2,200,000	VALERO ENERGY CORP 3.4% 15/09/26	2,115,674	2,088,458	0.83
USD	2,099,000	BMW US CAP LL 2.7000% 06/04/22	2,044,613	2,070,550	0.82
USD	2,000,000	PIONEER NATURAL 4.45% 15/01/26	2,098,720	2,061,136	0.82
USD	2,100,000	CBS CORP 3.5000% 15/01/25	2,093,007	2,038,930	0.81
USD	2,000,000	INTERPUBLIC GRP 4.2000% 15/04/24	2,067,500	2,023,370	0.80
USD	2,000,000	DAIMLER FINAN 2.8500% 06/01/22	1,956,200	1,963,354	0.78

(1) Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Statement of Investments (continued)
as at January 31, 2019
(expressed in US Dollars)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
UNITED STATES OF AMERICA (CONTINUED)					
STRAIGHT FIXED BOND (CONTINUED)					
USD	1,940,000	TIME WARNER INC 3.6% 15/07/25	2,007,547	1,908,871	0.76
USD	1,570,000	KRAFT FOODS 6.875% 26/01/39	2,005,427	1,763,644	0.70
USD	1,720,000	KINDER MORGAN INC 4.3% 01/06/25	1,694,867	1,760,802	0.70
USD	1,600,000	ANADARKO PETRO CORP 5.55% 15/03/26	1,840,352	1,707,635	0.68
USD	1,630,000	SOUTHERN POWER CO 5.15% 15/09/41	1,735,845	1,603,416	0.64
USD	1,250,000	ENTERPRISE PROD 6.45% 01/09/40	1,412,880	1,488,668	0.59
GBP	800,000	GOLDMAN SACHS GP 6.875% 18/01/38	1,331,935	1,425,389	0.57
EUR	1,100,000	THERMO FISHER 2.8750% 24/07/37	1,336,019	1,331,635	0.53
USD	1,000,000	ANHEUSER-BUSCH INBEV 8.2% 15/01/39	1,566,229	1,326,349	0.53
USD	1,300,000	KINDER MORGAN ENER 3.45% 15/02/23	1,291,953	1,291,759	0.51
USD	1,200,000	COLUMBIA PIPELINE GP 5.8% 01/06/45	1,354,212	1,286,630	0.51
USD	1,300,000	CBS CORP 4.0000% 15/01/26	1,300,130	1,283,105	0.51
GBP	960,000	CITIGROUP INC 2.7500% 24/01/24	1,232,686	1,276,220	0.51
USD	1,110,000	FORD MOTOR CREDIT 4.375% 06/08/23	1,182,411	1,052,179	0.42
USD	1,050,000	CAPITAL ONE FINL 3.8000% 31/01/28	1,033,788	1,010,566	0.40
USD	1,100,000	FORD MOTOR CO 4.346% 08/12/26	1,144,847	976,307	0.39
USD	710,000	COLUMBIA PIPELINE 4.5% 01/06/25	674,818	722,942	0.29
USD	700,000	HJ HEINZ 4.875% 15/02/25	733,250	710,063	0.28
GBP	500,000	HJ HEINZ 4.125% 01/07/27	758,167	693,320	0.28
USD	530,000	GOLDMAN SACHS GRP 6.75% 01/10/37	620,782	640,343	0.25
GBP	360,000	TIME WARNER CABLE 5.75% 02/06/31	580,516	545,872	0.22
USD	500,000	FORD MOTOR CO 5.875% 02/08/21	569,200	511,018	0.20
USD	400,000	ENTERPRISE PROD 6.125% 15/10/39	466,924	460,715	0.18
USD	420,000	KRAFT HEINZ 3.5% 15/07/22	427,080	420,066	0.17
USD	300,000	GOLDMAN SACHS GP INC 6.45% 01/05/36	374,490	348,924	0.14
USD	205,000	ANDEAVOR LOG LP 4.2500% 01/12/27	202,060	199,095	0.08
USD	170,000	AMERICAN INTL GP 6.25% 01/05/36	204,677	192,811	0.08
USD	125,000	ERAC USA FINA 7.0000% 15/10/37	158,234	154,223	0.06
			96,111,979	92,955,828	36.87
		Total UNITED STATES OF AMERICA	96,111,979	92,955,828	36.87
Total Investments			259,148,970	248,198,571	98.46

(1) Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

(2) 【2018年1月31日終了年度】

【貸借対照表】

NM世界投資適格社債ファンド
純資産計算書
2018年1月31日現在
(米ドルで表示)

	注記	米ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 時価 (取得価額 : 194,050,144米ドル)	2	200,957,466	21,976,708
銀行預金		6,188,518	676,776
先渡為替予約にかかる未実現利益	13	6,554,866	716,840
デリバティブにかかる未収証拠金		8,164	893
未収収益		2,446,688	267,570
現金および現金等価物にかかる利息		135	15
設立費用	2	116,181	12,706
資産合計		216,272,018	23,651,508
負債			
買戻し未払金		2,151,681	235,308
未払費用	9	358,262	39,180
負債合計		2,509,943	274,487
純資産		213,762,075	23,377,021

添付の注記は当財務書類の一部である。

受益証券は以下のとおり表象される。

	1口当たり 純資産価格	発行済 受益証券口数	純資産
円投資型1507受益証券（日本円で表示）	10,554	24,360	257,087,745
米ドル投資型1507受益証券（米ドルで表示）	108.78	38,436	4,181,150
円投資型1510受益証券（日本円で表示）	10,590	85,204	902,329,533
米ドル投資型1510受益証券（米ドルで表示）	108.98	19,120	2,083,716
円投資型1601受益証券（日本円で表示）	10,910	70,055	764,286,368
米ドル投資型1601受益証券（米ドルで表示）	112.05	9,022	1,010,941
円投資型1605受益証券（日本円で表示）	10,317	302,046	3,116,308,399
米ドル投資型1605受益証券（米ドルで表示）	105.65	24,641	2,603,349
円投資型1609受益証券（日本円で表示）	9,945	345,475	3,435,729,072
米ドル投資型1609受益証券（米ドルで表示）	100.91	58,139	5,866,807
円投資型1611受益証券（日本円で表示）	10,572	322,460	3,409,129,008
米ドル投資型1611受益証券（米ドルで表示）	106.97	17,149	1,834,412
円投資型1701受益証券（日本円で表示）	10,464	53,546	560,330,191
米ドル投資型1701受益証券（米ドルで表示）	105.64	12,925	1,365,404
円投資型1703受益証券（日本円で表示）	10,380	61,603	639,467,209
米ドル投資型1703受益証券（米ドルで表示）	104.73	29,913	3,132,831
円投資型1706受益証券（日本円で表示）	10,037	186,008	1,867,000,572
米ドル投資型1706受益証券（米ドルで表示）	101.07	40,410	4,084,345
円投資型1709受益証券（日本円で表示）	10,022	242,314	2,428,369,671
米ドル投資型1709受益証券（米ドルで表示）	100.68	46,497	4,681,236
円投資型1712受益証券（日本円で表示）	9,961	232,038	2,311,272,655
米ドル投資型1712受益証券（米ドルで表示）	99.98	18,738	1,873,398

添付の注記は当財務書類の一部である。

【損益計算書】

N M世界投資適格社債ファンド
運用計算書
2018年1月31日に終了した年度
(米ドルで表示)

	注記	米ドル	千円
収益			
銀行預金利息		38,469	4,207
債券利息		<u>7,621,405</u>	<u>833,477</u>
収益合計		7,659,874	837,684
費用			
管理報酬	4	1,328,330	145,266
販売報酬および代行協会員報酬	7, 8	979,791	107,150
管理事務代行報酬	5	171,659	18,773
保管報酬	6	86,103	9,416
銀行口座にかかる支払利息		1,346	147
コルレス銀行報酬		10,933	1,196
銀行手数料		7,245	792
受託報酬	3	17,165	1,877
弁護士報酬		1,829	200
海外登録費用		31,921	3,491
立替費用		17,161	1,877
専門家報酬		20,076	2,196
印刷および公告費用		1,761	193
設立費用償却	2	46,829	5,121
その他の費用		<u>1,647</u>	<u>180</u>
費用合計		2,723,796	297,874
純投資収益		4,936,078	539,809
投資対象証券にかかる実現純利益		569,109	62,238
先物契約にかかる実現純損失		(8,796)	(962)
外貨取引および先渡為替予約にかかる実現純損失		<u>(14,612,690)</u>	<u>(1,598,044)</u>
当期実現純損失		(14,052,377)	(1,536,768)
投資対象証券にかかる未実現純損益の変動		10,018,044	1,095,573
先渡為替予約にかかる未実現純損益の変動		<u>15,489,971</u>	<u>1,693,983</u>
当期末実現純利益		25,508,015	2,789,557
運用の結果による純資産の純増加		16,391,716	1,792,598

添付の注記は当財務書類の一部である。

N M世界投資適格社債ファンド
 純資産変動計算書
 2018年1月31日に終了した年度
 (米ドルで表示)

	注記	米ドル	千円
期首現在純資産		140,103,505	15,321,719
純投資収益		4,936,078	539,809
当期実現純損失		(14,052,377)	(1,536,768)
当期末実現純利益		25,508,015	2,789,557
運用の結果による純資産の純増加		16,391,716	1,792,598
受益証券の発行手取金	12	78,517,210	8,586,642
受益証券の買戻支払額	12	(19,130,162)	(2,092,075)
		59,387,048	6,494,568
受益者への支払分配金	10	(2,120,194)	(231,864)
期末現在純資産		213,762,075	23,377,021

添付の注記は当財務書類の一部である。

N M 世界投資適格社債ファンド
 発行済受益証券変動計算書
 2018年1月31日に終了した年度
 (無監査)

円投資型1507受益証券

期首現在発行済受益証券口数	47,290
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(22,930)
期末現在発行済受益証券口数	24,360

米ドル投資型1507受益証券

期首現在発行済受益証券口数	41,269
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(2,833)
期末現在発行済受益証券口数	38,436

円投資型1510受益証券

期首現在発行済受益証券口数	90,554
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(5,350)
期末現在発行済受益証券口数	85,204

米ドル投資型1510受益証券

期首現在発行済受益証券口数	19,520
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(400)
期末現在発行済受益証券口数	19,120

円投資型1601受益証券

期首現在発行済受益証券口数	71,295
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(1,240)
期末現在発行済受益証券口数	70,055

米ドル投資型1601受益証券

期首現在発行済受益証券口数	13,422
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(4,400)
期末現在発行済受益証券口数	9,022

N M 世界投資適格社債ファンド
 発行済受益証券変動計算書
 2018年1月31日に終了した年度
 (無監査)

円投資型1605受益証券

期首現在発行済受益証券口数	389,827
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(87,781)
期末現在発行済受益証券口数	302,046

米ドル投資型1605受益証券

期首現在発行済受益証券口数	25,401
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(760)
期末現在発行済受益証券口数	24,641

円投資型1609受益証券

期首現在発行済受益証券口数	370,541
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(25,066)
期末現在発行済受益証券口数	345,475

米ドル投資型1609受益証券

期首現在発行済受益証券口数	69,239
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(11,100)
期末現在発行済受益証券口数	58,139

円投資型1611受益証券

期首現在発行済受益証券口数	337,135
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(14,675)
期末現在発行済受益証券口数	322,460

米ドル投資型1611受益証券

期首現在発行済受益証券口数	17,149
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	0
期末現在発行済受益証券口数	17,149

N M 世界投資適格社債ファンド
 発行済受益証券変動計算書
 2018年1月31日に終了した年度
 (無監査)

円投資型1701受益証券

期首現在発行済受益証券口数	76,260
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(22,714)
期末現在発行済受益証券口数	53,546

米ドル投資型1701受益証券

期首現在発行済受益証券口数	12,925
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	0
期末現在発行済受益証券口数	12,925

円投資型1703受益証券

期首現在発行済受益証券口数	-
受益証券発行口数	66,343
受益証券買戻口数	(4,740)
期末現在発行済受益証券口数	61,603

米ドル投資型1703受益証券

期首現在発行済受益証券口数	-
受益証券発行口数	29,913
受益証券買戻口数	0
期末現在発行済受益証券口数	29,913

円投資型1706受益証券

期首現在発行済受益証券口数	-
受益証券発行口数	186,008
受益証券買戻口数	0
期末現在発行済受益証券口数	186,008

米ドル投資型1706受益証券

期首現在発行済受益証券口数	-
受益証券発行口数	40,410
受益証券買戻口数	0
期末現在発行済受益証券口数	40,410

N M 世界投資適格社債ファンド
 発行済受益証券変動計算書
 2018年1月31日に終了した年度
 (無監査)

円投資型1709受益証券

期首現在発行済受益証券口数	-
受益証券発行口数	242,324
受益証券買戻口数	(10)
期末現在発行済受益証券口数	242,314

米ドル投資型1709受益証券

期首現在発行済受益証券口数	-
受益証券発行口数	46,497
受益証券買戻口数	0
期末現在発行済受益証券口数	46,497

円投資型1712受益証券

期首現在発行済受益証券口数	-
受益証券発行口数	232,038
受益証券買戻口数	0
期末現在発行済受益証券口数	232,038

米ドル投資型1712受益証券

期首現在発行済受益証券口数	-
受益証券発行口数	18,738
受益証券買戻口数	0
期末現在発行済受益証券口数	18,738

NM世界投資適格社債ファンド

統計情報

2018年1月31日現在
(無監査)

	2018年	2017年	2016年
期末現在純資産(米ドルで表示)	213,762,075	140,103,505	29,792,781
円投資型1507受益証券(日本円で表示)			
期末現在純資産	257,087,745	477,651,084	876,148,902
期末現在1口当たり純資産価格	10.554	10.100	9.725
米ドル投資型1507受益証券(米ドルで表示)			
期末現在純資産	4,181,150	4,253,666	4,105,024
期末現在1口当たり純資産価格	108.78	103.07	97.58
円投資型1510受益証券(日本円で表示)			
期末現在純資産	902,329,533	917,710,879	914,977,975
期末現在1口当たり純資産価格	10.590	10.134	9.754
米ドル投資型1510受益証券(米ドルで表示)			
期末現在純資産	2,083,716	2,015,565	2,445,678
期末現在1口当たり純資産価格	108.98	103.26	97.75
円投資型1601受益証券(日本円で表示)			
期末現在純資産	764,286,368	744,087,475	752,901,036
期末現在1口当たり純資産価格	10.910	10.437	10,041
米ドル投資型1601受益証券(米ドルで表示)			
期末現在純資産	1,010,941	1,424,223	2,190,979
期末現在1口当たり純資産価格	112.05	106.11	100.40
円投資型1605受益証券(日本円で表示)			
期末現在純資産	3,116,308,399	3,850,573,187	-
期末現在1口当たり純資産価格	10,317	9,878	-
米ドル投資型1605受益証券(米ドルで表示)			
期末現在純資産	2,603,349	2,544,647	-
期末現在1口当たり純資産価格	105.65	100.18	-
円投資型1609受益証券(日本円で表示)			
期末現在純資産	3,435,729,072	3,529,434,864	-
期末現在1口当たり純資産価格	9,945	9,525	-

NM世界投資適格社債ファンド

統計情報

2018年1月31日現在
(無監査)

	2018年	2017年	2016年
米ドル投資型1609受益証券(米ドルで表示)			
期末現在純資産	5,866,807	6,629,776	-
期末現在1口当たり純資産価格	100.91	95.75	-
円投資型1611受益証券(日本円で表示)			
期末現在純資産	3,409,129,008	3,411,407,979	-
期末現在1口当たり純資産価格	10,572	10,119	-
米ドル投資型1611受益証券(米ドルで表示)			
期末現在純資産	1,834,412	1,738,989	-
期末現在1口当たり純資産価格	106.97	101.40	-
円投資型1701受益証券(日本円で表示)			
期末現在純資産	560,330,191	763,785,325	-
期末現在1口当たり純資産価格	10,464	10,016	-
米ドル投資型1701受益証券(米ドルで表示)			
期末現在純資産	1,365,404	1,294,434	-
期末現在1口当たり純資産価格	105.64	100.15	-
円投資型1703受益証券(日本円で表示)			
期末現在純資産	639,467,209	-	-
期末現在1口当たり純資産価格	10,380	-	-
米ドル投資型1703受益証券(米ドルで表示)			
期末現在純資産	3,132,831	-	-
期末現在1口当たり純資産価格	104.73	-	-
円投資型1706受益証券(日本円で表示)			
期末現在純資産	1,867,000,572	-	-
期末現在1口当たり純資産価格	10,037	-	-
米ドル投資型1706受益証券(米ドルで表示)			
期末現在純資産	4,084,345	-	-
期末現在1口当たり純資産価格	101.07	-	-

NM世界投資適格社債ファンド

統計情報

2018年1月31日現在

(無監査)

	2018年	2017年	2016年
円投資型1709受益証券（日本円で表示）			
期末現在純資産	2,428,369,671	-	-
期末現在1口当たり純資産価格	10,022	-	-
米ドル投資型1709受益証券（米ドルで表示）			
期末現在純資産	4,681,236	-	-
期末現在1口当たり純資産価格	100.68	-	-
円投資型1712受益証券（日本円で表示）			
期末現在純資産	2,311,272,655	-	-
期末現在1口当たり純資産価格	9,961	-	-
米ドル投資型1712受益証券（米ドルで表示）			
期末現在純資産	1,873,398	-	-
期末現在1口当たり純資産価格	99.98	-	-

NM世界投資適格社債ファンド

財務書類に対する注記

2018年1月31日現在

注1. 組織

ジャパン・オフショア・ファンド・シリーズ(以下「トラスト」という。)のシリーズ・トラストであるNM世界投資適格社債ファンド(以下「ファンド」という。)は、CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(以下「受託会社」という。)とファンドの管理会社であるBNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッドの間で締結された2010年6月22日付の基本信託証書(修正および補足済)(以下「基本信託証書」という。)および2015年6月2日付の補足信託証書に基づいて設立された。トラストは、ケイマン諸島の信託法(改訂済み)に基づき運営されるユニット・トラストである。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(改訂済み)に基づくミューチュアル・ファンドとして規制されている。また、ケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」という。)に登録され、目論見書および監査済み年次財務書類をCIMAに提出する必要がある。

受託会社は、補足信託証書により、シリーズ・トラストの追加設定を承認することができる。本財務書類日現在、トラストは、NM世界投資適格社債ファンドを含めて、それぞれの有価証券、現金およびその他の資産からなる、5つのシリーズ・トラストにより構成される。

CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッドは、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(改訂済み)に基づき適法に設立され、存続しており、信託業務を遂行する認可を受けている信託会社である。

財務書類日現在、円投資型1507受益証券、米ドル投資型1507受益証券、円投資型1510受益証券、米ドル投資型1510受益証券、円投資型1601受益証券、米ドル投資型1601受益証券、円投資型1605受益証券、米ドル投資型1605受益証券、円投資型1609受益証券、米ドル投資型1609受益証券、円投資型1611受益証券、米ドル投資型1611受益証券、円投資型1701受益証券、米ドル投資型1701受益証券、円投資型1703受益証券、米ドル投資型1703受益証券、円投資型1706受益証券、米ドル投資型1706受益証券、円投資型1709受益証券、米ドル投資型1709受益証券、円投資型1712受益証券および米ドル投資型1712受益証券の22のクラスが設定されている。

ファンドの投資目的は、主に、米ドル、ユーロ、英ポンド、豪ドルその他の通貨建てで、(経営の本拠地および収益を生み出す国等の要素を考慮して副投資運用会社により判断される)発行体の実質的な国が経済協力開発機構(OECD)加盟国などである社債への投資を通じて、債券市場のリターンと概ね一致する範囲でファンドの資産価値を中長期的に維持または成長させることを目指しつつ、安定したインカムの獲得を追求することである。

管理会社および/またはその委託先は、(ファンドの表示通貨である)米ドルとファンドが投資している米ドル以外の通貨建て資産との間における為替変動に対するエクスポージャーをヘッジするため、為替取引を行う予定である。管理会社および/またはその委託先は、その通貨エクスポージャーを完全にヘッジすることを目指すが、米ドル以外の通貨建て資産の価格が今後変動することなどにより、当該エクスポージャーを常に100%ヘッジできるとは限らない。

管理会社および/またはその委託先は、米ドルと円との間における為替変動に対する円投資型受益証券の保有者のエクスポージャーをヘッジする目的で、為替ヘッジ取引を用いることができる。管理会社および/またはその委託先は、円投資型受益証券の米ドルと円との間における変動による通貨エクスポージャーを完全にヘッジすることを目指すが、当該投資対象証券の価格が今後変動することなどにより、当該エクスポージャーを常に100%ヘッジできるとは限らない。投資者は、かかる為替ヘッジ取引により、米ドルが円に対して上昇しても、円投資型受益証券の1口当たり純資産価格が上昇するものではない点に留意する必要がある。また、円の金利が米ドルの金利を下回る場合、これらの金利差は、円投資型受益証券の受益者のヘッジコストとなる。円の金利が米ドルの金利を上回る場合、これらの金利差は、円投資型受益証券の受益者のヘッジ差益となることが期待される。

英文目論見書に定められた条項に従う早期終了を除いて、適用される法律により要求された場合、または、いずれかの評価日においてファンドの純資産総額が1,000万米ドル以下となり、管理会社がファンドの償還を決定した旨を書面により受託会社に対して通知した場合、ファンドは償還する。

注2 . 重要な会計方針

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針を含む。

証券およびその他の資産への投資

- (a) 手元現金または預金、為替手形、一覧払約束手形、債権、前払費用、宣言または発生済みでかつ未受領の現金配当および利息は、管理会社が、当該預金、為替手形、一覧払約束手形または債権がその全額の価値がないと決定する場合を除いて、その全額とみなされ、全額の価値がないと決定する場合には、その価額は、管理会社が合理的な価額とみなす価額とみなされる。
- (b) 以下の(c)項が適用されるマネージド・ファンドの持分の場合を除き、かつ、以下の(d)項、(e)項および(f)項に規定されるところに従い、金融商品取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場において上場され、値付けされ、取引されまたは取り扱われている投資対象の価額に基づくすべての計算は、当該投資対象についての主要な取引所もしくは市場における当該計算を行う日の営業終了時点における規則および慣習に基づく最終取引価格または公式終値を参照して行われ、金融商品取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場がない場合は、当該投資対象の価格の計算は、マーケット・メイクを行った個人、法人または機関（および当該マーケット・メーカーが複数存在する場合には、管理会社が指定することのできる特定のマーケット・メーカー）により値付けされた投資対象の価額を参照して行われる。ただし、常に、管理会社がその裁量により、主要な取引所または市場以外の取引所または市場における価格がすべての状況において当該投資対象に関する価額のより公正な基準を示すと考える場合には、管理会社は、当該価格を採用することができる。
- (c) 以下の(d)項、(e)項および(f)項に規定されるところに従い、ファンドと同じ日付で評価されるマネージド・ファンドの各持分の価額は、当該日付現在で計算される当該マネージド・ファンドの受益証券1口当たり、1株当たり、もしくはその他の持分当たりの純資産価格であり、または管理会社がそのように決定しもしくは当該マネージド・ファンドがファンドと同じ日付現在で評価されない場合、当該マネージド・ファンドの受益証券1口当たり、1株当たり、もしくはその他の持分当たりの最終の公表純資産価格（入手可能である場合）、または（入手できない場合）当該受益証券、株式もしくはその他の持分の最終の公表償還価格もしくは買呼値とする。特に、マネージド・ファンドの価格の呼値が入手できない場合は、当該マネージド・ファンドによりもしくはそのために関係する評価日現在で公表され、もしくは文書でファンドに報告された価格に基づいて計算され、マネージド・ファンドが関係する評価日現在で価格が計算されていない場合は、最終の公表もしくは報告価格とする。管理会社の単独の裁量により、価格が事後的に調整されることがある。計算を行う際、管理会社は、マネージド・ファンド、その管理事務代行者、代理人、投資運用者、投資顧問またはその他の取引を行う子会社を含む第三者から受領した未監査の評価および報告書ならびに評価の見積もりに依拠することができるものとし、管理会社は、かかる評価および報告書の内容または正確性について検証を行う責任・義務を負わない。
- (d) 純資産価額、償還価格、買呼値、取引値および終値または建値が、上記(b)項または(c)項に規定されるとおりに入手できない場合、関連する資産の価額は、管理会社が決定する方法により隨時決定される。
- (e) 上記(b)項に基づく投資対象の上場され、値付けされ、取引され、または市場で取り扱われている価格を確認する目的において、受託会社は、価格データおよび／または価格を送信する機械的もしくは電子的システムを使用し、かつ、これに依拠することができ、当該システムにより提供された価格は、上記(b)項の目的において最終取引価格または公式終値であるとみなされる。
- (f) 上記にかかわらず、管理会社は、別の方法が投資対象の公正価格をより反映すると考える場合には、その単独の裁量により、当該方法の使用を許可することができる。

(g) ファンドの表示通貨以外の通貨建ての投資対象（証券であるか現金であるかを問わない。）の価額は、関連する可能性のあるプレミアム分またはディスカウント分および為替の費用を考慮する状況において管理会社（または管理会社のために行為する管理事務代行会社）が適切とみなすレート（公式のものか否かを問わない。）により、ファンドの表示通貨に換算される。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日において計上される。利息収入は、発生主義ベースで認識される。配当金は、配当落ち日に計上される。証券取引にかかる実現利益または損失は、売却された証券の平均原価を基準に決定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を米ドルで記帳し、その財務書類は当該通貨建てで表示される。米ドル以外の通貨建てで表示される資産および負債は、年度末の実勢為替レートで米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建ての収益および費用は、取引日現在の実勢為替レートで米ドルに換算される。

米ドル以外の通貨建ての投資取引は、取引日現在適用される実勢為替レートで米ドルに換算される。

ファンドは、投資対象にかかる為替レートの変動による運用実績の部分と、保有証券の市場価格の値動きにより生じる変動を分離しない。これらの変動は、投資対象証券にかかる実現および未実現純損益に含まれる。

2018年1月31日現在の為替レートは以下のとおりである。

1米ドル = 0.80409ユーロ

1米ドル = 0.70534英ポンド

1米ドル = 108.76504日本円

設立費用

ファンドの設立時に発生した費用は、最初の5会計年度中に償却される。

先渡為替予約

先渡為替予約は、満期日までの残存期間に関して、年度末現在で適用される先渡為替レートで評価される。先渡為替予約により生じる損益は、運用計算書において認識される。純資産計算書において、未実現純利益は資産として、未実現純損失は負債として計上される。

先物契約

先物契約の締結時において、当初証拠金の預託は現金または証券のいずれかで行われる。当該先物契約の締結期間中の価格変動は、当該先物契約を各評価日の終了時の価格で値洗いすることにより、未実現損益として認識される。

未実現損益の有無により、先物取引値洗差金が支払われるかまたは受領される。純資産計算書において、未実現純利益は資産として、未実現純損失は負債として計上される。当該契約の終了時に、ファンドは契約開始時における価格と契約終了時における価格との間の差額を実現損益として計上する。

注3. 受託報酬

受託会社は、ファンドの資産から純資産総額に対して年率0.01パーセントの報酬（ただし、最低年間報酬額を10,000米ドルとする。）を受領する権利を有する。かかる報酬は、評価日に発生し、計算され、毎月後払いにて支払われる。

毎月の報酬は、各月の最終営業日から60暦日以内に支払われる。

受託会社は、ファンドのために負担したすべての経費および費用について、ファンドの資産から払戻しを受ける。

注4. 管理報酬

管理会社は、ファンドの資産から、該当するクラス受益証券に帰属する純資産総額に対して、下記の表に記載される年率の管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

円投資型1507受益証券および米ドル投資型1507受益証券	
円投資型1510受益証券および米ドル投資型1510受益証券	
円投資型1601受益証券および米ドル投資型1601受益証券	
円投資型1605受益証券および米ドル投資型1605受益証券	
円投資型1609受益証券および米ドル投資型1609受益証券	
円投資型1611受益証券および米ドル投資型1611受益証券	0.45%
円投資型1701受益証券および米ドル投資型1701受益証券	
円投資型1703受益証券および米ドル投資型1703受益証券	
円投資型1706受益証券および米ドル投資型1706受益証券	
円投資型1709受益証券および米ドル投資型1709受益証券	
円投資型1712受益証券および米ドル投資型1712受益証券	

また、管理会社は、ファンドの資産から、該当するクラス受益証券に帰属する純資産総額に対して、下記の表に記載される年率の販売管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、評価日に発生し、計算され、毎月後払いにて支払われる。

円投資型1507受益証券 円投資型1510受益証券 円投資型1601受益証券 円投資型1605受益証券 円投資型1609受益証券 円投資型1611受益証券 円投資型1701受益証券 円投資型1703受益証券 円投資型1706受益証券 円投資型1709受益証券 円投資型1712受益証券	0.32%
米ドル投資型1507受益証券 米ドル投資型1510受益証券 米ドル投資型1601受益証券 米ドル投資型1605受益証券 米ドル投資型1609受益証券 米ドル投資型1611受益証券 米ドル投資型1701受益証券 米ドル投資型1703受益証券 米ドル投資型1706受益証券 米ドル投資型1709受益証券 米ドル投資型1712受益証券	0.34%

さらに、管理会社は、ファンドの資産から、基本信託証書に基づき認められる自らの権限および職務の適切な遂行において管理会社が負担した費用の払戻しを受ける権利も有する。

毎月の報酬は、各月の最終営業日から60暦日以内に支払われる。

管理会社は、ファンドのために負担したすべての経費および費用について、ファンドの資産から払戻しを受ける。

管理会社は、自らの報酬から投資運用会社の報酬を支払う。投資運用会社は、副投資運用会社の報酬を支払う責任を負う。

注5 . 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.10パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、評価日に発生し、計算され、毎月後払いにて支払われる。

毎月の報酬は、各月の最終営業日から60暦日以内に支払われる。

管理事務代行会社は、ファンドのために負担したすべての経費および費用について、ファンドの資産から払戻しを受ける。

注6 . 保管報酬

保管会社は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.05パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、評価日に発生し、計算され、取引手数料および諸費用とともに毎月後払いにて支払われる。

毎月の報酬は、各月の最終営業日から60暦日以内に支払われる。

保管会社は、ファンドのために負担したすべての経費および費用について、ファンドの資産から払戻しを受ける。

注7 . 販売報酬

販売会社は、ファンドの資産から、該当するクラス受益証券に帰属する純資産総額に対して、下記の表に記載される年率の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、評価日に発生し、計算され、毎月後払いにて支払われる。

円投資型1507受益証券および米ドル投資型1507受益証券	0.52%
円投資型1510受益証券および米ドル投資型1510受益証券	
円投資型1601受益証券および米ドル投資型1601受益証券	
円投資型1605受益証券および米ドル投資型1605受益証券	
円投資型1609受益証券および米ドル投資型1609受益証券	
円投資型1611受益証券および米ドル投資型1611受益証券	
円投資型1701受益証券および米ドル投資型1701受益証券	
円投資型1703受益証券および米ドル投資型1703受益証券	
円投資型1706受益証券および米ドル投資型1706受益証券	
円投資型1709受益証券および米ドル投資型1709受益証券	
円投資型1712受益証券および米ドル投資型1712受益証券	

毎月の報酬は、各月の最終営業日から60暦日以内に支払われる。

販売会社は、ファンドのために負担したすべての経費および費用について、ファンドの資産から払戻しを受ける。

注8 . 代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.05パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、評価日に発生し、計算され、毎月後払いにて支払われる。

毎月の報酬は、各月の最終営業日から60暦日以内に支払われる。

代行協会員は、ファンドのために負担したすべての経費および費用について、ファンドの資産から払戻しを受ける。

注9. 未払費用

	(米ドル)
管理報酬	149,387
販売報酬および代行協会員報酬	110,066
管理事務代行報酬	19,172
保管報酬	9,587
受託報酬	1,917
立替費用	1,917
専門家報酬	6,715
設立費用	5,682
その他の費用	53,819
未払費用	358,262

注10. 分配方針

管理会社は、受託会社（または受託会社の代理としての管理事務代行会社）に対して、受益証券の保有者に、各分配期間に関して、管理会社が決定した金額を分配するよう指図することができる。かかる分配金は、ファンドのインカム、実現／未実現キャピタル・ゲインおよび／または各クラスに帰属する分配可能な資金の中から支払われる。分配期間に関する分配は、分配期間の終了日である分配基準日においてファンドの受益者名簿に登録されている受益者に対して、該当する通貨の最小単位未満の端数を切り捨てて行われる。

2018年1月31日に終了した年度において、ファンドは、合計2,120,194米ドルを分配した。

分配金は、それぞれ、以下のとおり各クラスの受益者に支払われた。

円投資型1507受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (日本円)	分配金合計 (日本円)
2017年4月6日	2017年4月12日	30	1,409,700
2017年7月6日	2017年7月12日	30	1,397,700
2017年10月6日	2017年10月13日	30	745,800
2018年1月9日	2018年1月16日	30	745,800
			4,299,000

米ドル投資型1507受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (米ドル)	分配金合計 (米ドル)
2017年4月6日	2017年4月12日	0.50	20,635
2017年7月6日	2017年7月12日	0.50	20,435
2017年10月6日	2017年10月13日	0.50	20,435
2018年1月9日	2018年1月16日	0.50	19,218
			80,723

円投資型1510受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (日本円)	分配金合計 (日本円)
2017年4月6日	2017年4月12日	30	2,686,620
2017年7月6日	2017年7月12日	30	2,623,620
2017年10月6日	2017年10月13日	30	2,619,120
2018年1月9日	2018年1月16日	30	2,607,120
			10,536,480

米ドル投資型1510受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (米ドル)	分配金合計 (米ドル)
2017年4月6日	2017年4月12日	0.50	9,760
2017年7月6日	2017年7月12日	0.50	9,760
2017年10月6日	2017年10月13日	0.50	9,560
2018年1月9日	2018年1月16日	0.50	9,560
			38,640

円投資型1601受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (日本円)	分配金合計 (日本円)
2017年4月6日	2017年4月12日	30	2,138,850
2017年7月6日	2017年7月12日	30	2,131,650
2017年10月6日	2017年10月13日	30	2,101,650
2018年1月9日	2018年1月16日	30	2,101,650
			8,473,800

米ドル投資型1601受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (米ドル)	分配金合計 (米ドル)
2017年4月6日	2017年4月12日	0.50	4,561
2017年7月6日	2017年7月12日	0.50	4,561
2017年10月6日	2017年10月13日	0.50	4,561
2018年1月9日	2018年1月16日	0.50	4,511
			18,194

円投資型1605受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (日本円)	分配金合計 (日本円)
2017年2月6日	2017年2月10日	30	11,694,810
2017年5月8日	2017年5月12日	30	10,894,710
2017年8月7日	2017年8月14日	30	10,302,360
2017年11月6日	2017年11月10日	30	9,995,880
			42,887,760

米ドル投資型1605受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (米ドル)	分配金合計 (米ドル)
2017年2月6日	2017年2月10日	0.50	12,701
2017年5月8日	2017年5月12日	0.50	12,701
2017年8月7日	2017年8月14日	0.50	12,701
2017年11月6日	2017年11月10日	0.50	12,701
			50,804

円投資型1609受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (日本円)	分配金合計 (日本円)
2017年3月6日	2017年3月10日	30	11,099,730
2017年6月6日	2017年6月9日	30	11,039,730
2017年9月6日	2017年9月12日	30	10,664,430
2017年12月6日	2017年12月12日	30	10,534,650
			43,338,540

米ドル投資型1609受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (米ドル)	分配金合計 (米ドル)
2017年3月6日	2017年3月10日	0.50	34,620
2017年6月6日	2017年6月9日	0.50	34,120
2017年9月6日	2017年9月12日	0.50	29,420
2017年12月6日	2017年12月12日	0.50	29,370
			127,530

円投資型1611受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (日本円)	分配金合計 (日本円)
2017年2月6日	2017年2月10日	30	10,114,050
2017年5月8日	2017年5月12日	30	10,039,050
2017年8月7日	2017年8月14日	30	10,039,050
2017年11月6日	2017年11月10日	30	10,032,300
			40,224,450

米ドル投資型1611受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (米ドル)	分配金合計 (米ドル)
2017年2月6日	2017年2月10日	0.50	8,575
2017年5月8日	2017年5月12日	0.50	8,575
2017年8月7日	2017年8月14日	0.50	8,575
2017年11月6日	2017年11月10日	0.50	8,575
			34,300

円投資型1701受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (日本円)	分配金合計 (日本円)
2017年4月6日	2017年4月12日	30	2,236,800
2017年7月6日	2017年7月12日	30	2,236,800
2017年10月6日	2017年10月13日	30	2,236,800
2018年1月9日	2018年1月16日	30	2,236,800
			8,947,200

米ドル投資型1701受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (米ドル)	分配金合計 (米ドル)
2017年4月6日	2017年4月12日	0.50	6,463
2017年7月6日	2017年7月12日	0.50	6,463
2017年10月6日	2017年10月13日	0.50	6,463
2018年1月9日	2018年1月16日	0.50	6,463
			25,852

円投資型1703受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (日本円)	分配金合計 (日本円)
2017年6月6日	2017年6月9日	30	1,990,290
2017年9月6日	2017年9月12日	30	1,990,290
2017年12月6日	2017年12月12日	30	1,962,090
			5,942,670

米ドル投資型1703受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (米ドル)	分配金合計 (米ドル)
2017年6月6日	2017年6月9日	0.50	14,957
2017年9月6日	2017年9月12日	0.50	14,957
2017年12月6日	2017年12月12日	0.50	14,957
			44,871
			44,871

円投資型1706受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (日本円)	分配金合計 (日本円)
2017年9月6日	2017年9月12日	30	5,580,240
2017年12月6日	2017年12月12日	30	5,580,240
			11,160,480

米ドル投資型1706受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (米ドル)	分配金合計 (米ドル)
2017年9月6日	2017年9月12日	0.50	20,205
2017年12月6日	2017年12月12日	0.50	20,205
			40,410

円投資型1709受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (日本円)	分配金合計 (日本円)
2017年12月6日	2017年12月12日	30	7,269,420
			7,269,420

米ドル投資型1709受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (米ドル)	分配金合計 (米ドル)
2017年12月6日	2017年12月12日	0.50	23,249
			23,249

注11. 税金

ケイマン諸島の現在の法律において、ファンドが支払う所得税、相続税、譲渡税、売却税もしくはその他の税金、またはファンドによる受益者に対する支払もしくは受益証券の買戻しの際の純資産価額の支払に対して適用される源泉税はない。

ファンドは、一定の利息、配当金およびキャピタル・ゲインに対して外国の源泉税を課せられることがある。

注12. 申込みおよび買戻し

申込み

適格投資家は、申込期間中に、日本円で表示されるすべてのクラスについては1口当たり10,000円の発行価格で、および米ドルで表示されるすべてのクラスについては1口当たり100米ドルの発行価格で各受益証券の取得の申込みをすることができた。

円投資型1507受益証券および米ドル投資型1507受益証券

申込期間は、2015年7月1日に開始し、2015年7月30日に終了した。申込期間中に申し込まれた受益証券は、2015年7月30日に発行された。

円投資型1510受益証券および米ドル投資型1510受益証券

申込期間は、2015年10月1日に開始し、2015年10月29日に終了した。申込期間中に申し込まれた受益証券は、2015年10月29日に発行された。

円投資型1601受益証券および米ドル投資型1601受益証券

申込期間は、2016年1月4日に開始し、2016年1月28日に終了した。申込期間中に申し込まれた受益証券は、2016年1月28日に発行された。

円投資型1605受益証券および米ドル投資型1605受益証券

申込期間は、2016年5月2日に開始し、2016年5月27日に終了した。申込期間中に申し込まれた受益証券は、2016年5月27日に発行された。

円投資型1609受益証券および米ドル投資型1609受益証券

申込期間は、2016年9月1日に開始し、2016年9月29日に終了した。申込期間中に申し込まれた受益証券は、2016年9月29日に発行された。

円投資型1611受益証券および米ドル投資型1611受益証券

申込期間は、2016年11月1日に開始し、2016年11月29日に終了した。申込期間中に申し込まれた受益証券は、2016年11月29日に発行された。

円投資型1701受益証券および米ドル投資型1701受益証券

申込期間は、2017年1月4日に開始し、2017年1月30日に終了した。申込期間中に申し込まれた受益証券は、2017年1月30日に発行された。

円投資型1703受益証券および米ドル投資型1703受益証券

申込期間は、2017年3月1日に開始し、2017年3月30日に終了した。申込期間中に申し込まれた受益証券は、2017年3月30日に発行された。

円投資型1706受益証券および米ドル投資型1706受益証券

申込期間は、2017年6月1日に開始し、2017年6月29日に終了した。申込期間中に申し込まれた受益証券は、2017年6月29日に発行された。

円投資型1709受益証券および米ドル投資型1709受益証券

申込期間は、2017年9月1日に開始し、2017年9月28日に終了した。申込期間中に申し込まれた受益証券は、2018年9月28日に発行された。

円投資型1712受益証券および米ドル投資型1712受益証券

申込期間は、2017年12月1日に開始し、2017年12月21日に終了した。申込期間中に申し込まれた受益証券は、2017年12月21日に発行された。

受益証券の買戻し

各受益者の最低買戻口数は、1口である。

受益証券の買戻しを希望する受益者は、記入済みの買戻請求を、管理事務代行会社から要求されることがあるその他の情報と共に、買戻日の午後5時（東京時間）、または管理会社が受託会社と協議の上決定するその他の時間までに管理事務代行会社に送付しなければならない。期限を過ぎてから到着した買戻請求は、次の買戻日まで繰り越され、受益証券は、当該買戻日に適用される買戻価格で買い戻される。

管理会社が、受託会社と協議の上、一般的または特定の場合について別途定めた場合を除き、買戻請求は撤回することができない。

適用ある法域におけるマネー・ロンダリングの防止を目的とする規制を遵守するため、管理事務代行会社は、買戻請求を実行するために必要と考える情報を請求することができる。管理事務代行会社は、買戻しのために受益証券を提出している受益者が、管理事務代行会社が要求する情報の提出を遅滞もしくは提出しない場合、または受託会社、管理事務代行会社もしくは管理会社がいずれかの法域においてマネー・ロンダリング対策のための法令を遵守するために必要である場合には、買戻請求の実行を拒絶、または買戻代金の支払を延期することができる。

買戻手数料

各クラスの存続期間は7年間であり、発行日から7年目の日（当該日が営業日でない場合には直前の営業日）に当該強制買戻日の評価時点（当該日が評価日でない場合、直前の評価日）で決定される1口当たり純資産価格で強制買戻しされる。

発行日から6年末満で買い戻されるクラス（任意の買戻し、または強制買戻しかを問わない。）については、申込み時の購入価格に対する割合で計算され、以下の基準で管理会社に支払われる買戻手数料が課せられる。

買戻日	買戻手数料	
	円投資型1507受益証券	米ドル投資型1507受益証券
2016年7月30日から2017年7月29日まで	1口当たり175円	1口当たり1.75米ドル
2017年7月30日から2018年7月29日まで	1口当たり150円	1口当たり1.50米ドル
2018年7月30日から2019年7月29日まで	1口当たり125円	1口当たり1.25米ドル
2019年7月30日から2020年7月29日まで	1口当たり100円	1口当たり1.00米ドル
2020年7月30日から2021年7月29日まで	1口当たり50円	1口当たり0.50米ドル
2021年7月30日以降	該当なし	該当なし

買戻日	買戻手数料	
	円投資型1510受益証券	米ドル投資型1510受益証券
2016年10月29日から2017年10月28日まで	1口当たり175円	1口当たり1.75米ドル
2017年10月29日から2018年10月28日まで	1口当たり150円	1口当たり1.50米ドル
2018年10月29日から2019年10月28日まで	1口当たり125円	1口当たり1.25米ドル
2019年10月29日から2020年10月28日まで	1口当たり100円	1口当たり1.00米ドル
2020年10月29日から2021年10月28日まで	1口当たり50円	1口当たり0.50米ドル
2021年10月29日以降	該当なし	該当なし
円投資型1601受益証券	米ドル投資型1601受益証券	
	円投資型1601受益証券	米ドル投資型1601受益証券
2017年1月28日から2018年1月27日まで	1口当たり175円	1口当たり1.75米ドル
2018年1月28日から2019年1月27日まで	1口当たり150円	1口当たり1.50米ドル
2019年1月28日から2020年1月27日まで	1口当たり125円	1口当たり1.25米ドル
2020年1月28日から2021年1月27日まで	1口当たり100円	1口当たり1.00米ドル
2021年1月28日から2022年1月27日まで	1口当たり50円	1口当たり0.50米ドル
2022年1月28日以降	該当なし	該当なし
円投資型1605受益証券	米ドル投資型1605受益証券	
	円投資型1605受益証券	米ドル投資型1605受益証券
2017年5月26日まで	1口当たり200円	1口当たり2.00米ドル
2017年5月27日から2018年5月26日まで	1口当たり175円	1口当たり1.75米ドル
2018年5月27日から2019年5月26日まで	1口当たり150円	1口当たり1.50米ドル
2019年5月27日から2020年5月26日まで	1口当たり125円	1口当たり1.25米ドル
2020年5月27日から2021年5月26日まで	1口当たり100円	1口当たり1.00米ドル
2021年5月27日から2022年5月26日まで	1口当たり50円	1口当たり0.50米ドル
2022年5月27日以降	該当なし	該当なし
円投資型1609受益証券	米ドル投資型1609受益証券	
	円投資型1609受益証券	米ドル投資型1609受益証券
2017年9月28日まで	1口当たり200円	1口当たり2.00米ドル
2017年9月29日から2018年9月28日まで	1口当たり175円	1口当たり1.75米ドル
2018年9月29日から2019年9月28日まで	1口当たり150円	1口当たり1.50米ドル
2019年9月29日から2020年9月28日まで	1口当たり125円	1口当たり1.25米ドル
2020年9月29日から2021年9月28日まで	1口当たり100円	1口当たり1.00米ドル
2021年9月29日から2022年9月28日まで	1口当たり50円	1口当たり0.50米ドル
2022年9月29日以降	該当なし	該当なし
円投資型1611受益証券	米ドル投資型1611受益証券	
	円投資型1611受益証券	米ドル投資型1611受益証券
2017年11月28日まで	1口当たり200円	1口当たり2.00米ドル
2017年11月29日から2018年11月28日まで	1口当たり175円	1口当たり1.75米ドル
2018年11月29日から2019年11月28日まで	1口当たり150円	1口当たり1.50米ドル
2019年11月29日から2020年11月28日まで	1口当たり125円	1口当たり1.25米ドル
2020年11月29日から2021年11月28日まで	1口当たり100円	1口当たり1.00米ドル
2021年11月29日から2022年11月28日まで	1口当たり50円	1口当たり0.50米ドル
2022年11月29日以降	該当なし	該当なし

貢戻日	貢戻手数料	
	円投資型1701受益証券	米ドル投資型1701受益証券
2018年1月29日まで	1口当たり200円	1口当たり2.00米ドル
2018年1月30日から2019年1月29日まで	1口当たり175円	1口当たり1.75米ドル
2019年1月30日から2020年1月29日まで	1口当たり150円	1口当たり1.50米ドル
2020年1月30日から2021年1月29日まで	1口当たり125円	1口当たり1.25米ドル
2021年1月30日から2022年1月29日まで	1口当たり100円	1口当たり1.00米ドル
2022年1月30日から2023年1月29日まで	1口当たり50円	1口当たり0.50米ドル
2023年1月30日以降	該当なし	該当なし
	円投資型1703受益証券	米ドル投資型1703受益証券
	1口当たり200円	1口当たり2.00米ドル
2018年3月29日まで	1口当たり175円	1口当たり1.75米ドル
2018年3月30日から2019年3月29日まで	1口当たり150円	1口当たり1.50米ドル
2019年3月30日から2020年3月29日まで	1口当たり125円	1口当たり1.25米ドル
2020年3月30日から2021年3月29日まで	1口当たり100円	1口当たり1.00米ドル
2022年3月30日から2023年3月29日まで	1口当たり50円	1口当たり0.50米ドル
2023年3月30日以降	該当なし	該当なし
	円投資型1706受益証券	米ドル投資型1706受益証券
	1口当たり200円	1口当たり2.00米ドル
2018年6月28日まで	1口当たり175円	1口当たり1.75米ドル
2019年6月29日から2020年6月28日まで	1口当たり150円	1口当たり1.50米ドル
2020年6月29日から2021年6月28日まで	1口当たり125円	1口当たり1.25米ドル
2021年6月29日から2022年6月28日まで	1口当たり100円	1口当たり1.00米ドル
2022年6月29日から2023年6月28日まで	1口当たり50円	1口当たり0.50米ドル
2023年6月29日以降	該当なし	該当なし
	円投資型1709受益証券	米ドル投資型1709受益証券
	1口当たり200円	1口当たり2.00米ドル
2018年9月27日まで	1口当たり175円	1口当たり1.75米ドル
2019年9月28日から2020年9月27日まで	1口当たり150円	1口当たり1.50米ドル
2020年9月28日から2021年9月27日まで	1口当たり125円	1口当たり1.25米ドル
2021年9月28日から2022年9月27日まで	1口当たり100円	1口当たり1.00米ドル
2022年9月28日から2023年9月27日まで	1口当たり50円	1口当たり0.50米ドル
2023年9月28日以降	該当なし	該当なし
	円投資型1712受益証券	米ドル投資型1712受益証券
	1口当たり200円	1口当たり2.00米ドル
2018年12月20日まで	1口当たり175円	1口当たり1.75米ドル
2019年12月21日から2020年12月20日まで	1口当たり150円	1口当たり1.50米ドル
2020年12月21日から2021年12月20日まで	1口当たり125円	1口当たり1.25米ドル
2021年12月21日から2022年12月20日まで	1口当たり100円	1口当たり1.00米ドル
2022年12月21日から2023年12月20日まで	1口当たり50円	1口当たり0.50米ドル
2023年12月21日以降	該当なし	該当なし

注13. 先渡為替予約

2018年1月31日現在、ファンドは、以下の未決済先渡為替予約を有していた。

購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日	未実現利益 / (損失) (米ドル)
米ドル	180,860,013	日本円	19,686,612,503	2018年2月5日	(186,064)
日本円	18,009,259,091	米ドル	159,138,861	2018年2月5日	6,481,594
日本円	19,589,370,404	米ドル	180,860,013	2018年4月27日	165,264
米ドル	660,488	ユーロ	531,000	2018年2月22日	(732)
米ドル	31,028,670	英ポンド	21,993,000	2018年3月27日	(218,602)
米ドル	6,789,843	ユーロ	5,706,000	2018年2月22日	(315,479)
米ドル	1,989,999	日本円	215,255,450	2018年4月27日	825
米ドル	163,334	日本円	17,667,629	2018年4月27日	68
米ドル	47,749	日本円	5,208,691	2018年2月5日	(152)
米ドル	6,606	日本円	745,199	2018年2月5日	(247)
米ドル	8,643	日本円	978,035	2018年2月5日	(351)
米ドル	18,922	日本円	2,098,343	2018年2月5日	(375)
米ドル	8,958	日本円	1,017,571	2018年2月5日	(400)
米ドル	18,874	日本円	2,097,752	2018年2月5日	(418)
米ドル	17,499	日本円	1,955,811	2018年2月5日	(487)
米ドル	13,882	日本円	1,564,665	2018年2月5日	(507)
米ドル	181,343	日本円	19,781,628	2018年2月5日	(576)
米ドル	18,538	日本円	2,089,420	2018年2月5日	(677)
米ドル	18,616	日本円	2,099,956	2018年2月5日	(695)
米ドル	26,291	日本円	2,934,616	2018年2月5日	(696)
米ドル	17,383	日本円	1,966,201	2018年2月5日	(698)
米ドル	17,818	日本円	2,015,661	2018年2月5日	(718)
米ドル	18,054	日本円	2,041,427	2018年2月5日	(720)
米ドル	46,121	日本円	5,093,410	2018年2月5日	(720)
米ドル	19,814	日本円	2,234,997	2018年2月5日	(740)
米ドル	18,794	日本円	2,128,575	2018年2月5日	(781)
米ドル	26,206	日本円	2,935,299	2018年2月5日	(788)
米ドル	23,094	日本円	2,605,018	2018年2月5日	(862)
米ドル	27,831	日本円	3,124,115	2018年2月5日	(899)
米ドル	27,036	日本円	3,053,385	2018年2月5日	(1,044)
米ドル	33,313	日本円	3,747,048	2018年2月5日	(1,146)
米ドル	49,769	日本円	5,562,381	2018年2月5日	(1,385)
米ドル	73,677	日本円	8,162,167	2018年2月5日	(1,385)
米ドル	34,622	日本円	3,931,798	2018年2月5日	(1,536)
米ドル	54,830	日本円	6,130,028	2018年2月5日	(1,544)
米ドル	54,607	日本円	6,116,376	2018年2月5日	(1,641)
米ドル	43,249	日本円	4,884,362	2018年2月5日	(1,670)
米ドル	94,105	日本円	10,416,189	2018年2月5日	(1,686)
米ドル	64,834	日本円	7,246,155	2018年2月5日	(1,804)

購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日	未実現利益 / (損失) (米ドル)
米ドル	55,938	日本円	6,328,668	2018年2月5日	(2,263)
米ドル	93,956	日本円	10,500,935	2018年2月5日	(2,614)
米ドル	92,740	日本円	10,490,418	2018年2月5日	(3,733)
米ドル	113,879	日本円	12,817,099	2018年2月5日	(3,992)
米ドル	87,472	日本円	9,951,196	2018年2月5日	(4,043)
米ドル	87,790	日本円	9,987,453	2018年2月5日	(4,058)
米ドル	148,282	日本円	16,608,539	2018年2月5日	(4,456)
米ドル	138,779	日本円	15,621,311	2018年2月5日	(4,880)
米ドル	135,154	日本円	15,280,041	2018年2月5日	(5,367)
米ドル	178,529	日本円	20,222,554	2018年2月5日	(7,446)
米ドル	271,314	日本円	30,673,710	2018年2月5日	(10,773)
米ドル	313,710	日本円	35,485,407	2018年2月5日	(12,628)
米ドル	411,042	日本円	46,470,710	2018年2月5日	(16,321)
米ドル	2,384,582	日本円	268,834,928	2018年2月5日	(87,732)
日本円	2,312,592,660	米ドル	20,441,895	2018年2月5日	825,646
					6,554,866

注14. 取引費用

取引費用は、ブローカーへの支払手数料、地方税、譲渡税および証券取引所税ならびに投資有価証券の売買に関連するその他的一切の手数料であると定義される。スプレッドの適用によるものまたは投資有価証券の価格から直接控除される取引費用については、当該取引費用から除外される。

投資対象証券または投資対象証券が取引される市場の性質により、2018年1月31日に終了した年度に、投資対象証券の売買に関して、ファンドが計上した取引費用はなかった。

[次へ](#)

NM Global Investment Grade Corporate Bond Fund

**Statement of Net Assets
as at January 31, 2018
(expressed in US Dollars)**

Notes

ASSETS

Investment in securities at market value (at cost: USD 194,050,144)	2	200,957,466
Cash at bank		6,188,518
Unrealised gain on forward foreign exchange contracts	13	6,554,866
Margin receivable on derivatives		8,164
Accrued income		2,446,688
Interest on cash and cash equivalents		135
Formation expenses	2	116,181
Total Assets		216,272,018

LIABILITIES

Payable for repurchases		2,151,681
Accrued expenses	9	358,262
Total Liabilities		2,509,943
NET ASSETS		213,762,075

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

**Statement of Net Assets
as at January 31, 2018
(expressed in US Dollars)**

Represented by units as follows:

	Net Asset Value per Unit	Number of Units Outstanding	Net Assets
Yen Hedged Units 1507 (in JPY)	10,554	24,360	257,087,745
USD Units 1507 (in USD)	108.78	38,436	4,181,150
Yen Hedged Units 1510 (in JPY)	10,590	85,204	902,329,533
USD Units 1510 (in USD)	108.98	19,120	2,083,716
Yen Hedged Units 1601 (in JPY)	10,910	70,055	764,286,368
USD Units 1601 (in USD)	112.05	9,022	1,010,941
Yen Hedged Units 1605 (in JPY)	10,317	302,046	3,116,308,399
USD Units 1605 (in USD)	105.65	24,641	2,603,349
Yen Hedged Units 1609 (in JPY)	9,945	345,475	3,435,729,072
USD Units 1609 (in USD)	100.91	58,139	5,866,807
Yen Hedged Units 1611 (in JPY)	10,572	322,460	3,409,129,008
USD Units 1611 (in USD)	106.97	17,149	1,834,412
Yen Hedged Units 1701 (in JPY)	10,464	53,546	560,330,191
USD Units 1701 (in USD)	105.64	12,925	1,365,404
Yen Hedged Units 1703 (in JPY)	10,380	61,603	639,467,209
USD Units 1703 (in USD)	104.73	29,913	3,132,831
Yen Hedged Units 1706 (in JPY)	10,037	186,008	1,867,000,572
USD Units 1706 (in USD)	101.07	40,410	4,084,345
Yen Hedged Units 1709 (in JPY)	10,022	242,314	2,428,369,671
USD Units 1709 (in USD)	100.68	46,497	4,681,236
Yen Hedged Units 1712 (in JPY)	9,961	232,038	2,311,272,655
USD Units 1712 (in USD)	99.98	18,738	1,873,398

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Statement of Operations
for the year ended January 31, 2018
(expressed in US Dollars)

Notes

INCOME		
Interest on bank accounts		38,469
Interest on bonds		<u>7,621,405</u>
 Total Income		 <u>7,659,874</u>
 EXPENSES		
Manager fees	4	1,328,330
Distributor and Agent Company fees	7, 8	979,791
Administrator fees	5	171,659
Custodian fees	6	86,103
Interest paid on bank accounts		1,346
Correspondent bank fees		10,933
Bank charges		7,245
Trustee fees	3	17,165
Legal fees		1,829
Overseas registration fees		31,921
Out-of-pocket expenses		17,161
Professional fees		20,076
Printing and publication fees		1,761
Amortisation of formation expenses	2	46,829
Other expenses		<u>1,647</u>
 Total Expenses		 <u>2,723,796</u>
NET INVESTMENT INCOME		<u>4,936,078</u>
 Net realised profit on investments		569,109
Net realised loss on future contracts		(8,796)
Net realised loss on foreign currencies and on forward foreign exchange contracts		<u>(14,612,690)</u>
 NET REALISED LOSS FOR THE YEAR		 <u>(14,052,377)</u>
Change in net unrealised result on investments		10,018,044
Change in net unrealised result on forward foreign exchange contracts		<u>15,489,971</u>
 NET UNREALISED PROFIT FOR THE YEAR		 <u>25,508,015</u>
 NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		 <u>16,391,716</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Statement of Changes in Net Assets
for the year ended January 31, 2018
(expressed in US Dollars)

Notes

Net assets at the beginning of the year		140,103,505
NET INVESTMENT INCOME		4,936,078
NET REALISED LOSS FOR THE YEAR		(14,052,377)
NET UNREALISED PROFIT FOR THE YEAR		25,508,015
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		16,391,716
Proceeds from subscriptions of units	12	78,517,210
Payments for repurchase of units	12	(19,130,162)
		59,387,048
Dividend paid to unitholders	10	(2,120,194)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR		213,762,075

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Statement of Changes in Units Outstanding
for the year ended January 31, 2018
(Unaudited)

Yen Hedged Units 1507

Number of units outstanding at the beginning of the year	47,290
Number of units issued	0
Number of units repurchased	<u>(22,930)</u>
Number of units outstanding at the end of the year	<u>24,360</u>

USD Units 1507

Number of units outstanding at the beginning of the year	41,269
Number of units issued	0
Number of units repurchased	<u>(2,833)</u>
Number of units outstanding at the end of the year	<u>38,436</u>

Yen Hedged Units 1510

Number of units outstanding at the beginning of the year	90,554
Number of units issued	0
Number of units repurchased	<u>(5,350)</u>
Number of units outstanding at the end of the year	<u>85,204</u>

USD Units 1510

Number of units outstanding at the beginning of the year	19,520
Number of units issued	0
Number of units repurchased	<u>(400)</u>
Number of units outstanding at the end of the year	<u>19,120</u>

Yen Hedged Units 1601

Number of units outstanding at the beginning of the year	71,295
Number of units issued	0
Number of units repurchased	<u>(1,240)</u>
Number of units outstanding at the end of the year	<u>70,055</u>

Statement of Changes in Units Outstanding (continued)
for the year ended January 31, 2018
(Unaudited)

USD Units 1601

Number of units outstanding at the beginning of the year	13,422
Number of units issued	0
Number of units repurchased	<u>(4,400)</u>
Number of units outstanding at the end of the year	9,022
	<u><u> </u></u>

Yen Hedged Units 1605

Number of units outstanding at the beginning of the year	389,827
Number of units issued	0
Number of units repurchased	<u>(87,781)</u>
Number of units outstanding at the end of the year	302,046
	<u><u> </u></u>

USD Units 1605

Number of units outstanding at the beginning of the year	25,401
Number of units issued	0
Number of units repurchased	<u>(760)</u>
Number of units outstanding at the end of the year	24,641
	<u><u> </u></u>

Yen Hedged Units 1609

Number of units outstanding at the beginning of the year	370,541
Number of units issued	0
Number of units repurchased	<u>(25,066)</u>
Number of units outstanding at the end of the year	345,475
	<u><u> </u></u>

USD Units 1609

Number of units outstanding at the beginning of the year	69,239
Number of units issued	0
Number of units repurchased	<u>(11,100)</u>
Number of units outstanding at the end of the year	58,139
	<u><u> </u></u>

Statement of Changes in Units Outstanding (continued)
 for the year ended January 31, 2018
 (Unaudited)

Yen Hedged Units 1611

Number of units outstanding at the beginning of the year	337,135
Number of units issued	0
Number of units repurchased	<u>(14,675)</u>
Number of units outstanding at the end of the year	<u>322,460</u>

USD Units 1611

Number of units outstanding at the beginning of the year	17,149
Number of units issued	0
Number of units repurchased	<u>0</u>
Number of units outstanding at the end of the year	<u>17,149</u>

Yen Hedged Units 1701

Number of units outstanding at the beginning of the year	76,260
Number of units issued	0
Number of units repurchased	<u>(22,714)</u>
Number of units outstanding at the end of the year	<u>53,546</u>

USD Units 1701

Number of units outstanding at the beginning of the year	12,925
Number of units issued	0
Number of units repurchased	<u>0</u>
Number of units outstanding at the end of the year	<u>12,925</u>

Yen Hedged Units 1703

Number of units outstanding at the beginning of the year	--
Number of units issued	66,343
Number of units repurchased	<u>(4,740)</u>
Number of units outstanding at the end of the year	<u>61,603</u>

Statement of Changes in Units Outstanding (continued)
 for the year ended January 31, 2018
 (Unaudited)

USD Units 1703

Number of units outstanding at the beginning of the year	--
Number of units issued	29,913
Number of units repurchased	0
Number of units outstanding at the end of the year	<u>29,913</u>

Yen Hedged Units 1706

Number of units outstanding at the beginning of the year	--
Number of units issued	186,008
Number of units repurchased	0
Number of units outstanding at the end of the year	<u>186,008</u>

USD Units 1706

Number of units outstanding at the beginning of the year	--
Number of units issued	40,410
Number of units repurchased	0
Number of units outstanding at the end of the year	<u>40,410</u>

Yen Hedged Units 1709

Number of units outstanding at the beginning of the year	--
Number of units issued	242,324
Number of units repurchased	(10)
Number of units outstanding at the end of the year	<u>242,314</u>

USD Units 1709

Number of units outstanding at the beginning of the year	--
Number of units issued	46,497
Number of units repurchased	0
Number of units outstanding at the end of the year	<u>46,497</u>

Statement of Changes in Units Outstanding (continued)
for the year ended January 31, 2018
(Unaudited)

Yen Hedged Units 1712

Number of units outstanding at the beginning of the year	--
Number of units issued	232,038
Number of units repurchased	0
Number of units outstanding at the end of the year	<u>232,038</u>

USD Units 1712

Number of units outstanding at the beginning of the year	--
Number of units issued	18,738
Number of units repurchased	0
Number of units outstanding at the end of the year	<u>18,738</u>

Statistical Information
as at January 31, 2018
(Unaudited)

	2018	2017	2016
Net Assets at the end of the year (in USD)	213,762,075	140,103,505	29,792,781
Yen Hedged Units 1507 (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	257,087,745	477,651,084	876,148,902
Net Asset Value per unit at the end of the year	10,554	10,100	9,725
USD Units 1507 (in USD)			
Net Assets at the end of the year	4,181,150	4,253,666	4,105,024
Net Asset Value per unit at the end of the year	108.78	103.07	97.58
Yen Hedged Units 1510 (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	902,329,533	917,710,879	914,977,975
Net Asset Value per unit at the end of the year	10,590	10,134	9,754
USD Units 1510 (in USD)			
Net Assets at the end of the year	2,083,716	2,015,565	2,445,678
Net Asset Value per unit at the end of the year	108.98	103.26	97.75
Yen Hedged Units 1601 (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	764,286,368	744,087,475	752,901,036
Net Asset Value per unit at the end of the year	10,910	10,437	10,041
USD Units 1601 (in USD)			
Net Assets at the end of the year	1,010,941	1,424,223	2,190,979
Net Asset Value per unit at the end of the year	112.05	106.11	100.40
Yen Hedged Units 1605 (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	3,116,308,399	3,850,573,187	--
Net Asset Value per unit at the end of the year	10,317	9,878	--
USD Units 1605 (in USD)			
Net Assets at the end of the year	2,603,349	2,544,647	--
Net Asset Value per unit at the end of the year	105.65	100.18	--

Statistical Information (continued)
as at January 31, 2018
(Unaudited)

	2018	2017	2016
Yen Hedged Units 1609 (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	3,435,729,072	3,529,434,864	--
Net Asset Value per unit at the end of the year	9,945	9,525	--
USD Units 1609 (in USD)			
Net Assets at the end of the year	5,866,807	6,629,776	--
Net Asset Value per unit at the end of the year	100.91	95.75	--
Yen Hedged Units 1611 (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	3,409,129,008	3,411,407,979	--
Net Asset Value per unit at the end of the year	10,572	10,119	--
USD Units 1611 (in USD)			
Net Assets at the end of the year	1,834,412	1,738,989	--
Net Asset Value per unit at the end of the year	106.97	101.40	--
Yen Hedged Units 1701 (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	560,330,191	763,785,325	--
Net Asset Value per unit at the end of the year	10,464	10,016	--
USD Units 1701 (in USD)			
Net Assets at the end of the year	1,365,404	1,294,434	--
Net Asset Value per unit at the end of the year	105.64	100.15	--
Yen Hedged Units 1703 (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	639,467,209	--	--
Net Asset Value per unit at the end of the year	10,380	--	--
USD Units 1703 (in USD)			
Net Assets at the end of the year	3,132,831	--	--
Net Asset Value per unit at the end of the year	104.73	--	--

Statistical Information (continued)
as at January 31, 2018
(Unaudited)

	2018	2017	2016
Yen Hedged Units 1706 (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	1,867,000,572	--	--
Net Asset Value per unit at the end of the year	10,037	--	--
USD Units 1706 (in USD)			
Net Assets at the end of the year	4,084,345	--	--
Net Asset Value per unit at the end of the year	101.07	--	--
Yen Hedged Units 1709 (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	2,428,369,671	--	--
Net Asset Value per unit at the end of the year	10,022	--	--
USD Units 1709 (in USD)			
Net Assets at the end of the year	4,681,236	--	--
Net Asset Value per unit at the end of the year	100.68	--	--
Yen Hedged Units 1712 (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	2,311,272,655	--	--
Net Asset Value per unit at the end of the year	9,961	--	--
USD Units 1712 (in USD)			
Net Assets at the end of the year	1,873,398	--	--
Net Asset Value per unit at the end of the year	99.98	--	--

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2018

Note 1 - Organisation

NM Global Investment Grade Corporate Bond Fund (the "Series Trust"), a series trust of Japan Offshore Fund Series (the "Trust"), was established by a Master Trust Deed dated June 22, 2010, as amended and supplemented (the "Master Trust Deed") and the Supplement Trust Deed dated June 2, 2015 respectively entered by CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited (the "Trustee") and BNY Mellon International Management Limited as the Series Trust's Manager. The Trust is a unit trust governed under the Trusts Law (Revised) of the Cayman Islands.

The Trust is regulated as a mutual fund under the Mutual Funds Law (Revised) of the Cayman Islands and registered with the Cayman Islands Monetary Authority (CIMA) which entails the filing of the Offering Circular and audited accounts annually with CIMA.

The Trustee may authorise the establishment of additional Series Trust by Supplemental Trust Deed. At the date of these financial statements, the Trust comprises five Series Trusts including NM Global Investment Grade Corporate Bond Fund, each relating to a separate investment portfolio of securities, cash and other assets.

CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited is a trust company duly incorporated, validly existing and licensed to undertake trust business pursuant to the provisions of the Banks and Trust Companies Law (Revised) of the Cayman Islands.

At the date of this financial statements, twenty two classes of Units, Yen Hedged Units 1507, USD Units 1507, Yen Hedged Units 1510, USD Units 1510, Yen Hedged Units 1601, USD Units 1601, Yen Hedged Units 1605, USD Units 1605, Yen Hedged Units 1609, USD Units 1609, Yen Hedged Units 1611, USD Units 1611, Yen Hedged Units 1701, USD Units 1701, Yen Hedged Units 1703, USD Units 1703, Yen Hedged Units 1706, USD Units 1706, Yen Hedged Units 1709, USD Units 1709, Yen Hedged Units 1712 and USD Units 1712 were created.

The investment objective of the Series Trust is to seek to provide stable income by investing primarily in corporate bonds denominated in US dollar, Euro, British pound, Australian dollars and other currencies whose functional countries of issuers (which are determined by the Sub-Investment Manager taking into account factors such as management location and country of revenue) are member countries of the Organisation for Economic Co-Operation and Development (OECD) and others whilst seeking to maintain or grow the value of trust assets of the Series Trust over the medium to long term to an extent that is broadly consistent with returns on bond markets.

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2018 (continued)

Note 1 - Organisation (continued)

The Manager and/or its delegates intend to enter into currency hedging transactions to hedge the Series Trust's exposure to fluctuations in the currency exchange rate between US dollars (the currency in which the Series Trust is denominated) and the relevant non-US dollar currency in relation to the Series Trust's investment in non-US dollar denominated assets. While the Manager and/or its delegates will aim to hedge the currency exposure of the non-US dollar denominated assets to fluctuations between the non-US dollar and US dollar fully, the exposure will not always be 100% hedged mainly because the future value of the non-US dollar denominated assets will change.

The Manager and/or its delegates may use currency hedging transactions to hedge the exposure holders of Yen Hedged Units will have to fluctuations in the currency exchange rate between the US dollar and Yen. While the Manager and/or its delegates will aim to hedge the currency exposure of the Yen Hedged Units to fluctuations between the US dollar and Yen fully, the exposure will not always be 100% hedged mainly because the future value of the relevant Investments will change. Investors should note that by virtue of such currency hedging transactions, an appreciation of the US dollar against Yen will not provide a corresponding increase in the Net Asset Value per Unit of the Yen Hedged Units. Also, if the interest rate in Yen is lower than the interest rate in US dollars, the difference between those interest rates will be hedging costs for the Unitholders of Yen Hedged Units. If the interest rate in Yen is higher than the interest rate in US dollars, the difference between those interest rates is expected to be hedging income for the Unitholders of Yen Hedged Units.

Unless previously terminated in accordance with the provisions described in the section of the Offering Memorandum, the Series Trust will terminate if required by applicable law or in the event that on any Valuation Day the Net Asset Value is USD 10 million or less and the Manager by written notice to the Trustee determines that the Series Trust should be terminated.

Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds and include the following significant accounting policies:

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2018 (continued)

Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)

INVESTMENTS IN SECURITIES AND OTHER ASSETS

- (a) the value of any cash on hand or on deposit, bills, demand notes, accounts receivable, prepaid expenses, cash dividends and interest declared or accrued and not yet received is deemed to be the full amount thereof unless the Manager determines that any such deposit, bill, demand note or account receivable is not worth the full amount thereof in which event the value thereof is deemed to be such value as the Manager deems to be the reasonable value thereof;
- (b) except in the case of an interest in a Managed Fund to which paragraph (c) below applies, and subject as provided in paragraphs (d), (e) and (f) below, all calculations based on the value of investments listed, quoted, traded or dealt in on any stock exchange, commodities exchange, futures exchange or over-the-counter market is made by reference to the last traded price or official closing price according with its local rules and customs on the principal exchange or market for such investments as at the close of business in such place on the day as of which such calculation is to be made and where there is no stock exchange, commodities exchange, futures exchange or over-the-counter market for a particular investment, the value of such investment is calculated by reference to the price of such investment quoted by any person, firm or institution making a market in that investment (and if there shall be more than one such market maker then such particular market maker as the Manager may designate); provided always that if the Manager in its discretion considers that the prices on an exchange or market other than the principal exchange or market provide in all the circumstances a fairer criterion of value in relation to any such investment, it may adopt such prices;

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2018 (continued)

Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)

INVESTMENTS IN SECURITIES AND OTHER ASSETS (CONTINUED)

(c) subject as provided in paragraphs (d), (e) and (f) below, the value of each interest in any Managed Fund which is valued as at the same day as the relevant Series Trust is the net asset value per unit, share or other interest in such Managed Fund calculated as at that day or, if the Manager so determines or if such Managed Fund is not valued as at the same day as such Series Trust, the last published net asset value per unit, share or other interest in such Managed Fund (where available) or (if the same is not available) the last published redemption or bid price for such unit, share or other interest. In particular if there are no price quotations available for the valuation of the Managed Fund, it shall be calculated in accordance with the values published, or reported in writing to the Series Trust as at the relevant Valuation Day, by or on behalf of the Managed Fund, or if the Managed Fund is not valued as at the relevant Valuation Day, shall be the latest published or reported value. Valuations may in the absolute discretion of the Manager be subject to later adjustment. In performing the calculations, the Manager shall be entitled to rely on the unaudited valuations and reports and estimated valuations received from third parties, including the Managed Fund and its administrator, agents, investment manager or advisor, or other dealing subsidiary and the Manager shall not be responsible for verifying nor shall they be required to verify either the contents or veracity of such valuations and reports;

(d) if no net asset value, redemption, bid, traded or closing prices or price quotations are available as provided in paragraphs (b) or (c) above, the value of the relevant asset is determined from time to time in such manner as the Manager determines;

(e) for the purpose of ascertaining the listed, quoted, traded or market dealing prices of any investment pursuant to paragraph (b) above, the Trustee is entitled to use and rely upon price data and/or information provided by any mechanised and/or electronic systems of price dissemination and the prices provided by any such system will be deemed to be the last traded prices or official closing price for the purpose of paragraph (b) above;

(f) notwithstanding the foregoing, the Manager may, at its absolute discretion, permit some other method of valuation to be used if it considers that such valuation better reflects the fair value of the relevant investment; and

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2018 (continued)

Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)

INVESTMENTS IN SECURITIES AND OTHER ASSETS (CONTINUED)

(g) the value of any investment (whether of a security or cash) denominated in a currency other than that in which such Series Trust is denominated shall be converted into the currency of denomination of such Series Trust at the rate (whether official or otherwise) which the Manager (or the Administrator on its behalf) deems appropriate in the circumstances having regard to any premium or discount which may be relevant and to costs of exchange.

INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Investment transactions are accounted for on the trade date. Interest income is recognised on an accrual basis. Dividends are recorded on the ex-dividend date. Realised gains or losses on security transactions are determined on the basis of the average cost of securities sold.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

The Series Trust maintains its accounting records in US Dollars ("USD") and its financial statements are expressed in this currency. Assets and liabilities expressed in currencies other than USD are translated into USD at applicable exchange rates at the year-end. Income and expenses in currencies other than USD are translated into USD at appropriate exchange rates ruling at the date of transaction.

Investment transactions in currencies other than USD are translated into USD at the exchange rate applicable at the transaction date.

The Series Trust does not isolate the portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realised and unrealised gain or loss from investments.

Currency rates as at January 31, 2018:

1 USD = 0.80409 EUR

1 USD = 0.70534 GBP

1 USD = 108.76504 JPY

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2018 (continued)

Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)

FORMATION EXPENSES

The cost incurred in the setting-up of the Series Trust are amortised during the first five financial years.

FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the year-end date for the remaining period until maturity. Gains or losses resulting from forward foreign exchange contracts are recognised in the Statement of Operations. Net unrealised gains are reported as an asset and net unrealised losses are reported as a liability in the Statement of Net Assets.

FUTURE CONTRACTS

Initial margin deposits are made upon entering into future contracts and can be made either in cash or securities. During the period for which the future contract is open, changes in the value of the contract are recognised as unrealised gains or losses by marking to market the future contract to reflect the value of the contract at the end of each valuation day.

Variation margin payments are made or received, depending on whether unrealised losses or gains are incurred. Net unrealised gains are recorded as an asset and net unrealised losses as a liability in the Statement of Net Assets. When the contract is closed, the Series Trust records a realised gain or loss equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the value at the time it was closed.

Note 3 - Trustee fees

The Trustee is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.01% per annum of the Net Asset Value accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrear, subject to a minimum annual fee of USD 10,000.

The fee payable for each month is paid within 60 calendar days from the last Business Day in that month.

All proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred on behalf of the Series Trust are also reimbursed to the Trustee out of the assets of the Series Trust.

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2018 (continued)

Note 4 - Manager fees

The Manager is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a management fee per annum of the Net Asset Value attributable to the relevant class of Units accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrear as set forth in the table below.

Yen Hedged Units 1507 and USD Units 1507	
Yen Hedged Units 1510 and USD Units 1510	
Yen Hedged Units 1601 and USD Units 1601	
Yen Hedged Units 1605 and USD Units 1605	
Yen Hedged Units 1609 and USD Units 1609	
Yen Hedged Units 1611 and USD Units 1611	0.45%
Yen Hedged Units 1701 and USD Units 1701	
Yen Hedged Units 1703 and USD Units 1703	
Yen Hedged Units 1706 and USD Units 1706	
Yen Hedged Units 1709 and USD Units 1709	
Yen Hedged Units 1712 and USD Units 1712	

The Manager is also entitled to receive out of the assets of the Series Trust a marketing fee per annum of the Net Asset Value attributable to the relevant class of Units accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrear as set forth in the table below.

Yen Hedged Units 1507	
Yen Hedged Units 1510	
Yen Hedged Units 1601	
Yen Hedged Units 1605	
Yen Hedged Units 1609	
Yen Hedged Units 1611	0.32%
Yen Hedged Units 1701	
Yen Hedged Units 1703	
Yen Hedged Units 1706	
Yen Hedged Units 1709	
Yen Hedged Units 1712	

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2018 (continued)

Note 4 - Manager fees (continued)

USD Units 1507	
USD Units 1510	
USD Units 1601	
USD Units 1605	
USD Units 1609	
USD Units 1611	0.34%
USD Units 1701	
USD Units 1703	
USD Units 1706	
USD Units 1709	
USD Units 1712	

In addition, the Manager is also entitled to be reimbursed out of the assets of the Series Trust for any expenses incurred by it in the proper performance of its powers and duties as permitted under the Master Trust Deed.

The fee payable for each month is paid within 60 calendar days from the last Business Day in that month.

All proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred on behalf of the Series Trust are also reimbursed to the Manager out of the assets of the Series Trust.

The Manager pays the fees of the Investment Manager out of its fees. The Investment Manager is responsible for paying the fees of the Sub-Investment Manager.

Note 5 - Administrator fees

The Administrator is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.10% per annum of the Net Asset Value accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrear.

The fee payable for each month is paid within 60 calendar days from the last Business Day in that month.

All proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred on behalf of the Series Trust are also reimbursed to the Administrator out of the assets of the Series Trust.

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2018 (continued)

Note 6 - Custodian fees

The Custodian is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.05% per annum of the Net Asset Value accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrear plus transaction fees and expenses.

The fee payable for each month is paid within 60 calendar days from the last Business Day in that month.

All proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred on behalf of the Series Trust are also reimbursed to the Custodian out of the assets of the Series Trust.

Note 7 - Distributor fees

The Distributor is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee per annum of the Net Asset Value attributable to the relevant class of Units accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrear as set forth in the table below.

Yen Hedged Units 1507 and USD Units 1507	
Yen Hedged Units 1510 and USD Units 1510	
Yen Hedged Units 1601 and USD Units 1601	
Yen Hedged Units 1605 and USD Units 1605	
Yen Hedged Units 1609 and USD Units 1609	
Yen Hedged Units 1611 and USD Units 1611	0.52%
Yen Hedged Units 1701 and USD Units 1701	
Yen Hedged Units 1703 and USD Units 1703	
Yen Hedged Units 1706 and USD Units 1706	
Yen Hedged Units 1709 and USD Units 1709	
Yen Hedged Units 1712 and USD Units 1712	

The fee payable for each month is paid within 60 calendar days from the last Business Day in that month.

All proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred on behalf of the Series Trust are also reimbursed to the Distributor out of the assets of the Series Trust.

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2018 (continued)

Note 8 - Agent Company fees

The Agent Company is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.05% per annum of the Net Asset Value accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrear.

The fee payable for each month is paid within 60 calendar days from the last Business Day in that month.

All proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred on behalf of the Series Trust are also reimbursed to the Agent Company out of the assets of the Series Trust.

Note 9 - Accrued expenses

USD

Manager fees	149,387
Distributor and Agent Company fees	110,066
Administrator fees	19,172
Custodian fees	9,587
Trustee fees	1,917
Out-of-pocket expenses	1,917
Professional fees	6,715
Formation expenses	5,682
Other expenses	53,819
Accrued expenses	358,262

Note 10 - Distributions

The Manager may direct the Trustee (or the Administrator on its behalf) to make distributions to holders of any class of Units in respect of each Distribution Period (the "Current Distribution Period") of such amount as determined by the Manager, which are paid out of the income, realised and unrealised capital gains and/or any distributable funds of the Series Trust attributable to the relevant class of Units. Any distributions in respect of the Current Distribution Period are made to the person in whose name Units of the relevant class of Units are registered on the Register on the Distribution Record Date on which the Current Distribution Period ends and all such distributions are rounded down to the nearest whole smallest unit of denomination of the relevant currency.

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2018 (continued)

Note 10 - Distributions (continued)

For the year ended January 31, 2018, the Series Trust distributed a total amount of USD 2,120,194.

Distributions were done to relevant class Unitholders in the following respective manner:

Yen Hedged Units 1507

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit JPY	Total Dividend JPY
April 06, 2017	April 12, 2017	30	1,409,700
July 06, 2017	July 12, 2017	30	1,397,700
October 06, 2017	October 13, 2017	30	745,800
January 09, 2018	January 16, 2018	30	745,800
			4,299,000
			4,299,000

USD Units 1507

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit USD	Total Dividend USD
April 06, 2017	April 12, 2017	0.50	20,635
July 06, 2017	July 12, 2017	0.50	20,435
October 06, 2017	October 13, 2017	0.50	20,435
January 09, 2018	January 16, 2018	0.50	19,218
			80,723
			80,723

Yen Hedged Units 1510

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit JPY	Total Dividend JPY
April 06, 2017	April 12, 2017	30	2,686,620
July 06, 2017	July 12, 2017	30	2,623,620
October 06, 2017	October 13, 2017	30	2,619,120
January 09, 2018	January 16, 2018	30	2,607,120
			10,536,480
			10,536,480

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2018 (continued)

Note 10 - Distributions (continued)

USD Units 1510

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit USD	Total Dividend USD
April 06, 2017	April 12, 2017	0.50	9,760
July 06, 2017	July 12, 2017	0.50	9,760
October 06, 2017	October 13, 2017	0.50	9,560
January 09, 2018	January 16, 2018	0.50	9,560
			<hr/>
			38,640
			<hr/>

Yen Hedged Units 1601

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit JPY	Total Dividend JPY
April 06, 2017	April 12, 2017	30	2,138,850
July 06, 2017	July 12, 2017	30	2,131,650
October 06, 2017	October 13, 2017	30	2,101,650
January 09, 2018	January 16, 2018	30	2,101,650
			<hr/>
			8,473,800
			<hr/>

USD Units 1601

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit USD	Total Dividend USD
April 06, 2017	April 12, 2017	0.50	4,561
July 06, 2017	July 12, 2017	0.50	4,561
October 06, 2017	October 13, 2017	0.50	4,561
January 09, 2018	January 16, 2018	0.50	4,511
			<hr/>
			18,194
			<hr/>

Yen Hedged Units 1605

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit JPY	Total Dividend JPY
February 06, 2017	February 10, 2017	30	11,694,810
May 08, 2017	May 12, 2017	30	10,894,710
August 07, 2017	August 14, 2017	30	10,302,360
November 06, 2017	November 10, 2017	30	9,995,880
			<hr/>
			42,887,760
			<hr/>

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2018 (continued)

Note 10 - Distributions (continued)

USD Units 1605

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit USD	Total Dividend USD
February 06, 2017	February 10, 2017	0.50	12,701
May 08, 2017	May 12, 2017	0.50	12,701
August 07, 2017	August 14, 2017	0.50	12,701
November 06, 2017	November 10, 2017	0.50	12,701
			<u>50,804</u>
			<u>50,804</u>

Yen Hedged Units 1609

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit JPY	Total Dividend JPY
March 06, 2017	March 10, 2017	30	11,099,730
June 06, 2017	June 09, 2017	30	11,039,730
September 06, 2017	September 12, 2017	30	10,664,430
December 06, 2017	December 12, 2017	30	10,534,650
			<u>43,338,540</u>
			<u>43,338,540</u>

USD Units 1609

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit USD	Total Dividend USD
March 06, 2017	March 10, 2017	0.50	34,620
June 06, 2017	June 09, 2017	0.50	34,120
September 06, 2017	September 12, 2017	0.50	29,420
December 06, 2017	December 12, 2017	0.50	29,370
			<u>127,530</u>
			<u>127,530</u>

Yen Hedged Units 1611

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit JPY	Total Dividend JPY
February 06, 2017	February 10, 2017	30	10,114,050
May 08, 2017	May 12, 2017	30	10,039,050
August 07, 2017	August 14, 2017	30	10,039,050
November 06, 2017	November 10, 2017	30	10,032,300
			<u>40,224,450</u>
			<u>40,224,450</u>

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2018 (continued)

Note 10 - Distributions (continued)

USD Units 1611

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit USD	Total Dividend USD
February 06, 2017	February 10, 2017	0.50	8,575
May 08, 2017	May 12, 2017	0.50	8,575
August 07, 2017	August 14, 2017	0.50	8,575
November 06, 2017	November 10, 2017	0.50	8,575
			<hr/>
			34,300
			<hr/>

Yen Hedged Units 1701

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit JPY	Total Dividend JPY
April 06, 2017	April 12, 2017	30	2,236,800
July 06, 2017	July 12, 2017	30	2,236,800
October 06, 2017	October 13, 2017	30	2,236,800
January 09, 2018	January 16, 2018	30	2,236,800
			<hr/>
			8,947,200
			<hr/>

USD Units 1701

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit USD	Total Dividend USD
April 06, 2017	April 12, 2017	0.50	6,463
July 06, 2017	July 12, 2017	0.50	6,463
October 06, 2017	October 13, 2017	0.50	6,463
January 09, 2018	January 16, 2018	0.50	6,463
			<hr/>
			25,852
			<hr/>

Yen Hedged Units 1703

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit JPY	Total Dividend JPY
June 06, 2017	June 09, 2017	30	1,990,290
September 06, 2017	September 12, 2017	30	1,990,290
December 06, 2017	December 12, 2017	30	1,962,090
			<hr/>
			5,942,670
			<hr/>

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2018 (continued)

Note 10 - Distributions (continued)

USD Units 1703

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit USD	Total Dividend USD
June 06, 2017	June 09, 2017	0.50	14,957
September 06, 2017	September 12, 2017	0.50	14,957
December 06, 2017	December 12, 2017	0.50	14,957
			<u>44,871</u>
			<u>44,871</u>

Yen Hedged Units 1706

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit JPY	Total Dividend JPY
September 06, 2017	September 12, 2017	30	5,580,240
December 06, 2017	December 12, 2017	30	5,580,240
			<u>11,160,480</u>
			<u>11,160,480</u>

USD Units 1706

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit USD	Total Dividend USD
September 06, 2017	September 12, 2017	0.50	20,205
December 06, 2017	December 12, 2017	0.50	20,205
			<u>40,410</u>
			<u>40,410</u>

Yen Hedged Units 1709

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit JPY	Total Dividend JPY
December 06, 2017	December 12, 2017	30	7,269,420
			<u>7,269,420</u>
			<u>7,269,420</u>

USD Units 1709

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit USD	Total Dividend USD
December 06, 2017	December 12, 2017	0.50	23,249
			<u>23,249</u>
			<u>23,249</u>

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2018 (continued)

Note 11 - Taxation

Under the current laws of the Cayman Islands, there are no income, estate, transfer, sales or other taxes payable by the Series Trust or withholding taxes applicable to the payment by the Series Trust to the Unitholders or to the payment of net asset value upon repurchase of Units.

The Series Trust may be subject to foreign withholding tax on certain interest, dividends and capital gains.

Note 12 - Terms of subscriptions and repurchases

Subscriptions

Each class of units was subscribed for by Eligible Investors during the Initial Offer Period at the purchase prices of JPY 10,000 per Unit for all classes expressed in JPY and USD 100 per Unit for all classes expressed in USD.

Yen Hedged Units 1507 and USD Units 1507

The Initial Offer Period commenced on July 1, 2015 and closed on July 30, 2015. Units subscribed for during the Initial Offer Period were issued on July 30, 2015.

Yen Hedged Units 1510 and USD Units 1510

The Initial Offer Period commenced on October 1, 2015 and closed on October 29, 2015. Units subscribed for during the Initial Offer Period were issued on October 29, 2015.

Yen Hedged Units 1601 and USD Units 1601

The Initial Offer Period commenced on January 4, 2016 and closed on January 28, 2016. Units subscribed for during the Initial Offer Period were issued on January 28, 2016.

Yen Hedged Units 1605 and USD Units 1605

The Initial Offer Period commenced on May 2, 2016 and closed on May 27, 2016. Units subscribed for during the Initial Offer Period were issued on May 27, 2016.

Yen Hedged Units 1609 and USD Units 1609

The Initial Offer Period commenced on September 1, 2016 and closed on September 29, 2016. Units subscribed for during the Initial Offer Period were issued on September 29, 2016.

Yen Hedged Units 1611 and USD Units 1611

The Initial Offer Period commenced on November 1, 2016 and closed on November 29, 2016. Units subscribed for during the Initial Offer Period were issued on November 29, 2016.

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2018 (continued)

Note 12 - Terms of subscriptions and repurchases (continued)

Subscriptions (continued)

Yen Hedged Units 1701 and USD Units 1701

The Initial Offer Period commenced on January 4, 2017 and closed on January 30, 2017. Units subscribed for during the Initial Offer Period were issued on January 30, 2017.

Yen Hedged Units 1703 and USD Units 1703

The Initial Offer Period commenced on March 1, 2017 and closed on March 30, 2017. Units subscribed for during the Initial Offer Period were issued on March 30, 2017.

Yen Hedged Units 1706 and USD Units 1706

The Initial Offer Period commenced on June 1, 2017 and closed on June 29, 2017. Units subscribed for during the Initial Offer Period were issued on June 29, 2017.

Yen Hedged Units 1709 and USD Units 1709

The Initial Offer Period commenced on September 1, 2017 and closed on September 28, 2017. Units subscribed for during the Initial Offer Period were issued on September 28, 2017.

Yen Hedged Units 1712 and USD Units 1712

The Initial Offer Period commenced on December 1, 2017 and closed on December 21, 2017. Units subscribed for during the Initial Offer Period were issued on December 21, 2017.

Repurchase of Units

The minimum repurchase for each Unitholder is 1 Unit.

Unitholders wishing to have Units repurchased should send a completed Repurchase Notice, together with such other information as may be required by the Administrator, to be received by the Administrator no later than 5.00 p.m. (Tokyo time) on the relevant Repurchase Day or such other time as the Manager, after consultation with the Trustee, may in any particular case determine, failing which the Repurchase Notice will be held over until the next following Repurchase Day and Units will be repurchased at the repurchase price applicable on that Repurchase Day.

A Repurchase Notice, once given, is irrevocable unless the Manager, after consultation with the Trustee, determines otherwise generally or in any particular case or cases.

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2018 (continued)

Note 12 - Terms of subscriptions and repurchases (continued)

Repurchase of Units (continued)

In order to comply with regulations aimed at the prevention of money laundering in any applicable jurisdiction, the Administrator reserves the right to request such information as it considers necessary in order to process any Repurchase Notice. The Administrator may refuse to process any Repurchase Notice or delay payment of repurchase proceeds if a Unitholder submitting Units for repurchase delays in producing or fails to produce any information required by the Administrator or if such refusal is necessary to ensure the compliance by the Trustee, the Administrator or the Manager with any anti-money laundering law in any jurisdiction.

Repurchase fee

The each class has a fixed seven year life and will be compulsorily repurchased on the seventh anniversary of the date of their issue (or if such day is not a Business Day the immediately preceding Business Day) at a price per Unit equal to the Net Asset Value per Unit of such class of Units determined as at the Valuation Point on the date of such compulsory repurchase (or if that day is not also a Valuation Day on the immediately preceding Valuation Day).

If a class is repurchased (either voluntarily or by way of compulsory repurchase) prior to the sixth anniversary of the date of their issue a repurchase fee, calculated as a percentage of the purchase price at the time of subscription, will be charged in accordance with the following scale and paid to the Manager:

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2018 (continued)

Note 12 - Terms of subscriptions and repurchases (continued)

Repurchase fee (continued)

Repurchase day	Repurchase fee	
	Yen Hedged Units 1507	USD Units 1507
from July 30, 2016 to July 29, 2017	JPY 175 per Unit	USD 1.75 per Unit
from July 30, 2017 to July 29, 2018	JPY 150 per Unit	USD 1.50 per Unit
from July 30, 2018 to July 29, 2019	JPY 125 per Unit	USD 1.25 per Unit
from July 30, 2019 to July 29, 2020	JPY 100 per Unit	USD 1.00 per Unit
from July 30, 2020 to July 29, 2021	JPY 50 per Unit	USD 0.50 per Unit
from July 30, 2021	Nil	Nil
	Yen Hedged Units 1510	USD Units 1510
from October 29, 2016 to October 28, 2017	JPY 175 per Unit	USD 1.75 per Unit
from October 29, 2017 to October 28, 2018	JPY 150 per Unit	USD 1.50 per Unit
from October 29, 2018 to October 28, 2019	JPY 125 per Unit	USD 1.25 per Unit
from October 29, 2019 to October 28, 2020	JPY 100 per Unit	USD 1.00 per Unit
from October 29, 2020 to October 28, 2021	JPY 50 per Unit	USD 0.50 per Unit
from October 29, 2021	Nil	Nil
	Yen Hedged Units 1601	USD Units 1601
from January 28, 2017 to January 27, 2018	JPY 175 per Unit	USD 1.75 per Unit
from January 28, 2018 to January 27, 2019	JPY 150 per Unit	USD 1.50 per Unit
from January 28, 2019 to January 27, 2020	JPY 125 per Unit	USD 1.25 per Unit
from January 28, 2020 to January 27, 2021	JPY 100 per Unit	USD 1.00 per Unit
from January 28, 2021 to January 27, 2022	JPY 50 per Unit	USD 0.50 per Unit
from January 28, 2022	Nil	Nil
	Yen Hedged Units 1605	USD Units 1605
to May 26, 2017	JPY 200 per Unit	USD 2.00 per Unit
from May 27, 2017 to May 26, 2018	JPY 175 per Unit	USD 1.75 per Unit
from May 27, 2018 to May 26, 2019	JPY 150 per Unit	USD 1.50 per Unit
from May 27, 2019 to May 26, 2020	JPY 125 per Unit	USD 1.25 per Unit
from May 27, 2020 to May 26, 2021	JPY 100 per Unit	USD 1.00 per Unit
from May 27, 2021 to May 26, 2022	JPY 50 per Unit	USD 0.50 per Unit
from May 27, 2022	Nil	Nil

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2018 (continued)

Note 12 - Terms of subscriptions and repurchases (continued)

Repurchase fee (continued)

Repurchase day	Repurchase fee	
	Yen Hedged Units 1609	USD Units 1609
to September 28, 2017	JPY 200 per Unit	USD 2.00 per Unit
from September 29, 2017 to September 28, 2018	JPY 175 per Unit	USD 1.75 per Unit
from September 29, 2018 to September 28, 2019	JPY 150 per Unit	USD 1.50 per Unit
from September 29, 2019 to September 28, 2020	JPY 125 per Unit	USD 1.25 per Unit
from September 29, 2020 to September 28, 2021	JPY 100 per Unit	USD 1.00 per Unit
from September 29, 2021 to September 28, 2022	JPY 50 per Unit	USD 0.50 per Unit
from September 29, 2022	Nil	Nil
	Yen Hedged Units 1611	USD Units 1611
to November 28, 2017	JPY 200 per Unit	USD 2.00 per Unit
from November 29, 2017 to November 28, 2018	JPY 175 per Unit	USD 1.75 per Unit
from November 29, 2018 to November 28, 2019	JPY 150 per Unit	USD 1.50 per Unit
from November 29, 2019 to November 28, 2020	JPY 125 per Unit	USD 1.25 per Unit
from November 29, 2020 to November 28, 2021	JPY 100 per Unit	USD 1.00 per Unit
from November 29, 2021 to November 28, 2022	JPY 50 per Unit	USD 0.50 per Unit
from November 29, 2022	Nil	Nil
	Yen Hedged Units 1701	USD Units 1701
to January 29, 2018	JPY 200 per Unit	USD 2.00 per Unit
from January 30, 2018 to January 29, 2019	JPY 175 per Unit	USD 1.75 per Unit
from January 30, 2019 to January 29, 2020	JPY 150 per Unit	USD 1.50 per Unit
from January 30, 2020 to January 29, 2021	JPY 125 per Unit	USD 1.25 per Unit
from January 30, 2021 to January 29, 2022	JPY 100 per Unit	USD 1.00 per Unit
from January 30, 2022 to January 29, 2023	JPY 50 per Unit	USD 0.50 per Unit
from January 30, 2023	Nil	Nil

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2018 (continued)

Note 12 - Terms of subscriptions and repurchases (continued)

Repurchase fee (continued)

Repurchase day	Repurchase fee	
	Yen Hedged Units 1703	USD Units 1703
to March 29, 2018	JPY 200 per Unit	USD 2.00 per Unit
from March 30, 2018 to March 29, 2019	JPY 175 per Unit	USD 1.75 per Unit
from March 30, 2019 to March 29, 2020	JPY 150 per Unit	USD 1.50 per Unit
from March 30, 2020 to March 29, 2021	JPY 125 per Unit	USD 1.25 per Unit
from March 30, 2021 to March 29, 2022	JPY 100 per Unit	USD 1.00 per Unit
from March 30, 2022 to March 29, 2023	JPY 50 per Unit	USD 0.50 per Unit
from March 30, 2023	Nil	Nil
	Yen Hedged Units 1706	USD Units 1706
to June 28, 2018	JPY 200 per Unit	USD 2.00 per Unit
from June 29, 2018 to June 28, 2019	JPY 175 per Unit	USD 1.75 per Unit
from June 29, 2019 to June 28, 2020	JPY 150 per Unit	USD 1.50 per Unit
from June 29, 2020 to June 28, 2021	JPY 125 per Unit	USD 1.25 per Unit
from June 29, 2021 to June 28, 2022	JPY 100 per Unit	USD 1.00 per Unit
from June 29, 2022 to June 28, 2023	JPY 50 per Unit	USD 0.50 per Unit
from June 29, 2023	Nil	Nil
	Yen Hedged Units 1709	USD Units 1709
to September 27, 2018	JPY 200 per Unit	USD 2.00 per Unit
from September 28, 2018 to September 27, 2019	JPY 175 per Unit	USD 1.75 per Unit
from September 28, 2019 to September 27, 2020	JPY 150 per Unit	USD 1.50 per Unit
from September 28, 2020 to September 27, 2021	JPY 125 per Unit	USD 1.25 per Unit
from September 28, 2021 to September 27, 2022	JPY 100 per Unit	USD 1.00 per Unit
from September 28, 2022 to September 27, 2023	JPY 50 per Unit	USD 0.50 per Unit
from September 28, 2023	Nil	Nil

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2018 (continued)

Note 12 - Terms of subscriptions and repurchases (continued)

Repurchase fee (continued)

Repurchase day	Repurchase fee	
	Yen Hedged Units 1712	USD Units 1712
to December 20, 2018	JPY 200 per Unit	USD 2.00 per Unit
from December 21, 2018 to December 20, 2019	JPY 175 per Unit	USD 1.75 per Unit
from December 21, 2019 to December 20, 2020	JPY 150 per Unit	USD 1.50 per Unit
from December 21, 2020 to December 20, 2021	JPY 125 per Unit	USD 1.25 per Unit
from December 21, 2021 to December 20, 2022	JPY 100 per Unit	USD 1.00 per Unit
from December 21, 2022 to December 20, 2023	JPY 50 per Unit	USD 0.50 per Unit
from December 21, 2023	Nil	Nil

Note 13 - Forward foreign exchange contracts

As at January 31, 2018, the Series Trust had the following open forward foreign exchange contracts:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealised Gain / (Loss) in USD
USD	180,860,013	JPY	19,686,612,503	February 05, 2018	(186,064)
JPY	18,009,259,091	USD	159,138,861	February 05, 2018	6,481,594
JPY	19,589,370,404	USD	180,860,013	April 27, 2018	165,264
USD	660,488	EUR	531,000	February 22, 2018	(732)
USD	31,028,670	GBP	21,993,000	March 27, 2018	(218,602)
USD	6,789,843	EUR	5,706,000	February 22, 2018	(315,479)
USD	1,989,999	JPY	215,255,450	April 27, 2018	825
USD	163,334	JPY	17,667,629	April 27, 2018	68
USD	47,749	JPY	5,208,691	February 05, 2018	(152)
USD	6,606	JPY	745,199	February 05, 2018	(247)
USD	8,643	JPY	978,035	February 05, 2018	(351)
USD	18,922	JPY	2,098,343	February 05, 2018	(375)
USD	8,958	JPY	1,017,571	February 05, 2018	(400)
USD	18,874	JPY	2,097,752	February 05, 2018	(418)
USD	17,499	JPY	1,955,811	February 05, 2018	(487)
USD	13,882	JPY	1,564,665	February 05, 2018	(507)
USD	181,343	JPY	19,781,628	February 05, 2018	(576)
USD	18,538	JPY	2,089,420	February 05, 2018	(677)
USD	18,616	JPY	2,099,956	February 05, 2018	(695)
USD	26,291	JPY	2,934,616	February 05, 2018	(696)
USD	17,383	JPY	1,966,201	February 05, 2018	(698)
USD	17,818	JPY	2,015,661	February 05, 2018	(718)
USD	18,054	JPY	2,041,427	February 05, 2018	(720)
USD	46,121	JPY	5,093,410	February 05, 2018	(720)
USD	19,814	JPY	2,234,997	February 05, 2018	(740)

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2018 (continued)

Note 13 - Forward foreign exchange contracts (continued)

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealised Gain / (Loss) in USD
USD	18,794	JPY	2,128,575	February 05, 2018	(781)
USD	26,206	JPY	2,935,299	February 05, 2018	(788)
USD	23,094	JPY	2,605,018	February 05, 2018	(862)
USD	27,831	JPY	3,124,115	February 05, 2018	(899)
USD	27,036	JPY	3,053,385	February 05, 2018	(1,044)
USD	33,313	JPY	3,747,048	February 05, 2018	(1,146)
USD	49,769	JPY	5,562,381	February 05, 2018	(1,385)
USD	73,677	JPY	8,162,167	February 05, 2018	(1,385)
USD	34,622	JPY	3,931,798	February 05, 2018	(1,536)
USD	54,830	JPY	6,130,028	February 05, 2018	(1,544)
USD	54,607	JPY	6,116,376	February 05, 2018	(1,641)
USD	43,249	JPY	4,884,362	February 05, 2018	(1,670)
USD	94,105	JPY	10,416,189	February 05, 2018	(1,686)
USD	64,834	JPY	7,246,155	February 05, 2018	(1,804)
USD	55,938	JPY	6,328,668	February 05, 2018	(2,263)
USD	93,956	JPY	10,500,935	February 05, 2018	(2,614)
USD	92,740	JPY	10,490,418	February 05, 2018	(3,733)
USD	113,879	JPY	12,817,099	February 05, 2018	(3,992)
USD	87,472	JPY	9,951,196	February 05, 2018	(4,043)
USD	87,790	JPY	9,987,453	February 05, 2018	(4,058)
USD	148,282	JPY	16,608,539	February 05, 2018	(4,456)
USD	138,779	JPY	15,621,311	February 05, 2018	(4,880)
USD	135,154	JPY	15,280,041	February 05, 2018	(5,367)
USD	178,529	JPY	20,222,554	February 05, 2018	(7,446)
USD	271,314	JPY	30,673,710	February 05, 2018	(10,773)
USD	313,710	JPY	35,485,407	February 05, 2018	(12,628)
USD	411,042	JPY	46,470,710	February 05, 2018	(16,321)
USD	2,384,582	JPY	268,834,928	February 05, 2018	(87,732)
JPY	2,312,592,660	USD	20,441,895	February 05, 2018	825,646
					6,554,866

Note 14 - Transaction costs

Transaction costs are defined as any broker commission fees, local, transfer and stock exchanges taxes and any other charges and fees linked to the purchase and sale of investments. Transaction costs applied to a specific investment transaction through the use of spreads or directly deducted from the price of the investments are excluded from the transactions costs calculation.

The Series Trust did not record any transaction costs relating to the purchase or sale of its investments during the year ended January 31, 2018, due to the nature of its investments or the markets where these were traded.

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2019年5月末日現在)

． 資産総額		260,550,063.73米ドル	28,493,755千円
． 負債総額		952,403.38米ドル	104,155千円
． 純資産総額 (-)		259,597,660.35米ドル	28,389,600千円
． 発行済口数			
	円投資型1507	21,810口	-
	円投資型1510	32,149口	-
	円投資型1601	57,475口	-
	円投資型1605	266,162口	-
	円投資型1609	288,135口	-
	円投資型1611	279,913口	-
	円投資型1701	45,466口	-
	円投資型1703	56,803口	-
	円投資型1706	170,518口	-
	円投資型1709	219,226口	-
	円投資型1712	184,224口	-
	円投資型1802	448,386口	-
	円投資型1803	90,173口	-
	円投資型1806	97,438口	-
	円投資型1809	45,693口	-
	円投資型1812	21,561口	-
	米ドル投資型1507	37,436口	-
	米ドル投資型1510	18,030口	-
	米ドル投資型1601	8,922口	-
	米ドル投資型1605	16,108口	-
	米ドル投資型1609	56,253口	-
	米ドル投資型1611	9,936口	-
	米ドル投資型1701	12,925口	-
	米ドル投資型1703	12,185口	-
	米ドル投資型1706	39,018口	-
	米ドル投資型1709	19,067口	-
	米ドル投資型1712	18,338口	-
	米ドル投資型1802	25,824口	-
	米ドル投資型1803	11,471口	-
	米ドル投資型1806	18,857口	-
	米ドル投資型1809	16,130口	-
	米ドル投資型1812	26,994口	-

	円投資型1507	10,242円	-
	円投資型1510	10,278円	-
	円投資型1601	10,593円	-
	円投資型1605	9,979円	-
	円投資型1609	9,640円	-
	円投資型1611	10,231円	-
	円投資型1701	10,154円	-
	円投資型1703	10,070円	-
	円投資型1706	9,734円	-
	円投資型1709	9,719円	-
	円投資型1712	9,658円	-
	円投資型1802	9,926円	-
	円投資型1803	10,019円	-
	円投資型1806	10,282円	-
	円投資型1809	10,364円	-
	円投資型1812	10,575円	-
1 口当たり純資産価格	米ドル投資型1507	108.38米ドル	11,852円
	米ドル投資型1510	108.59米ドル	11,875円
	米ドル投資型1601	111.72米ドル	12,218円
	米ドル投資型1605	104.69米ドル	11,449円
	米ドル投資型1609	100.35米ドル	10,974円
	米ドル投資型1611	106.03米ドル	11,595円
	米ドル投資型1701	105.18米ドル	11,502円
	米ドル投資型1703	104.25米ドル	11,401円
	米ドル投資型1706	100.51米ドル	10,992円
	米ドル投資型1709	100.10米ドル	10,947円
	米ドル投資型1712	99.39米ドル	10,869円
	米ドル投資型1802	101.76米ドル	11,128円
	米ドル投資型1803	102.66米ドル	11,227円
	米ドル投資型1806	104.83米ドル	11,464円
	米ドル投資型1809	105.27米ドル	11,512円
	米ドル投資型1812	106.92米ドル	11,693円

(注)本表中、
、
および
の数値は、ファンドの2019年5月末日時点で運用している全クラス(円投資型1507、米ドル投資型1507、円投資型1510、米ドル投資型1510、円投資型1601、米ドル投資型1601、円投資型1605、米ドル投資型1605、円投資型1609、米ドル投資型1609、円投資型1611、米ドル投資型1611、円投資型1701、米ドル投資型1701、円投資型1703、米ドル投資型1703、円投資型1706、米ドル投資型1706、円投資型1709、米ドル投資型1709、円投資型1712、米ドル投資型1712、円投資型1802、米ドル投資型1802、円投資型1803、米ドル投資型1803、円投資型1806、米ドル投資型1806、円投資型1809、米ドル投資型1809、円投資型1812、米ドル投資型1812、円投資型1903および米ドル投資型1903)の資産を合計したシリーズ・トラストの資産を表示したものです。

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(イ) ファンド証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次のとおりです。

名称 ノムラ・バンク・ルクセンブルク S . A .

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り 33番A棟

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売会社に委託している場合、販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行います。

名義書換の費用は受益者から徴収されません。

(ロ) 受益者集会

受託会社は、基本信託証書の規定により要求された場合、またはトラスト受益者決議の場合 1口当たり純資産価格の総額がトラストの全シリーズ・トラストの純資産総額の10分の1以上となる受益証券の保有者として登録された受益者により、もしくはシリーズ・トラスト受益者決議の場合特定のシリーズ・トラストの受益証券の総口数の10分の1以上の保有者として登録された受益者により書面で要請された場合、招集通知に記載される時間および場所において、適宜、全受益者またはファンドの受益者の集会を招集します。各集会について集会の場所、日時および当該集会で提案される決議の概要を記載した書面による通知は、受託会社により、全受益者の集会の場合は各受益者に対し、またはファンドの受益者の集会の場合はファンドの受益者に対し、15暦日前までに郵送されるものとします。集会の基準日は、当該集会の招集通知に明記される日付の21暦日以上前とします。不注意から集会の招集通知を受益者に送付しなかった場合、または受益者がかかる通知を受け取らなかった場合でも、当該集会の議事は無効とならないものとします。受託会社または管理会社の取締役その他の授権された役員は、集会に出席し、かつ、発言することができます。

定足数は受益者2名としますが、受益者が1名しか存在しない場合、定足数は当該受益者1名とします。いずれの集会においても、集会の議決に付される決議は、書面で行われる投票により決定されるものとし、トラスト受益者決議の場合 1口当たり純資産価格の総額が全シリーズ・トラストの純資産総額の50%以上となる受益証券を保有する受益者により、またはシリーズ・トラスト受益者決議の場合特定のシリーズ・トラストの受益証券の総口数の過半数を保有する受益者により承認された場合、投票の結果は当該集会の決議とみなされます。トラスト受益者決議に関する純資産総額の計算は、当該集会の直前の評価日の評価時点で行われます。投票の際、議決権は本人または代理人により行使することができます。

文書の提供および閲覧

基本信託証書、基本信託証書の補足信託証書、管理事務代行契約、保管契約、受託会社および／または管理会社間で締結されたファンドに関する業務提供者を任命する契約、ファンド証券の販売会社を任命する契約ならびに一切の年次報告書および半期報告書の写しは、あらゆる日（土曜、日曜および祝日を除きます。）の通常の営業時間に管理事務代行会社の事務所において無料で閲覧可能であり、合理的な料金を支払った上でその写しを入手することができます。

(ハ) 受益者に対する特典

受益者に対する特典はありません。

（二）受益証券の譲渡制限の内容

各受益者は、受託会社の事前の書面による承諾に従い、管理会社との協議後、受託会社が隨時承認する様式の書面により、いずれの受益証券についても名義書換ができます。ただし、譲受人は、関連もしくは該当する管轄地における制定法、政府その他の要求もしくは規制、または該当する時点において有効な受託会社の方針を遵守するため、その他受託会社の要請に従い、受託会社、または適正に授權された受託会社の代理人が要求する情報を、事前に提供するものとします。さらに、譲受人は、（a）適格投資家への名義書換であること、（b）譲受人が、専ら投資目的のために、自己勘定で受益証券を取得していること、および（c）受託会社がその裁量により要求するその他の事項につき書面で受託会社に対して表明する必要があります。

（ホ）その他外国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

2018年12月末日現在、管理会社の資本金の額は246,310円（全額払込済）、授権株式総数は、普通株式450,000株および償還可能優先株式450,000株、発行済株式数は、普通株式1,000株および償還可能優先株式1,000株です。

最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 管理会社の機構

管理会社はケイマン諸島において設立され、現在存続している法人です。2019年5月1日現在、同社の取締役会は、以下の3名の取締役から構成されます。

スコット・レノン	取締役
リチャード・T・クリングマン	取締役
ジョゼフ・ジェナコ	取締役

権限を授権された取締役がファンドに関して管理会社を代理します。

管理会社は、ファンドの管理事務をノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.に委託しており、また、投資運用業務をB NYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に委託しています。

2 【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の事業の目的は、あらゆる種類の金融、商取引およびトレーディング業務ならびに銀行および信託業務を遂行し、引受け、また、これらの目的のいずれかに関連して差支えなく行うことのできるようなその他の業務を営むことを含みます。

管理会社は、ファンドの資産の運用、管理およびファンド証券の発行・買戻し等の業務を行います。管理会社は、投資運用会社である B N Y メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社にファンドの投資運用業務を委託しており、また、ファンド資産の保管業務、純資産価格の計算その他の管理業務をノムラ・バンク・ルク・シンプルク S . A . に委託しています。

2019年4月末日現在、管理会社は、下記の投資信託の管理および運用を行っています。

国別（設立国）	種類別	本数	純資産額の合計
ケイマン諸島籍	オープン・エンド型契約型投資信託	19	482,476,056,216円

3 【管理会社の経理状況】

(1) 管理会社であるBNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第131条第5項本文を適用し、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）により作成しております。

また、財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位 : 千円)

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	1,582,306	1,681,223
未収委託者報酬	269,459	249,131
前払販売関連費用	6,391,211	6,339,519
未収入金	442,099	529,456
デリバティブ債権	-	16,824
流動資産計	<u>8,685,076</u>	<u>8,816,155</u>
資産合計	<u>8,685,076</u>	<u>8,816,155</u>
負債の部		
流動負債		
未払金	946,745	642,298
未払費用	732,673	688,124
デリバティブ債務	4,395	-
流動負債計	<u>1,683,814</u>	<u>1,330,422</u>
負債合計	<u>1,683,814</u>	<u>1,330,422</u>
純資産の部		
株主資本		
資本金	246	246
資本剰余金		
その他資本剰余金	1,193,830	1,193,830
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	5,807,184	6,291,655
株主資本合計	<u>7,001,261</u>	<u>7,485,732</u>
純資産合計	<u>7,001,261</u>	<u>7,485,732</u>
負債・純資産合計	<u>8,685,076</u>	<u>8,816,155</u>

(2)【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	3,148,250	3,100,923
販売管理報酬等	3,326,879	3,278,975
営業収益計	6,475,129	6,379,898
営業費用		
支払手数料	2,759,020	2,720,221
販売関連費用	2,924,190	2,944,151
営業費用計	5,683,210	5,664,372
一般管理費		
事務委託費	351,359	243,170
諸経費	19,115	20,298
一般管理費計	370,475	263,469
営業利益	421,443	452,056
営業外収益		
受取利息	354	241
為替差益	-	35,061
営業外収益計	354	35,303
営業外費用		
支払利息	8,741	-
為替差損	34,285	-
営業外費用計	43,027	-
経常利益	378,770	487,360
特別損失		
前払販売関連費用追加償却費	-	*1 2,889
税引前当期純利益	378,770	484,470
当期純利益	378,770	484,470

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本				純資産合計	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
		その他 資本剰余金	その他 利益剰余金			
当期首残高	246	1,193,830	5,428,414	6,622,490	6,622,490	
当期変動額						
当期純利益			378,770	378,770	378,770	
当期変動額合計	-	-	378,770	378,770	378,770	
当期末残高	246	1,193,830	5,807,184	7,001,261	7,001,261	

当事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本				純資産合計	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
		その他 資本剰余金	その他 利益剰余金			
当期首残高	246	1,193,830	5,807,184	7,001,261	7,001,261	
当期変動額						
当期純利益			484,470	484,470	484,470	
当期変動額合計	-	-	484,470	484,470	484,470	
当期末残高	246	1,193,830	6,291,655	7,485,732	7,485,732	

[次へ](#)

注記事項
(重要な会計方針)

1. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法

2. 前払販売関連費用の処理方法

前払販売関連費用には、受益証券販売会社に支払った販売手数料を計上しており、将来ファンドから收受する販売管理報酬及び解約時には投資家から回収する手数料（販売管理報酬等）に対応させて営業費用の販売関連費用にて計上しております。

(損益計算書関係)

前事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

*1. 前払販売関連費用追加償却費

前払販売関連費用の価値の減少により、将来受取キャッシュ・フローの見込額が減少したため、当該見込み額に基づき、前払販売関連費用について追加償却費を認識しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

発行済株式総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,000	-	-	1,000
優先株式（株）	1,000	-	-	1,000

当事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

発行済株式総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,000	-	-	1,000

優先株式 (株)	1,000	-	-	1,000
----------	-------	---	---	-------

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資産運用管理業務を行っております。これらの事業により生じる営業債権である未収委託者報酬、未収入金の管理はきわめて重要であると認識しております。

これらの業務により生じた余剰資金の運用については、短期的な預金等の安全性の高い金融資産に限定しており、外貨建預金については、為替予約を用いて管理しております。

必要資金については銀行からの借入により調達しており、必要に応じて短期借入により資金調達する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権は分別保管されているファンドの信託財産から回収されるため、信用リスクはほとんどないと認識しております。なお、営業債権のうち、外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

また、短期借入金については、金利の変動リスク及び為替の変動リスクに晒されております。

預金のうち、外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金に係る金利の変動リスク及び為替の変動リスクにつきましては、市場の動向を継続的に把握しその抑制に努めております。預金のうち、外貨建てのものについては急激な為替変動リスクを抑制するため、短期の為替予約を用いております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2017年12月31日）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	1,582,306	1,582,306	-
(2)未収委託者報酬	269,459	269,459	-
(3)未収入金	442,099	442,099	-
資産計	2,293,864	2,293,864	-
(1)未払金	946,745	946,745	-
(2)未払費用	732,673	732,673	-
負債計	1,679,418	1,679,418	-
デリバティブ取引(*1)			
(1)ヘッジ会計が適用されていないもの	(4,395)	(4,395)	-
(2)ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	(4,395)	(4,395)	-

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

当事業年度（2018年12月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	1,681,223	1,681,223	-
(2)未収委託者報酬	249,131	249,131	-
(3)未収入金	529,456	529,456	-
資産計	2,459,810	2,459,810	-
(1)未払金	642,298	642,298	-
(2)未払費用	688,124	688,124	-
負債計	1,330,422	1,330,422	-
デリバティブ取引(*1)			

(1)ヘッジ会計が適用されていないもの	16,824	16,824	-
(2)ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	16,824	16,824	-

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

資産

- (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、並びに(3) 未収入金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によってあります。

負債

- (1) 未払金、並びに(2) 未払費用

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によってあります。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

- (注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2017年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	1,582,306	-	-	-
未収委託者報酬	269,459	-	-	-
未収入金	442,099	-	-	-
合 計	2,293,864	-	-	-

当事業年度（2018年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	1,681,223	-	-	-
未収委託者報酬	249,131	-	-	-
未収入金	529,456	-	-	-
合 計	2,459,810	-	-	-

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

前事業年度 (2017年12月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 オーストラリアドル	1,314,384	-	4,395	4,395
合計		1,314,384	-	4,395	4,395

当事業年度 (2018年12月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 オーストラリアドル	793,350	-	16,824	16,824
合計		793,350	-	16,824	16,824

(注) 時価の算定方法

契約を締結している金融機関から提示された価格によっております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

前事業年度 (2017年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (2018年12月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「管理業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	販売管理報酬等	合計
外部顧客への売上高	3,148,250	3,326,879	6,475,129

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

損益計算書に占める外部顧客への売上高の90%超は本邦におけるものであるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	販売管理報酬等	合計
外部顧客への売上高	3,100,923	3,278,975	6,379,898

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

損益計算書に占める外部顧客への売上高の90%超は本邦におけるものであるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(関連当事者との取引)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内 容又は職 業	議決権等 の所有(被 所有)割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	BNY メロン・ アセット・マ ネジメント・ ジャパン株式 会社	東京 都 千 代田区	795百万 円	資産運用 業務	なし	投資運用 委託 役員の兼任	投資運用 委託 事務委託 (注2) (注4)	2,619,144 346,848	未払 費用	623,629

同一の親会社を持つ会社	ニューヨーク メロン銀行	米国 ニュー ヨー ク	1,135 百万米 ドル	銀行業	なし	預金取引	預金の引出(純額) (注3)	349,327	預金	1,545,854
						資金の借入 (注3)	資金の借入(注3)	1,662,535		
						資金の返済 (注3)	資金の返済(注3)	2,010,632	短期 借入金	-

資金の借入 (注3)	資金の借入(注3)	1,662,535		
資金の返済 (注3)	資金の返済(注3)	2,010,632	短期 借入金	-
利息の支払 (注3)	利息の支払(注3)	8,741		

デリバティブ取引による支出 (注3)	デリバティブ取引による支出(注3)	71,472	デリバティブ債務	4,395
-----------------------	-------------------	--------	----------	-------

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

- (1) 取引金額には、消費税等は含まれておりません。
- (2) 当該会社との投資運用契約に基づき、独立第三者間取引と同様の取引条件で計算された金額を支払っております。
- (3) 当社と関係を有しない他の当事者と同様の取引条件等によっております。
- (4) 事務委託については、当社が提供を受ける役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出されております。

当事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
----	--------	-----	----------	-----------	----------------	-----------	-------	----------	----	----------

同一の親会社を持つ会社	BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社	東京都千代田区	795百万円	資産運用業務	なし	投資運用委託 役員の兼任	投資運用委託 事務委託 (注2) (注4)	2,589,840 239,271	未払費用	602,841
同一の親会社を持つ会社	ニューヨークメロン銀行	米国 ニューヨーク	1,135 百万米ドル	銀行業	なし	預金取引	預金の引出(純額) (注3)	28,837	預金	1,515,030
						デリバティブ取引	デリバティブによる入金 (注3)	32,141	デリバティブ債権	16,824

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

- (1) 取引金額には、消費税等は含まれてありません。
- (2) 当該会社との投資運用契約に基づき、独立第三者間取引と同様の取引条件で計算された金額を支払っております。
- (3) 当社と関係を有しない他の当事者と同様の取引条件等によっております。
- (4) 事務委託については、当社が提供を受ける役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出されております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション（ニューヨーク証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 (自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)
1株当たり純資産額	3,500,630円62銭	3,742,866円6銭
1株当たり当期純利益金額	189,385円47銭	242,235円44銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)
当期純利益(千円)	378,770	484,470
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	378,770	484,470
期中平均株式数	2,000	2,000
うち、普通株式	1,000	1,000
うち、普通株式と同等の株式： 優先株式	1,000	1,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

受託会社、管理会社、管理事務代行会社、保管会社、投資運用会社、副投資運用会社、ならびにこれらの持株会社、かかる持株会社の株主および子会社ならびにその取締役、役員、従業員、代理人および関連会社（以下「関係当事者」といいます。）の各々は、場合によりファンドとの利益相反を招きうる他の金融活動、投資活動その他の専門的な活動に関与することができます。かかる活動には、他の投資信託の受託者、管理事務代行者、保管者、管理者、投資運用者または販売者として活動すること、および他の投資信託または他の会社の取締役、役員、アドバイザーもしくは代理人として行為することが含まれます。特に、管理会社は、ファンドと類似または重複する投資目的を有する他の投資信託に対する運用または助言に関与することが予想されます。さらに、受託会社の関連会社は、ファンドに対し、管理会社に承認される条件により銀行サービスおよび金融サービスを提供することができ、この場合かかる銀行サービスおよび金融サービスの提供により得られた利益は関係当事者が保有することとなります。受託会社および管理会社は、第三者に対しファンドに提供されたものと類似するサービスを提供することができ、かかる行為により得られた利益につき説明する責任を負わないものとします。利益相反が生じた場合、受託会社および管理会社（のうち該当する方）は、これが公平に解決されることを確保する努力を行うものとします。異なる顧客（ファンドを含みます。）への投資機会の配分において、管理会社は、かかる義務につき利益相反に直面する可能性があります。ただし、管理会社は、当該状況下の投資機会が公平に配分されることを保証します。

各ファンドは、関係当事者またはかかる者により助言もしくは管理される投資信託または投資勘定から証券を取得するか、またはこれらに対し証券を処分することができます。関係当事者（受託会社を除きます。）は、受益証券を保有し自己が適切と判断するところに従い取引を行うことができます。関係当事者は、類似の投資対象がファンドにより保有されるか否かにかかわらず、自己の勘定で投資対象を購入、保有または取引することができます。

関係当事者は、受益者との間で、または自己の証券がファンドによりもしくはその勘定で保有されている事業体との間で金融その他の取引を行うか、またはかかる取引に関与することができます。さらに、関係当事者は、該当するファンドのためであるか否かを問わずファンドの勘定で行ったファンドの投資対象の売却または購入に關し、自らが取り決める手数料および利益を受領することができます。

5 【その他】

（1）定款の変更

管理会社の定款は、株主総会の決議に基づき変更されます。

（2）事業譲渡または事業譲受

当初、管理会社の全ての発行済株式は、メロン・インターナショナル・ホールディング・コーポレーション（以下「M I H C」といいます。）が保有していました。その後M I H Cは解散し、この解散に伴い、その当時M I H Cの普通株9,900株を保有していた、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの完全子会社であるメロン・バンク・エヌ・エイ（以下「メロン・バンク」といいます。）は、メロン・バンク・インターナショナルに分配された一定額の現金を除くM I H Cの資産および負債を全て引受けました。

その後、メロン・バンクはM I H Cの解散に伴い受領した、メロン・バンクが保有する一定額の現金を除く全ての資産をメロン・オーバーシーズ・インベストメント・コーポレーション（以下「M O I C」といいます。）に提供しました。管理会社の全ての発行済株式は、M O I Cに提供されたかかる資産に含まれていたため、管理会社はM O I Cの完全子会社になりました。

その後、M O I Cは、M O I Cが保有する管理会社の全ての発行済株式を同じくB NYメロン・グループのグループ会社であるエムビーシー・インベストメンツ・コーポレーション（以下「M B C」といいます。）に譲渡したため、2018年12月末日現在、管理会社はM B Cの完全子会社です。

（3）出資の状況

該当ありません。

（4）訴訟事件その他の重要事項

有価証券報告書提出前1年以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を及ぼした事実、または及ぼすことが予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する1年です。

管理会社の存続期間は無期限です。ただし、株主総会の決議によつていつでも解散することができます。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(「受託会社」)

資本金の額

2019年6月末日現在、受託会社の払込資本金の額は、25,921,000米ドル(約28億3,472万円)です。

事業の内容

受託会社はケイマン諸島の法律に基づき1965年に設立された信託銀行であり、銀行、信託および投資サービスを包括的に提供しています。その顧客には、ケイマン諸島だけでなく世界各地の個人、法人その他の機関が含まれます。受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(2018年改訂)に基づき適法に設立され、存続しており、現在行っている自己の事業につき許可を受けています。また、受託会社は、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づきミューチュアル・ファンド管理者としての許可も受けています。

(2) ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.(「管理事務代行会社」および「保管会社」)

資本金の額

2019年6月末日現在、資本金の額は、2,800万ユーロ(34億872万円)です。

(注)ユーロの円換算は、別段の記載がない限り、便宜上、2019年5月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ = 121.74円)によります。

事業の内容

ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.は、ルクセンブルグの法律に基づき1990年に有限会社として設立され、銀行業務に従事しています。

(3) B NYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社(「投資運用会社」)

資本金の額

2019年3月末日現在、投資運用会社の資本金の額は7億9,500万円です。

事業の内容

投資運用会社は、1998年11月に日本において設立され、金融商品取引法に基づく登録を受け、投資運用業、投資助言・代理業および第二種金融商品取引業を営んでいます。

(4) インサイト・インベストメント・マネジメント(グローバル)リミテッド(「副投資運用会社」)

資本金の額

副投資運用会社の資本金の額は、公開されていません。なお、副投資運用会社を子会社とするザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの2018年12月末日現在における払込資本金の額は、約306億7,400万米ドル(約3兆3,545億円)です。

事業の内容

副投資運用会社は、2002年に英国で設立され、英国金融行為規制機構による認可および規制を受けています。

(5)野村證券株式会社(「代行協会員」および「販売会社」)

資本金の額

2019年6月末日現在、資本金の額は、100億円です。

事業の内容

金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っています。同社は2019年6月末日現在、日本国内に156の本支店を有し、顧客に第一種金融商品取引業に関するサービスを提供しています。なお、様々な投資運用業者発行の投資信託について指定金融商品取引業者として、また、外国投資信託の販売会社および代行協会員としてそれぞれ証券の販売業務・貿易の取次業務を行っています。

2【関係業務の概要】

(1)CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(「受託会社」)

受託会社は、基本信託証書および2012年1月18日付のファンドに係る補足信託証書に基づき、ファンドの受託業務を行います。

(2)ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.(「管理事務代行会社」および「保管会社」)

管理事務代行会社は、ファンドに関して管理事務、登録および名義書換を行います。また、管理事務代行契約に基づき、受託会社および管理会社の監督のもと、ファンドの業務を行い、ファンドの会計記録を維持し、ファンドの純資産総額の算定を行います。

保管会社は、保管契約に定めるとおり、保管する証券の処理、評価および報告業務を行います。かかる業務には、信託および保護預り、資金管理および証券移動、ならびに月次評価といった業務が含まれます。

(3)B NYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社(「投資運用会社」)

投資運用会社は、管理会社から委託を受け、投資運用契約に基づきファンドに関する投資運用業務を行います。

(4)インサイト・インベストメント・マネジメント(グローバル)リミテッド(「副投資運用会社」)

副投資運用会社は、投資運用会社から委託を受け、副投資運用契約に基づきファンドに関する副投資運用業務を行います。

(5)野村證券株式会社(「代行協会員」および「販売会社」)

代行協会員の業務およびファンド証券の販売業務・貿易の取次業務を行います。

3 【資本関係】

(1) CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(「受託会社」)

該当事項ありません。

(2) ノムラ・バンク・ルクセンブルS . A . (「管理事務代行会社」および「保管会社」)

ノムラ・バンク・ルクセンブルS . A . の最終的な親会社である野村ホールディングス株式会社は、野村證券株式会社の親会社です。

(3) BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社(「投資運用会社」)

投資運用会社は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの完全子会社です。

(4) インサイト・インベストメント・マネジメント(グローバル)リミテッド(「副投資運用会社」)

副投資運用会社は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの子会社です。

(5) 野村證券株式会社(「代行協会員」および「販売会社」)

野村證券株式会社の親会社である野村ホールディングス株式会社は、ノムラ・バンク・ルクセンブルS . A . の間接的な親会社です。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行および信託会社法（2018年改訂）（以下「銀行および信託会社法」という。）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行および信託会社法、会社管理法（2018年改訂）または地域会社（管理）法（2019年改訂）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2018年12月現在、活動中の規制を受けている投資信託の数は10,992（2,946のマスター・ファンドを含む。）であった。またそれに加え、適用可能な免除規定に従った相当数の未登録投資信託が存在している。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2019年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社の管理者をも監督しており金融庁法（2018年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われてあり、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第4(4)条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

3. 規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式(MF3)による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年4,268米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している（第3.2項参照）。

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式(MF2およびMF2A)とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4(3)条投資信託）

(a) 規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。

- () 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの
- () 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの
- () 投資信託が（ミューチュアル・ファンド法で定義される）マスター・ファンドであり、下記のいずれかに該当するもの
 - (A) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または
 - (B) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

(b) 上記の()および()に分類される投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず、かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記の()に分類される投資信託で、販売用書類が存在しない場合、投資信託は、マスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず(MF4様式)、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

4. 投資信託の継続的要件

4.1 いざれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要な事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。

4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

- (a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
- (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
- (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ローダリング防止規則（2018年改訂）（以下「マネー・ローダリング防止規則」という。）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。

4.4 当初2006年12月27日に効力を生じた投資信託（年次申告書）規則（2018年改訂）に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5 . 投資信託管理者

5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。

5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、管理者または役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行行為することができる。

5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。

5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託の運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連の投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しか

し、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条（第3.3項参照）に基づき規制されていない場合またはミューチュアル・ファンド法第4(4)条（第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。

5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならず、決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
- (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合

(c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

(d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合

(e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ローダリング防止規則または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。

5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。

5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

(a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2018年改訂）（以下「会社法」という。）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。

(b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授権資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授権資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。

(c) 存続期限のある／存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。

(d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。

（ ）各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。

（ ）取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならず、その写しを会社登記官に提出しなければならない。

- () 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
- () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
- () 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
- () 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる（ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。）。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は資本金から株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる（すなわち、支払能力を維持する）ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の財務長官が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英國の信託法に従っており、この問題に関する英國の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2018年改訂）は、英國の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者としない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。

(g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。

(h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

(i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

(a) 免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルまたはプライベート・エクイティ・ファンドにおいて一般的に用いられる。

(b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基盤を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法（2018年改訂）（以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。）である。

(c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（個人、企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。

(d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。

(e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、パートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法（2013年改訂）の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。

(f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。

() ケイマン諸島に登録事務所を維持する。

() 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。

() リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。

() リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報庁法（2017年改訂）に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。

() リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。

() 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。

(g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、リミテッド・パートナーシップの権利はパートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。

(h) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。

(i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。

(j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。

(k) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までにCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認めるとする権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (e) 規制投資信託の取締役、管理者または役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。
- (a) 第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと

- (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めるこ
 - (d) 事柄を行なうようにファンドに助言する者を選任すること
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に對して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に關し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に關し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に關する勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に關し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に關するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に關する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に關する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託が会社の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に關して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しましたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、

第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのにかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
 - (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
 - (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しましたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
 - (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いましてもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いましてはそのように意図している場合
 - (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
 - (e) 免許投資信託管理業務について取締役、管理者または役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
 - (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しましたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
 - (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
 - () CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したこと通知すること、規制投資信託に關し所定の年間手数料を支払うこと
 - () CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
 - () 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に關し、条件が満たされていること

- () 規制投資信託の事柄に關し書面による通知を CIMA に対して行うこと
 - () CIMA の命令に従い、名称を変更すること
 - () 会計監査を受け、CIMA に対して監査済会計書類を送ること
 - () 少なくとも 2 人の取締役をおくこと
 - () CIMA から指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類を CIMA に対し提出すること
- (b) CIMA の承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
- (c) CIMA の書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
- (d) CIMA の承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること

8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者について CIMA がとりうる行為は以下の通りである。

- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
- (b) その投資信託管理者免許に關し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更または取り消すこと
- (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
- (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
- (e) 投資信託管理に關し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること

8.11 CIMA が第8.10項による措置を執った場合、CIMA は、グランドコートに対して、CIMA が当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。

8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任により CIMA に発生した費用は、管理者が CIMA に支払うべき金額となる。

8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。

8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に關連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。

8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に關し選任された者は、以下の行為を行ふものとする。

- (a) CIMA から求められたときは、CIMA の特定する投資信託の管理者の管理に關する情報を CIMA に対して提供する。
- (b) 選任後 3 か月以内または CIMA が特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成して CIMA に対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に關する推奨を CIMA に対して行う。
- (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後 CIMA が特定する情報、報告書、推奨を CIMA に対して提供する。

8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、

- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
- (b) 満足できる形で投資信託管理に關する義務を実行していないと CIMA が判断する場合、CIMA は、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。

8.17 免許投資信託管理者に關する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMA は以下の措置を執ることができる。

- (a) CIMA が特定した方法で投資信託管理者に關する事柄を再編するように要求すること
- (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
- (c) CIMA は、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に關して適切と考える行為をとることができること

- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会社法によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9 . ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- 規制投資信託
 - 免許投資信託管理者
 - 規制投資信託であった人物、または
 - 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - 仲裁または取り決めを審議するために設置された委員会に出席すること
 - 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とする他の者に以下のことを授権する令状を発行することができる。
- 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
 - それらの場所またはその場所にいる者を捜索すること
 - 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して捜索すること
 - ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
 - ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
- (b) 投資信託に関する事柄
- (c) 投資信託管理者に関する事柄

ただし、これらの情報は、CIMAがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

- (a) CIMAがミューチュアル・ファンド法により付与された職務を行うことを援助する目的の場合
- (b) 例えば2016年秘密情報公開法、犯罪収益に関する法律（2019年改訂）または薬物濫用法（2017年改訂）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行なうことが合法的に要求されまたは許可された場合
- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合
- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込む者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずにいたことを意味すると一般的に解される。

11.3 契約法（1996年改訂）

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。

- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にその運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
- () 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - () そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかつたために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的な事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定的に授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般刑法法

12.1 刑法（2019年改訂）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2019年改訂）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてあれ法についてあれ、言葉あれ、行為あれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13. 清算

13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自身の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剩余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17(c)項）剩余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17(d)項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剩余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（第6.1(l)項、第6.2(g)項および第6.3(i)項参照）。

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改正）

14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改正）（以下「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
 - () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されること
 - () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
 - () 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されること
 - () 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
 - () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
 - () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されること
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようになること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または同等の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「同等の法域」とは、犯罪収益に関する法律の下でケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止対策グループにより承認された法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契

約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。

- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しありおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を充分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（2019年改正）の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されること
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されること
 - () 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けはならない業務を以下の通り定めている。
- () 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、

- (A) 特殊事情（一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）において、12か月を超えない期間に限り、本()項において言及される借入制限を超えてよいものとし、
- (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、
 本()項において言及される借入制限を超えてよいものとする。
- () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一會社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限しないものとする。
- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- () 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一會社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
- () 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
- () マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
- () 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財

務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。

- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定める。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
 - () 一般投資家向け投資信託の名称、または会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
 - () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
 - () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
 - () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
 - () 監査人の氏名および住所
 - () 下記の(xx)、(xx)および(xx)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
 - () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授権株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
 - () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
 - () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
 - () 証券の発行および売却に関する手続および条件
 - (x) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
 - (x) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
 - (x) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明

- (x) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
- (x) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
- (x) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述
- (x) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- (xx) 以下の記述
「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- (xx) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）
- (xx) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）
(A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
(B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- (xx) 投資顧問会社（下記事項を含む）
(A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
(B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
(C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されています。

2018年7月31日 有価証券報告書（第3期）

2018年10月31日 半期報告書（第4期中）

円投資型1802／米ドル投資型1802については、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されています。

2018年10月31日 半期報告書（第1期中）

円投資型1803／米ドル投資型1803については、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されています。

2018年2月20日 有価証券届出書

2018年10月31日 半期報告書（第1期中）

（参考情報）

各クラスについては、設定日前に、以下の書類が関東財務局長に提出されています。

<円投資型1806／米ドル投資型1806>

2018年5月16日 有価証券届出書

<円投資型1809／米ドル投資型1809>

2018年8月17日 有価証券届出書

<円投資型1812／米ドル投資型1812>

2018年11月16日 有価証券届出書

第5【その他】

該当事項はありません。

別紙

定義

本書では、以下の表現は以下の意味を有します。

- 「営業日」 ルクセンブルグ、ニューヨーク、ロンドンおよび東京において銀行および日本における金融商品取引業者が営業を行う日（毎年12月24日を除きます。）、または管理会社が隨時に決定するその他の日をいいます。
- 「英文目論見書」 ファンドに関する2010年7月付英文目論見書をいい、適宜変更または補足されます。
- 「円」および「¥」 日本の法定通貨をいいます。
- 「円投資型1507」 NM世界投資適格社債ファンドの円投資型1507と称する受益証券をいいます。
- 「円投資型1510」 NM世界投資適格社債ファンドの円投資型1510と称する受益証券をいいます。
- 「円投資型1601」 NM世界投資適格社債ファンドの円投資型1601と称する受益証券をいいます。
- 「円投資型1605」 NM世界投資適格社債ファンドの円投資型1605と称する受益証券をいいます。
- 「円投資型1609」 NM世界投資適格社債ファンドの円投資型1609と称する受益証券をいいます。
- 「円投資型1611」 NM世界投資適格社債ファンドの円投資型1611と称する受益証券をいいます。
- 「円投資型1701」 NM世界投資適格社債ファンドの円投資型1701と称する受益証券をいいます。
- 「円投資型1703」 NM世界投資適格社債ファンドの円投資型1703と称する受益証券をいいます。
- 「円投資型1706」 NM世界投資適格社債ファンドの円投資型1706と称する受益証券をいいます。

「円投資型1709」

N M世界投資適格社債ファンドの円投資型1709と称する受益証券を
いいます。

「円投資型1712」

N M世界投資適格社債ファンドの円投資型1712と称する受益証券を
いいます。

「円投資型1802」

N M世界投資適格社債ファンドの円投資型1802と称する受益証券を
いいます。

「円投資型1803」

N M世界投資適格社債ファンドの円投資型1803と称する受益証券を
いいます。

「円投資型1806」

N M世界投資適格社債ファンドの円投資型1806と称する受益証券を
いいます。

「円投資型1809」

N M世界投資適格社債ファンドの円投資型1809と称する受益証券を
いいます。

「円投資型1812」

N M世界投資適格社債ファンドの円投資型1812と称する受益証券を
いいます。

「円投資型受益証券」

円投資型1507、円投資型1510、円投資型1601、円投資型1605、円投
資型1609、円投資型1611、円投資型1701、円投資型1703、円投資型
1706、円投資型1709、円投資型1712、円投資型1802、円投資型
1803、円投資型1806、円投資型1809および円投資型1812を総称して
いいます。

「買付申込書」

管理事務代行会社から入手することができる受益証券の買付申込書
をいいます。

「買戻請求書」

管理事務代行会社から入手できる買戻請求書をいいます。

「買戻日」

各営業日、またはファンドに関し管理会社が隨時決定するその他の
日をいいます。

「管理会社」

トラストの管理会社としてのB NYメロン・インターナショナル・
マネジメント・リミテッドをいいます。

「管理事務代行会社」

ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.をいいます。

「管理事務代行契約」

受託会社、管理会社および管理事務代行会社間で締結された管理事務代行契約をいい、同契約に基づきファンドの管理事務代行者として管理事務代行会社が選任されています。

「基本信託証書」

受託会社および管理会社間で締結されたトラストを設立する2010年6月22日付基本信託証書（隨時修正または補足されるものを含みます。）をいいます。

「受益者」

ある時点における受益者名簿に登録された受益証券保有者をいいます。

「受益証券」

ファンドの受益証券をいいます。受益証券は異なるクラスにつき発行されることができ、文脈上別の解釈が求められる場合を除き、すべてのクラスの受益証券を含みます。

「受託会社」

トラストの受託者としてのCIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドをいいます。

「純資産総額」

ファンドの純資産総額をいいます。

「シリーズ・トラスト受益者決議」

あるシリーズ・トラストの発行済受益証券口数の過半数の保有者が書面により承認した決議、または当該シリーズ・トラストの受益者集会において基本信託証書の規定に基づき当該シリーズ・トラストの受益者により可決された決議をいいます。

「S & P」

S & Pグローバル・レーティングをいいます。

「設定日」

円投資型1507および米ドル投資型1507については2015年7月30日、
円投資型1510および米ドル投資型1510については2015年10月29日、
円投資型1601および米ドル投資型1601については2016年1月28日、
円投資型1605および米ドル投資型1605については2016年5月27日、
円投資型1609および米ドル投資型1609については2016年9月29日、
円投資型1611および米ドル投資型1611については2016年11月29日、
円投資型1701および米ドル投資型1701については2017年1月30日、
円投資型1703および米ドル投資型1703については2017年3月30日、
円投資型1706および米ドル投資型1706については2017年6月29日、
円投資型1709および米ドル投資型1709については2017年9月28日、
円投資型1712および米ドル投資型1712については2017年12月21日、
円投資型1802および米ドル投資型1802については2018年2月22日、
円投資型1803および米ドル投資型1803については2018年3月29日、
円投資型1806および米ドル投資型1806については2018年6月28日、
円投資型1809および米ドル投資型1809については2018年9月27日、
円投資型1812および米ドル投資型1812については2018年12月20日または各クラスについて管理会社が単独の裁量により決定するその他の日をいいます。

「代行協会員」

ファンドの代行協会員としての野村證券株式会社をいいます。

「適格投資家」

以下の()から()に該当しない者、法人もしくは法主体または管理会社が受託会社の承諾を得てファンドについて隨時特定もしくは指定するその他の者もしくは団体をいいます。

()米国の市民もしくは居住者、米国で設立されたもしくは存続するパートナーシップ、または米国法に基づき設立されたもしくは存続する法人、信託もしくはその他の法主体、()ケイマン諸島に居住もしくは住所を置く者、法人もしくは法主体(慈善信託もしくはその他の慈善団体、または免税もしくは非居住ケイマン諸島会社を除きます。)、()適用法に違反することなく受益証券の購入もしくは保有が不可能である者、ならびに()上記()から()に規定される者、法人もしくは法主体のための保管者、名義人もしくは受託者。

「投資運用会社」

B NYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社をいいます。

「投資運用契約」

管理会社と投資運用会社との間の投資運用契約（その後の変更を含みます。）をいい、同契約に基づきファンドの投資運用者として投資運用会社が選任されています。

「トラスト」

ケイマン諸島法に基づき設立されたオープン・エンド型アンブレラ型ユニット・トラストであるジャパン・オフショア・ファンド・シリーズをいいいます。

「トラスト受益者決議」

1口当たり純資産価格の総額がトラストの全シリーズ・トラストの純資産総額の50%以上となる受益証券の保有者が書面により承認した決議、または受益者集会において1口当たり純資産価格の総額がトラストの全シリーズ・トラストの純資産総額の50%以上となる受益証券を保有する受益者により可決された決議をいいいます。

「販売会社」

ファンドの販売会社としての野村證券株式会社をいいいます。

「ファンド証券 1口当たり純資産価格」

特定の受益証券のクラスに帰属する純資産総額を評価時に発行済の当該受益証券のクラス受益証券の口数で除して算出される額をいい、円投資型受益証券は1円、米ドル投資型受益証券は0.01米ドル単位まで四捨五入することにより算出されます。

「評価時点」

適用される為替レートの決定につき、各評価日のルクセンブルグ時間午前10時、またファンドの資産につき、各評価日のルクセンブルグ時間午後4時、もしくは（これらより早く到来する場合）関係する最後の市場の営業終了時、または管理会社がファンドの管理事務代行会社と協議の上ファンドもしくはファンドの資産について隨時決定するその他の時刻。

「評価日」

各営業日、またはファンドに関し管理会社が隨時に決定することのできるその他の日をいいます。

「ファンド」

受託会社と管理会社との間の基本信託証書（改訂済み）に基づき構成されたトラストのシリーズ・トラストであるNM世界投資適格社債ファンドをいいます。

「副投資運用会社」

インサイト・インベストメント・マネジメント（グローバル）リミテッドをいいます。

「副投資運用契約」

投資運用会社と副投資運用会社との間の副投資運用契約（その後の変更を含みます。）をいい、同契約に基づきファンドの副投資運用者として副投資運用会社が選任されています。

「分配期間」

最初の分配期間の場合には払込日から開始し、その後については前の分配基準日の翌日から開始し、分配基準日（同日を含みます。）に終了する期間をいいます。

「分配基準日」

円投資型1507、米ドル投資型1507、円投資型1510、米ドル投資型1510、円投資型1601、米ドル投資型1601、円投資型1701および米ドル投資型1701については各年の1月、4月、7月、10月の5日（同日が営業日でない場合は直前の営業日）、円投資型1605、米ドル投資型1605、円投資型1611、米ドル投資型1611、円投資型1802および米ドル投資型1802については各年の2月、5月、8月、11月の5日（同日が営業日でない場合は直前の営業日）、円投資型1609、米ドル投資型1609、円投資型1703、米ドル投資型1703、円投資型1706、米ドル投資型1706、円投資型1709、米ドル投資型1709、円投資型1712、米ドル投資型1712、円投資型1803、米ドル投資型1803、円投資型1806、米ドル投資型1806、円投資型1809、米ドル投資型1809、円投資型1812および米ドル投資型1812については各年の3月、6月、9月、12月の5日（同日が営業日でない場合は直前の営業日）またはクラス受益証券に関して管理会社が決定するその他の日をいいます。

「米国」

アメリカ合衆国、その領土および属領をいいます。

「米ドル投資型1507」

N M世界投資適格社債ファンドの米ドル投資型1507と称する受益証券をいいます。

「米ドル投資型1510」

N M世界投資適格社債ファンドの米ドル投資型1510と称する受益証券をいいます。

「米ドル投資型1601」

N M世界投資適格社債ファンドの米ドル投資型1601と称する受益証券をいいます。

「米ドル投資型1605」

N M世界投資適格社債ファンドの米ドル投資型1605と称する受益証券をいいます。

「米ドル投資型1609」

N M世界投資適格社債ファンドの米ドル投資型1609と称する受益証券をいいます。

「米ドル投資型1611」

N M世界投資適格社債ファンドの米ドル投資型1611と称する受益証券をいいます。

- 「米ドル投資型1701」 NM世界投資適格社債ファンドの米ドル投資型1701と称する受益証券をいいいます。
- 「米ドル投資型1703」 NM世界投資適格社債ファンドの米ドル投資型1703と称する受益証券をいいいます。
- 「米ドル投資型1706」 NM世界投資適格社債ファンドの米ドル投資型1706と称する受益証券をいいいます。
- 「米ドル投資型1709」 NM世界投資適格社債ファンドの米ドル投資型1709と称する受益証券をいいいます。
- 「米ドル投資型1712」 NM世界投資適格社債ファンドの米ドル投資型1712と称する受益証券をいいいます。
- 「米ドル投資型1802」 NM世界投資適格社債ファンドの米ドル投資型1802と称する受益証券をいいいます。
- 「米ドル投資型1803」 NM世界投資適格社債ファンドの米ドル投資型1803と称する受益証券をいいいます。
- 「米ドル投資型1806」 NM世界投資適格社債ファンドの米ドル投資型1806と称する受益証券をいいいます。
- 「米ドル投資型1809」 NM世界投資適格社債ファンドの米ドル投資型1809と称する受益証券をいいいます。
- 「米ドル投資型1812」 NM世界投資適格社債ファンドの米ドル投資型1812と称する受益証券をいいいます。
- 「米ドル投資型受益証券」 米ドル投資型1507、米ドル投資型1510、米ドル投資型1601、米ドル投資型1605、米ドル投資型1609、米ドル投資型1611、米ドル投資型1701、米ドル投資型1703、米ドル投資型1706、米ドル投資型1709、米ドル投資型1712、米ドル投資型1802、米ドル投資型1803、米ドル投資型1806、米ドル投資型1809および米ドル投資型1812を総称しています。
- 「保管会社」 ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.をいいいます。
- 「保管契約」 受託会社と保管会社との間で締結された保管契約をいい、同契約に基づきファンドの保管者として保管会社が選任されています。

「マネージド・ファンド」 ユニット・トラスト、ミューチュアル・ファンド・コーポレーションまたは類似のオープン・エンド型投資会社その他の投資手段をいいます。

「ムーディーズ」 ムーディーズ・インベスターズ・サービスズ・インクをいいます。

独立監査人の報告書

ジャパン・オフショア・ファンド・シリーズの受託会社としてのCIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド御中

監査意見

我々の意見では、当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して、ジャパン・オフショア・ファンド・シリーズのシリーズ・トラストであるNM世界投資適格社債ファンド（以下「ファンド」という。）の2018年1月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

ファンドの財務書類は、以下のもので構成される。

- ・2018年1月31日現在の純資産計算書
- ・2018年1月31日現在の投資有価証券明細表
- ・同日に終了した年度の運用計算書
- ・同日に終了した年度の純資産変動計算書
- ・重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。当該基準の下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

独立性

我々は国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（以下「IESBA規程」という。）に従ってファンドから独立した立場にある。我々はIESBA規程に従って他の倫理的な義務も果たしている。

その他の情報

経営陣は、年次報告書を構成するその他の情報（ファンドの財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。）に関して責任を負う。

ファンドの財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

ファンドの財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して真実かつ公正に表示された当財務書類の作成、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると経営陣が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、経営陣がファンドの清算または運用の停止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、I S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

I S A sに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するためには、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・経営陣が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

その他の事項

監査意見を含む当報告書は、ファンドの受託会社としてのC I B Cバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドのためのみに、監査契約書の条項に従い作成されたものであり、他の目的はない。我々は、当意見を述べるにあたり、その他の目的に対して、または、我々の事前の書面による明確な同意なしに当報告書が提示される、または当報告書を入手するその他の者に対して責任を負わない。

プライスウォーターハウスクーパース

2018年5月25日

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

To CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of Japan Offshore Fund Series

Our opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of NM Global Investment Grade Corporate Bond Fund (the Series Trust), a series trust of Japan Offshore Fund Series, as at January 31, 2018, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

What we have audited

The Series Trust's financial statements comprise:

- the statement of net assets as at January 31, 2018;
- the statement of investments as at January 31, 2018;
- the statement of operations for the year then ended;
- the statement of changes in net assets for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We are independent of the Series Trust in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code). We have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code.

Other Information

Management is responsible for the other information. The other information comprises the Annual Report (but does not include the Series Trust's financial statements and our auditor's report thereon).

Our opinion on the Series Trust's financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the Series Trust's financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of management for the financial statements

Management is responsible for the preparation of the financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.

- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Other Matter

This report, including the opinion, has been prepared for and only for CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of the Series Trust in accordance with the terms of our engagement letter and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

PricewaterhouseCoopers

May 25, 2018

()上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

独立監査人の報告書

ジャパン・オフショア・ファンド・シリーズの受託会社としてのCIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド御中

監査意見

我々の意見では、当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して、ジャパン・オフショア・ファンド・シリーズのシリーズ・トラストであるNM世界投資適格社債ファンド（以下「ファンド」という。）の2019年1月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

ファンドの財務書類は、以下のもので構成される。

- ・2019年1月31日現在の純資産計算書
- ・2019年1月31日現在の投資有価証券明細表
- ・同日に終了した年度の運用計算書
- ・同日に終了した年度の純資産変動計算書
- ・重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下「IAS」という。）に準拠して監査を行った。当該基準の下での我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

独立性

我々は国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（以下「IESBA規程」という。）に従ってファンドから独立した立場にある。我々はIESBA規程に従って他の倫理的な義務も果たしている。

その他の情報

経営陣は、投資運用報告書を構成するその他の情報（ファンドの財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。）に関して責任を負う。

ファンドの財務書類に対する監査意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

ファンドの財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われないかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して真実かつ公正に表示された当財務書類の作成、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると経営陣が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、経営陣がファンドの清算または運用の停止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、I S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

I S A sに準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保つている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するためには、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・経営陣が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

その他の事項

監査意見を含む当報告書は、ファンドの受託会社としてのC I B Cバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドのためのみに、監査契約書の条項に従い作成されたものであり、他の目的はない。我々は、当意見を述べるにあたり、その他の目的に対して、または、我々の事前の書面による明確な同意なしに当報告書が提示される、または当報告書を入手するその他の者に対して責任を負わない。

プライスウォーターハウスクーパース

2019年5月24日

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

To CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of Japan Offshore Fund Series

Our opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of NM Global Investment Grade Corporate Bond Fund (the Series Trust), a series trust of Japan Offshore Fund Series, as at January 31, 2019, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

What we have audited

The Series Trust's financial statements comprise:

- the statement of net assets as at January 31, 2019;
- the statement of investments as at January 31, 2019;
- the statement of operations for the year then ended;
- the statement of changes in net assets for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We are independent of the Series Trust in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code). We have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code.

Other Information

Management is responsible for the other information. The other information comprises the Investment Manager Report (but does not include the Series Trust's financial statements and our auditor's report thereon).

Our opinion on the Series Trust's financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the Series Trust's financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of management for the financial statements

Management is responsible for the preparation of the financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.

- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Other Matter

This report, including the opinion, has been prepared for and only for CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of the Series Trust in accordance with the terms of our engagement letter and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

PricewaterhouseCoopers

May 24, 2019

()上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2019年4月23日

BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

三 上 和 彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「管理会社の経理状況」に掲げられているBNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッドの2018年1月1日から2018年12月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッドの2018年12月31日現在の財政状態並びに同日をもつて終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しております。